

国立公文書館

国立公文書館

分類	法務省
	平成11年
排架 番号	4 A
	18
	2152

裏
面
白
紙

OPENING STATEMENT (HE ROTA)

10002571

KPH-NO

第 二 五 七 一 號

東京國際軍事裁判所

アメリカ合衆国其他

荒木貞夫其他

既に訴訟記録に廣田弘毅氏の為の冒頭陳述
 るもの、及び、更に約百二十回の文書の提出と少くとも十二人の證人の證
 言により、我々は次の事實を示さんとするものである。
 一、廣田氏は明治三十九年に外交官としての長い勤務の第一歩を踏み出し、
 昭和十三年の五月に之を卒えた。氏は會て軍政に就いたことがない。此
 の長い期間中、氏の政治上及び外交上の意見及び政策の特徵は、常にす
 べての國家間の平和と親善と協調とであつたのである。彼は、彼の證言で親切
 で、健全で堅實な性格の表現に過ぎなかつたのである。彼は、日本が生ん
 だ最も傑出した人物の一人であり、日本と他のすべての國家との間の平

File 114

裏面白紙

No. 2571

和的関係の爲に常に努力を惜しまなかつた自由主義的且進歩的人物として、日本及び世界の大部分の國家の間にその名を知られ且好意を以て迎へられて來てゐる。國家間の平和と協調とを始終衰らず主張した爲、氏は、外交官としても政治家としても共にその名を知られ且深く尊敬せられた。氏が昭和八年に始めて外務大臣に委任せられた主な理由は、彼の健全な意見及び政策に對する信頼であつた。當時日本は、滿洲事變に對し國際連盟及び米國の持つた態度の爲、國際社會から責責上痛罵せられていた。少佐以下の階級の將校に漸く知られた軍部は、首領に任命された。すべての國家間の協調、友好及び親善を遂げるは首領は「黨土外交」と稱せられた前外相岡田晴籙の政策と對照をなすのである。昭和七年十一月の期間は、滿洲事變の余波の爲、非常の時と稱せられては居たが、日本と米國、英國、フランス、オランダ其他の諸國との關係は、一掃蕩したものであつた。それは平和な時期であり、對外政策、國內情勢共に漸次好意を示したのであつた。廣田氏が外相及び首相として徐々に併し着實に實した進歩は、全然懸念せざりし昭和十二年七月七日の盧溝橋事件により中断された。日本政府は直に現地停

決及び不逞大の方針を決定したが我々は廣田氏が政府に在つて平和の
 爲率元全力を盡し英雄の努力をすべしと決つたことを、美蘭の余地なき施
 に立証するであらう。併し乍ら、事件を急進に解決せんとする政府の
 長編に亘る努力にも拘らず、廣田氏は最大の一歩を邁り、平和の
 して端を設けた事柄は、所謂日華事變に適應したものである。我々は
 中東に於ける平和實現の爲外務省がなした一切の努力を、廣田氏によつ
 て辭職に示すであらう。此等の努力は、我々も眞摯になされたのであり、
 廣田氏にも、祖の如何なる責任ある外務省官吏にも事件を解決せんと
 するが如き考は毛頭なく中東又はその何れの部分をも支拂ふは困難と
 んとする考のなかつたことは切實であつた。日本が中東の難題の多い
 民衆を首尾よく支拂ふ出来ようかと考へる廣田氏は、責任ある外務
 省官吏には一人もいなかったのである。廣田氏は中東に於ける責任
 民の生命財産とその合法財産を保護しようとはしたが、外務省に
 主唱した原則及び政策は遂に廣田氏の反對に終ひ、此の爲廣田氏と十
 年の二月に臨に辭職を要したことが、結局同年五月に於て一次近衛内閣の
 外務省を辭任するの已むなきに至つた。辭任以來、彼は政府の如何なる

裏面白紙

行政的地位にも就かず、又斯る野心もなかつた。
 二、議會に於て廣田氏自ら多くの機會に用いた言葉を借用すれば「萬が協和の精神」を彼は生來もつてゐるのである。彼の高官時代を通じて、彼は常に世界の他の諸國家との協調及び友好の増進に努めた例へば昭和二年六月五日彼はオランダ駐劄公使としてヘーグに着任した。オランダ在任中彼は兩國間の經濟的及び文化的協力の強化に努力したが之は昭和八年四月十九日ヘーグで署名された司法裁判所判決列及の調停に於ける協定の形で結實したのである。この協定の批准に對しては日本國內の一部に反對があつたが、廣田氏外相時代の努力の結果、日本は之に批准し、昭和十年には批准書の交換が正式に行われた。
 廣田氏はオランダからソ連駐劄の大使に就任したが大使在任中彼は協定の重要條件を一つ一つ解決し、その結果兩國間の關係と感情とを決定的に改善したのである。協定後外相に就任してからも彼は常にソ連との友好と親善を強化するに努めた。彼の他の努力の中、我々はソ連が東支鐵道を滿洲國に賣却した商議に於ける協定者としての彼の努力を指摘する。この商議は東京に於て十九ヶ月間に亘り行われ昭和十年三月に至り始めて正式の譲渡及賣却が署名せられたのである。廣田氏

が、韓族者たるの勢をとるに到つたのは一に摩羅の潜在的根源を除去せんとする彼の勢力に他ならなかつた。尚ほ東支鐵道は南滿洲鐵道と連結して、東洋と西ヨーロッパとの重要な交通上の連絡路であつた。長い商賈の同族田氏が韓族者としてなした辛勞強い助力に對しては外資人民委員リトヴィノフも深い節足の氣を表明したのである。賢却交渉の詳細は追つて示すのであるが日本が勢力を行使したと思はせる重要な事實は全々ない。日本又は滿洲國への本位道義却は露國から持ち出された話であり露國自身も日本政府と同義摩羅の潜在的根源を除去する事を喜んで居る眞意であつたといふのが眞相である。

四

三、我々は廣田氏が駐ソ大使時代ソ連によつて提議された、不可侵條約の締結に個人的には賛成であつたといふ事を立證するであらう。モスクワから歸朝後、氏はソ連の提議を内田外相に傳達した。この提議は斯かる日本政府の回答は、廣田氏の待命中に、ソ連に申し送られたのである。即ち廣田氏は昭和七年の末、モスクワから歸朝し、昭和八年九月廣田内閣の外相に突然任命せられるまではずつと引退中であつたのである。

四、昭和十一年十一月、廣田内閣時代に日獨間に防共協定が締結されたが之は共產主義運動が次第に激化して來て、所謂資本主義的価値のすべての國家の統治形態に對して、直接の脅威となつたので、之を防止せんとしたのみで、連に目的があつたのではない。昭和十一年當時はコミンテルンの第七回大會が開催され日本に於てはコミンテルンとソ連とは露の目的を同じくし同一体である、との考が廣く行われたけれども、防共協定は共產主義運動のみに對するものであつてソ連に對するものでないかつた。防共協定は、日ソ間の友好關係を維持せんとするものである。廣田氏及び日本政府の意圖を變更するものでないかつたのである。本協定はドイツとの軍事同盟への「第一歩」でなく、廣田氏も、日本政府内の他の如何なる責任ある人も、昭和十一年當時かゝる露謀の考

裏面白紙

を指したことはなかつた。のみならず我々は、藤田氏程、日ソ間の友好関係増進の爲に奮闘した人はいない、ということを立てするであらう。

五、警察官は笠原手記により、藤田氏が反ソ思想を有していたことを立證せんと努力せられたが、右文を以てして藤田氏は何程知らずが、右の手記たるものは殆んど判読し難いものであるが、その内容が、ソ連との関係に就て藤田氏が常に表明していた意見と反事であるとの同一説人の証言の部分を我々は引用するであらう。

六、我々は更に、藤田氏の東洋政策が、平和、協同及び安寧の精神と、全体的に立脚していたことを立証するであらう。更に我々は、日本の歴史上、東洋政策の前途を論じ、藤田氏の西交の態度の如く、藤田氏程奮闘した者はない、ということを立てするであらう。内田外相時代の日露戦争を等する東洋政策、西交に際してあつたが、藤田氏は外相就任と共に前掲の條の改革に最大の努力をなし、多くの機会に近き及び遠き演説を通じて、中國に對し友好と協同の手を差し伸べたのである。我々は彼の外相時代に、日露戦争の結末の戦争が解決せられ、兩國

裏面白紙

閣の努力増進の旨、新しい手続が設けられたことを立証するであらう。
 かゝる昭和九年の初、日華間の關係を親善的且協力的に改修する旨の
 交渉が、有吉証文公使と、國民政府行政院長兼外交部長汪精衛氏との
 間に開始された。此の交渉は圓滑に進捗した。同年三月二十日、汪
 氏に汪氏が同被ラインの言葉をなした。同年三月二十日、蔣介石氏に汪
 氏の右の言葉を是認した。更に日本政府は蔣氏に蔣氏に承服して居り
 蔣氏は蔣氏に蔣氏と統一と安定とを中絶に招きせんとする蔣介石の根
 氣強い努力に深い關心を寄せたのである。同年五月に、日華間の感
 情と好意とを強化増進せんが爲、兩國の公使は夫々大使館に昇格せ
 しめられた。
 同年十月四日、日本政府は上述の日華關係を具体化せんとして、その
 政策を決定した。この政策は汪精衛氏の希望の線に沿つて作られ
 たのである。所詮中絶に關する「蔣田三原則」は昭和十一年一月二十
 一日の蔣田外相の會談演説によつて公表せられたが、華北要領に關す
 るこの演説演説は、前記日本政府の政策と完全一致であつた。
 七、蔣田氏は常に、日本の貧弱を資源と經濟上の優勢に備ふ、日本の進

裏面白紙

亦に米國、英皇、オランダ及び中國の協力と友誼とがなければ不可能である、との固い信念を存して來た。そして、これらの諸國に對する彼の至大の友誼と協力とが、彼の外交の礎の礎石であるということが出來るのである。彼は英國を説いて防共協定又は同盟性質の協定に加入せしめて、日英兩國の義務を強化しようとした。英國は加入を拒絶したが、彼はイタリイから屢々加入の申込があつたにも拘らず、英國が動機を隠匿しはせぬか、英國内の反對が日英兩國の友好關係を惡化せしめはせぬか、と惧れたばかりに、イタリイの申込を受け流し置けたのである。

裏面白紙

八 協力と一層の諒解とを取付けんとする。廣田氏の大胆な試みは、昭和九年二月の彼とハル氏との間のノートの交換によつて一度表示されたが同年三月三十日、日本を初めて西洋文明の影響に開き出した。一八五三年のペリー提督日本上陸の記念日に際し、彼が述べた對米個人的不満は、彼が再び表示されたのである。帝國主義で彼がなした多くの演説は、彼の信念と意見との率直な言明を示すに與つて多大の力があるであらう。昭和十年の露露に於て彼は「私の在露中は戦争はありません」と断言したが之は外交官及び政治家としての彼の決意を明かにするものであらう。日本の憲法に於ける陸海軍の獨立性に鑑みる時、本法廷が前進の彼の言明に表示せられた勇氣を認めることは易々たるものであらう。廣田氏は、對外の關係に就ての廣田氏の發言は協調的であつたが、彼の實際の政策とその結果とは之と性質の異なるものであつた、と結果論から見て主張せられた。廣田氏は生來心に表裏のある謀略家とす、それが如き人ではない。廣田氏の意圖と喰違つた結果を見た場合には、それが彼の左右し得ない事情によつたものであるということが立證されるであらう。彼は、その長期に亘る努力の一切が効果を齎さなかつたことを充分に自認して昭和十三年五月に、最後の公議を請したので

裏面白紙

ある。内外共に難況にあつた時期に高官に任命されたのは、彼にとつて不幸な事であり、彼が多額の熱意を以て、国内及び国際的不均等を是正しようとする努力したにも拘らず、彼はその熱心に努力した退任を目録が、すべて崩壊するのを見たのである。

難況の大部分は、かゝる情況に於ける田氏の努力に歸するものである。彼は、漸て提出された退任狀に列記された目的の達成の爲の共同計畫又は建議の存在を反駁すると共に彼に對する退任狀の條目の何れに關しても彼が個人犯罪の責任がないということを白日の如く明にせんとするものである。

田氏が始めて外相に就任した當時は、滿洲國は既に獨立國として日本により承認せられており、日滿兩國の關係は平等尊重と看做され日本への輸入も之を對等では容易に變更し得ないものとなつてゐた。

彼等は、かゝる事情の下に於て田氏の或し得たことは、新しい草紙と而立する範圍内で前記の如く滿洲國と滿洲國政府の出現の爲みどく進化していた日本と中國其他の諸國との間の關係を改善するに努むるにあつたといふことを立證するであらう。

彼等は既に提出せられた建議及び更に提出せらるべき建議によつて、彼の努力の結果滿洲國は獨立の主權國家たる資格に缺けて居るとの事

裏面白紙

三國の主張の基礎となつた一切の要請が、次第に除去せられたことを示すであらう。彼が昭和十年に、日清兩國同盟の代表を以て組織する経済共同委員会の設立に成功した事及び昭和十二年に於ける滿洲國内一切の治外法權放棄の事等は注目すべきである。彼の努力は、これらの事柄の良心的調停に存したのである。

その次にその申入れに於て、滿洲國の所屬石油専賣其他の經濟的諸方に對し、その實は日本に在りとして居た。外務省としては、滿洲國の獨立を根本的に否定せぬ限り、かゝる異議に充分の満足を見へることとが不可能であつた。即ち前述の如く、滿洲國は張作霖氏の外國勢力に對し、既に自主的に對内對外及び對外的諸問題を處理するの能力を有し、立憲國家として、日本により承認せられていたからである。

十二月和十二年七月七日、滿洲國が突然勃發した。張作霖氏の電報が外務省に初めて到着したのは七月八日であつた。張作霖氏は、張作霖氏の事件發生の事實すら知らなかつた。

七月九日臨時閣議が開かれ、事件の不測大と急遽な現地解決の方針が決定した。其の際張作霖氏は主權的立場をとつたのである。其の方針は直ちに外務省から中國に存在する日本大使及び滿洲國に訓令せられ、又

裏面白紙

陸海軍も中国に駐屯した夫々の關係部隊に同様訓令を發した。七月十日陸軍より動員準備の予備計畫が提案せられ此の目的の爲緊急國議が開かれたが、廣田外相は動員計畫を即刻採用しようといふ陸軍の考へには反對した。併し乍ら、其の時、杉山陸相は動員準備の此の予備計畫は内地部國の動員準備を直ちに開始することではなくて、中国に於ける情勢が近き將來高一惡化する様な場合は動員準備を開始し得る様予め決定せんとするものであると説明し、更に杉山氏が此の予備的諒解がなければ重要な日本の現地利益は勿論多量の居留民及び現地の其のものゝ保護に對しても責任を取る事は出来ない、何となれば現地に兵は僅か五千を以て僅少の日本軍が居るに過ぎないからで有ると説明したそこで内閣は現地解決の交渉が成立し、平和再開の機は直ちに動員準備を中止すると云ふ諒解で陸軍の予備計畫に賛成した、且又其の際廣田氏の主張によりて陸軍が此の關係で萬一派兵する場合は、それは中国に於ける居留民と軍隊の保護が唯一の目的であると云ふ了解を再確認した。

裏面白紙

十三 昭和十二年七月十一日、廣田氏ハ中華民國代表大使ヲ外務省ニ招キ急遽ナ
 現地停決ノ必要ヲ説明シタ。同日、又日高大使館參事官ニ宛テ中華民國外
 務省ニ對シ同僚ノ聲明ヲナス機訓令シタ。而シテ同夜現地停決力成立シタ
 ハ惡化シタ。然シ南京政府ガ大部隊ヲ活潑ニ北上シ始メタノデ固モナク情勢
 惡化スル諸種ノ事件ニ鑑ミ、又中華民國々内ニ於ケル一役情勢ニ鑑ミ、昭
 和十二年七月二十日、内閣ハ前記ノ如キ七月十一日ノ口頭決定ニ鑑ミ三ヶ
 師團ノ門内部隊ノ動員準備ヲ承認シタ。斯ク如キ危急ナル情勢ニモ拘ラズ
 廣田氏ハ決シテ平和的停決ノ希望ヲ放棄セズ日高參事官ニ命ジ支那側トノ
 交渉ヲ繼續セシメタ。ソノ結果四川省主席張翼王トノ間ニ紛争地域ヨリ相互
 ニ軍隊ヲ撤退スルト云フ協定ニ達シタ
 昭和十二年八月月上旬ニ非賠償及非併合ノ口頭決定ヲ見タガ本決定ハ廣田氏
 自身一日本帝國ノ新ル公不無私ナ態度ハ全世界ノ尊敬ヲ克チ得レデアラウ
 トシテ總督シテ居ル程ノモノデアル。本原則ニ基ク交渉ハ中國亞州司長、
 高宗武ト川越大使トノ間ニ行ハレタ。同時ニ日本總領事ハ外務省ノ訓令ニ
 基キ上海地區ニ於ケル平和維持ニ非常ナル努力ヲ爲シタ。此等當局ノ公
 式交渉ノ效果ニ満足セズ、廣田氏ハ前外務大臣有田八郎氏及船津辰一郎氏

裏面白紙

ヲ中華門ニ派遣シ、中國有力者筋ニ平和ノ爲ノ内部工作ヲナサシメタ。
昭和十二年十月一日支那事變處理根本政策ヲ總論外務省及陸、海軍省相閣ニ決定
セラレタ。即チ可急的速ニ事變ヲ終結セシムベキ根本原則ニ基キ解決ヲ計
ル事ハ門際法ヲ遵守スル事、交戦地域ヲ大略河北、察哈爾及上海地以ニ限
定スル事、及北支地域ヲ民政府確カナ統治下ニ置ク爲ニ努力カギリ援助
シ以テ北支問題ヲ解決スル事等ガ決定セラレタ。
昭和十二年十月二十日及十一月七日、ベルギー政府ハ日華事變ニ關スル
ブラッセル會議ニ日本ヲ招請シタガ日本政府ハ此レニ應ズル事ハ出来ナカ
ツタ。此ノ招請拒否ハ九ヶ條條約、違反ヲ爲スモノデナイ事ハ立證セラレ、
、デアラウ。其ノ上日本門内ニ於ケル強力且決定的分子ハブラッセル會議
ハ既ニ結了ヲ用意シテ居ルモノデアリ日支直接交渉以外多年中日間ニ存在
セル總ニ困難ノ根元ヲ終結スル方法ナシトノ懸念カラ同會議受諾ヲ警戒
シテ居タ外務大臣トシテ斯ル態度ヲ變更セシムルコトハ不可能デアツタ。
然シナガラ廣田外務大臣ハ、昭和十二年來朝セル、レーギー英國大使ト
シバシバ會見シ中日間ノ平和實現ノ爲ノ斡旋ヲ要望シタ。昭和十二年十月
二十七日廣田氏ハ、英、米、獨、伊大使ト會見シ、中日ニ平和ヲ齎サンガ
爲、彼等ガ、ソノ「イニシアチブ」ヲ取り且、同年八月下旬四相決定案中

裏面白紙

不可侵ノ原則ニ基テ交渉ノ爲ノ橋渡ヲ爲ス爲ノ如何ナル措置ヲモ歓迎スル
 旨卒直ニ述ベタ。
 日本ハブラツセル合議ヘノ詔ヲ受諾出来トイヒ此位ニアツタニ不拘新レ申
 入カ爲サレタノデアツタ此レニ應ジ、クレイギー英口大使ハ時ヲ移サズ、
 廣田外務大臣ヲ訪レ、英口トシテハ「イニシアチブ」ヲ取リ橋渡シノ爲ヲ
 トル用意アル旨ヲ傳ヘタ。廣田氏ハ新レ答テ「ラン」事ヲ求メタ然レ廣田
 氏ノ努力ハ軍ノ反對ニ合ヒ進捗シナカツタ。後日、軍ハドイツ口ノ韓旋ヲ
 要請スル機首唱シ始メタ、廣田氏ハドイツ口ニ韓旋ヲ要請スル事ヲ躊躇シ
 タ。廣田氏ハ、ドイツ口ノ中口ニ於ケル發言權ガ無力ナル爲メノ效果ニ漏シ
 テ懸念ヲ抱イテキタカラデアル。略々同ジ頃クレイギー英口大使ハ廣田氏
 訪大臣ニ、英、米、獨共同ノ韓旋ヲ提案シタ。廣田氏ハ此ノ提案ニ對シ非
 常ニ關心ヲ寄セタガ軍ノ反對及ドイツ側ノ、英米トノ共同韓旋ニ對スル不
 熱心ノ爲、實現ヲ見ルニ到ラカカツタ。
 昭和十二年十二月フオンドンデイルクセンドイツ大使ハ廣田外務大臣ニ對シ
 ドイツ口ハ韓旋ノ用意アル旨ヲ通達シ、日本側ノ條件ヲ照會シタ。廣田氏
 ハ昭和十二年八月初旬ニ決定シタ條件ヲ交渉ノ基ニ條件トスル意向デアリ
 且當時軍側トシテモ之ニ反對ハナイモノト考ヘテ屬タノデアツタガ其ノ直

裏面白紙

前連絡會ヲガ同僚セラレ、ヤ同國屋ハ同會ノ最後の討ノ要アリトセラ
 レ、ニ到ツタ。他方、昭和十二年十二月十三日、南京ハ陷落シタ。其ノ結
 果日本國內ノ輿論及新聞ハヨリ強力ナル對華政策ヲ支持スルニ到ツタ。
 昭和十二年十二月ノ連絡會ニ於テハ廣田外務大臣其他ノ意見ハ容レラレ
 る非常ニ烈シイ紛争ガ展開セラレタ。連絡會ハ遂に各閣知十二年八月旬
 ノ協定條件ヨリ一層強イ平和條件ヲ要求スル迄トナツタ。
 更ニ國民政府ハ新提案ニ對シ翌十三年一月五日乃至六日迄ニ回答スベキ事
 ニナツタ。

裏面白紙

廣田氏ハ右新決定條件ヲ獨大使ニ提示シ詳細ナル説明ヲナシタ。獨大使ハ同
 條件ヲ支那側ニ提示シタカ中國側ノ回答ハ昭和十三年一月十四日マデハ到
 達シナカッタ。中國側ノ回答ハフオンデイルクヤンニ依テ既ニ充分行ハレタ
 詳細ナル説明ニ對シ、ソレ以上ノ不要ナル説明ヲ要スモ、日本政府ハ中國
 側ノ回答ハ交渉ヲ長引キシメントスル點引續キ示スモノト認メタ。中國側
 ノ要求ニ應ズル此ノ點專斷ハ內閣ヲシテ、蔣介石外長ノ指示ヲ利用シテ全
 シ後ノ勢力下及反日本主義驅逐ハ然ラズ、戰爭目的ノ爲ニ利用シテ全
 ノトノ感ヲ深カラシメタ。新ノ如クシテ昭和十三年一月十六日、日本ハ
 獨逸國民政府ヲ相手トヤズ、新ノ如クシテ昭和十三年一月十六日、日本ハ
 ハ國民政府トノ平和交渉ヲ外見上ハ打切ツタ。然レシガテ新クノ和平交渉ニ
 到ツタト云ヘ、且又支那ニ對スル平等ニ對シテ居タト云ヘ、田
 田氏ハ尙國民政府トノ平和的解決ノ交渉ニ對スル希望ヲ持テナカッタ。ソシ
 テ昭和十三年ノ春ニ關シ、獨逸ハ當國、漢口ニ在ツタ國民政府ト近
 ニ門シ接觸シタ。結局獨逸ハ不滿意ノ點ハ在ツタ國民政府ト近
 テ支那トノ平和交渉ヲ最モ速ニ復スルヲ示フコトヲアツタ。即チ昭和十二年
 七日ニ專斷ガ特設シテ以來ソノ擴大ヲ防止セシメ、此ノ點ニ對シテ
 現ニ猶舊ヲカキムガモノデアツタ。獨逸氏ノ在漢口ヲ通過シテ此ノ目的
 ヲ惜マナカッタ事實及昭和十三年五月ニ第一次近衛內閣成立スル日迄廣田氏ハ

裏面白紙

平和實現ノ高遠且殆ド僞仰的ト希望ヲ持ツテ居タ事實ハ蓋ニ概ツテ明瞭デ
 ル。然シ戰爭ガ日本軍ニ有利ニ進捗シテ來ルニツレテ廣田氏ノ内閣ニ於ケル地
 位ハ非常ニ不安定。且内閣トモノトナツタ。其ハ同氏ガ支那駐留ニ對シ終始中
 庸ニシテ協同的主義を抱キ國聯シテ居タカラデアル。此ノ事實ハ昭和十二
 年十月廿日ニダリ。大使ニ就リ認メラレタ。斯レシテ廣田氏ハ昭和十三年二月
 會ガ爾シ會中ニ於テ諸君ヲ蒙リシ。然シ同氏ノ辭職ハ其ノ理由ニ依リ簡單デ
 ナカツタ。即チ同氏ノ責任感ノ爲メ及ビ元老故西園寺公及其ノ他ニ依リ代
 ラレシ廣田氏由主義派ノ人々ノ支持及要望ニ依リ第一次近衛内閣ニ參加シ
 タ事ヲ來ル現實政治面ノ關係ノ爲ニ簡單ニ辭職出來ナカツタノデア
 廣田氏ハソレ以テ第一主權ト云フ最高ノ地位ヲ占メテヤタノデ第一次近衛内閣ニ
 於テソレ以下ノ地位ニ進ミ喜ハ好マナカツタノデアツタ。同氏ガ第一次近衛
 内閣ニ力トシテ與ヘルトノ意見ヲ持ツテ居タ西園寺公ノ懇望ニヨリ此ノ地位
 ニツイホノデアツタ。

十四 日 日 兩國間ノ時共協定ハ外面的ニハ共產主義的運動ニ對スル一防禦策デ
 アツタ。内閣内ニハ之ハ就中。諸國聯軍以來ノ實質上ノ國際的孤立及國際聯
 盟及アメリカ合衆國ノ冷遇ニ對シテ因スル日本ノ不安感ノ一面ヲ反映セル目的モ
 ツタ。日本政府ニヨリ計畫セラレタ防禦協定ハ全体主義的氣風カラノミ參加者
 ヲ得ヨウト目指スモノデハナカツタ。即チ日本ハソ聯ハ別トシテ全世界ノ各國

裏面白紙

ヨリ、加緊ヲ希望シタノデアル。又、英及他ノ國ニ對シ同協定ノ原則ニ加テ求
 メン、爲實交渉カ爲サレタ事、證據ニ示サレルテアラウ。
 十五、廣田氏ハ三國同盟トハ何等關係ガトカツタ事及ドイツガ歐ラク米内
 閣ニ對リテ入レ様トシタ時ニ廣田氏ハ内閣ヲ訪ヒテ非公式ニ米内氏ニ對シテ
 示サシ、松岡氏ノ三國同盟交渉段、廣田氏ハ個人トシテ此ニ反對論ヲ述ヘ松岡
 ハ「日本ニトツテ致命的ノ道ヲ進ンデキルト言明シタ事ハ證據ニヨリ示サレ
 ルテアラウ。
 前記ノ通り廣田氏ハ常ニ日本ノ將來ハ米、英、蘭トノ緊密ナ協力ニアルト云フ確
 信ヲ持ツテ居タ。同氏ハ三國同盟ガ日本ノ米、英關係ニ惡イ結果ノミヲ惹起ス
 ルデアラウト非常ニ憂慮シテキタノデアル。
 十六、二、二六事件ニ引キ行ハレタ陸、海軍省官制改正ニヨリ大臣及次官ノ
 資格者ハ現役ノ陸海軍大將ニ限定セラレタ。海軍省官制改正ニヨリ大臣及次官ノ
 大將次官ニ任命セラレテ居タ。廣田氏ハ此ハ現役將官ノミガ常ニ
 律ヲメ、大將次官ニ任命セラレテ居タ。廣田氏ハ此ハ現役將官ノミガ常ニ
 事ノ出テ來トカツタ。法廷第二三六六號口供書ノ証人ハ此ノ訴訟ノ際、證言ス
 トシテ出テ來スルテアラウ。
 内閣ヲ組織スルニ當リ豫備將官ヲ現役ニ復セシメテ是ニ陸軍大臣ニ任命シ内閣

裏面白紙

ヲ組織セント試ミタ實例ヲ示ス追加的根據ガ提出サレルデアラウ。
 十七 昭和九年ノ海軍々種會議ニ關シ廣田氏ニ依リ捺ラレタ處置即チワシ
 トン海軍條約ノ廢棄ハ何レノ條約上ノ裁斷又ハ何レノ條約ノ原則ニ對スル違反ヲ
 モ形成シナイ。廣田氏ハ一段の海軍縮少及攻撃的設備廢止及各國間ニ於ケル
 不脅威不侵略ノ原則ニ關シテ日本政府内部ニ於ケル思想的指導者デアラ
 和十三年ニ於テモ尙廣田氏ハ陸海軍力ノ新タナル運送ノ爲ノ各國會ヲ召集
 スベキ時期來ルヘシト聲明シタ。本法廷ハ檢察官ニ依リ既ニ提示セラレタル
 次ノ如キ證據ヲ想起スルデアラウ。即チ此等ハ海軍軍縮協定ノ失敗ニ際シ、
 廣田氏ハ協定存在セザル事ハ日本ガ海軍ノ建設費率ヲ爲ス事ヲ意味スルモノ
 ニ非スト各國ニ確言シタノデアアル
 十八 檢察官ハ廣田氏ガ企畫院總裁ノ地位ニツイタト誤ツテ主張シテキル。
 同氏が總裁ニ就任シタノハ企畫院デハトク企畫院デアル。同氏ハ寧ラ厚生省
 ノ設立ノ爲ノ研究準備ニ從事シテキタノデアアル。ソシテ同氏ハ昭和十二年六
 月十日カラ十月二十四日マデ同職ニ在ツタガ出勤シタ日ハ少ナカツタ。企畫
 院ハ何等其他ノ重要ト事務ヲ扱ツテ居トカツタ此ノ證據ハ廣田氏ガ陸軍五ヶ
 年計畫又ハ艦艇ニ造ヘラレテキル他ノ五ヶ年計畫又ハ戰爭目的ノ爲ニ力ヲ
 増進セントスル如何ナル計畫トモ何等關係ノナイ事ヲ證明シテイル

十九 前述ノ如ク廣田氏ハ昭和十三年五月第一次近衛内閣ノ外務大臣ヲ
 辭シテ思來何等責任アル地位ニ着イテモナイ。故ニ昭和十三年五月以
 來政府ノ採ツタ決定は盡ニ對シ彼ヲ法的責任者ト見做ス。然レハ無イワ
 ケデアル。廣田氏ハ米内内閣ノ參謀デアル。然シ參謀ハ政府ガ運営
 ト關メテ場合ニ行フ顧問ニ對シテノミ助言的意見ヲ表明スル以外ニ
 他ノ如何ナル責任ヲモ有シナイ。廣田氏ハ其種ノ地位ヲ去メテ寧ノア
 ル他ノ人々ト同様日本ノ體面ニヨリ「東亞」トシテ取扱ハレ得ルノ政
 治問題ニ關シ特ニ内閣更迭ノ場合ニハ首魁候補者ノ組織ニ關シ意見ヲ
 求メラレタノデアアル。廣田氏ハ第三次近衛内閣總理時ニ際シ廣田大將ノ
 推薦ニ賛成ヲ表シタガソノ理由ハ東條大將ガ昭和十六年九月十六日ノ
 御前會議ノ決定ヲ再討議スルニ適當ナル人物デアルト言フ。木戸侯爵ノ
 意見ヲ尊重シタカラデアアル。

廣田氏ハ當時東條大將ヲ知ラナカッタノデ東條氏ガ如何ナル人物デア
 ルカニ付知識ヲ持タナカッタ。廣田氏ハ當時内大臣デアッタ木戸侯爵ノ意
 見ニ同意シタノデアッタ。且廣田氏ハ當時東條内閣ハ米内、英田、オラ
 ンダトノ間ノ正常關係ノ回復ノ爲ニ奮勵努力ヲ繼續スルモノト了解シ
 テ居タ。ソシテ同氏ハ木戸侯爵ノ意見ニ同意シタ當時昭和十六年十二月七
 日ニ戰爭ガ勃發スルデアラウ等トハ毛頭考ヘテ居ナカッタ。昭和十六年

裏面白紙

十一月二十九日ニ開催セラレタ御前會議ニ「重臣」トシテ招集セラレ
 タ際廣田氏ハソノ意見ヲ述ブルニ當リ「外交第一」ヲ唱ヘタ。ソシテ此
 ノ事柄ハ當時最後ノ段階ニ來リ政府ガ戦争「不可避」トノ意見ヲ有シ
 テ居タ時ニスラ廣田氏ハ平和及協調ノ不斷一貫シタ營略者トシテ對
 シタ事ヲ充分證明シテ居ル。木戸日記ヲ正シク理解スル者ニトツテハ
 廣田氏ガ日本ト米國、英國、オランダ間ノ紛糾ヲ遂ケ様トシテ、出
 ル限りノ手段ヲ講ジタ事ガ明カデアラウ。

二十 新クノ如ク廣田氏ハ太平洋戦争ニハ何等關係ナク又之ヲ處理スベ
 キ界限モ更ニ之ニ明シテ發生シタ何事ニモ關係ノナイ事ガ明白デア
 ラウ。三國同盟ノ交際友誼結ニモ何等關係シナイ佛印ニ於ケル草率運
 轉及タイ國間ノ環境紛糾ノ仲介ニモ何等關係シナイ又滿洲ニ於ケ
 ル日華軍閥ノ環境衝突ニモ何等關係シナイコトハ明白デアラウ。

廣田氏ハ個人的ニ又ハ共同ノ計畫ヤ謀議ニヨリ日本ノ世界協調ヲ求メ
 或ハ之ニ門路ヲ設ヘソノ渦中ニ在ル人々ト關係シタ事ヲ示唆スル様ナ
 如何ナル意思モ言説モ行爲モナカッタノデアアル。

外 國政府ニヨリ日本政府ニ對シテナサレタ異議ニ對シテハ非常ニ遠カ
 ニ回答セラレタコトハ證據ニヨリ明ラカデアアル。中國水域ニ於ケル、
 「バナイ」及「レディーバード」事件ノ發生ニ際シテ廣田氏及日本政

裏面白紙

府ノトツタ連カニシテ恭謙ナ陳謝の態度、及此ニ對スル連ナ無儀支拂ハ
 スベテ廣田氏ニ歸スル所デアアル。外務省ニ照会シテ、其ノ中ノ廣田氏
 大企圖ナシト云フ事ハ証明サレル處デアアル。何トナレバ其等ノ事件ハ廣
 ハ無カツタト云フ事ハ証明サレル處デアアル。何トナレバ其等ノ事件ハ廣
 田氏及衆議院、英國ノ責任アル當局ノ見識ニヨレバ此等ノ事件ハ廣
 田氏ニ急迫シタ感成ヲ與ヘ諸國政府ノ感情ノ激發ヲ虞ル所ナリ。不
 斷ノ努力ニヨリ、其キ上ゲタ總ベテ第一ニシテ瓦解セシメル可能ニ
 ツタカラデアアル。グルー米國大使ガ、南京ニ於テ日本軍ガ第百十二年十
 二月十三日以後ニナシタ惡意ヲ爲シ、廣田氏ハ其等報告ノ實情ヲ知ラズニ
 ノ抗議ヲ外務省ニ傳達シタ時、廣田氏ハ其等報告ノ實情ヲ知ラズニ
 拘ハラズ外務省トシテノ立場カラ此ヲ實情のモノトシテ受取ルシ且主仕
 官吏ニ對シテ之ヲ軍ノ最高司令官ニ通告スルベキ官廳タル駐京官ニ通達
 スベキコトヲ命ジタ。即チ廣田氏ガ此ニ關シテ、其ノ人間的ニ抗議ヲシ
 軍ハ此ニ關スル適當ナ措置ヲナシ、特別ナ軍代表ヲ南京ニ派遣スルノ措
 ヲ採ルニ到ツタ事ハ、其ノ示ス通りデアアル。外務大臣ハ最高司令官ノ指
 動ニ關シテハ何等ノ支配力モ有シナイモノデアアル。外務大臣ハ
 期待シ得ル總ベテ、アリ且日本ノ憲法下ニ於テ事實爲サレ得タ總ベテ、

裏面白紙

25

25

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacart.go.jp>

文書二四六七

東京府警察署 刑務所

西米利加合衆国及其他

荒木 貞夫 氏 其他

供述書

私、ジョセフ、シー、グルーは先づ宣誓を食したる上次の如く供述を
 します。私は昭和七年より昭和十六年迄で駐日米國大使としての十
 年に亘る勤務期間中戦争犯罪人として起訴された三名の日本人即ち平
 沼 義一郎、廣田弘毅及び重光葵と公私に亘り時折密に接しました
 新くの如く公私に亘る接点に於き又私が詳述する立派にありました
 その接点、行動に於いて私の知る所より判断すれば之等三名は連日の
 本人の政見行動共に日本を合衆国及び其の他諸國聯合諸國との戦争に
 突入せしめた陸海軍の進軍の政策行動には根本的に反對してゐた
 と云ふ事を確信致します
 のみならず私は時折之等三名が日本の武力等々に依る領土擴張運動を
 阻止しようと努力してゐたのを認めるのであります

24

裏面白紙

當時私が調査官に提出した多くの報告書中の記事又それと同様私が附
けてゐた日記で「明治十年」と記して出版した調査中の記事に依つても
前述の年数は証明されます。同書五〇八及び五〇九頁に記名で載せてあ
る昭和十六年十二月三十日附私宛の一通の書翰は、横濱海軍工廠長が
書いたもので所載の事情が私に届くことを阻止しようとしてゐた日本海
兵の報を差込んで東京の米國大使館に押留中の私へ傍かに渡されたもので
あります。重光氏が既に形式上後援の顧問の顧問人となつた後に新報を
論を寄いたのは非常に異常な立派に臨むかも知れないと云ふ大いなる危
険を冒したわけでありました。
前記三名は全く競争には反響であり之を避けようとして努力したものゝ私は
思つて居ります。之等三名の内いづれかが何等の困難を示す前記の見解と
は相違すると思はれる方を取つたと云ふ様な懸念があるかも知れない
と云ふ事は勿論考へられるのであります。もしその様な懸念が現れた
合意として、何等が自分達が根本より支障する平和政策をよりよく実行
するに、自身の位置及び立場を維持する必要上そんな方をとつたもの
と判断致します。

(署名)

ジョセフ、シー、グルー

外務省 昭和二十一年十月三十日

27

裏面白紙

マセチユウとワツ州

昭和二十二年八月六日

ジョセフ・シー・ダールは自らの経験に著者を惹きつけ、其の奥が彼の知識
見聞及び信念に相違なき事を示す。前に於いて宣明されました。

公 証 人

署名 エドワード・ローレン

公証人任憑期間満了日昭和二十八年十二月二十六日

裏面白紙

イースタン・エヒツクス部内所在記録發判所にして法定の印章を有する
 イースタン・エヒツクス地方發判所の書記である私ハロルド・エル・ア
 ムストロングは、添附宣誓書はエドワード・モーリーの面前に於いて
 なされ、彼がその宣誓の日附に於いて同部内に在った同部の公證人であ
 り、正に任命され宣誓をなし州の法律によつて宣誓に立合ひ同州に於
 りて土地家屋世襲財産に關する書類又は譲渡書及夫等に記録される
 べき他の書類の承認證明をなす書類を具へられたものである事並に私が
 該エドワード・モーリーの筆蹟を熟知して居りそれに準ふ彼の署名及び
 押捺された公印が真正なものと信ずる事を證明致します。

本署に受寄る 各位

イースタン・エヒツクス地方發判所

マセテユウセツツ州

裏面白紙

右證明として私は茲に西曆一九四七年（昭和二十二年）八月六日グロスターに於て署名を爲し御記裁判所の印章を押捺しました。

公證人任命期日 一九四六年（昭和二十一年）十二月二十六日
右了期日 一九五三年（昭和二十八年）十二月二十六日

署名 容記

ハロルド・エル・アームストロング

裏面白紙

辯護資料二四六八

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

荒木貞夫 其他

口供

マスサチユーセツツ、マンチエスター
一九四七年八月一日

記の通り番號を附し記簿すみの、グルーは先づ正當に宣誓の上辯護手続に従ひ下の次の抜萃に就つてゐる記述は自分の直接の智識もしくは信憑するに足るものと自分が信ずる情報とに基づいたもので其中に記述しある事實は眞に眞實であると信ずるものなる事を供述する

二〇六一B (2)	二〇六一B (23)	二〇六一C (17)	二〇六一D (16)
二〇六一B (4)	二〇六一B (24)	二〇六一C (18)	二〇六一D (17)
二〇六一B (9)	二〇六一B (25)	二〇六一D (1)	二〇六一D (18)

辯護資料二四六八

極東国際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

荒木貞夫 其他

口供

マスサチユーセツツ、マンデエスター

一九四七年八月一日

自分倅ジョヤフ、シー、グルーは先づ正営に宣誓の上辯護手録に従ひ下
記の通り番號を附し記簿すみの、日本に保管して置いた自分の日記から
の次の抜萃に載つてゐる記述は自分の直接の智識もしくは信憑するに足
るものと自分が信ずる情報とに基づいたもので其中に記述しある事實は
眞に眞實であると信ずるものなる事を供述する

二〇六一B (2)	二〇六一B (23)	二〇六一C (17)	二〇六一D (16)
二〇六一B (4)	二〇六一B (24)	二〇六一C (18)	二〇六一D (17)
二〇六一B (9)	二〇六一B (25)	二〇六一D (1)	二〇六一D (18)

裏面白紙

そこで前記文書の内容を余に知らるるジョセフ・シー・グルーが余の面前に現はれ其中にある一切の記述事項は彼が知り、感得し、而して信じざる限りは於て眞實である事を誓へり

公證人 エドワード・モーレイ (署名)

余の委任は一九五三年十二月二十六日消滅すべし

マスサチウセッツ州

エス、エス、エセックス

一九四七年八月六日

ジョセフ・シー・グルー (署名)

ニ 〇 六 一 B	ニ 〇 六 一 B	ニ 〇 六 一 B	ニ 〇 六 一 B	ニ 〇 六 一 B	ニ 〇 六 一 B	ニ 〇 六 一 B	ニ 〇 六 一 B	ニ 〇 六 一 B	ニ 〇 六 一 B
(22)	(20)	(19)	(18)	(16)	(15)	(13)	(12)	(10)	
ニ 〇 六 一 C	ニ 〇 六 一 C	ニ 〇 六 一 C	ニ 〇 六 一 C	ニ 〇 六 一 C	ニ 〇 六 一 C	ニ 〇 六 一 C	ニ 〇 六 一 C	ニ 〇 六 一 C	ニ 〇 六 一 C
(16)	(14)	(13)	(7)	(3)	(2)	(1)	(34)	(29)	
ニ 〇 六 一 D	ニ 〇 六 一 D	ニ 〇 六 一 D	ニ 〇 六 一 D	ニ 〇 六 一 D	ニ 〇 六 一 D	ニ 〇 六 一 D	ニ 〇 六 一 D	ニ 〇 六 一 D	ニ 〇 六 一 D
(15)	(14)	(13)	(11)	(7)	(6)	(5)	(4)	(2)	
	ニ 〇 六 一 E	ニ 〇 六 一 E	ニ 〇 六 一 E	ニ 〇 六 一 E	ニ 〇 六 一 E	ニ 〇 六 一 E	ニ 〇 六 一 E	ニ 〇 六 一 E	ニ 〇 六 一 E
	(100)	(14)	(28)	(24)	(23)	(22)	(20)	(19)	

裏面白紙

辯護資料二四六

マスサチウセツツ州

東エセツクス地方裁判所

エス、エス、エセツクス
本文第一覽者に告ぐ

自分僱、登記裁判所であり法律に依る官印を有する前記州内東部エセツクス地方裁判所書記たるハロルド・エル・アイムストロングは、ここに添附の宣誓は其所載日附で、本州管掌公證人立會の上エドワード・モイレイの面前に於て行はれ、エドワード・モイレイは州法に依り宣誓を爲さしめ得る事。本州内の土地、家屋、又は世襲財産に對する法律行為又譲渡の認證をなし並びに其認證種類及び其中に記録さるべき其他の文書を受理又は認證し得る權限を有する事を證明する。自分は本エドワード・モイレイの筆跡を熟知し且つ此處に爲したる彼の署名及び押捺官印は眞正のものである事を眞に信ずる

其認證として自分は一九四七年八月六日を以てグロセスターに於て此處に署名し且つ本裁判所の官印を押捺する

行爲始期 一九四六年十二月廿六日
行爲終期 一九五三年十二月廿六日
(署名) ハロルド・エル・アイムストロング

書記

裏面白紙

辯護資料二四六

マスサチウセツツ州

東エセツクス地方裁判所

エス、エス、エセツクス

本文第一覽者に告ぐ

自分候、登記裁判所であり法律に依る官印を有する前記州内東部エセツクス地方裁判所書記たるハロルド・エル・アームストロングは、こゝに添附の宣誓は其所載日附で、本州管掌公證人立會の上エドワード・モイレイの面前に於て行はれ、エドワード・モイレイは州法に依り宣誓を爲さしめ得る事。本州内の土地、家屋、又は世襲財産に對する法律行為又譲渡の認證をなし並びに其認證書類及び其中に記録さるべき其他の文書を受理又は認證し得る權限を有する事を證明する。自分は本エドワードモイレイの筆跡を熟知し且つ此處に爲したる彼の署名及び押捺官印は眞正のものである事を眞に信ずる

行爲始期 一九四六年十二月廿六日
行爲終期 一九五三年十二月廿六日

(署名) ハロルド・エル・アームストロング

書記

34

裏面白紙

35

高橋 隆次

辯護側文書二四六九

章盛順、ウツドランド、ドライブ二八四〇

一九四六年（昭和二十一年）十一月八日

拜啓

今晚のワシントン、スター紙所載の同封切抜によりますと小生の一言が貴下の廣田弘毅卿辯護に何かお役に立つ様になります。若し「彼、グ

ル」の陳述は私の辯護依頼者元外務大臣元總理大臣廣田弘毅に關し彼がその著書（在日十年）の中で言つて居ること、大變矛盾するものである。その著書（在日十年）の中で言つて居ること、大變矛盾するものである。昭和二十一年五月二十八日認めた供述書ありませう。

他のもう一つの口供書は裁判の爲めに署名したと記憶して居りますがその後暫くして認めたものであり、單に小生と外務大臣東郷との最後の會見に關するもので廣田には關係がありません。

小生は一九四六年（昭和二十一年）五月二十八日の小生の供述書に陳述してある事實全体を詳細に調べればそれは上記陳述や言及が矛盾するものであり小生の著書に廣田に就て言及したものは上記陳述や言及が矛盾するものでなければ成立せぬものでもないと思ひます。前者は單に公式記録

高橋 隆次

辯護側文書二四六九

筆盛頓、ウツドランド、ドライブ二八四〇

一九四六年へ昭和二十一年へ十一月八日

拜啓

今晚のワシントン、スター紙所載の同封初被によりますと小生の一言
 が貴下の廣田弘毅御遺言に何かお役に立つ様に存じます。若し「彼、グ
 ルーの陳述は私の辯護依頼者元外務大臣元総理大臣廣田弘毅に關し彼が
 その著書へ在日十年の中で言つて居ること、大變矛盾するものである」
 といふので貴下が合衆國へ空路歸國し小生を訪問しやうと計畫して居ら
 れるとエービーが報じて居るのが正しいとしますれば、貴下は恐らく小
 生が要求により一九四六年へ昭和二十一年へ五月二十八日認めた供通書
 のことを云つて居られるのでありませう。
 他のもう一つの口供書は裁判の爲めに署名したと記憶して居りますがそ
 の後暫くして認めたものであり、單に小生と外務大臣東郷との最後の會
 見に關するもので廣田には關係がありません。
 小生は一九四六年へ昭和二十一年へ五月二十八日の小生の供通書に陳
 述してある事實全体を詳細に調べればそれらは公式記録に據るものであ
 り小生の著書に廣田に就て言及したものは上記陳述や言及が矛盾するも
 のでもなければ兩立せぬものでもないと思ひます。前者は單に公式記録

めくれず

裏面白紙

に現はれた事實をそのまゝ扱つたものであります。之に反し小生の著書中に於て廣田に關し引用した數々は一九三三年（昭和八年）から一九三八年（昭和十三年）迄の長い期間に亘つて記録せられた意見の發表は辯論上重要な資料を提供するものでありませう。其の當時の日本の事態を完全に理解するに非れば誰しも文官出身の總理大臣や外務大臣が如何に軍事極論者と隔はなればならなかつたかを諒解出来ません。小生は小生の公的立場に私的経験とを併せて我が國の侵略の風潮を諷刺せんと爲めに最善の勢力を試みたことと又適し彼が此の點に就て彼がしたところ以上とが出來なかつたであらうといふことを確信して居りますから、私個人としては廣田の無罪を考へて居ります。然るに論及してあるところを個に見ますれば或は反對にされるかも知れませんが、それらを査察として讀んで頂ければ決してさうではありません。上記に關する東京新聞電報に答へ、求められるまゝです。二、三に兵へた私の聲援を同封します。

最近極東國際軍事裁判所辯護團聯合軍總司令部法務部のエフ、イ、ダブリュー、ウオーレン氏とカーリントン、ウィリアムス氏とが小生を訪ねられ目下訴進せられて居る日本人に就て何か情報を提供しないだらうかとの求めがありました。小生は彼等、廣田、平沼、重光三氏との公的並に私的交際よりして此三人は何れも戦争犯罪の判決を食ふべき人とは思は

裏面白紙

ない旨を語りウオーレン、ウイリアムス兩氏に一九四六年（昭和二十一年）十月三十日付願書を提出しました。當氏はこれを公判に使用しうるでせう。茲に第一通を同封致します。これは小生が他の被告は全部有罪であるとは信じて居ることを意味する譯ではありません。唯單に他の被告達に就ては願書を證明する程充分に緊密な交渉がなかつたといふことを意味するに過ぎません。

此手紙が貴下に何等か役立たんことのみ冀ひつつ認めます。

敬 具

ジョセフ、シー、グルー（署名）

日本、東京
逓信省郵政裁判所辯護士
聯合軍司令部法律部（氣付）
デイビッド、エフ、スミス殿

同封物

一九四六年（昭和二十一年）十一月八日付ワシントン、スター紙切抜

同日付エービー東京電報所載。

一九四六年（昭和二十一年）十一月八日ユー、ビーに與へたる新聞記事。

裏面白紙

三
一九四六年（昭和二十一年）十月三十日エフ、イー、ダブリュ、ウオーレ
ン及カーリントン、ウイリアムス兩氏に手交したる同日付陳述書寫

一九四六年（昭和二十一年）十一月八日付ジョセフ、シー、グルーの書
翰よりの抜萃

E 3232
Def. Doc. # 2225

昭和二十二年二月二十六日
朝日新聞東京本社調査部長
西島芳二

表記新聞記事「不侵略條約は結んで宜い、着京の廣田大使談」は昭和七年十月十五日附東京朝日新聞市内版より複寫せることを證明す

昭和二十二年二月二十六日

朝日新聞東京本社調査部長
西島芳二

E 3232
Def. Doc. # 2225

表記新聞記事「不侵略條約は結んで宜い、着京の廣田大使談」は昭和七年十月十五日附東京朝日新聞市内版より複寫せることを證明す

昭和二十二年二月二十六日

朝日新聞東京本社調査部長
西島芳二

裏面白紙

不侵略條約は結んで宜い

着京の廣田大使談

駐露大使廣田弘毅氏は十四日午後八時二十五分着京したが、車中往訪の記者に對し同大使は最近のロシア事情及び滿洲國出現後の日滿露の關係、特に不侵略條約問題を中心として露國の極東外交に關し左の如き極めて重要なる談話をなした

ソヴェトの要人はいづれも若いものばかりでわう盛な元氣で國政に當
氏などは實に立派な人物で、あゝいふ人物が一
と思ふ、僕の會つたモスコの役人で僕より年
人きりだつたと記憶してゐる、日本も大いに若

五ヶ年計畫は着々進行せられてゐるが同計畫は工業と農業とを主として居る
から日用品の生産配給にはいまだ手が回らない状態である、靴一足シ
ヤツ一枚を國民に配給するにも一億五千萬足、一億五千萬枚を造らね
ばならぬのだから話は簡単には行かない、それで共產黨以外のものは
大分反對もしてゐるやうだ、ジノヴィエフ氏等の追放もそれ等の問題
から思違に觸れたのだらう、それでロシアの經濟組織は財産の私有は
絕對に認めぬが次第に資本主義的色彩が濃厚となつて來てゐることは
事實である、資本家達が觀察してその資本主義的傾向の著しいのに寧

不侵略條約は結んで宜い

着京の廣田大使談

駐露大使廣田弘毅氏は十四日午後八時二十五分着京したが、車中往訪の記者に對し同大使は最近のロシア事情及び滿洲國出現後の日滿露の關係、特に不侵略條約問題を中心として露國の極東外交に關し左の如き極めて重要な談話をなした

ソヴェトの要人はいづれも若いものばかりでわう盛な元氣で國政に當つてゐる、スターリン氏などは實に立派な人物で、あゝいふ人物が一人日本にゐて呉れたらと思ふ、僕の會つたモスコの役人で僕より年上のものは唯僅かに二人きりだつたと記憶してゐる、日本も大いに若い連中を働かなくては行かん

五ヶ年計畫は着々遂行されてゐるが同計畫は重工業に主として居るから日用品の生産配給にはいまだ手が回らない状態である、靴一足シヤツ一枚を國民に配給するにも一億五千萬足、一億五千萬枚を造らねばならぬのだから話は簡単には行かない、それで共産黨以外のものは大分反對もしてゐるやうだ、ジノヴィエフ氏等の追放もそれ等の問題から忌避に觸れたのだらう、それでロシアの經濟組織は財産の私有は絶対に認めぬが次第に資本主義的色彩が濃厚となつて來てゐることは事實である、資本家達が視察してその資本主義的傾向の著しいのには寧ろ

裏面白紙

ろ一驚を喫してをる、これと反對に各國の共產主義者が入露して却つて失望憤慨して歸るといふ實情である

不侵略條約 昨秋から滿洲事變で日本が滿洲に出兵したので一時は驚いて露滿國境方面に可なり兵力を集中したが財政的には随分困り色々苦心があつたやうだが、最近の滿洲里事件でロシアが黒幕などとうわさされてゐるやうだがそれは自らの幻影に驚くもので大國の態度ではないと思ふ、元來ソヴェトは接地諸國とは不侵略條約を締結して、不戰を約束するばかりでなく、紛争の解決法を平和的に豫め約束して置くことを國是としてゐる、従つて我國及び滿洲國などとも不侵略條約を締結したい意向のやうである、芳澤前外相がモスコに立寄られた際もカラハン、リトヴィノフ氏等は熱心に同條約締結を提議した、その後隨時不侵略條約取極めの希望を表明したがこの問題は東京でトロヤノフスキー大使が交渉に當つたはずである、たとへ不侵略條約を締結しても彼は思想戰を以て侵略を試みると心配する向もあるが、現に共產主義をもつとも嫌ふイタリー、トルコなども不侵略條約を締結してゐるがいづれも問題の起つたことがない、伊國あたりは赤化宣傳をやれば直ちに統殺をなし、極めて嚴重に禁止してゐるが、ドイツはこれに反し國內に共產黨を公認してをり却て露國との間に紛争が絶えぬ有様である、日本としても何等かの利益があるならばこれを締結し

ていゝと僕は思つてゐる
 満洲國承認 ロシアが満洲國と不可侵條約を結ぶといふことは意味をな
 さない、對象は飽迄日本といふことになる、ソヴェトは既に満洲國を
 事實上承認してゐるもので、モスコに満洲國領事の駐劄を希望する
 のみならず、日本駐劄大使が満洲國の領事を兼ねてもよいとまで提議
 してゐる位だ、ロシアも何等かの利益さへ得られるならば満洲國の正
 式承認をするだらう、領事の交渉は進められるだらう、露
 滿國境議定などは現在問題化してゐる

裏面白紙

Ref Doc 2068

125
185

文書ノ出所竝ニ成立ニ因スル證明書

(三號)

自分、林義ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、
茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ三頁ヨリ
成ル昭和八年一月二十一日第六十四回帝國議會ニ於

ヨリ被奉ト廻スル書類ハ日本
ニ係ル公文書ノ被奉ノ正確ニ
コトヲ證明ス

昭和二十二年三月四日

於東京

添

添

印

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 海部 陸軍 局 印

93-1

ナ
ナ

Ref Doc 2068

185

文書ノ品所並ニ成立ニ因スル證明書

(三號)

自分、林ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、
茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ三頁ヨリ
成ル昭和八年一月二十一日第六十四回常關聯合ニ於
ケル内閣外務大臣演説ヨリ抜萃ト選スル書類ハ日本
政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正確ニ
シテ真實ナル爲シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月四日

於東京

林

印

印

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人

海軍省

印

43-1

ナナ

Ref Doc 2068

昭和八年一月二十一日第六十回帝國議會
ニ於ケル内田外務大臣演説ヨリ抜萃

蘇聯邦政府ニ於キマシテハ滿洲事變ニ關シ當初ヨリ
極メテ慎重ナル態度ヲ執リ來リマシタノデ幸ニシテ
今日迄帝國トノ間ニ何等不愉快ナル關係ヲ見ナカツ
タ次第デアリマシテ日蘇三國關係ノ爲慶賀致ス次
第デアリマス。

最近蘇文兩國間ニ國交ノ恢復ヲ見ルニ至リマシタ爲
東洋全般ニ於ケル赤化運動ガ今後一層活潑ニナル様
ナコトハナカラウカト懸念スル向モアリマスガ私ハ
茲ニハ右見方ノ當否ニ付テハ暫ク置及致シマセヌ唯
既ニ共產黨ノ活動ト共產軍ノ擾攘ノ爲ニ苦シンデ居
リマスル錫子江沿岸並南支一帶ノ情勢ニ更ニ赤化ノ
氣勢ヲ添ヘルガ如キ事變ガ蘇支復交問題ニ伴フ一現
象トシテ萬一ニモ發生スル様ナコトガアレバ之ハ東
洋平和ノ爲由々シキ事柄デアリマス。コノ點ニ付帝
國トシテ深甚ナル注意ヲ怠ラヌノハ勿論デアリマス。
尙此ノ機會ニ日蘇不可侵條約ノ問題ニ付テ一言致シ
マスレバ元來兩國相侵ササルコトハ先年北京ニ於テ
調印セラレタル日蘇善本條約ノ精神デアリ又兩國共
ニ調印シ居レル不戰條約ノ規定スル所ナルノミナラ
ズ其ノ後兩國間ニ於ケル實際ノ關係ニ只今述ベマ

Ref. Doc. 2018.

3 44

シテ最近ノ郵船ニ從シテモ何等漢ハナイノデアリマ
ス。此ノ條約、此ノ決定、此ノ實際關係ニ對シテ
一 諸國間ノ不可侵條約ト云フガ如キ形式ニ與ヘル
云フ問題トナリマスルト其ノ時期方法等ニ付キマシ
テハ自ラ種々ノ見解ガ有リ得ルノデアリマシテ現ニ
時泰西諸邦政府ヨリノ提議以來各方面ニ在リテ
ヲ在ズルニ至リマシタノハ御承知ノ通デアリマス。
吾國政府ニ於キマシテハ本國迄ニ關シテ新ノ條約
條約ノ被レテ居ル事實ニ關ミマシテ總局現在條約以
外被メテ不可侵條約ノ商議締結ヲ行フニハ時期未ダ
熟シナイモノト認メマシテ昨年末其ノ提議ヲ以テ一
應諸邦政府ニ同答致シタノデアリマス。尤モ右條
約答ヲ發シマシタレバトテ我方ガ提議第ニ關シテ
モ便益ノ意圖ヲ有スルモノデハナイコトハ勿論デア
リマシテ諸邦政府ニ於テモ此ノ點ニ付何等侵權ナ
キコトヲ確信スルモノデアリマス。

裏面白紙

E 3205 A

Def. Doc. # 2616

Exhibit #

有
係

證
明
書

自分ハ第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、昭和十五年七月參謀總長
閣下仁親王ヨリ陸軍大臣畑俊六ニ宛テラレタル手紙ハ調査ノ結果第一復
員局ノ殘存書類中ニ存在シアラサルコトヲ證明ス

昭和二十二年九月二十三日 於 東京

局文書課長

美

山

長

証

左記各署名ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立 會 人
今 成 泰 太 郎

45

46

E 3205 A

Def. Doc. # 2616

Exhibit #

有
1/13

證
明
書

自分ハ第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、昭和十五年七月參謀總長
閣下仁親王ヨリ陸軍大臣畑俊六ニ宛テラレタル手紙ハ調査ノ結果第一復
員局ノ殘存書類中ニ存在シアラサルコトヲ證明ス

昭和二十二年九月二十三日 於 東京

第一復員局文書課長 美 山 田 廣

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立 會 人 今 廣 泰 太 郎

45

裏
面
白
紙

46

REF ID: A6614
ニ E 3205 B

EXH NO

高橋

極東國際軍艦裁判所

亞米利加合衆國

其他

荒木貞夫

其他

逃者

逃者

神崎正義

自分機我口ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上次ノ如ク
其逃致シマス

46

47

DEF D0048614
= E 32.5 B

EXR NO

舊稿

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國

其他

對

荒木貞夫

其他

宣誓供述者

供述者

神崎正徳

自分供我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上テノ如ク
供述致シマス

46

1

47

裏面白紙

私ハ、昭和十五年七月、参事長岡院官に下カラ、宣大臣堀俊六ニ對シ交付
セラレタ、辭職要望ノ文書ヲ入手スベク
昭和二十一年春ヨリ、第一復員局ニアラユル手段ヲツクシテ、授意ヲ依頼シマ
シガ、發見スルコトハ出来マセンデシタ。
又堀俊六ノ留守宅ヲ同夫人及令息俊八氏ノ助力ヲ得テ入事ノ限リヲツクシ
テ、檢閲ニ涉ツテ、搜索致シマシタガ、發見スルコトハ出来マセンデシタ。

裏面白紙

昭和二十二年九月二十三日

於 東京都

供 述 者

神 崎 正 義

右ハ管立合人ノ面前ニテ宣誓シ且署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 口 於 同 所

立 合 人

分 友 治

裏面白紙

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ蒙秘セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓フ

宣

誓

存

神

崎

正

機

49

4

50

裏面白紙

Exh NO

葛梅

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

計

荒木貞夫其他

02-9-¹⁹~~26~~ (2001)
 1948年浙江大學
 (1949年4月發)

運 哲

供違者 田 中 隆 吉

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ズ別紙ノ通り宜譬ヲ爲シタル上
次ノ如ク供進致シマス

E 3233
Def. Doc. 2637

Exh NO

第
三
号

自分儀我由ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

宣誓供述書

供述者 田 中 隆 吉

荒 木 貞 夫 其他

封

極京國際軍事裁判所
亞米利加合衆國其他

裏面白紙

問、被告畑大將ヲ知ツテ居リマスカ、
答、知ツテ居リマス、私が参謀本部ニ勤務シテキタ頃、一九二四年十二
月以降ズツト彼ヲヨク知ツテ居リマス、ソシテ私共ノ關係ハ公私共ニ
非常ニ親密デアリマシタ

問、畑大將ガ阿部及米内兩内閣ノ陸軍大臣デキタ頃、彼ヲ知ツテ居リマ
スカ
答、知ツテ居リマス、其ノ間私ハ陸軍省兵務局ノ課長デシタ、私ノ任
ハ軍人ノ行動ヲ監督スルコトデアリマシタノデ、畑大將ヲヨク知ツテ
キマスシ、陸軍省内ノコトニハ通曉シテ居リマス

問、若シ知ツテキルナラバ企ダテラレタ三國同盟ニ關スル畑大將ノ立場
ハドウデアリマシタカ
答、私ハ畑大將ガ夫レニ強ク反對デアツタコトヲ知ツテ居リマス、實際
トハ所、陸軍部内デハ畑ガ企ダテラレタ三國同盟ニ強ク反對デアツタコ
トハ周知ノ事デアリマシタ

問、三國同盟ニ關スル畑大將ノ立場ニ對シテ陸軍デハ同意シテキタカド
ウカ、知ツテキマスカ

問 7

煙ニ對スル憎惡ト嫌惡ハ左ノ二ツノ事情デ益々増大シテ行キマシム、
 其レハ先ヅ、阿部内閣ノ陸軍大臣トシテ三長官會議デハ別ノ者ガ推薦
 サレテキタノデアリマスガ、煙ガ陸軍大臣トナルベク陛下ノ御命令ガ
 アツテ煙大將ハ就任シタ次第デアリマス
 又次ニ、陸軍上層部内ニ於テ、煙ニ對スル反感ハ次ノヤウナ事件デ益
 益高マル一ワデシタ
 煙大將ハ軍人ガ政治ニ干與スルコトニ強ク反對デアリマシテ、初メテ
 陸軍大臣ニナツタトキニ陸軍省内ノ全將校ニ訓示ヲ與ヘマシタ、其ノ
 要旨ハ次ノ如クデアリマシタ
 「今ノ陸軍ハ天皇陛下ニ信用ガナイ、陸軍ハ先ヅ第一ニ、陛下ニ信用
 サレル陸軍ニナラナケレバナライ、夫レガタメニハ陸軍軍人ハ政治
 ニ干與スルコトヲ絶對ニ止メテ、軍人ノ本分ニ還ルベキデアル」
 答、煙ガ陸軍相ノ間、陸軍省將校ニ對シテ「政治ニ干與スベカラス」トイ
 フ命令ヲ實行シタ何カノ例ヲ知ツテ居リマスカ
 打倒ヲ叫ンダト言フコトヲ煙大將ガ知リマシタトキ、彼ハ憤慨シテ「米英
 其ノ將校ヲ連レ戻スヨウ私ニ命ジマシタ、私ガ彼ヲ東京ヘ連レ戻シテ
 來タトキニ、煙大將ハ彼ヲ叱責シテ處罰トシテ同人ヲ左遷シタ事ガア
 リマシタ

裏面白紙

問 答

問、煙が陸相デアナタガ其ノ下デ謀長デキタ頃、煙大將ガ支那事變ニ
 シテドシナコトヲシタカ知ツテ居リマスカ、
 答、知ツテ居リマス、一九三九年ノ秋、煙ガ阿部内閣ノ陸軍大臣デア
 タ頃、煙大將ノ指示ニ基ヅイテ、私ハ支那事變ノ平和的解決ノタメニ
 蔣介石ト交渉ヲ始メマシタ、煙ハ私ニ對シテ、支那ト和平ヲ結ブニ營
 ツテ先ヅ支那ニ於ケル日本軍ヲ撤退シテ、支那ノ計畫ニ反對シテキル
 ト言ヒマシタ、煙ハ私ニ對シテ、支那ノ計畫ニ反對シテキル
 デ、私共ハ秘密ニ非公式ニ事ヲ進バナケレバナラナイト言ヒマシタ、
 之ヲナスニ營ツテ煙大將ハ私ニ二ツノ要點ヲ示シテクレマシタ、
 一ツハ、日華兩使者會合ノ日時ト場所ノ取決メデアリマシタ、
 一ツハ、和平條約ノ基礎ハ支那ヨリスベテノ日本軍ヲ撤去スル事デア
 リマシタ
 煙ハ私ニ對シテ、交渉ノ進行中、自分ノ誠意ヲ支那側ニ示スタメニ陸
 相トシテ、次子算編成ニ營ツテ在支日本軍ヲ九十万ヨリ六十万乃至五
 十万ニ減少スルト言ヒマシタ、夫レデ實際、一九四〇年ノ予算ニ於テ
 在支日本兵數ヲ約六十万ニ減少シタコトヲ知ツテ居リマス
 然シナガラ、參謀本部及陸軍省内部ニ於テハ、支那ヨリ撤兵スルコト
 ニハ非常ナル反對ガアリマシタ、即日本軍ハ永久ニ上海ト北支諸地境
 ニ駐屯セシムベシトノ主張デアリマシタ、即日本軍ハ永久ニ上海ト北支諸地境
 シテ、彼ハ支那カラ全軍ヲ撤去シナケレバナラナイト言ヒマシタ

裏面白紙

答 問

支那ノ汪精衛政府ニ關シテ畑大將ノ立場ハドンナモノデアツタカ、
知ツテ居リマス、畑大將ハ重慶政府ト和平交渉ヲ爲シテニヤツテキ
マシテ又支那カラ全日本軍ヲ撤兵スルコトヲ計畫シテキマシタ爲ニ

客 問

和平條約ガ締結サレマシタカ
締結サレマセンデシタ、畑大將ガ突然其ノ意ヲ降メテカラ、交渉ハ
終リテ告ゲマシタ

ト

知ノ云フニハ、若シ支那ヨリ日本軍ヲ撤去シナケレバ、蔣介石ト和平條
約ヲ締結スル望ミハ絶對ニナイトコトデアリマシタ。
蔣介石ト必要ナル交渉ハ非信ニ憑キモノデアツタメニ、當初予備
的方法トシテ通信ハ暗號デ行ハナケレバナリマセンデシタ。
蔣介石側ニ對シテ、和平ヲナスタメニ、眞面目ナ企ガナサレツツアルト
イフ事ヲ確信セシムルニハ非信ナル困難デアリマシタ。
所ガ次第ニ、蔣介石側ニ納得ガ行キ和平條約ガ出來ルトイフコトヲ信用
スルニ至リマシタ、ソシテ、將來ノ會合ノタメ日時ト場所トヲ決定スル
言フ事ガ始リマシタ。

裏面白紙

答 問/2

答 問/1

全然之ヲ認メテキナカツタ事ヲ知シテキマス、汪精衛政府ヲ
立スル準備並ニ計畫ハ既ニ第一次近衛内閣ノトキニ固策トシテ
定シテオツタコトデアリマシテ、夫レガ案内内閣ノトキニ其ノ形
式ガ違ツタニ過ギマセン
汪精衛政府ノ樹立ニハ畑大將ハ固シテ居リマセン
アナタガマガ薩軍省ノ局長デアツタ頃、畑大將ガ文部ニ於ケル日
本軍司令官ニナツテカラ、太平洋戦争ニ關シテ畑大將ガ聲明發言
ヲナシ、或ハシタ事ニツイテ何カ知ツテ居リマスカ
知ツテ居リマス
一九四一年九月、畑大將ガ文部ニ於ケル日本軍司令官デ居ラレ、
日米關係ガ次第ニ悪化シテキル頃、畑大將ハ名代トシテソノ参謀
長後宮大將ヲ東京ヘ派遣シテ私ニ會ヒニ來サセテ、其ノ時ニ畑ハ
米國ト戦争ヲ回避スルタメニ、文部カラ全日本軍ヲ撤退スルコト
ヲ望ンデキタト私ニ語リマシタ。畑ハ陸軍省ニ於テ自分ノ計畫ヲ
進進スルタメニ援助スルヨウ依頼シテ來マシタ。
夫レカラドウナリマシタカ
後宮大將ハ私ニ言フニハ、畑カラ自分ガ陸相、海相、参謀總長及

裏面白紙

問 答 問 答

首相ノ所へ行ツテ各人ニ同じ傳言ヲ傳ヘルヨウ指示ヲ受ケタトノ
コトデアリマシタ
夫レカラドウナリマシタカ
後宮大將ハ之等ノ人々ニ會ツテカラ、知大將へ報告ノタメ、再ビ
支那へ該立ツ前ニ私ノ所へ來テ、各人カラ實ツタ返事ヲ話シテク
レマシタ
知大將ガ陸軍省ノ下デ陸軍省ノ部長デアツタ頃、日本
ノ農産ニ支那人、捕虜ヲ使用スル問題ガ持チ上ツタ頃アリマシ
タカ
アリマシタ
一九四〇年ノ春、日本ノ農産ニ支那人捕虜ヲ使用スル案ガアリマ
シタ。
知大將ガ之ニ反對シテ其反對ノ結果此ノ案ハ實施サレズニ終ツテ
了ヒマシタ
更ニ後ニ至ツテアナタガ部長トシテマダ陸軍省ノ一員デアツタ頃、

裏面白紙

日 本 支 那 人 投 降 者 之 使 用 シ タ 事 關 ガ ア ツ タ カ ド ウ カ 知 ツ テ

日本ノ炭礦ニ支那人投降者ヲ使用スル問題ガ持テ上ツテ來マシタ
カ、アリマシタ
一九四二年ニ日本ノ炭礦ニソノ投降者ヲ使用スル問題ガ亦々持テ
上ツテ來マシテ當時、支那ニ於ケル日本軍司令官知大將ハ其ノ時
モ強ク此ノ案ニ反對サレテ、ソノ反對ノタメニ計登ハ實地サレマ
セシデシタ
日本ノ炭礦ニ支那人投降者ヲ使用シタ事關ガアツタカドウカ知ツテ
キマス
知ツテキマス
一九四四年、支那人投降者ガ日本へ送ラレタガ此ハ大東亞省ニヨ
ツテナサレタモノデアルコトヲ知シテキマス、知大將ハ之ト何
等關係ヲ持ツテ居リマセンデシタ、又勞務ノ監督ハスデニ職掌ノ
管轄ヲ離レ、大東亞省ノ管轄下ニ在リマシタタメニ、知大將ハ此
ニ對シ何等ノ管轄ヲ持ツテ居リマセンデシタ。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）九月二十五日於東京

供 送 者 田 中 龍 吉

右ハ憲立會人ノ商前ニテ電達シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

証 日 於 所

立會人 神 崎 正 義

裏面白紙

醫
フ

良心ニ従ヒ眞實ヲ認ベ又何事ヲモ誤認セズ又何事ヲモ略知セザルコトヲ

宣
言
書

署名捺印
田中 隆吉

裏面白紙

xh, ϕ

醫供述書

供述者

岐阜縣武儀郡關町倉知八八五番地

他記

明治廿八年十二月九日

山

—

11

荒木貞夫其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

第 18 号

樞東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒 木 貞 夫 其他

宣誓供述書

供述者

岐阜縣武儀郡關町倉知八八五番地

龜

山

明治廿八年十二月九日

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次
ノ如ク供述致シマス

一、私龜山一二は一九二二年二月外務省の勤務に入り一九四六年三月同省の勤務より退きました。右期間中私は一九二二年二月より一九二七年三月迄及一九三〇年十一月より一九三五年五月迄米局（一九三四年六月歐亞局に改めらる）第一課に勤務しソ聯邦に關する事務に従事しました。本供進審に揭げてある日ソ不平等條約締結問題及東支鐵道讓渡問題は當時私が直接従事した問題であります。又私は一九三五年五月より一九三七年十一月迄大使館二等書記官として、一九四二年十二月より一九四五年三月迄大使館参事官として在ソ日本大使館に勤務しました。

二、一九三一年十二月芳澤大使は大養内閣の外務大臣たるべく巴里より日本に歸る途中莫斯科に立寄り、同月三十一日當時在ソ大使であつた廣田弘毅氏と同道して外務人民委員リトヴィノフ氏を訪問しました。其の席上の談話よりリトヴィノフ氏から芳澤大使に對し日ソ不可侵條約を締結してはどうかとの話があつたとの事でありました。芳澤氏は翌三二年一月東京に着き直に外務大臣に就任されましたが、同年五月十五日大養首相暗殺事件で同内閣が瓦解し芳澤氏も外相の任を去られました。私の承知して居る限りに於ては芳澤氏が外相たりし期間中ソ聯政府から廣田大使に對し本件に言及して來た事はありませんでした。

三、一九三二年八月廣田大使が外務人民委員代表カラハン氏と日ソ間各般の

問題に付會談の際カラハン氏から不可侵條約締結問題を促進し願いと云ふ意向を述べました。之に對し廣田氏は由來日本には相手國を問はず仲我々判とか不可侵條約とかに付いては傳統的に反對意見を持つものがあるから先づ以て此の空氣及氣分を變更すべく努力する必要があると思ふ然し自分は近く歸朝する事になつて居るからソ聯國の希望は歸朝の上日本政府に傳達すると述べました。

私は以上の事を當時在ソ日本大使館から外務省に到達した報告電報に依り承知しました、又廣田大使歸朝後同大使からも直接此の事を聞きまし

四 廣田大使は一九三二年十月日本に歸着されましたが、同大使は其の臨終内田外相に面會し不可侵條約締結問題に關するソ聯の希望を傳達し且本件促進方を進言されたと云ふ事を當時私は上司から聞きました。尙ほ廣田氏は其の後間もなく待命となり田舎に行つて休養して居られました。

五 同年十二月十三日内田外相からトラヤノフスキ大使に對し書面を以て本條約締結方商議開始の時期は未だ熟せざるに付差富り兩國間に存在する諸懸案の解決に努力する事として前記斷語に關しては今暫く時期を待つ事とするを可とする旨の回答を發しました。次で同外相は翌三三年一月二十一日帝國議會に於ける演說中に右回答の次第を述べました

裏面白紙

六 東支鐵道讓渡問題が日ソ間に取扱はれたのは私の承知して居る限りに於ては一九三二年四月トロヤノフスキー大使が芳澤外相に相談したのが初めてであります。トロヤノフスキー大使は芳澤外相を來訪し其の諒解を得たる後同年五月から翌年二月迄に數回藤原銀次郎氏との間に本問題に付話をしました。結局具体化しないで終りました。

七 一九三二年八月廣田大使とカラハン外務人民委員代理との本係通書三記載の會談中同大使より東支鐵道を日本に讓渡しては如何と述べました。藤「カラハン」氏は之に賛成の意を表しました。それより數日後「カラハン」氏は廣田大使に對しソ聯政府の最有力なる閣員は主として鐵道賣却に同意であると告げた筈であります。

八 廣田大使は一九三二年十月十月十日、即ち直後内田外相に日ソ友好關係増進の爲且又將來生じ得べき禍根の種を除く爲東支鐵道買収商讓促進方を進言されたと云ふ事を當時私は上司から聞きました。

九 廣田氏の後任たる大田大使に對し一九三三年五月二日リトビノフ外務人民委員から正式に東支鐵道讓渡商讓開始方を提議しました。其の結果本件交渉は六月二十七日から東京でソ聯滿洲國代表者間に開始されました。該交渉は主として東支鐵道價格の問題に集注されましたが、約一ヶ年に互るソ聯滿洲國代表者間の直接交渉は難澁を極め常に停滯してありまし

た大体の成行を述べますに、一九三三年七月の初め第三回正式會議に於てソ聯代表は同鐵道讓渡價格として二億五千万金留、即ちソ聯郵政府の所謂公定相場に依れば邦貨約六億二千五百万圓に相當する金額を提議し且ソ聯邦人鐵道從業員に對する退職金は滿洲國に於て負擔すべき事を主張したのに對し、滿洲國代表は同鐵道讓渡價格五千万圓を提議しました。其の後ソ聯側は交渉の比較的初期に鐵道讓渡價格の五千万金留値を下を提議し更に一九三四年二月鐵道讓渡の新價格として邦貨二億圓を提議しました。又滿洲國側は同年四月鐵道讓渡價格の五千万圓引上を提議しました。其の後更に多少の經緯があつた後同年七月二十三日廣田外相から鐵道讓渡價格を一億二千万圓とし又ソ聯邦人鐵道從業員退職金を滿洲國の負擔とすると云ふ仲介者案を提示しました。處滿洲國側は之が爲受諾の意を表明し又ソ聯側は之を拒絶し、對案として鐵道讓渡新價格として一億六千万圓を提示しました。斯くて同年八月には滿ソ間の交渉は全くデットロックに陥りました。

茲に於て九月上旬斡旋者たる廣田外相とソ聯代表の一人であるユレネフ大使との間に續續的に話合を行ふ事となりましたが該話合は順調に進行し同年末には廣田外相とユレネフ大使との間に大綱的に話合が成立し翌

裏面白紙

一九三五年三月二十三日鐵道讓渡價格一億四千萬圓、ソ聯邦人鐵道從業員退職金約三千万圓の内容を含む東支鐵道讓渡協定が滿ソ兩國間に成立した譯であります。

一、本供述書三に引用せる電信及五に引用せる同答公文套に付いては外務省に就き取調へました處右は戦災に依り焼失し現存して居ないとの事があります。

裏面白紙

Def, Doc, #2464

昭和二十二年（一九四七年）八月二十二日於東京

供述者 龜山 一二

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人 守島 伍郎

裏面白紙

Def, Doo, #2464

宣
誓
書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ猥秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

署名捺印

龜
山
一
二

裏
面
白
紙

(Wd)

Doc No C 2553

Xh No

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國

其他

對

荒木貞夫

其他

昭和二十年四月
（昭和二十年四月）

東京都市區區田園調布二ノ八〇八
林

自分儀我國三行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上テノ如ク供述致シマス

(Wd)

Doc No 2553

KXh No

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國

其他

對

荒木貞夫

其他

宣稱供認書

東京都目黒區田園調布二ノ八〇八
供 認 者 林

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣稱ヲ爲シタル上テ次ノ如ク供認致シマス

69

70

裏面白紙

一、私、林 繁 は現に外務省文書課長であります。私は此の資格に於て當然承知して居る事を左の通り述べます。

二、辯護側文書第二四六号通山一二供述書三及五に引用せる電信及公文書の原文乃至寫は戦災に依り焼失せるものと認められ現在外務省保管文書中には存在して居りませぬ。

裏面白紙

Der. Doc #2553

KXh No

昭和二十二年（一九四七年）九月四日於外務省

供 述 者 林 暲

右ハ堂立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ姓名捺印シタルコトヲ證明シマス
同日 於

立 會 人 守 島 伍 郎

裏面白紙

Doc. No. C 2553

MXh No

良心ニ依ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欲セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣

誓

書

署名捺印

印

鑑

裏面白紙

72

73

Def. Doc. 2151

Exh. NO

22-9-26 (1)
1947年10月18日
(12.19.94 第2)

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

供述者

宣誓供述書

荒木貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

板東國際軍事裁判所

東京都麻布區宮村町一〇
太田爲吉
明治十三年十一月十二日生

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

供述者

宣誓供述書

荒木貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

東京都麻布區宮村町一〇
太田爲吉
明治十三年十一月十二日生

裏面白紙

一、私は一九〇四年外務省に入り一九三七年五月同省の勤務から退職しました。右期間中一九三二年十二月二十三日から一九三六年七月二十八日迄特命全權大使として莫斯科に在勤しました。

二、私は一九三二年十一月七日在ソ大使に任命されました。當時廣田氏はリタイヤーして保養して居りました。私は東京出發前同氏と面會し東支鐵道譲渡の件に關し意見を交換しましたが、同氏は日ソ關係増進の爲速かに本件に付ソ聯側と交渉を開始し圓滿妥結に努力するの必要ありと述べ、私も全然同感でありました。

三、一九三三年四月二十四日、外務人民委員代理カラヘン氏は私に對しソ聯側は東支鐵道の賣却を厭がるものではないと云ふ趣旨を述べました。越えて五月二日外務人民委員リトヴィノフ氏は私の來訪を求め、ソ聯政府は東支鐵道賣却の方針を變更しては居らない。又滿洲國に賣却しても宜しい。又本委員は本件交渉に即時着手せん事を提議するものであると云ふ趣旨を書いた書面を口述した上該文書を手交しました。私は以上の次第を夫々其の都度外務省に電報し且本件交渉開始促進方に關する私の意見を電報しました。

四、日本政府は五月二十三日の開議に於て日本はソ聯政府の提議に應じ適當の條件の下に協議成立するに於ては東支鐵道の買收を行ふ事口滿洲國が買收當事者たる事適當と認めらるゝに付同國の同意を得るに

裏面白紙

於ては之をしてソ側との交渉に當らしめ、日本は右交渉の進捗を計る
 爲仲介斡旋をなす事を決定し、且滿洲國政府と協議の上同月二十八日
 右趣旨をリトヴィノフ氏に對し回答する様電達しました。
 仍つて私は同月二十九日クレスチンスキー外務人民委員代理に會つて
 該訓令の次第を申入れました。
 六月三日ソコルニコフ外務人民委員代理から私に對しソ聯政府に於て
 私の申入に對し同意する旨の回答がありました。
 五、本件交渉は六月二十七日から東京でソ聯滿洲國代表者間に日本外相
 斡旋の下に開始され翌一九三五年三月に疊部の成案が出来、同月二十
 三日滿ソ兩國間に東支鐵道讓渡に關する協定が成立した譯であります。
 六、前述三及四に引用した文書及電報は外務省に就き取調べました處阿
 省には其の原文も寫も焼失して現存して居ないとの事であります。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）七月十二日於

供 証 者 大 田 爲 吉

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證
明シマス

同 日 於 東 京

立 會 人 守 島 伍 郎

裏 面 白 紙

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣誓書

(署名捺印)

大田爲吉

裏面白紙

自分供我門ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上テ次ノ如ク
供進致シマス

宣旨供進者	荒木貞夫	亞米利加合衆國	極東國際軍事裁判所
林	其他	其他	
東京部目黒區田園調布二ノ八〇八			

78
153

79

裏面白紙

一、私即ち林 聖は現に外務省文書課長であります。私は此の資格に於て當然
承知して居る事を左の通り述べます
二、辯護士文書第一五一號大田爲吉供違書三、及四に引用せる文書及電報は
其の原文も寫も戦災に依り焼失したものと認められ現存外務省保管文書中
には存在して居りませぬ

裏面白紙

Def Don 2540 Erh NO

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於

供 証 者 林

之 署

昭和二十二年（一九四七年）八月二十日 於 外務省

立 會 人 守 島 伍 郎

80

3

81

裏面白紙

Def Doc 2540 Erh NO

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣誓書

署名捺印

林

尋

81

4

82

裏面白紙

E13235A

Def Doc # 2509

Exhibit #

（「北滿鐵道譲渡交渉」係表集」第七頁乃至第九頁ヨリ抜萃）
「ソヴィエト」聯邦代表ノ答辭
閣下余ハ「ソヴィエト」代表部ヲ代表シテ東支鐵道ニ關スル問題ノ根本的
解決ニ付仲介斡旋ノ努力ヲ取ラレ東支實却ニ西スル意ヲ日本帝國ノ首都ニ
フレタル日本帝國政府ニ對シ謝意ヲ表ス「ソヴィエ
政府及各國トノ友好關係ヲ増進セントスル政策ヲ誠
シテ極東及全世界ニ於テ平和ヲ實現スルモノナリ
茲に進スルコトニ對シ重キヲ置クモノナリ
此ノ政策ニ基キ「ソ」政府ハ兩洲ニ對シ初メ當初ヨリ公正中立且絶對不
渉ノ政策ヲ維持シ日本ノ利益ヲ考慮スルト共ニ相互條約上ノ義務ヲ嚴守シ
且互ノ權益ヲ尊重スル基礎ノ上ニ自己ノ權利ト「ソ」政府ハ北滿ニ於ケル「ソ」
聯邦ノ權益ヲ尊重セサルコトヲ約サレ兩洲ニ於ケル治安ノ維持ニ對シ熱心
ヲ表明セラレタル日本政府ト層層支拂爭議解決ノ方法ヲ談セリ最近同鐵道ガ
「ソ」聯邦、日本及兩洲間ノ紛爭ノ禍根トナリ得ベキコト又ナリタルコ
ト並平和ニ反對ナル勢力カ之ヲ利用シテ「ソ」滿洲係ヲ惡化セシメント試

82-1

閣下余ハ「ソヴィエト」代表部ヲ代表シテ支鐵道ニ關スル門題ノ根本的
 解決ニ付仲介轉旋ノ勞ヲ取ツレ東京支實却ニ關スルヲ日本帝國ノ首都ニ
 開催センコトヲ建議セラレタル日本帝國政府ニ對シテ同意ヲ表ス「ソヴィエ
 ト」政府ハ不従ノ平和政策及各國トノ友好關係ヲ増進セントスル政策ヲ成
 底的ニ遂行スルモノニシテ極東及全世界ニ於テ平和ヲ増進セントスル因子タル日
 本トノ友好關係ヲ今後益々増進スルコトニ特ニ重キヲ置クモノナリ
 此ノ政策ニ基キ「ソ」政府ハ兩洲ニ對シテ初ニ重キヲ置クモノナリ
 且互ノ利益ヲ維持シ日本ノ利益ヲ考慮スルト共ニ相互協約上ノ義務ヲ遵守シ
 ルノ用意アルコトノ或多ク證據ヲ與ヘタリ「ソ」政府ハ北滿ニ於ケル「ソ」
 國領ノ利益ヲ侵害セサルコトヲ約束サレ兩洲ニ於ケル治安ノ維持ニ對シテ心
 ヲ表明セラレタル日本政府ト東京支實却ノ解決ノ方法ヲ議セリ最近同鐵道ガ
 「ソ」聯邦、日本及兩洲同ノ紛爭ノ禍根トナリ得ベキコト又ナリタルコ
 ト並平和ニ反對ナル勢力カ之ヲ利用シテ「ソ」聯邦ニ對シテ惡化セシメント試

（「北滿鐵道」交渉「關係」表集」第七頁乃至第九頁ヨリ抜萃）
 第一回正式會議（昭和八年六月二十六日）
 「ソヴィエト」聯邦代表ノ答辭

82-1

83

ミツ、アルコトヲ考量シ「ソヴィエト」政府ハ日本政府ニ對シ東支鐵道資
 却ノ万法ニ依リ東支鐵道同通ノ根本的解決ヲ爲ス爲交渉スルノ用意アルコ
 トヲ通達セリ新ノ如クシテ「ソヴィエト」是等ノ根本ヲ爲スモノハ日本ノ
 友交關係ヲ増進セントスル不發不視ノ願望及平和ノ確保ニシテ是亦「ソ
 聯邦」ノ平和愛好ヲ表明スル事例ナリ日本外務大臣内田訥ノ演說中ニアル如
 ク東支鐵道ハ帝政々府ニ依リテ建設セラロキ也其目的ハ主として滿洲政
 鐵道ヲ他國領土ニ建設スルコトニ依リ征服の帝主主義的目的ヲ達セムトモ
 ムトモサルモノナル處新ノ如キ目的ハ「ソ」聯邦政府ノ有セサル所ニシテ又
 有シ得サルモノナリ十月革命ハ帝國主義的侵略ノ具トシテノ東支鐵道ノ意
 義ヲ減却セルカ「ソ」政府ハ本鐵道ヲ純然タル商業企業ニ變シ同鐵道ノ通
 設セラレタル領土ノ所有者ニ對シ北京及奉天協定ニ依リ鐵道ノ共同管理反
 其ノ利益ノ分配ニ與ルノ權利ヲ與ヘタリ
 然レ共「ソ」政府ハ「ソ」聯邦人民ノ勤勞的資金ニ依リテ建設セラレ
 且同聯邦ノ所有ニ屬スル本鐵道ニ關聯スル自己ノ物質上ノ利益ヲ確保スル
 コトヲ從來自己ノ義務ト考ヘ來リ又現ニ考フルモノナリ
 東支鐵道ハ日本外務大臣内田訥力述ヘラレタル如ク重大ナル國際的意義ヲ
 有ス即チ同鐵道ハ現在ニ於テモ歐亞間ノ國際交通上西々重要ナル役割ヲ演
 スルモノニシテ北滿ト滿洲ノ南方地方及大港ト連結スル重要ナル幹線トシ

テノ意ヲ存ス
 滿洲ニ於ケル最近ノ事件及現在ノ狀態ニ關聯シ該鐵道ノ惡化セル經濟狀態
 ハ滿洲今後ノ發展及經濟的振興ニ件ヒ改善セラルハキコト勿論ナリ前述ニ
 鑑ミ「ソヴィエト」代表部ハ貴我ノ友好關係ノ確保及今後ノ發展ノ爲重大
 ナル意義ヲ有スル同題ノ根本的且解決ニ必要ナル慎重誠意ヲ以テ東支實却
 ニ關スル交渉ニ入ルモノナリ
 「ソ」政府宛三月十二日附「ノート」ニ於テ北京及奉天協定ヨリ生スル總
 テノ義務ヲ承認セル滿洲側カ今次會議カ圓滿ナル終決ヲ見ル爲同様ノ誠意
 アルコトヲ希望ス
 吾人ハ本日開始セラル、交渉カ日本政府ノ積極的且好意アル援助ニ依リ希
 望セラレタル結果ニ到達スルコトヲ望ムモノナリ

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、林ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル
本語ニ依テ書カレ五頁ヨリ成ル

第一回正式會議（昭和八年六月二十六日）「ソヴィエト」聯邦代表
ノ答辭

ト題スル書類ハ昭和九年一月作成外務省印刷物「北滿鐵道讓渡交渉關係
表集」ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル爲シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年九月二日 於東京

林

氏

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立 証 人 浦 部 勝 馬

83-2

（「北滿鐵道讓渡交渉關係發表集」第一三頁乃至二二頁ヨリ抜萃）

第三回正式會議ニ於ケル蘇聯邦側提案
（七月四日在東京蘇聯邦大使館發表）

滿洲國ニ依ル東支鐵道買收ノ基本原則ニ關スル覺書

第一 賣却ノ對象、東支鐵道ノ役割及意義

（）北京及奉天協定ニ準據シ「ソヴィエト」政府ハ發ニ屢奉天官憲ニ依リ不法且強制的ニ押收セラレタル財産ヲ含ム一切ノ所屬財産ト共ニ東支

スルコトニ同意ス

「財産ニシテ東支鐵道ニ屬セス且出兵時代ニルモノ又ハ協定ニ依ル車輛交換未了ノ爲殘留象トナルコトナシ此等財産（本財産ノ詳細ナ

ル目錄ハ特別委員會ニ於テ作成スヘキモノトス）ハ「ソヴィエト」政府

ニ返還セララルヘキモノナリ

（）千七百二十六「キロメートル」ニ達スル本線、二千五百四十四「キ

ロメートル」九ニ達スル業務用砂礫運搬用及運搬用線路ヲ含ム總延

長ノ鐵道並二千五百六十七「キロメートル」ニ達スル電信線並電話

及給水設備
（）鐵道ニ屬スル機關車及貨車
（）鐵道用及旅客用建築物、倉庫、住宅、事務所、兵營其ノ他ヨリ成ル

（「北滿鐵道譲渡交渉關係發表集」第一三頁乃至一二二頁ヨリ抜萃）

第三回正式會議ニ於ケル蘇聯邦側提案
（七月四日在東京蘇聯邦大使館發表）

滿洲國ニ依ル東支鐵道買收ノ基本原則ニ關スル覺書

第一 賣却ノ對象、東支鐵道ノ役割及意義

（一）北京及奉天協定ニ準據シ「ソヴィエト」政府ハ發ニ嚴奉天官憲ニ依リ不法且強制的ニ押收セラレタル財產ヲ含ム一切ノ所屬財產ト共ニ東支

鐵道ヲ滿洲國ニ於テ買收スルコトニ同意ス

然レ共各種「ソヴィエト」財產ニシテ東支鐵道ニ關セス且出兵時代ニ

同鐵道上ニ抑留セラレタルモノ又ハ協定ニ依ル車輛交換未了ノ爲殘留

セルモノハ勿論賣却ノ對象トナルコトナシ此等財產（本財產ノ詳細ナ

ル目錄ハ特別委員會ニ於テ作成スヘキモノトス）ハ「ソヴィエト」政府

ニ返還セララルヘキモノナリ

復テ買收セララルヘキモノハ左ノ通トス

（一）千七百二十六「キロメートル」ニ達スル本線、二千五百四十四「キ

ロメートル」九ニ達スル業務用砂礫運搬用及運搬用線路ヲ含ム總延

長ノ鐵道並二千五百六十七「キロメートル」ニ達スル電信線並電話

及給水設備

（二）鐵道ニ關スル機關車及貨車

（三）鐵道用及旅客用建築物、倉庫、住宅、事務所、兵營兵ノ他ヨリ成ル

日新ノ如クシテ一切ノ所屬財産ヲ含ム東支鐵道ハ現在北滿ノ産業上及經濟發展上重大ナル役割ヲ演シ且「ソ」聯邦ノ財産上及經濟上ノ利益ノ見地ヨリモ大ナル價值ヲ有スル強力ナル産業的結合體を爲スモノナリ東支鐵道ノ賣却ニ依リ條約上「ソ」聯邦ニ歸カラサル利益ヲ與フル幾多經濟上ノ權利及特典ハ一部ハ清算シ一部ハ著シク價值ヲ減少セシムルモノナルコトヲ指摘セサルヲ得ス例ヘハ右ニ屬スルモノトシテ鐵道ニ於ケル幾千ノ「ソヴィエト」勞働者及勤務者ノ義務的使用、或種ノ運賃率上ノ特典其ノ他ヲ舉クルコトヲ得ヘシ
 日東支鐵道ノ意義ヲ述フルニ當リ歐亞間國際交通上ノ頗ル重要ナル連絡タル同鐵道ノ重大ナル國際的意義ヲ摘記セサルヲ得ス右東支鐵道個有ノ意義ハ同鐵道力滿洲國ノ手中ニ歸スルコトニ依リ又最近同鐵道ノ正常ナル運行ヲ阻止シタル障害ヲ除去スルコトニ依リテ決シテ消滅スルモノニアラサルコト明白ナリ
 日東支鐵道ノ意義ハ資源ニ富ミ將來發展ノ望アル北滿地方ト滿洲南部及大洋トヲ結合スル北滿ノ幹線トシテモ重大ナル意義ヲ有ス
 右個有ノ意義ハ同鐵道力滿洲國ノ有ニ歸レタル後ニ於テモ決シテ失フモノニアラサルコトハ今更之ヲ立證スルノ要ナカルヘシ
 否却テ本鐵道ニシテ正常且障害ナキ運行ノ條件ニ置カル場合ニハ本地方ノ生活上層大ナル意義ヲ有スルニ至ルヘク其ノ役割及價值ハ滿洲ノ經濟的發展ト共ニ増大スヘキハ疑ナキ所ナリ

- 總面積一、九七六、二平方「メートル」ニ達スル土木工事
 (一) 工場及倉庫、右ノ内ニハ哈爾濱中央工場、鐵道工場、電信附屬工場
 其ノ他アリ
 (二) 發電所
 (三) 哈爾濱電話局
 (四) 哈爾濱ニ於テ設備セラレタル積込埠頭ヲ含ム蒸汽及非蒸汽船ヨリ成ル河船隊
 (五) 鐵道所屬ノ地所
 (六) 森林利權「チヨル」、「ツアイリンヘ」、東部利權
 (七) 醫療及獸醫衛生施設
 (八) 別荘及療養所
 (九) 製絲企業、苧綢及溫室
 (十) 製材工場、「オリフ」油製造工場、糸屑淨化工場
 (十一) 清涼飲料水製造工場
 (十二) 洗毛工場
 (十三) 印刷所
 (十四) 哈爾濱ニ於ケル水道
 (十五) 自動車庫
 (十六) 學校及俱樂部建物
 (十七) 其ノ他鐵道ノ凡ユル建築物施設及財産

第二 實收價格及支拂方法

(一) 東支鐵道及其ノ附屬財産ノ買收價格ヲ決定スルニ當リテハ奉天協定第一條第二項ニ準據スヘキモノナリ同項ハ買收ニ當リ兩締約國ハ東支鐵道ニ付曾テ費サレタル實際ノ費用幾何ナルヤヲ認定シ且公平ナル價格ヲ以テ之ヲ買收スヘキコトヲ規定セリ

「ソ」政府ハ前記ニ基キ東支鐵道ノ建設及發達ノ爲費シタル實際ノ出費ヲ明カニスル「バランス」ノ主要項目ニ立脚スルト共ニ公平ノ原則ニ基キ買收價格ヲ著シク減額スルコトヲ可能ナラシムル凡ユル事態ヲ慎重ニ考量セリ

(二)鐵道建設ニ要シタル費用、未究成工事ノ完了、輸轉材料ノ購入、建設資本ノ調達、利子ノ支拂、建設期間中ニ於ケル償還ニ要シタル費用並一九三二年迄(含ム)鐵道改善ノ爲ニ要シタル費用ヲ累計スレハ四億千百六十九万九千九百七十六金留トナル右額ハ帝國政府力東支鐵道存在ノ初年ニ於ケル缺損ノ填補及經營支持ノ爲貸與シタル一億七千八百五十七万九千六百十八金留ヲ含マス又右金額ハ「バランス」ニ現ハレ居ル東支鐵道ニ投資セラレタル資本ニ對スル累積セル利子トシテ「ソ」聯邦政府ニ支拂フヘキ多額ノ負債ヲ含ミ居ラス

以上ノ外東支鐵道ノ技術上ノ設備力多少老朽セルコト及新鐵道建設ニ伴ヒ同鐵道ノ經營的意義力多少變更セル點ヲ考量シ且能フ限り買收價格ヲ減額センコトヲ欲シ「ソワイエト」政府ハ實際ニ行ハレタル出張

最近發生シタル鐵道ノ正常ナル運行ヲ阻止スル特種ノ條件ニ依リテ惹起セラレタル鐵道財政狀態ノ一時的惡化ト同鐵道ノ實際ノ經濟狀態、意義及發展ノ可能性トヲ混同スヘキニアラス右ハ「ソ」支共同管理ノ始メヨリ一九三〇年度迄（同年度ヲ含ム）ニ至ル迄ニ舉ケタル東京鐵道ノ營業收益ハ支出ヲ超過スルコト一億四千万金留ニ達シ一年平均二千万金留以上ナルノ一舉ヲ舉クレハ足ルヘシ

滿洲ノ全產業ニ重大ナル影響ヲ與ヘタル世界經濟恐慌並上述ノ如キ特種ノ原因ニ依リ惹起セラレタル困難ナル條件ノ下ニ在リタル一九三二年ニ於テスラ猶且鐵道ノ營業收益ハ支出ヲ超過スルコト千百万金留ニ達セルノ事實ハ之ヲ特記スルノ要アリ

此等ノ材料ハ鐵道ノ大ナル經濟力及堅實性ヲ充分立證スルモノナリ鐵道ノ莫大ナル營業收益ヲ舉ケ居ルニ比シ「ソヴィエト」政府ニ在リシタル收益ヲ舉ケサルコトハ鐵道力今日迄警察、陸軍、政府機關ノ維持及之ニ對スル貸付並貨物及乘客ノ無料輸送其ノ他ニ要スル莫大ナル不生產的經費ヲ負擔セサルヲ得サリシコトニ專ラ原因ス鐵道ノ「ソヴィエト」側理澤ハ萬事企業トシテノ鐵道ニトリ全ク關係ナキ此等支出ヲ除去シ又ハ少クモ之ヲ著シク減少セントスル自己ノ試ニ對シ絶エス支那側及今日ニテハ滿洲國側ヨリノ強キ反對ニ遭遇セリ

東支鐵道力滿洲國ノ所有ニ歸シタル後ハ同國ハ勿論同鐵道ニ強要シタル不生產的支出ヲ負擔セシメサルニ至ルヘク之ニ依リ鐵道ノ實際ノ收益ハ著シク増加スルニ至ルヘシ

四億千六百六十九万九千七百七十六金留ノ代リニ前記東支鐵道ノ「バラ」
ス一製取ニ依ル價格ヲ二億千万金留迄減額スルコトニ同意ス
但シ右額（二億千万金留）ハ夫レ自體ニ於テ大ナル經濟上ノ意義ヲ有
シ且東支鐵道ノ發達ト共ニ最初ノ償付ヲ増加セル同鐵道ノ各種財産ノ

價格ヲ含マス

鐵道ハ同知ノ如ク廣大ナル地所ノ所有者ナリ

「ソウ」イェト「一」政府ハ北京及奉天協定ニ依リ鐵道ニ不要ナル地所ヲ支

那官意ノ管理ニ移スコトニ同意セリ「ソウ」イェト「一」政府ノ提議ニ基キ

一九二五年地所整理ノ爲メ「ソ」支委員會設置セラレタルコトアリ

シカ奉天官廳本委員會ノ召集ヲ同鐵道ノ地所ヲ不法ニ部分ノ二積

領セリ「ソ」政府ハ當然鐵道ノ爲メ地所並多大ノ償付ヲ有ス

ル東支ノ森林利權ノ價格ノ詳細ナル計算ヲ爲スコトナク之等ノ財産總

テラ四千万金留ト評價スルコトニ同意ス之實際ノ價格ヨリ遠ニ少額ナ

リ

前記セル所ニ基キ東支及其ノ所屬財產全部ノ買收總價格ハ二億千万金

留「ソ」ラス「一」四千万金留即二億五千万金留トス「一」金留「一」〇四億ノ

前記ノ數字ニ億三千万金留「一」九一七年日本政府ヲ東支鐵道南部線ノ

小部分タル寛城子老少海關「一」〇三行ニ對シ舊帝政々府ニ支拂ハントセ

ル金貨二千三百萬圓ニ比スル時東支鐵道ノ全買收線ニ右ノ評價ヲ適用

スルトセハ金貨約三億八千万圓即約三億七千万金留ヲ得ヘシ

86-2

然ルニ曾テ交渉ノ行ハレタル東支ノ一部ハ何等顯著ナル人工的設備モ
無ク又價值アル企業モ無ク更ニ東支全体トシテ有スル國際的及經濟的
價值モ無カリシナリ
斯ノ如ク凡ユル點ヨリ見テ買收價格二億五千万金留ハ極メテ適當公正
ト認メサルヘカラス
東支鐵道ハ其ノ資產及負債全部ヲ以テ滿洲國ニ讓渡セラルルモノニシ
テ東支鐵道ニ對スル何等ノ請求モ「ソ」政府ニ對シ今後提出スヘカラ
サルモノトス

右買收價格ノ支拂ヲ容易ニシ且日本及滿洲トノ經濟關係ノ發達ヲ促進

スル爲メ「ソ」政府ハ前記買收價格ノ半額即年一億二千五百萬金留ヲ

商品ニテ受領スルコトニ同意ス商品ニ依ル對「ソ」支拂ハ二ヶ年間四

期ニ商品ヲ供給スルノ形式ヲ以テ行ハルルモノトス右商品供給ノ爲滿

洲國ハ日本國立銀行ノ保障スル債券又ハ日本銀行團ノ「アクセプト」

スル債券ヲ交付スルモノトス

貨幣ニ依ル買收價格一億二千五百萬金留ニ付テハ其ノ四分ノ一ハ直ニ

現金ニテ支拂ヒ其ノ他ノ部分ハ日本政府ノ保障スル滿洲國ノ債券ヲ以

テ支拂ハルルモノニシテ右債券ハ年四分ノ利ヲ附シ三ヶ年ノ期間ニ償

還セラルヘキモノトス

第三 「ソ」聯邦ノ經濟上ノ利益保障

「ソ」聯邦及滿洲國間ニ存在スル經濟關係ヲ保持シ且歐亞國際交通上

87-1

ニ有スル東支ノ重大ナル役割ヲ保持スル爲東支賣却ニ關スル一般協定ト同時ニ次ノ事項ヲ規定スル特別協定ヲ締結スヘキモノトス

(一)「ソ」聯邦ノ爲東支ニ依ル「ソヴィエト」鐵道間ノ貨物及旅客ノ自由通過ヲ特典的條件ノ下ニ保障スルコト而シテ通過貨物及手荷物ハ凡ユル租税及公課ヲ免除セララルモノトス

(二)「ソヴィエト」鐵道ト東支間ノ直通連絡及補給行歐亞直通連絡ニ對スル東支ノ引受クル貨物ノ一定數量ヲ「ウスリー」鐵道ノ爲ニ保持スルコト

(三)滿洲國側ハ東支ニ依リ輸入セラルル「ソヴィエト」商品ニ對シ關税及税金ノ關係ニ於テ最惠國待遇ヲ與フルコトヲ約ス

第四 東支鐵道ニ於ケル「ソ」聯邦勞働者及勤務者ノ利益保障

東支賣却ニ關スル一般協定ト同時ニ東支ニ於ケル「ソヴィエト」人民ノ權利々益ヲ保障スル特別協定ヲ締結スルモノトス右協定ハ次ノ事項ヲ規定スルモノトス

(一)滿洲國ニ於テ鐵道ヲ所有シタル後「ソヴィエト」勞働者ヲ自國入ヲ以テ換ヘントスルトキハ彼等ニ求職又ハ「ソ」聯邦歸國ノ可能ヲ與フル期間ヲ以テ少數ツツ漸次ニ行フモノトス

「ソヴィエト」勞働者及勤務者ノ更迭ハ滿洲國力鐵道ヲ所有シタル後二年ヨリ彫カラサル期間ニ行ハル、モノトス

(一)「ソヴィエト」人民カ東支鐵道ノ區域ニ有スル動産不動産ニ對スル總テノ權利ヲ完全ニ保有ス

(二)右財產ヲ清算シ且之ヲ具體財若シクハ貨幣ニテ撥出スル權利ヲ有ス

(三)「ソ」聯邦ニ歸國スル勞働者及勤務者ノ家族及財產ヲ其ノ還葬スル爲國地點迄送スル爲東支鐵道ノ協定ニ於テ輸送上ノ便宜ヲ與フ

(四)「ソヴィエト」人民カ退職シ又ハ解雇サルル場合東支鐵道ノ現存規定ニ基キ即時且完全ニ支拂ヲナスモノトス

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、林 驊ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ審カレ十四頁ヨリ成ル

第三回正式會議ニ於ケル蘇聯邦側提案

ト題スル書類ハ昭和九年一月作成外務省印刷物「北滿鐵道譲渡交渉關係發表集」ノ拔萃ノ正確ニシテ眞實ナル爲シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年九月二日 於東京

林

驊

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 浦 部 勝 馬

P8-2

2
18
19

ソビエト文書第二〇六編B(四)

ソビエツト大使館電を表す

一九三三年十一月二十日

ソビエツト大使エルネスト氏は吾國のソビエツト駐邦公使の正式挨拶の

ソビエツト大使エルネスト氏

た。余は官邸の警衛に同僚を迎へ二人は相互の
目を見つめ合つた。たしか同大使は革命の最初
にソビエツトに在りし重要な役柄を果した人である。彼は

は相當の経験を積んでゐるに相違ない。ロシヤは東洋の諸國に對しては一
歩も進らぬ境地である。彼は雪明しており、兩國の交渉に對しては一
般的印象を與へてゐる。なほ同使は明らかに吾國の承認を非常に喜んで
おり又極めて友好的態度を示してゐる。一一一一一一

グルーコ合衆國大使の日記 第三一〇七頁

Wd

デアリマスガ、マダサウ云フコトヲ實現シマスノニ具體的二是ト云フコト
 シマシテハ日露兩國ノ間ニハ先ツ問題ノ状況ヲ骨ニ申上ゲマス、餘々ニ解決
 シテ行クト云フコトガ一番適當ナ方法デアラウト思ヒマシテ東支鐵道ノ買収
 問題ヲ滿洲國ノ方デ決定シテ居リマスノデ、其中ニ立ツテ出來ルダケノ此處立
 ち助ケタイト思ツテ居リマシタ。

露西亞トノ關係ニ付キマシテハ、私ハ露西亞ニ在動中カラ斯ウ云フ一ツノ大
 キナ問題ガ東洋ニ起ツテ居ル際ニ、日本ト「ソグエツト」露西亞トノ關係ノ
 爲ニ好マシクナイコトト思ヒマシテ出來ルダケ
 問題ヲ妥當ニ解決シテ兩國ノ關係ガ惡化シツアル
 情ヲ世間ニモ知ラシタイト云フヤウナ氣持デ努力
 任ニ就キマシテ以來モ矢張其ノ考デ飽マデ居ルノ

第六十五回帝國議會衆議院決算
 委員會議錄
 田島大臣答辭
 昭和九年一月三十日

90-1

1

91

Wd

第六十五回帝國議會衆議院決算
 委員會議録
 田島大臣答辭
 昭和九年一月三十日
 西田トノ關係ニ付キマシテハ、私ハ露西亞ニ在動中カラ新ウ云フ一ツノ大
 キナ問題ガ東洋ニ起ツテ居ル際ニ、日本ト「ソグエツト」露西亞トノ關係ノ
 惡化スルコトハ、甚ダ兩國ノ爲ニ好マシクナイコトト思ヒマシテ出來ルダケ
 問題ヲ妥當ニ解決スル又問題ヲ妥當ニ解決シテ兩國ノ關係ガ惡化シツアル
 ヤウナコトハナイト云フ事情ヲ世間ニモ知ラシタイト云フヤウナ氣持デ努力
 致シタノデアリマス此節此任ニ就キマシテ以來モ矢張其ノ考デ飽マデ居ルノ
 デアリマスガ、マダヤウ云フコトヲ實現スルシマスノニ具體的ニ是ト云フコト
 申上ゲマスト私ノ考ト致
 シマシテハ日露兩國ノ間ニ先ヅ問題ノ起ツテ居ルモノカラ、餘々ニ解決
 シテ行クト云フコトガ一番適當ナ方法デアラウト思ヒマシテ東支鐵道ノ買収
 問題ヲ露國ノ方デ致シテ居リマスノデ、其中ニ立ツテ出來ルダケノ此成立
 ヲ助ケタイト思ツテ居リマシタ。

90-1

1

91

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書
 自分近藤英明ハ貴族院書記官ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添付セラレタル日本
 語ニ依ツテ書カレ壹頁ヨリ成ル第六十五回衆議院總算委員會證錄ト題スル
 書類ハ日本政府ヘ貴族院ノ保管ニ係ル公文書ノ發祥ノ正確ニシテ眞實ナ
 ル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月十八日

於東京

近藤英明

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ
 同日於同所

立會人 小野寺 五一

90-2

文書第二百六號Bの十二
 ソグエツト大使一千九百廿四年の春を目して大詰め時期とす。
 一千九百廿四年三月九日
 本日ソグエツト大使ユレネフ氏と長崎同の會談中に、彼は第一に、夏支
 道日却交渉の現状を予に告げ此等の交渉は本會館が未だ再議されないの
 外相と彼との同の下交渉の域を依然出でて居らないと云った。此等下交
 は純然たる取引の形式を取つて來てゐる。自然に双方がうまくやるとし
 てゐる、廣田氏は日本の輿論を以つて殊に懸念である。簡単に三ふと下の
 なる事態になつてゐる。
 即ちソグエツト政府は交渉を二つの範圍の中に入れてゐる、第一は海軍
 借款のロシヤ人從業員への補償並びに海軍借款の償還の責任を受ける事
 である。第二の範圍といふのは海軍借款の償還である。この從業員の
 補償にソグエツト政府は九百萬圓から一千萬圓の間の金額を提出してゐる
 併しユレネフ氏は責任の算額は予に云はなかつた。償還の代價に就ては
 海軍借款局者は元來の一千五百萬圓の中出を固執してゐた。最初二億五千
 萬圓であつた。ソグエツトの要求は、後で、二億圓になつた。

原本不明瞭

裏面白紙

日本政府に適合のよいように、ソヴェト政府は其の全額五十パーセントを商品で受取る事に同意し他の五十パーセントの内、五パーセントは印刷機、縫紉機が直ちに国で支拂ひ残り三十パーセントは三年以内に支拂ふことになつてゐる。最後に取極められる数字が總計額である。受取らる可き商品の種類に依りて、目下交渉進行中であつて、日本政府はこの話で取引を出来るだけ好都合にしようとしてゐる。

予は、交渉の結果が大丈夫好都合に落つくと思つてゐるか否かと、大使に問うたら、彼は之に答へて左の如き意味の言葉を言明をした。「日本政府がソヴェット・ロシアとの競争を避けたいならば取極めが出来よう」と。予は彼に「この言は取り違へでは日本政府が話を聞めないと、ソヴェットは宜しく思ふだらう」といふ意味にも取れる」と云つた。彼は答へて「ソヴェットは宜しく思ふたのではない、鐵道運却の取極めが出来なければ、之は日本政府が競争を惹起する虞りである、その理由を交渉の失敗に歸して、日本の輿論を満足させる意圖を持つてゐるのだ」と結言を下す重大な理由となるのである」と云つた。

前米國大使グルトの日記第百廿二、三頁からの抜萃

原本不明瞭

裏面白紙

Ref. Doc 2019

高橋

對支國際協力ニ關スル大臣米田大使會談ノ件
發電昭和九年四月二十六日

米、英、支、葡、北平、青島、廣田外務大臣
南京、福州、厦門、廣東、
天津、濟南、香港、漢口、

略合第四五九號

廿五日「ダルー」大使他席ヲ以テ來訪シタルニツキ
進ンデ我方ノ態度等說明方可然ト認メ本大臣ヨリ口
ヲ閉リ先般所屬紙ト傳ヘテタル外務省員非公式發

分トシテハ發表ノ意思ナカリシ
聲明ニハ非スト述ヘタル上日本
約ヲ否認スルモノニハ非ス從テ
門戶開放、機會均等ノ主義ヲ尊重スルコト勿論ニテ
支那ニ對スル列國ノ關係ハ之カハロープ、ハロープ、モノナ
ル限リ何等反對スヘキ筋合ニ非サズミナラス寧ロ款
迎スヘキモノナリ唯ク最近種々ノ方面ニ於テ何等カ
他意ヲ懷キツ、支那ニ對シ物品ノ賣込又ハ金銀ノ貸
與等ヲ策動ヲナスモノアル様様ナル處所ノ如キハ東
亞ノ平和及秩序ノ維持ニ重大ナル影響ヲ及ボスモノ
ト云フヘク日支ノ地理的關係ニモ以ミ日本カ此ノ種
行動ニ無關心ナリ得サルハ當然ノコトナリトノ趣旨
ヲ說明シタル處米田大使ハ右御說明ハ良ク諒解セリ
ト答ヘタリ。

Ref. Dec 2019

高橋

發 支 國 際 協 力 ニ 關 ス ル 大 臣 米 國 大 使 會 談 ノ 旨
發 電 昭 和 九 年 四 月 二 十 六 日

米、英、支、露、北平、青島、
南京、福州、厦門、長東、
天津、濟南、香港、漢口、
廣田外務大臣

陸 合 第 四 五 九 號

廿五日「ダルー」大使電稱ヲ以テ來阪シタルニツキ
進シテ我方ノ態度等就曉方可然ト認メ奉大臣ヨリ口
ヲ切リ先發新聞紙ニ傳ヘテレタル外務省員非公式發
表ナルモノハ實ハ自分トシテハ發表ノ意思ナカリシ
モノニテ何等正式ノ聲明ニハ非スト述ヘタル上日本
政府トシテハ九國條約ヲ否認スルモノニハ非ス從テ
門戶開放、機會均等ノ主義ヲ尊重スルコト勿論ニテ
支那ニ對スル列國ノ商業ハ之カ Group 中ニモナ
ル限り何等反對スヘキ結合ニ非サルミナラス寧ロ款
迎スヘキモノナリ唯最近種々ノ方面ニ於テ何等カ
他意ヲ懷キツ、支那ニ對シ物品ノ賣込又ハ金融ノ貸
與等ヲ策動ヲナスモノアル虞儀ナル處斯ノ如キハ東
亞ノ平和及秩序ノ維持ニ重大ナル影響ヲ及ボスモノ
ト云フヘク日支ノ地理的關係ニモ因ミ日本カ此ノ種
行動ニ無關心ナリ得サルハ當然ノコトナリトノ趣旨
ヲ説明シタル處米國大使ハ右御說明ハ良ク諒解セリ
ト答ヘタリ。

23

Ref Doc 2019

93-2

2

本電宛先 在英大使、在米大使、在支公使、在滬大
使、北平、天津、青島、濟南、福州、厦門、廣東、
香港、漢口、
英ヨリ在歐各大使及總府へ、米ヨリ經青、市役官、
桑港、加奈陀、秋馬、墨及信へ電アリ度又伯ヨリ
在米各公使ニ電送アリ度。

56

Def. Doc. # 2019

46

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

自分林邸ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語
ニ依ツテ書カレハ頁ヨリ成ル「一九三四年四月二十六日發外務省英日大臣閣
ノ合見ニ關スル廣田外務大臣ヨリ駐米、英、滿、駐支公使駐定京代理公使
在青島・南京・福州・廣東・天津・濟南・香港・漢口總領事及門總領事宛電
報館合四六〇號」ト關スル書類ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ
拔萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年一月十六日

東京

林

署

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 尾 戸 長 春

裏面白紙

72-9-30
(19)

1939

DefDoc 2219

EZh. No

昭和十年十月四日廣田大臣發電報

支那、北平、天津、濟南、青島、南京、漢口、福州、厦門、廣東宛

暗合第七二一號（極秘）

往電合第七一六號ニ關シ

今同往電合第六八八號ノ方針決定ヲ見ルニ至レルハ本年六月有言大使大
使トシテ着任ノ際汪兆銘ヨリ支那側ニテハ日本ノ支那ニ對スル眞ノ要求
カ那邊ニアルカヲ知ル必要ヲ痛感シ居ルコト此ノ際日支兩國將來ノ爲少
クトモ十年乃至二十年ノ大計ヲ對テ親善提携ヲ計リ度キコト等ノ趣旨申
出アリ其ノ後累次支那側要人ヨリ支那トシテハ日支ノ親善提携ヲ希望ス
ルモ日本ノ對支要求カ無制限ナルヘキコトヲ恐ルトノ趣旨ノ申出アリタ
ル關係モアル次第ナリ（此等申出ハ總等ノ懸引ヲ伴ヒ居ルヘキモ一方或
望度眞面目ナル聲ナルヘシ）

本電貴官限り通對極秘トセラレ度
本電宛先（以下省略）

（原文二頁）

裏面白紙

Deibo042219

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ
同日 於 伺 所

立會人

尾 戸 長 春

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書
(三號)
自分捺印ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル
日本語ニ依ツテ書カレ二頁ヨリ成ル一九三五年十月四日廣田外務大臣
發電報ト題スル書報ハ日本政府(外務省)ノ添付ニ係ル公文書ノ拔萃
ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十一年十一月十九日 於東京

終

終

2

裏面白紙

辯護側文書第二〇六一B(2) 號

外相との初會見

一九三三年(昭和八年)九月十八日

新外務大臣廣田氏に二時に面接出來た。ブラジルのアマラルがそこに居た唯一の他の大使であつた。ロシヤのムレーノフ、伊太利のアウリチは缺席若くは遅刻であつた。廣田氏は彼の兩手で私の手をしっかりと握りしめ乍ら暖かみを以て私を受入れた。そして我々の短い話の間に、彼は彼の政策の礎石は米國との友好關係をより良く發展せしめるにあること、並に之が實際には彼にとつて全くの驚きであつた任命を彼が受諾した根本の理由であつたことを語つた。私は彼の處作から彼が本當にさういふ氣持でいるといふ事を確信する。私は私が知り得る限り、日米兩國間の友好關係への主たる障礙の一つは新聞であり、それは全く虚構の根據から常に不信と疑惑とをまき起したと云つた。彼は「我々はその事について共に充分話し合ひませう」と答へた。私の彼に對する短的な印象は良好だつた。彼は確かにあの嚴な内田伯がもつてゐたよりも遙かに暖かみと弾力性をもつてゐる。私は以前に

辯護側文書第二〇六一B(2)號

廣田外相との初會見

一九三三年(昭和八年)九月十八日

裏面白紙

新外務大臣廣田氏に二時に面接出來た。ブラジルのアマラルがそこに居た。唯一の他の大使であつた。ロシヤのムレーノフ、伊太利のアウリチは缺席若くは遅刻であつた。廣田氏は彼の兩手で私の手をしつかり握りしめ乍ら暖かみを以て私を受入れた。そして我々の短い話の間に、彼は彼の政策の礎石は米國との友好關係をより良く發展せしめるにあること、並に之が實際には彼にとつて全くの驚きであつた任命を彼が受諾した根本の理由であつたことを語つた。私は彼の處作から彼が本當にさういふ氣持でいるといふ事を確信する。私は私が知り得る限り、日米兩國間の友好關係への主たる障礙の一つは新聞であり、それは全く虚構の根據から常に不信と疑惑とをまき起したと云つた。彼は「我々はその事について共に充分話し合ひませう」と答へた。私の彼に對する短的な印象は良好だつた。彼は確かにあの嚴かな内田伯がもつてゐたよりも遙かに暖かみと弾力性をもつてゐる。私は以前に

は決してさうでなかつた外務省行がこれから一つの楽しみになるであ
らうこと、並に彼は我々が坐り込んで本當に物事を語りつくすことが出
来る人であらうといふことを信ずる。内田伯は非常に耳が遠いといふ事
を別にしても、決して進んで話さうとはしなかつたし、私が時に特別の
用件について彼の所へ行つた場合にも彼はきまつて其等については何に
も知らない様子で、唯難にその件は考慮して置きませう。と言ふのみだ
つた。彼はいつも一般に物事を本當に論ずることが出来ないか若くはそ
うしようとしなかつた。

グルー元米國大使日記抜萃（九九頁）

裏面白紙

東京朝日新聞 昭和八年十月二十二日

五相會議の大綱けふ閣議で承認

内外各方面より多大の関心を持たれた五相會議の結論をつくる爲の二十一日の臨時閣議は午前十時から首相官邸にて開會齋藤首相外全閣僚出席まづ齋藤首相から

整調を根本とする國策樹立の爲大藏、外務、陸、海
四に亘つて協議を盡くし協議を重ねた結果、事實に
ては多少の相違もあつたが大體大綱において意見の

果とについて詳細なる報告をなしその承認を求めた

次いで廣田外相から國際情勢の現状を詳述し殊に米露對策特に問題の紛糾
を見た對露外交方針について種々説明をなして外交工作と軍備工作との
整調を力説する所あつた。右につき二、三關係と外相との間に質問應答あ

り結局左の申合せをして五相會議の結果を承認した

第一、國際關係は世界平和を念とし外交手段によつて我方方針の貫徹を計る
こと

第二、國防に關しては他國よりの脅威をうけず外侮を蒙ることなきを期す
ると共に我國力に調和せしむるに留意すること

東京朝日新聞 昭和八年十月二十二日

五相會議の大綱けふ閣議で承認

内外各方面より多大の関心を持たれた五相會議の結案をつくる爲の二十一日の臨時閣議は午前十時から首相官邸にて開會齋藤首相外全閣僚出席まづ齋藤首相から

國防、外交、財政の整調を根本とする國策樹立の爲大藏、外務、陸、海軍の關係閣僚參集し五回に亘つて論議を盡くし協議を重ねた結果、事實に對する根本認識については多少の相違もあつたが大體大綱において意見の一致を見たのである

と五相會議の經過と結果とについて詳細なる報告をなしその承認を求めた次いで廣田外相から國際情勢の現状を詳述し殊に米露對策特に問題の紛糾を見た對露外交方針について種々説明をなして外交工作と軍備工作との整調を力説する所あつた。右につき二、三閣僚と外相との間に質問應答あり結局左の申合せをして五相會議の結果を承認した

第一、國際關係は世界平和を念とし外交手段によつて我方針の貫徹を計ること

第二、國防に關しては他國よりの脅威をうけず外侮を蒙ることなきを期すると共に我國力に調和せしむるに留意すること

裏面白紙

方針は確立した事心事に當る

東朝 昭 六、十、二二

外交工作の自信は十分決意を語る 廣田外相

廣田外相は五相會議も一段落ついたので二十一日午後十時十五分新橋發列車で伊勢大神宮參拜のため西下したが、車中左の如き時局談を試みた。自分は外交について平素いろいろの事を考へてゐたが、今回安然外相に就任したので從來米政府がどんな方針をやつてゐたか、更に外交を一つの翼とすれば、他の翼である國防問題、即ち海軍の見た國際關係も十分開いた上でないと將來の外交方針につき確信をもてないと思つてゐた、ところが幸にして五相會議の機會があり陸海軍の問題即ち財政問題も十分聞くことが出来た。又自分も就任後一ヶ月余の間に列國の日本に對する態度をよく研究し更に米國大使、露國大使、支那公使とも直接會談した印象によつて日本にして大體外交上から進んだらよからうと云ふ一つの方針を得た。よつて五相會議の終り頃に自分の考へを述べ、首相、藏相、陸相、海相の意見も聞いた結果が、二十一日の閣議によつて決まつた外交國防に關する申合せであつた。

今後外交方針は變ずるに最近日本の國際的關係は主として滿洲事變によ

方針は確立した事心事に當る

東朝

昭

六十、二二

外交工作の自信は十分決意を語る 廣田外相

Exh. 4

廣田外相は五相會議も一段落ついたので二十一日午後十時十五分新橋發列車で伊勢大神宮參拜のため西下したが、車中左の如き時局談を試みた。自分は外交について平素いろいろの事を考へてゐたが、今回安然外相に就任したので從來米政府がどんな方針をやつてゐたか、更に外交を一つの翼とすれば、他の翼である國防問題、即ち陸海軍の見た國際關係も十分聞いた上でないと將來の外交方針につき確信をもてないと思つてゐた、ところが幸にして五相會議の機會があり陸海軍の問題即ち財政問題も十分聞くことが出来た。又自分も就任後一ヶ月余の間に列國の日本に對する態度をよく研究し更に米國大使、露國大使、支那公使とも直接會談した印象によつて日本にして大体外交上から進んだらよからうと云ふ一つの方針を得た、よつて五相會議の終り頃に自分の考へを述べ、首相、藏相、陸相、海相の意見も聞いた結果が、二十一日の閣議によつて決まつた外交國防に關する中合せてあつた。

今後外交方針は變するに最近日本の國際的關係は主として滿洲事變によ

り起つた波紋であつてこれが世界の各地に起つてゐる。
 その一つの動きは國際聯盟にある、聯盟は日本の東洋平和維持に關し見解を
 異にしたが、日本の脱退後における根本方針は先に換發された詔書において
 明白である。その第一は滿洲國の建設發達が骨子となつてゐる東洋平和維持
 の基礎として建設されてゐる滿洲國と境を接する支那及ロシアと、さうして
 又日本とこれ等兩隣國との關係を考慮し滿洲國の發展の妨害にならぬやうに
 國交を定めて行く事が、第一の條件である更に滿洲事變によりアメリカとの
 關係は日米兩國の國民間に誤解を抱いて居る點もあるからこれを一掃する必
 要がある更に進んで一九三五年にロンドン條約の繼續としての軍縮會議があ
 るから國防上の見地から見ても相當重大である、従つて今日のやうな關係をこ
 のままにして置く事は出来ないから將來此の日米關係については十分なる考
 慮を拂ふて行きたいと思つてゐる。他方英國との關係は通商貿易上幾多の問
 題があるがミッド會議の成果如何によつては十分日英間の面制な問題を除き
 得る事と信じて居る、その他獨逸の如きヨーロッパ各國においては聯盟の關
 係では日本に對し面白くなかつたがその後日本との接近を希望して居る國も
 少なくないから十分我國との聯絡を計るつもりでいづれにしても支那、ロシア、
 アメリカに對しては我國としてもつとも重きを置く點である、幸ひにして各

國が日本の立場を十分に諒解して呉れば結構である。若し此の諒解が出来ぬと
 すれば、自分が外相に就任した大使命は挫折することになる。然し日本の氣持
 が以上の様であつても各別が何うなるか、この點必ずしも樂觀を許さない。將來
 の國際關係は却々の人氣に考へてゐる事には行かぬ。又外交のほかに對する日
 本の國防に缺陥があつてはいけぬ。今日の如く日本の國內において思想的に
 又國民生活の上にも不安があると傳へられて居る事が事實とすれば大に憂慮し
 なければならぬ。國防、外交の事が以上の方針で進むとしても日本國內の思想、
 人心の安定には今後多大の努力を要する。今日の時局では十分に日本の國內を
 固めて國外に當る事がもつとも重要な問題であると思ふ。

Ref Doc 2017

E3237

萬葉

第六十五回帝國議會ニ於ケル廣田外務大臣ノ演説
昭和九年一月二十三日

私ハ昨年九月國ラニモ外務ノ重要ヲ負フコトヲ爲リマシ
テ今日茲ニ帝國ノ對外關係ニ付所見ヲ闡發スルヲ得ル
ハ私ノ光榮トスル所テアリマス。

（昭和九年一月二十三日）

帝國事務及滿洲問題ニ關シ帝國ト國際聯盟トハ東亞
、帝國政府ハ遂ニ昨年三月二十
スルノ已ムヲ得サルニ至ツタノ
テアリマス。然レモ決意ヲ致シマシタ際長クモ
天皇陛下ニハ詔ヲ發セラレ我カ帝國ノ向フヘキ道
路ヲ明確ニ宣示達ハサレタリマス。即チ「今次
滿洲國ノ新與ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル
發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツ
ノ基ナリト爲ス」ト宣ハセ給ヒ更ニ「然リト雖國際平
和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀メシテ止マス是ヲ以テ平和各
般ノ企圖ハ同後亦力シテ激ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分
チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖國ヨリ東亞ニ傷シテ友邦
ノ誼ヲ疎カニスルモノアラス愈信ヲ國際ニ爲クシ大變
ヲ字内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリト」ノ仰

103-1

104

Ref Doc 2017

高橋

第六十五回帝國議會ニ於ケル廣田外務大臣ノ演説

(昭和九年一月二十三日)

私ハ昨年九月國ラニモ外務ノ重要ヲ負フコトト爲リマシ
テ今日茲ニ帝國ノ對外關係ニ付所見ヲ開陳スルヲ得ル
ハ私ノ光榮トスル所テアリマス。

滿洲事變及滿洲國問題ニ關シ帝國ト國際聯盟トハ東京
ニ於ケル平和維持ノ根本義ニ付不平等ニシテ大ナル意見
ノ相違カアリマシタ爲メ、帝國政府ハ遂ニ昨年三月二十
七日ヲ以テ脫退ヲ通告スルノ已ムヲ得サルニ至ツタノ
テアリマス。此ノ重大ナル決定ヲ致シマシタ際長クモ
天皇陛下ニハ詔ヲ授ケテラレタカ帝國ノ向フヘキ道
路ヲ明確ニ宣示シタルヲ得タリマス。即チ「今以
滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル
發展ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツ
ノ基ナリト爲ス」ト宣ハセ給ヒ其ニ「然リト雖國際平
和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀メシテ止マス是ヲ以テ平和各
般ノ企圖ハ何後亦力シテ激ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分
チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖國ヨリ東亞ニ偏シテ友邦
ノ誼ヲ疎カニスルモノアラス愈信ヲ國際ニ爲クシ大義
ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕力念トスル所ナリ」トノ仰

103-1

104

1
Aij Doc 2017

2

セラレテ居ルノテアリマス。我國民ニシテ今後益々力
一致以テ聖旨ニ副ヒ奉ルコトニ努力スルニ於キマシテ
ハ帝國ノ公明正大ナル態度ハ必スヤ世界ニ徹底スルニ
至リ、帝國ノ前途ハ實ニ光輝ニ満ツルコトト確信スル
ノテアリマス。私ト致シマシテモ、我對外關係ノ處理
ニ當リ右聖旨ヲ奉シ「世界平和ヲ念トシ外交手段ニ
依リ我方針ノ貫徹ヲ圖ル」コトニ渾身ノ努力ヲ傾注セ
ントスルモノテアリマス。
幸ニ帝國ト友好各國トノ關係ハ、聯盟戰役後ニ於テモ
外交上ハ勿論、通商貿易上モ一層密接トナリ親善ヲ加
ヘツツアルハ同様に至リテアリマス。今私ハ其ノ内帝
國ト隣接ノ關係ヲ有スル諸國ニ付テ最近ノ外交關係ヲ
少シク述ヘタイト思フノテアリマス。
帝國ト緊密且特別ノ關係ニ在ル滿洲國ニ於キマシテハ
建國以來英邁ナル博愛執政閣下初メ、同國政府當局ノ
倦ムコトナキ努力ト日滿議定書ノ精神ニ基ク帝國ノ全
幅ノ援助トニ依リマシテ著々ト其ノ建設ノ歩ヲ進メ諸
般ノ施設漸次其ノ備ニ就キ殊ニ治安ノ維持、産業交通
ノ發展財政ノ確立及文教ノ進展等ニ付顯著ナル成績ヲ
舉クルニ至リマシタノミナラス同國朝野ノ翹望スル帝
政問題モ近ク實現セラレ新興獨立國トシテノ基礎モ愈
固キヲ加フルノ進ヒニ至ラントスルコトハ獨リ滿洲國
ノ爲ノミナラス東洋ノ平和延テ世界平和ノ爲慶賀ニ堪

103
A

Aug Doc 2017

ヘ又次第テアリマス。吾人ハ今後共理旨ノ在ル所ヲ奉
シ、官民相携ヘテ同國發展ノ爲ニ極力寄與セネハナ
ラヌト考ヘテ居リマス。
次ニ帝國政府ハ東亞ニ於ケル平和ノ維持ニ付重大ナル
責任ヲ感シ且諸國タル決意ヲ有スルモノデアリマス。カ
之カ爲ニハ支那白雲ノ安定カハ肝要ナリト思考スルノ
テアリマス。從テ支那力起ニ其ノ治安ト警察トヲ恢復スルハ
帝國政府ノ衷心ヨリ希望スル所デアリマシテ、兩國力
常ニ善隣互助ノ關係ヲ保チ以テ東亞ノ平和及發展ニ貢
獻スルコトハ、當然ノ使命ト云ハナケレハナラス。テ
アリマス。然ルニ支那ノ政局ヲ見マスニ、未ダ斯クノ
如キ希望ノ實現ニ遠サカリ居リマス。ハ誠ニ遺憾デア
リマス。近來ニ至リ支那政府ハ其ノ從前執リ來レル抗日
政策ノ非ナルヲ悟リ日支關係打開ノ方針ヲ決定セルヤ
ノ情報モアリマス。カ今日迄ノ處右情報ヲ裏合スヘキ具
體的事實ヲ認メ得サル狀況デアリマス。若シ支那ニシ
テ帝國ノ真意ヲ諒解シ誠意ヲ現實ニ示シテ來マヌナラ
ハ帝國トシテモ之ニ順應シ十分好意の態度ヲ以テ之ニ
報ユルニ吝ナラサルモノデアリマス。目下北支地方ハ
政務整理委員會ノ統制ノ下ニ比較的平穩ナル狀態ヲ維
持シテ居リマス。ハ誠ニ喜ハシキコトデアリマス。帝
國政府トシテハ滿洲國ト同地方トノ接壤關係並北支停
戰協定維持ノ見地等ニ顧ミ其ノ治安維持ニ付テハ特別

Auf Doc 2017

ノ心ヲ持ツモノデアリマシテ荷モ同地方ノ治安ヲ亂
スカ如キ憂慮ノ發現セサランコトヲ期待スルモノデア
リマス。又同時ニ支那ニ於ケル共產黨ノ活動及共產
黨狀況ニ付テハ、帝國政府トシテモ、深甚ナル關心
ヲ以テ注意ヲ拂ウテ居ル次第デアリマス。

以下次頁へ續ク

7-41
141

Ref Doc 2047

帝國ト「ソ」聯邦トノ外交關係ヲ願ミマスニ、大正十四年北京基本條約ノ成立以來、兩國ハ正常ナル接觸ヲ續ケ來リ、滿洲事變發生後モ相互ノ立場ヲ善ク諒解シマシテ、其ノ間難問題ノ發生ヲ見ナカツタノテアリマス。然ルニ、近來「ソ」聯邦ノ我國ニ對スル態度ニハ、若干ノ變遷ヲ呈シタルモノカアリマス。内外ニ向ツテ我國ニ對スル非難ノ聲ヲ放チ、殊更事態ノ惡化ヲ吹嘘シテ其ノ内治外交上ニ之ヲ利用スルノ感アルハ誠ニ意外且遺憾トスル所テアリマス。由來帝國政府ノ「ソ」聯邦ニ對スル公正ナル態度ハ滿洲事變ノ以前ト以後ト間ハス終始一貫シテ居リ、日露思想等ニ於テハ根本的ニ相容レサルモノアルニ拘ラス、常に善隣ノ關係ヲ持續シ、且平和手段ヲ以テ案件ノ解決ニ努メタノテアリマス。特ニ滿洲國ノ成立後ニ於キマシテハ、直接接ヲ禁スル日、滿、「ソ」三國間ノ外交關係ノ調整力、東亞平和ノ爲極メテ必要テアルトノ信念ニ基キマシテ、帝國政府ハ常に之カ爲努力ヲ續ケテ居ル次第テアリマス。現ニ「ソ」聯邦側ノ宣傳ニ拘ラス我日本軍ハ實際滿「ソ」國境ニ於テ何等新ナル軍事施設ヲ爲シ居ラサルハ勿論、昨年六月以來北滿鐵道ノ保護交渉ニ付、帝國

5
105-1

106

Ref Doc 2017

6

政府力請、「ソ」兩國ノ間ニ、仲介斡旋ノ勞ヲ執リ
來ツタノモ亦右方針ヲ實行スルノ趣旨ニ外ナラナイ
ノテアリマス。事態新ノ如クテアリマシテ、「ソ」
聯邦ニ於テモ必スヤ違カラス我誠意ヲ十分諒得スル
ニ至ルヘキヲ確信シテ居リマス。而シテ、北滿鐵道
譲渡ノ交渉ハ不幸停頓ノ状態トナツテ居ルノテアリ
マスカラ、右交渉モ違カラス再開ニ至ランコトヲ冀
望スルモノテアリマス。
次ニ帝曰ト北米合衆國トノ關係ヲ觀察シマスニ本來
兩國間ニハ根本的ニ解決困難ナル問題ハ存在セスト
云ヒ得ルノテアリマス。抑帝曰ハ米曰ニ對シ、常ニ
衷心ヨリ善隣ノ關係ヲ希望スルモノテアリマシテ、
進ンテ事ヲ構ヘントスルカ如キコトナキハ勿論テア
リマスカ、同時ニ米曰ニ於テモ東亞ニ於ケル帝曰ノ
地位ヲ正當ニ諒得スルニ吝ナラサルヘキヲ信スル次
第テアリマス。唯滿洲事變發生以來、米曰ノ對日與
論ハ一時惡化シ、爲ニ兩國民間ニ感情ノ疎隔ヲ生シ
タルヤノ虞ヲ呈スルニ至リマシタカ固ヨリ帝曰トシ
テハ、東亞百年ノ平和ヲ樹立セントスルノ外何等他
意ナキ次第テアリマスカラ、米曰側ニ於テモ複雜ニ
シテ特殊ナル東亞ノ事態ヲ十分ニ認識シ、我曰カ東
亞平和ノ安定力タル所以ヲ諒解スルニ於キマシテハ

105-1

Ref Doc 2017

日米間ノ感情ノ緊張ハ自ラ緩和セラルヘキヲ確信シ
テ振ハサル次第デアリマス。依テ彼我兩國ハ其ノ通
商貿易上ノ重要ナル關係ニモ鑑ミ、今後相互ニ益々
諒解ヲ深メ、歴史的親善關係ヲ増進シ、太平洋ヲ距
ツルニ大隣邦ノ間ニ、名實共ニ大平ノ氣ヲ醸ハスニ
至ランコトヲ冀望シテ已マスノテアリマス。
又帝曰ト英帝曰トノ傳統的親交關係ハ、今日ト雖何
等動搖セス、洋ノ東西ニ於テ類似ノ地理的位置ニ在
ル兩國間カ、世界各方面ニ於テ互ニ其ノ立場ヲ理解
シ協力ヲ爲スコトハ、世界平和ノ爲ニ貢獻スル所以
ト思ヒマス。此ノ意味ニ於テ、英帝曰トノ間ニ通商
貿易ノ問題ニ付其ノ利害ノ調節ヲ計リ、以テ更ニ兩
國親交關係ノ増進ヲ期セントスルモノデアリマス。
英帝曰ノ重要ナル一員タル印度トノ間ニ於テハ、固
難ナル通商問題ノ交渉力大盛ニ於テ結了ヲ見マシタ
コトハ雙方全局ノ爲ニ慶賀スヘキコトデアリマス。
爾テ就近世界ノ狀勢ヲ通觀致シマスニ、政治上ノ不
安運濟上ノ動搖、思想上ノ混亂等ノ爲、國際關係ハ
動モスレハ平調ヲ失ハントスルノ感カアリマシテ世
界各國民間ニ相互信頼ノ念力稀薄ト爲ツタ様ニ考ヘ
ラレマスノハ頗ル遺憾トスル所デアリマス。若シ各

1-901

7

101

Ref Doc 2017

106-2

曰互ニ其ノ誠意ヲ披瀝シテ相互ノ立場ヲ正解シ以テ
萬邦協和ノ大精神ヲ發揮スルニ於テハ、如何ナル問
題ニテモ其ノ解決ヲ計ルコト必スシモ至難テハ無イ
様ニ思ヒマス。要ハ各國カ無用ナル猜疑排他ノ風ヲ
改メ互ニ信頼協力ノ念ヲ益々高クスルニ在リト信ス
ルモノデアリマス。然ルニ通商貿易ノ方面ニ於キマ
シテハ、之ニ對スル障礙ハ何等緩和ノ跡ヲ示サス、
却テ増加スルノ傾向デアリマシテ是ニ關カレマシタ
ロンドン」經濟會議モ遂ニ所期ノ成果ヲ舉クルコト
ナクシテ休會シタ次第デアリマス。而シテ、近時我
門ノ産業ハ著シク發達シマシタ結果對外貿易モ亦大
ニ進展スルニ至リマシタカ諸外國中ニハ一般的通商
制限ノ傾向ト相俟テ我商品ノ海外進出ニ對シ各種ノ
障礙ヲ設クルモノ續出スル形勢デアリマスカラ、帝
國政府ハ之ニ對シ發意積極ノ對策ヲ講シツツアル次
第デアリマス。他方國際間ノ環境ヲ進ムル爲ニハ各
國相互ニ其ノ獨自ノ文化ヲ諒解セシムルコトカ與テカ
アル點デアリマスカラ政府ハ此ノ方面ニ於テ視野相
應シ、内外ニ於ケル適切ナル施設ヲ爲サントスルモ
ノデアリマス。

以上説明申上ケタル所ニ依リマシテモ我對外關係ハ
 現在ニ於テモ、將又將來ニ於テモ種々多事ヲ要スル
 ハ蓋シマセヌ。然シナカラ凡ソ日露ノ向上スルニ
 合ハハ、其ノ通過スヘキ事端多クアルモノアリマ
 スカラ、我國民ニシテ協力一致シ、如何ナル結局ニ
 達スルモ少シモ動セサルノ覚悟ト準備トヲ怠ラサ
 ルト同時ニ、冷靜ニ且若貸ニ一掃フ所正ニ履ミ行フ
 所中ヲ慎リ以テ事ニ當ツテ行キマスナラハ、帝國
 ノ將來ニ付何等不安ヲ感スルノ虞ナキノミナラス、
 前途ニ洋々タルモノアリト想フノテアリマス。之
 ヲ以テスルニ、帝國ハ東亞ニ於ケル平和維持ノ唯一ノ
 要トシテ其ノ全責任ヲ荷フモノテアリマスカラ、吾
 人ハ一日モ此ノ責任ヲ離レテハナラスノテアリマス。
 我外交モ亦国防モ、國ヨリ帝國ノ有スル此ノ重大ナ
 ル地位及責任ヨリ鮮スルモノテアリマシテ、我國防
 ハ既ニ其ノ性質自體ニ於テ全然防禦的テアリ自衛的
 テアルト共ニ我外交モ亦、帝國ノ使命ニ違ク正當且
 合理的主張ヲ貫徹セントスルモノテアリマス。我帝
 國ノ此ノ自然且現實ノ地位カ世界各國ニ依リテモ
 自ニ理解セラルヘキハ當然ノコトト信スルノテアリ
 マス。

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書
(三號)
自分林豪ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語
ニ依ツテ書カレ一〇頁ヨリ成ル「一九三四年一月二十三日第六十五帝國議會
ニ於ケル外務大臣廣田弘毅氏演説」ト曰スル書類ハ日本政府(外務省)ノ保
管ニ係ル公文書ノ抄本ノ正體ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス
昭和二十一年十二月十二日 於東京 林
右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ
同日 於同所
立會人 佐藤武五郎

22.9.26

RefDoc 206-B(9)

Esh. No

暴風雨の前の静けさ

一九三四年一月二十四日

外務大臣を招待して大使館で晩餐。

廣田は常の如く誠に親密な態度であつたが、議會開會と、議會に於ける質問應答の緊張とから明らかなに、非常に疲れてゐた。彼は、それが彼にとつて全く新しい、困難な体験であつたと言つてゐた。

前合衆國大使グルー氏日記より抜萃（一一六頁）

109-1

110

(グルー氏ヨリ在スキス。ジエネーヴ。アメリカ領事ブレンテイス。
B.ギルバート氏宛)

東京發信一九三四年五月十七日

ソ聯トハ日本ハ現在平和ヲ保タウト努メテキマス。東京ニ於ケル情勢
ヨリニ兩國何レニモ戦争ノ意ハ無キガ如ク又日本ニモ滿洲ニモ戰
争ノ急迫ヲ思ハセルガ如キ軍備ノ發候ハ見ラレマセン。少クトモ茲シバ
ラクハ我々ハ不慮重大國境事件ガ突發セヌ限リ心配ハ無イト思ハレマス
廢田ハ四ラカニ衷心ヨリ解決ヲ切望シテ東支鐵道問題、關東ルーズル決
算問題、漁業權問題、國境問題ヲ逐一取リ上ゲタガ解決ハ非常ニ遲滯シ
ナホ今後モオソラク遲滯スルデアラウト思ハレマス。

前合衆國大使グルーノ日誌一三九頁ヨリノ抜萃

109-2

Def, Doc#2153

E 3238

Exh, NO

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、近藤英明ハ貴族院書記官ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ壹頁ヨリ成ル第六十五回貴族院議事速記録ト題スル書類ハ日本政府（貴族院）ノ保管ニ係ル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ

證明ス

八日 於東京

近 藤 英 明

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 小野寺 五 一

110

111

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、近藤英明ハ貴族院書記官ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ壹頁ヨリ成ル第六十五回貴族院議事速記録ト題スル書類ハ日本政府（貴族院）ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月十八日 於東京

近 藤 英 明

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 小野寺 五 一

裏面白紙

第六十五回帝國議會貴族院議事速記録

昭和九年二月七日 國務大臣發聲

國務大臣（廣田弘毅君）

殊ニ最後ニ北支那ノ問題ニ付キマシテモ、是ハ日本ト致シマシテ今日、滿洲事件發生以來相當困難ナ問題モアルノデアリマスケレドモ、此日支兩國ノ關係ト云フモノハ吾々日本人ト致シマシテハ、單ニ今日ノ一時的ノ關係デナクシテ、良カレ惡シカレ吾々ノ子々孫々ニ至ル迄、此關係ハ好クシテ行カナケレバナラヌト云フ、當然ノ運命ニ私ハアルモノト信ジテ居ルモノデアリマス。時ノ支那ノ政治家ノ態度、或ハ一般民衆ノ考ヘデ或ハ排日、或ハ抗日又日本側カラ申シマシテモ支那ヲ瞻望シロトカ、色々ナ聲ガ起ツタコトモアリマスケレドモ、是ハ私ハ一時ノ現象ニ過ギナイモノデアル、永久ノ點カラ見マシタナラバ此日支兩國ト云フモノハ、ドウシテモ相親和シナケレバナラヌ運命ニアルモノト信ジテ居リマス。其根本ノ信念ニ依リマシテ、今日ノ支那ノ時局ニ當ツテ参リタイト思ツテ居ルノデアリマスカラ、支那ト日本トノ間ニ私共葛藤ガ起ルト云フヤウナコトハ、私ハ殆ド想像シ得ナイモノト思フノデアリマス

裏面白紙

高橋 義次

辯論文書第二百六號Bの十

日ソの緊張緩和す

一千九百卅四年二月八日

X X X X X X X X X

は、天皇御自身で御選びになつたもので、文化の花咲く平和といふ意味である。満洲事變は彼の決断の範疇外であり、彼が之を是認したと信ず可き理由は無いのである。元老西園寺公及び牧野伯爵は、戦争の惨害を衷心から恐れてゐる。一千九百卅一年以來彼等は、戦争の惨害に感じさせる事が出来ないて居つたが然し、遂に絶へず働いて居りその勢力は漸次増しつゝある。首相は、個人的には、戦争好きといふより寧ろ平和を愛する有力者である。

20-9-1 (20)
1944.2.8
1944.2.8
(20)

達には平和を愛好してゐる。天皇は種かて平和的な

高橋 義次
辯護文書第二百六號Bの十

一千九百廿四年二月八日

日ソの緊張緩和す

× × × × × × × ×

(6) 國の最高の權力者達は平和を愛好してゐる。天皇は穩かで平和的な方である。彼の治世は「昭和」といふ言葉で表はされてゐる。この昭和といふ言葉は、天皇御自身で御選びになつたもので、「文化の花咲く平和」といふ意味である。滿洲事變は彼の決斷の範圍外であり、彼が之を是認したと信ず可き理由はないのである。元老西園寺公及び牧野伯爵は、戦争の惨害を哀心から恐れてゐる。一千九百廿一年以來彼等はその考を一般の人に感じさせる事が出来ないで居つたが然し茲で絶へず働いて居りその勢力は漸次増しつゝある。首相は、個人的には、戦争好きといふより寧ろ平和を愛する有力者である。

112

113

めくれず

裏面白紙

外相廣田は、就任以來意想外の力を發揮してゐる彼の就任後日本の新聞が比較的穩かな餘韻を取るやうになつた事や、外交關係の改善に努力する新傾向を示した事實は廣田の個人的影響が大ひに與つてゐるのである。國內自由主義者の強力なる一群は、茲に居つて絶えず働きて、従前より強力になりつゝあると信じられてゐる。最近東京俱樂部で、英國大使フランシス・リンドレイ卿と出淵大使を主賓として催ふされた晩餐会で、司會者林男爵は、辯士を紹介する時、ゆつくりと、而も斷固たる態度と殆ど感嘆せん計りの調子で、卓子を舉げて、我々等が平和を欲する」と云つた。是は一瑣事であるが然し林男爵は式部長官であつて、天皇の御氣に入りの一人であるのである。この見地よりするも、新要素が現れて止め役の働きをするかも知れないのである。軍部自身の内にも、日ソ紛争の重大性を承知して居り、遠せんとする目的がこれに伴ふ危険を冒すだけの價値のあるものか、即ち獲物は之を追ふだけの骨折り甲斐のあるものかどうかを疑ふ、健全分子が無いわけてはない。

前米國大使グルーの日記第一一八一九頁からの抜萃

E 3239
 1368

22
 J. Tabachnick

22-9-26 (11)
 1928年9月26日
 (九月廿六日)

廣田外務大臣「ハル」米國國務長官閣交換ノ非公式
 個人的挨拶

(昭和九年三月二十二日公夢)

二月二十一日廣田外務大臣「ハル」米國國務長官ニ非公式
 個人的挨拶ヲ述べタルニ對シ、三月三日「ハル」米國國務長官ヨリ廣田

外務大臣ニ宛テテ書面ノ形式ニ依リテ非公式個人的挨拶

ヲアル。

廣田外務大臣「ハル」米國國務長官閣交換ノ非公式個人的挨拶通旨 (二月二十一日)

本年ハ日米兩國重要交際始以來滿八丁週年ニ臨ミスル處、此ノ長年月ニ涉
 リ、兩國ガ常ニ親善友好ノ關係ヲ保持シ來リタルハ顯著ナル事實デアツ
 テ、經濟關係ニ於テハ雙方商品間ニ競争ノ地位ニアルモノモメテ多ク、相
 需ハ互ニ他方商品ノ一大顧客トシテ有無相通スルノ基礎ニ立脚シ、相
 互依存關係ヲ促進シツツアルコトハ御同趣ニ堪ヘナイ。更ニ又日米兩國
 全般ノ關係ヲ大所高處ヨリ觀察シ、又詳細ニ考究スルニ於テハ、予ハ兩

E 3239
1368

22
Y. Tabuchi

廣田外務大臣「ハル」米國駐日長官間交換ノ非公式
個人的挨拶

(昭和九年三月二十二日公表)

二月二十一日駐米大使「ハル」米國駐日長官ニ非公式
式個人間挨拶ヲ述べタルニ對シ、三月三日「ハル」駐米長官ヨリ駐日
大使ヲ通シ廣田外務大臣ニ對テ等面ノ形式ニ依リテ非公式個人間
挨拶ヲ爲サレタ。

其ノ内容ハ各左ノ通デアル。

廣田外務大臣「ハル」駐米長官非公式個人間挨拶趣旨(二月二十一日)

本年ハ日米兩國間交際開始以來滿八丁週年ニ該當スル處、此ノ長年月ニ涉
リ、兩國ガ常ニ親善友好ノ關係ヲ保持シ來リタルハ顯著ナル事實デアツ
テ、經濟關係ニ於テハ雙方商品間ニ競争ノ地位ニアルモノ多ク、
兩國ハ互ニ地方商品ノ一大顧客トシテ有無相通スルノ義務ニ立脚シ、相
互依存關係ヲ促進シツツアルコトハ御同趣ニ堪ヘナイ。更ニ又日米兩國
全般ノ關係ヲ大所高處ヨリ觀察シ、又詳細ニ考究スルニ於テハ、予ハ兩

裏面白紙

Doc. # 1365-

問題ニハ根本的ニ解決ヲ困難トスル問題ノ存在セスコトヲ確信スルモノ
 テアツテ、兩國間ニ存在シ又ハ將來發生スヘキ案件ニ關シテハ、兩國互
 ニ他方ノ立場ニ對シ正當ナル解釋ヲ持テ、同意ナキ點ヲ行ヒ、協議ノ
 精神ヲ以テ之カ處理ニ當リニ於テハ、是ニ根據ナル解決ヲ得ルニ至ルベ
 キハ當然ナリト信スル。
 兩國間ノ根本政策ハ舊邦協和ヲ念トシ、何レノ點ニ對シテモ進ンデ暴
 ラ暴ヘムトスル様ナ意圖ナキハ勿論デアツテ、殊ニ太平洋ヲ喧ツル大國
 邦タル北米合衆國ニ對シ、海陸平和ノ實ヲ確立セムコトヲ希望スルモ
 ノテアル。予ハ就任以來此ノ目的達成ノ爲盡力ヲ盡シツツアル次第デア
 ルカ今同僚駐日使カ新ニ重任ヲ負ヒ舊國ニ赴任スルノ機會ニ於テ、日米
 兩國ノ傳統的親善關係ノ増進ニ對スル所望ヲ披瀝スルヲ欣幸トスルモノ
 テアツテ、貴國政府モ右日本政府ノ希望ニ對シ、全額ノ支持を賜フ與ヘ
 ラルヘキヲ信スルモノデアル。

115

116

裏面白紙

「ハル」米國々務長官ノ田外務大臣宛非公式個人的挨拶（三月二日）

新任駐米日本大使齋藤氏ハ、貴大臣ガ予ニ寄セラレタ個人的非公式挨拶ヲ予ニ交付セラレタ。

貴大臣ガ右挨拶中ニ表明セラレタ懇篤ナル感情ハ予ノ深ク感銘スル所デアツテ、予モ亦均シク同様ノ感情ヲ茲ニ表明スルモノデアル。

予ハ他諸國トノ友好關係ヲ促進セントセラルル閣下ノ御努力ハ、欣快ノ念ヲ以テ確ニ之ヲ了承シタ。此等一切ノ御努力ニ當リ、予ハ貴大臣カ凡ユル可能ナ範圍ノ協力ヲ予ニ期待セラレ得ヘキコトヲ認メラルコトヲ確信スル。

貴大臣ハ入所高處ヨリ觀察シ、又詳細ニ考究スル於テハ、貴我兩國間ニハ和協的解決ヲ根本的ニ困難トスル問題存在セサル旨ノ見解ヲ表明セラレタカ、予ハ貴大臣ト全然右見解ヲ同シウスルモノデアル。更ニ予ハ貴我兩國間ニハ、兩國ニ於テ適切ナル見方ヲ以テ觀ルニ於テハ、平和的手段ニ依リ容易ニ調整シ得ナイモノト正當ニ看做サルヘキ問題カ、事實上存在シナイコトヲ信スルモノデアル。

米國ノ國策遂行ニ當リ新ル手段ニ據ルハ米國政府ノ既定方針ニアル。若シ不幸ニシテ我國與米國間ニ將來何等紛争ヲ生スルコトアラハ、米國政府ハ過去ニ於ケルト同様ニ我國ノ精神及平和創且正當ナル解決ヲ希望スルノ精神ヲ以テ、日本ノ地位ヲ維持スルノ用意アルヘク、日本政府ニ於テモ、同様ノ精神ヲ以テ合衆國ノ政策ヲ承認セラルルノ用意アルヘキヲ願フ。以テ期待スルモノデアル。

貴大臣ハ通商ノ方面ニ於テハ、我國ノ利益固ハ保護セシメ置ル上ノ難事ハ認メス。然レツアルノ點ハシキ事實ニ言及セラレタ。予ハ合衆國及日本カ其ノ相互的貿易ヲ促進シ利益ヲ得ラス様、而シテ又競争ノ行ハルル場合ニハ、當ニ相互的解決ヲ以テ進展セシムルコトヲ持

續スヘキヲ期待スル十分ノ理由アルヲ認ムモノデアル。貴大臣ハ他ノ何レノ國ニ對シテモ進ンデ惡ヲ得ハムトスルノ意ナキコトヲ聲明セラレタカ、予ハ右陳述ヲ特別ノ欣快ノ念ヲ以テ之ヲ受ケ、米國側ニ於テモ他國トノ關係ニ於テ何等問題ヲ遠起セムトスルノ希望及何等紛争ヲ創始セムトスルノ意圖ハ毫モ之ヲ有セサルコトヲ此ノ機會ニ於テ

昭然ニ言明スルヲ欣幸トスル。

此等ノ事實ニ顧ミ、予モ亦此ノ概冒ヲ利用シテ東亞ニ利害關係ヲ有スル一切ノ諸國方其ノ間ニ現ニ存シ若クハ將來存スルコトアルヘキ一切ノ問題ヲ例レノ國ヲモ害スルコトナク、且一切ノ諸國ニ確實且永久の利益ヲ得ラヌ、調停ニクハ解決スルノ方法ニヨリ討究スルコト可
能トナラムコトヲ、予ノ急務ナル希望トシテ表明スヘキモノナルコトヲ感スルモノテアル。

予ハ日米同盟最初ノ條約締結以來、其兩國間ノ關係ヲ常ニ特色付ケ來リタル友好親睦ヲ維持増進セムガ爲、如何ナル提議ニテモ其日米大義ヲクハ迷日米親善大使ヲ遣シテ之ヲ受クルヲ欣幸トスルコト勿論デアル。其大臣ハ石目村ノ爲又同時ニ平和、友誼及國際關係ノ全員間ノ一體的利益助成ノ爲ニ實行シ得ヘキ如何ナル措置又ハ手段ニ對シテモ之ニ留意セムトスル予ノ熱心ナル希望ニ信賴セラルヘキテアル。

コーヂル、ハル（署名）

廣田外務大臣閣下

W. J. Lee " 1368

同於同所

立言人請勝是

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

昭和二十二年三月七日 於東京

五、

自分、林 壽ハ外務省文書課長ノ職ニ在ル者ナル處、茲ニ添付セ
ラレタル日本語ニ依ツテ尋カレ六頁ヨリ成ル
要スル款類ハ日本政府（外務省）保管ニ係ル公文書ノ抄本ノ正印ニシ
テ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

文藝ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

(三)

裏面白紙

第六十五回帝國議會貴族院決算委員會
昭和九年二月二十三日 國務大臣答辭
國務大臣（廣田弘毅君）

日本ノ亞米利加ニ對スル外交工作ト申シマスコトモ、從來ノ滿洲問題カラ
生ジタ各種ノ感情的問題モアリマスガ、ソレヨリモ或ハ此軍縮問題ト言フ
ノガ、一番重大ナ點デアラウト思ヒマス、從ヒマシテ其最モ重大ナル
問題ヲ成ルベク機カニ解決シテ行クト言フ點ニ付キマス工作ガ、今日日本

外交工作ノ主ナモノダト思フノアリマス、……
米利加ニ對シテ進ンテ事ヲ講ヘルト云フヤウナ觀念
テ、其邊ヲ亞米利加ノ方デモ十分了解シテ呉レマシ
タナラバ、相互ニ……ノ結合ヲ想スル必要モ無クナル、是ガ將來ノ對美

關係ニ於テ、私ガ根本的ニ持ツテ居リマス觀念デアリマシテ、兩國ノ間ハ
戰爭ナント云フコトハ考ヘナイヤウニスルヤウニ、又其考ヲ相互ニ起スヤ
ウニ、ソレゾレ外交工作ヲ日本バカリテナク、亞米利加ノ方モ是ト相俟ツ
テ外交工作ヲ施シテ呉レル、サウシテ兩國ノ關係ヲ良ク致シテ參リマシタ

第六十五回帝國議會貴族院決算委員會

昭和九年二月二十三日 國務大臣答

國務大臣（廣田弘毅君）

日本ノ亞米利加ニ對スル外交工作ト申シマスコトモ、從來ノ滿洲問題カラ
生ジタ各種ノ感情的問題モアリマスガ、ソレヨリモ或ハ此輩諸問題ト言フ
ノガ、一番重大ナ結テアルタラウト思ヒマス、從ヒマシテ其最モ重大ナル
問題ヲ成ルベク極力ニ解決シテ行クト言フ點ニ付キマス工作ガ、今日本
トシテ執ルベキ對米外交工作ノ主ナモノダト思フノアリマス、……
日本ト致シマシテハ亞米利加ニ對シテ進ンテ講ヲ講ヘルト云フヤウナ觀念
ハナイノデアリマスノテ、其邊ヲ亞米利加ノ方デモ十分了解シテ呉レマシ
タナラバ、御互ニ萬一ノ場合ヲ想像スル必要モ無クナル、是ガ將來ノ對米
關係ニ於テ、私ガ根本的ニ持ツテ居リマス觀念デアリマシテ、兩國ノ間ハ
戰爭ナント云フコトハ考ヘナイヤウニスルヤウニ、又其考ヲ御互ニ起スヤ
ウニ、ソレゾレ外交工作ヲ日本バカリテナク、亞米利加ノ方モ是ト相俟ツ
テ外交工作ヲ施シテ呉レル、サウシテ兩國ノ關係ヲ良ク致シテ參リマシタ

同日於同所

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

立言人 小野寺五一

自分、近松英明ハ其族院書記官ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ其長ヨリ第六十五回貸取院決算委員會議議速記録ト題スル書類ハ日本政府（其族院）ノ保管ニ係ル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月十八日

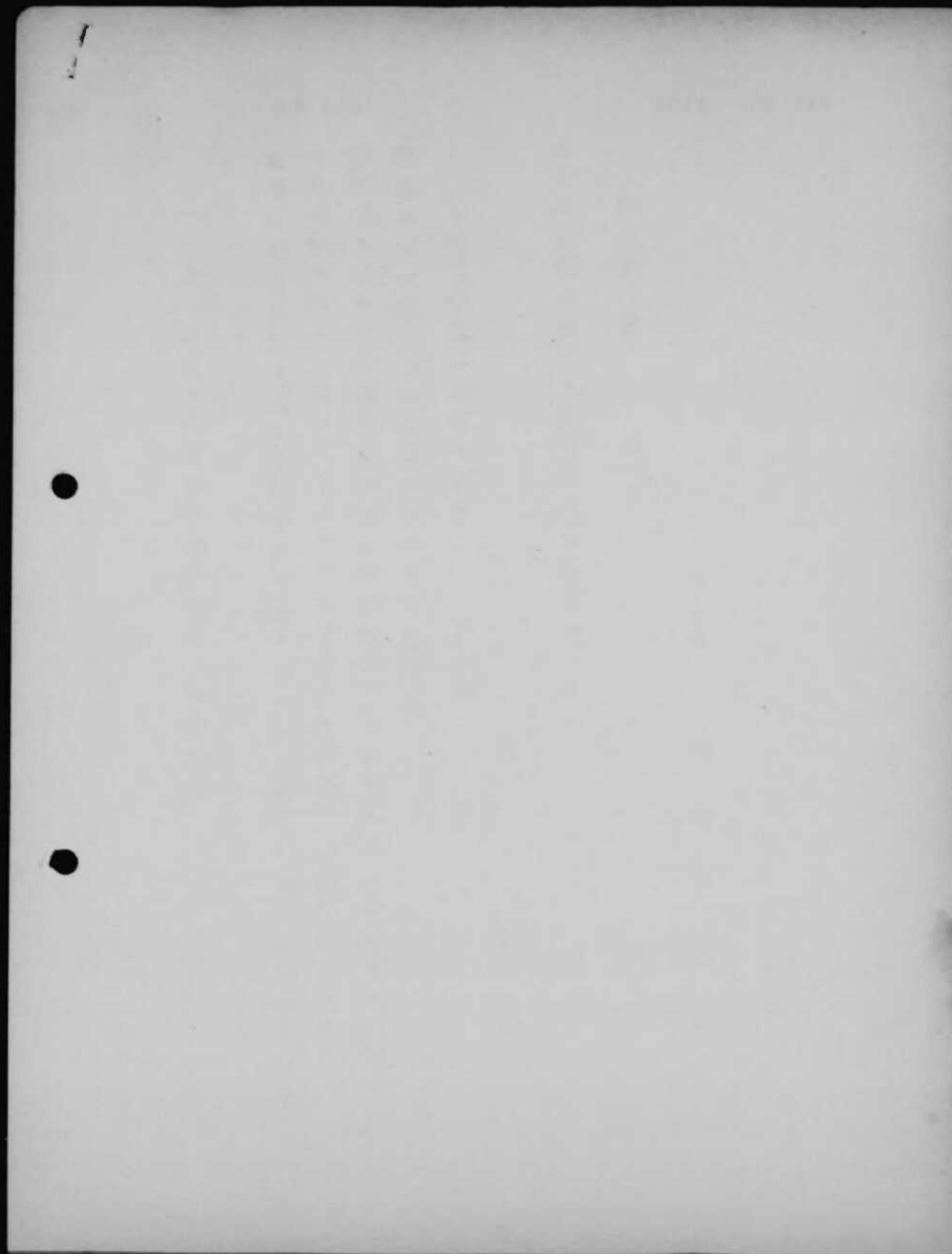
於東京

近松英明

文書ノ出所竝ニ成立ニ係スル證明書

ナラバ、他日或ハ新ウ云フ草紙同題等ガ起ツテ来リマシテモ、非常ナ激烈ナ反感ガ其間ニ起ル同題テナクシテ、南門前ニモッ既ニ戦争ハシナイト云フヤウナ觀念ヲ持ツタ空氣ノ間ニ斯ウ云フ同題ガ議セラレルコトニナリマスト、自然其同題ガ激烈化スルト云フヤウチヨトハナクオノハ當然ダト云フヤウナ觀念ヲ居リマス。

120-2



206-13
E 22-38
DEF DOO5200 715

RXH NO

第 二〇六 一 B (一三)

ソヴィエト大使 一九三四年春を決断の時機を見做す

一九三四年(昭和九年)三月九日

余はそこで戦争が避けられると樂觀してゐるかどうかをユレネフ氏に訊ねた。彼は樂觀的であることは大切なことださ答へ、更に彼の廣田の鐵道問題に關する豫備交渉を、日本政府が、或る時機に公表するかもしれないといふ理由から、そのやうな樂觀的態度を取ることについては充分注意しなければならないといふ。余は及ぶその際彼の態度が明らかにされることを望み、彼の聲明にも拘らず、彼は將來なるかもしれないといふことを仄めかした。この聲明にも拘らず、彼は將來に關しては、さても樂觀な態度を余に與へた。彼は今月中には東京で各師團の主だった將軍の會合が開かれ(註)その時にはソヴィエト、ロシアに對する攻撃についての賛否が徹底的に討論されるだらうと述べて、又一九三一年(昭和六年)九月の滿洲事變勃發の直前にも同様な會合が開かれたといふ意味深長な事實に言及した。ユレネフ氏は林が、殊に新陳に在つて絶えずソヴィエト、ロシアに反對の工作を續けてきたこと、及び林の現在の態度を正確に把みざるのは非常にむづかしいと同時に彼に平

22-9-26(84)
49人年補収(84)
(744) 84 奉受)

編纂側文書 二〇六一B (一三)

ソヴィエト大使 一九三四年春を決定の時様に見做す

一九三四年(昭和九年)三月九日

余はそこで戦争が避けられると樂觀してゐるかどうかをユレネフ氏に訊ねた。彼は樂觀的であることは大切なことだと答へ、更に彼の廣田の鐵道問題に關する豫備交渉を、日本政府が、或る時機に公表するかもしれないといふ理由から、そのやうな樂觀的態度を取るについては充分注意しなければならない。然るに及ぶその際彼の態度が明らかにされることはそれが政局の重要な要素となるかもしれないといふことを仄めかした。この聲明にも拘らず、彼は將來に關してはさても樂觀などしてはゐないといふ明確な印象を余に與へた。彼は今月中には東京で各師團の主だった將官の會合が開かれ(註)その時にはソヴィエト、ロシヤに對する攻撃についての賛否が徹底的に討論されるだらうと述べ、又一九三一年(昭和六年)九月の滿洲事變勃發の直前にも同様な將官會合が開かれたといふ意味深長な事實に言及した。ユレネフ氏は林が、殊に新陳に在つて絶えずソヴィエト、ロシヤに反對の工作を續けてきた事、及び林の現在の態度を正確に把握するのは非常にむづかしいと同時に彼に平

裏面白紙

約的意圖があるに信すべき何らの理由も存しないやうであるに述べた。
 ユレネフ氏は以前にも屢々余に語したところのある例のソガイエト聯邦は凡
 ゆる不圖の事件に對して充分用意を整へてをり且、ヴラヂヂネネツク及び
 シベリヤ國境は鞏固に要塞化されてゐるといふ話を繰返した。シベリヤ横斷
 鐵道複線工事は猛烈な寒さにも拘らず冬季を通じて着々進捗すめられてゐる
 万一口本が攻撃してくれば、勿論滿洲に龐大な兵力を注ぎ込むこともでき
 うし又ヴラヂヂネネツク及び東シベリヤの隣接地域を占領することもでき
 よう、併しそれ以上の作戦は兵站線を伸ばし且弱めることになり、逆にソヴ
 イエト軍は除々に一層多くの軍隊を同方面に注ぎこむことができるやうにな
 る。若し戦争が始まればどちらか一方が完全に消耗し切るまでは終ること
 ないであらうし、ソガイエトの殆んど無限の力を消耗させるには長い期間を
 要するであらう。
 彼は、日本海軍は無敵ロシア海軍とは比較にならないほど強いけれども、ヴ
 ラヂヂネネツクに在るロシア海軍隊は非常に強くそれによる二隻の口
 本軍艦の撃沈は大きな意義を有し、極東の全情勢を變へるであらうと述べ更
 に、ソガイエトの取つてゐる諸方策は現在のところその性格に於て純然たる
 防禦的のものであるが、萬一戦争勃發の際は、これらの諸方策は直ちに攻勢
 に轉じられるであらう。又日本が速かにはつきりした勝利を獲得しない限り

ソヴィエト軍は満洲の一部若しくは全部を占領することができるといふ
 話、特に現在の満洲軍の少くとも十萬はソヴィエト軍を支持して作
 戦の形勢を全面的に導ずるであらうと述べた。
 余はユレネフ大使に、東京にある大部分の外人軍專家達は、日本
 軍の戦國能力が絶頂に達するのは一九三五年で若し戦争が企てられてゐる
 とすれば、最も攻撃の行はれさうな時機は一九三五年の春だといふ意
 見だと述べた。大使は、誰しも正確な時日を豫見することは出来ないが、
 自分としては、今年の春、今度の將官會議の後が最もそのやうな攻撃の
 ありさうな時機と思ふ、何故なら日本の將軍達は時が運つにつれてロシヤ
 軍に有利な時間なつてゐる事實をよく知つてゐるからであるといふ答へた。彼は最
 後の決定は今回の日本軍高級將官會議で極められるといふことに確信をも
 つてゐるやうに見受けられる。彼は日本國內では、天皇はじめ、西園寺公、
 牧野伯、自由思想を有する重要な一國體、及び特に廣田を含めた重要な平
 和論者が活動してゐるといふ點で余と意見を共にしたが彼は、その決定を
 するのにはつまるところ軍部であると言明した。
 イエト、この話の後で、ユレネフ氏は、新舊省の現状について話をしたが、ソヴ
 ーエト、ロシヤから同地に送還した中国軍除隊は他の軍除隊と異つて遠く遼東
 してゐるといふ。彼は日本人が更に分裂を助長するために中国内部で着々

工作しつつあるを考へること、日本人は合衆國が中國を援助してをり、特に中國の航空機の發達について然りであるを確信してゐると思ふと述べた。大使は比島、グアム其の他の要港の促進に關する米國の意圖について余に多くの質問を行つた。彼は又自分のところに來た情報によると英國ははつきり親日的傾向を示してゐると言ひ、英國は日本が餘り強くなることを恐れる充分な理由を有つてゐるので非常に困難な立場にあると語つた。全體から見ると、彼は政局はむしろ曖昧模稜としてゐるといふことに同意した尤も、大使は極東では至る所に國際的陰謀が絶えず活躍してゐることを認めてゐる。

(註) この師團長合議は三月二十六日に東京で開かれ五日間參謀の豫定である。この合議は例年行はれるものではないが、新陸相就任後、慣例的に開催されるものであるといふ。

グルー元合衆國大使日記

抜萃

(一二三—一二五頁)

裏面白紙

高橋

2063
1174

昭和九年外務省公報彙纂ヨリ抄奉

日米修交八十週年ニ際スル廣田外務大臣談話

(昭和九年三月三十日)

本年ハ嘉永六年夏復理提督來朝シ翌七年日米親條約カ
締結セラレテカラシムル八十週年ニ當ルノテアルカ、其ノ

イ
ロ
ハ
ニ
ハ
ニ
近
來
ノ
歴
史
ヲ
テ
ア
ル
。

期シテ日米兩國各地ニ於テ盛大
ノ祝賀祭カ催サレ日米間ニ國民
ルノハ眞ニ近來ノ盛衰ヲテアル。

百餘年ノ親睦關係カラ脱却シ門戸ヲ開ク世界ニ開放シ
國際關係ノ一員トシテ國際場裡ニ巢立チヲシタノデア
ルカ爾來八十星霜ノ長キニ亘リ、日米間ニ時ニ或ハ間
隔起リタルモ渾リ無キ親睦厚ノ友誼力維持且増進セ
ラレ、日米條約ニ兩國國民ハ「永世不朽ノ親和ヲ結ビ」
ト言明セラレタ。兩國修交ノ基礎力愈鞏固ニ赴キツツ
アルノハ衷心慶賀ニ堪ヘサル次第デアル。

蓋シ日米兩國ハ太平洋ヲ挾ム隣國トシテ文化的ニモ經
濟的ニモ相寄り補助クヘキ立場ニアリ其ノ不變ノ親交
ハ過去ニ於ケルト同様將來モ亦全世界ノ進歩繁榮ヲ願
望至大ナル貢獻ヲナスモノト結心スルノデアル。

1241

1241

高橋

2063
1177

昭和九年外務省公報彙纂ヨリ採萃

日米修交八十週年ニ際スル舘田外務大臣談話

(昭和九年三月三十日)

本年ハ嘉永六年夏振理提督來朝シ翌七年日米親條約カ
締結セラレテカラハ八十年目ニ當ルノテアルカ、其ノ
締結記念日タル本日ヲ期シテ日米兩國各々ニ於テ盛大
ナル「ベリデー」ノ祝賀祭カ催サレ日米間ニ國民
的交誼カ行ハレツツアルノハ眞ニ近來ノ盛ニテアル。
日本ハ振理提督ノ歸來來航ヲ機トシ初メテ寛永以來二
百餘年ノ親善關係カラ脱却シ門戸ヲ開ク世界ニ開放シ
國際關係ノ一員トシテ國際場裡ニ果立チヨシタノデア
ルヲ謂來八十星霜ノ長キニ亘リ、日米間ニ時ニ或ハ間
絶起リタルモ渾リ無キ親和敦厚ノ友誼カ維持且増進セ
ラレ、日米親約ニ兩國民ハ「永世不朽ノ親和ヲ結ビ」
ト誓明セラレタ。兩國修交ノ基礎カ愈々鞏固ニ赴キツツ
アルノハ衷心慶賀ニ堪ヘサル次第テアル。
昔シ日米兩國ハ太平洋ヲ挾ム隣國トシテ文化的ニモ經
済的ニモ相寄り補助クヘキ立場ニアリ其ノ不變ノ親交
ハ過去ニ於ケルト同様將來モ亦全世界ノ進歩繁榮ヲ願
望ス大ナル貢獻ヲナスモノト確心スルノデアル。

1177

121

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

、茲ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル應茲
ニ付テラレタル日本領ニ依ツテ行カレ二頁ヨリ成ル
日米修交八十週年ニ際スル廣田外務大臣談話（昭和九
年三月三十日）（昭和九年外務省公報中ヨリ拔萃）ト
題スル書類ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書
ノ拔萃ノ正副ニシテ眞實ナル爲シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月四日 於東京

林 義太郎 印

同日於同所

立會人 滿 部 房 馬

印

裏面白紙

余ハ日本修交八十週年記念日ヲ迎フルニ際シ、日米
交ノ厚誼カ永世不朽ナリトノ確信ヲ新ニシテ、此ノ光
輝ヲ兩國交カ慈誼實ニ密ニメンコトヲ記念スルモノテ
アル。

121

80/

辯論側文書二〇七〇

昭和九年（一九三四年）外務省公表案より抜粋

藤田外相の對米「メツセージ」

（昭和九年三月三十日）

（藤田外相の對米「メツセージ」）

提督記念式典といふ趣賀すべき機会に當り、余の懇
祝辭を送ることを、幸福に思ふものであります。
提督が合衆國との通商のため、日本の隆進を開港す
功勞は、日米條約關係の開拓者としての同提督の眞
正の幸質に對する個人的賞讃と相俟つて、常にわれわれの心の中に感謝
の念を湧き立たさずには置かなくてはなりません。

増加の一途を辿りつつある貿易額は、合衆國日本兩國國民の間の絶えざ
る文化的交流と並んで、兩國を結ぶ親善な友誼の絆をさらに強めること
に大いに役立つて活ります。

誠にこのやうな外交關係は已に一八五四年（安政元年）の條約中に兩國

齋藤文書二〇七〇

昭和九年（一九三四年）外務省公表案より抜萃

藤田外相の對米「メッセーじ」

（昭和九年三月三十日）

余は今回のベリイ提督記念式典といふ慶賀すべき機会に當り、余の懇ろな挨拶と心からの祝辭を送ることを、幸福に思ふものであります。

八十年前、ベリイ提督が合衆國との通商のため、日本の港を通過するに就いて、果した功績は、日米條約關係の開拓者としての同提督の真正の寺質に對する個人的賞讃と相俟つて、當にわれわれの心の中に感謝の念を萌え立たすに足るべきものであります。

増加の一途を辿りつつある貿易額に、合衆國日本兩國國民の間の絶えざる文化的交流と並んで、兩國を結ぶ親密な友誼の影をさらに強めることに大いに役立って居ります。

蓋しこのやうな交誼關係は已に一八五四年（安政元年）の條約中に兩國

間に「完全、永久にして且廣汎なる平和と更に眞實且衷心よりの友交關係の存すべきこと」を相互に約束することにより夢として描かれて居ります。

余は今日、友交的解決に到達できぬやうな如何なる問題も存在せず、又兩國共に太平洋の水平線上に薄霞の黒雲の霧を起る何らの可能性をも見ないと述べ得ることを、欣快に存するのであります。

余は、われわれの今後の關係もより一層相互の經濟的發達と文化的進歩とを約束し、われわれの大望する最後のゴール——即ち永遠の平和と繁榮の時代である太平洋時代に向つて我々を一層近く導いてくれるものであることを、確信して疑はないものであります。

(2) E 3241

Def Doc 2148

Exh 5

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

12-9-26 (1890)
12-9-26 (1890)
12-9-26 (1890)
12-9-26 (1890)

誓

東京都世田谷區玉川等々力三ノ三六五

桑

明治十七年三月四日計生

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

(2) E 3241

Def Doc 2145

Exh 号

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述書

東京都世田谷區玉川等々力三ノ三六五

桑島主計生
明治十七年三月四日生

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

裏面白紙

129

130

一、私は一九〇八年十月外務省に入り爾來外務省及中華民國、米國の各地に在勤の後一九三三年八月乃至一九三七年一月亞細亞局長（一九三四
年六月以後東亞局長と名稱を変更す）となり一九三七年六月乃至一九
三八年十二月特命全權公使として南滿洲に、又一九三九年一月乃至一九
四〇年十一月特命全權大使として伯國に在勤したる後一九四一年一月
外務省の勤務より退きました

二、私は一九三三年八月在天皇御前事務から轉じて亞細亞局長に任命されま
した其の時外相は内田伯でありましたそれから約一ヶ月即ち九月十四
日内田伯は病氣の爲辭職され其の後任として廣田弘毅氏が就任されま
した、内田伯時代の日本と中國との關係又日本と世界列國との關係は
滿洲事變に關聯し眞苦しいものでありました、殊に日華の國には公使
を交換して居つたのでありますが現實に於ては半ば絶交状態と云つて
も差支ない状態でありました、廣田氏は外相就任に當り此の眞苦しい
空氣を緩和すべく決心されて居りました、此の事を廣田氏自身が屢々
私に話されました又同氏は新聞記者にも屢々説明され新聞にもそう云
ふ意味の事が現れました、更に議會に於ても此の意旨の外交方針を聲
明されました、世間では内田伯の外交を土外交と名付け之に對し廣
田氏の外交を協和外交と稱しました

裏面白紙

三、廣田氏は右決心を各方面に亘り着々實行に移されました。廣田氏が外相に就任された時の在華公使は有吉明氏でありました。有吉氏は極めて老練な外交官であり且熱心な日華親善論者でありましたから日華間の空気を緩和すべく種々努められました。此の空気は仲々變りませんでした。尤も滿洲事變以來中國の官民が日本人との接近を出來るだけ避けた事は事實でありました。有吉氏が充分に働けなかつた一の重要な原因が此所に存する事は勿論であります。然し中國に於ける斯ふ云ふアトモスフェアが時日の経過と共に少しづつ薄らいで來ました時に丁度外相の更迭があり廣田氏が就任されたのは大層好都合でありました。有吉公使も大に力を得られた様であります。

3

四、有吉氏の努力の結果一九三四年に入る頃から國民政府の日本に對する態度が相當變つて行きました。其の一例を挙げますと滿洲事變以來停止されて居りました日本の會社銀行の國民政府に對する數個の借款の支拂が小規模乍らばつ々々支拂はれる様になりました。その内に、有吉公使は國民政府の行政院長であり外交部長である汪兆銘氏との間に日華關係の根本的改善に關する話合を開始されました。此の有吉、汪兩氏の商議は相當急テンポに進みました。右商議に於て始

裏面白紙

め汪氏は日華兩國關係の一般的改善の爲には滿洲問題の解決が先決問題である事を主張されました。之に對し有吉氏は日本が既に滿洲國を承認してしまつた今日に於ては其の改善を試みる事は日本の輿論がどうしても許さない、而も尙ほ之を試みる政府ありせば該政府は一日も存続し難いであらうと云ふ事を篤く説明されました。右日本政府の立場は汪氏も漸次諒解された様でありました然し國民政府としても同國々論に對する立場がありますので此の滿洲問題に關する日華兩國政府の困難な而も相矛盾せる立場を如何にコンプロマイズするかが有吉、汪氏其の後の商議の要點でありました。當時の關係書類は全部戰爭中焼失した由でありますが奇蹟的に殘存して居る一九三四年四月二十日南京總領事發外務大臣宛電報第三六八號は同月十八日有吉汪氏交渉の内容を報じて居るものでありまして前述商議の一斑を示す貴重な資料であります。

以上の次第で一九三四年中廣田外相の日華關係改善工作は前途甚だ有望なると思はしむるものがありました。

有吉汪氏間の日華外交改善に關する商議が漸く遂に着いた時期即ち一九三四年四月十七日に天羽情報部長の非公式談話問題なるものが起りました。

當時國際聯盟事務局の財政専門家モネー氏が一九三三年末以來中國に來て居りましたが外務省では同氏が國民政府の汪氏反對派と協力して日本を除外した對華國際協力案なるものを立案中である云ふ情報を在華日本公使館其他から頗々として受取りましたそれ故外務省はモネー氏の行動を消極化せしむる爲に華公使其他に對しモネー氏に接近して彼をデイスキャンツイすべく努力する様に命じました此の命令の内容はモネー氏に強くインプレスする爲多くエキザゼレートされた辭句を用ひたものでありました

四月十七日天羽情報部長の新聞記者に對する非公式談話なるものは外務省の一部局が斯る特殊の目的を以て作成した訓令（複製）の内容を更に情報部が獨自の意圖でツギハギしたものであります。此の所謂非公式談話が新聞紙に依つて日本政府の政策であるかの如く傳へられた爲大きな問題となつたのであります

當時私が廣田外相から同外相は此の天羽氏の所謂非公式談話に付事前に何等通知しなかつた云ふ事及同外相は事後此の事に付天羽氏を叱つた云ふ事を承りました

昭和年代の初め國民政府が成立しました以來日本には同政府に對し日本が執るべき方針に付大別して二の主張がありました一は親善論即ち

七

同政府の善意を信じ同政府との親善を計る事に依つて日華間の諸問題
 解決の基調とすべしと云ふ主張でありました。他は之に反対する意見
 即ち国民政府は国民党の政府であり而して国民党は排日的である。故
 に同政府に對し我方より親善の態度を示す事は彼の侮を受け兩國間の
 諸問題の解決に不利を來すから同政府に對しては總て強氣で行くべき
 である云ふ主張でありました。従つて前述外務省の日華關係改善工作
 には日本側にも多くの反対論があつた事は勿論であります。尤も中国
 側にも汪兆銘氏の有言氏との商議に反對するものが同国民間ばかりで
 なく国民党政府内にも少くなかつた事は事實であります。然し日華兩國
 に於ける此等の反對論者は大体一九三四年中は此の商議の成行を暫く
 見送るさ云ふ態度でありました。

廣田外相は一九三三年一月二十二日議會に於ける外交方針演説及其の
 後の委員會に於ける聲明に依つて日華親善の方針及国民政府に對する
 信頼の意思を從來にも増して強調しました。同外相が或る委員會で「
 自分は蒋介石の日華關係改善に對する眞意を毫も疑はない」と言明さ
 れた事は特に世人の注意を喚起しました。他方中国側でも汪兆銘氏及
 蒋介石氏は右廣田氏の聲明に對し唱和する様な意思表示をくれしました
 又其の前後から国民政府は本當に排日の取締を行ふ様になり滿洲事變

裏面白紙

以來衰退して居つた兩國間の貿易も増して來ました。五月の初めに外相は自らイニシアチブを執つて閣議に諮り日華兩國の公使を相互に大使に昇格する件を決定しました。之には國民政府も無難賛成でありまして五月十七日兩國間に其の事が決定しました。日華大使交換論は以前から對華親善論者に依つて主張されて居たのでありましたが四月の末有吉公使が政府と打合の爲歸朝されました頃世間では昇格が行はれるのではないかと云ふ噂が行はれて居りました。其の頃私のオフィスに陸軍の人々が來て昇格に對する軍部の反對論又は時期尚早論を非公式ではあるが表明した事があります。又昇格が閣議で決定した後陸軍の持校が私の局に來て本件の關東軍に對する影響を懸念する旨を語した事が少なからずありました。

八、一九三二年五月の塘沽停戰協定以來華北の狀勢は大體平靜であつたのですが一九三五年の初頃から此の形勢が變り出し殊に同年五月公使昇格の頃から急に種々の事件が起りました。此の事件と云ふのは長い前の事ですから詳しい事は忘れましたが大體の記憶で申し上げます。熱河省と河北省及察哈爾省との境界附近つまり外務省の人間などの居ない邊鄙な方面で關東軍と中國軍との間に小紛争が五月、六月頃から頻々起りました。そして關東軍なり北支那屯軍なりは此等の事件を中

國側の日本軍に對する挑發行爲であること云つて直接中國側と交渉した、而も相當過酷な條件、例へば中國軍の大部隊の省外撤去とか河
北省なり、察哈爾省なりの國民黨部を根こそぎ廢止させうとか云ふ條
件をアルキマダム附で要求してシヤニムニ實行させる底の事をしたの
であります、中國側では山東軍や北支駐屯軍が殊更問題を起したり小
事件をさらへたりして計画的に援助して居るのであること云つて居りま
した、我々は此の中國側の云ふ事を一から十迄信用はした譯ではあり
ませんが然し出先の軍人が兎角問題を荒らげる傾向のある事は確かに
感じました、そして出先の軍人が慎重な態度を執つて呉れる事を切望
し陸軍の注意を喚起しました

以上の様な計で多分六月早々の事と思ひますが外務省が主體して外務陸軍海軍の事務當局をして協議させる事にしました此の協議は先づ此等各省の課長級のもので籌成された委員會で協議しました、該委員會で外務省側の要求しました事は出先の軍陸殊に關東軍が慎重な態度を執つて貰ひ度いさ云ふのが主眼でありました之に對し陸軍では第一に北支には張學良氏の軍略が未だに多數殘存して居り又此等のものゝ極端な排日軍動者などが排日的乃至排滿的の類々な策動をして困るゝ之

裏面白紙

が滿洲の治安に非常に悪い影響を與へると云ふ事、第二に滿洲事變前に北支と滿洲との間に存して居った經濟及交通上の連絡融通が同事變後斷絶して充分回復されて居ない、之が滿洲國と華北との間の不安定の重大なる原因である事、第三に北支に於ける赤化運動は當然滿洲に影響する殊に外蒙から察哈爾を通じての赤化運動には特に警戒を要する事、それ故此等の點を考慮に入れて南京との交渉をやつて貰はねばならぬと云ふのでありました之に對し外務省では斯ふ云ふ意見でありました即ち第一、抗日運動の取締徹底は日華國交改善の根本發であつて外務省も現に其の方針で國民政府と交渉してゐる、第二華北と滿洲との經濟、交通の回復が此等地方の平和維持に肝要である事は外務省も認める又現に斯う云ふ方針で南京と交渉して居る、第三に中國に於ける共產運動の取締は華北と云はず華中、華南に於ても必要であつて之亦現に外務省は其の方針で南京と交渉をやつて居る、唯だ此等の問題は國民政府又は同政府の認めて居る機關との外交交渉に依つて達成を期せられなければならないのであつて其の他の方法に依つて此の目的を達しようとする事には外務省は賛成出来ないし又斯の如き方法では日華關係の改善を行ふ事は不可能である」と云ふのでありました

一 此の時の陸軍側の委員は橋本(祥)大佐と喜多(誠一)大佐とが
よく物の解つた人々でありましたので外務省側の考を諒解して呉れま
した又永田(鐵山)軍務局長田村(幸二)少監本部第二部長も此の委
員會の仕事の進捗を支持して呉れました、海軍では軍令部第六課長の
本田大佐が大變盡力して呉れました、六月末には委員間の意見が大体
一致しました、其所で七月二日に東亞局が對支政策に關する試案を作
成しました之が所謂廣田對華三原則の元になつて居るのであります、
委員會は此の試案を基礎として引續き協議を行ひ八月に入り略々成案
を得るに至りました、其の間陸軍では關東軍や北支駐屯軍とも度々連
絡を執つた模様であります、所が丁度其の頃に永田少將の暗殺事件が
起つた爲に委員會の進行に一頓座を來しましたがそれより一ヶ月を經
て確定案が成立しました之に對し三省の上司が承認を與へ更に十月四
日迄に首相及蔵相が諒解を與へました要一九三六年一月二十一日廣田
外相が議會に於ける外交演説中に述べた所謂對華三原則なるものは此
の前年十月四日の決定の趣旨に依つたものであります
一 十月四日の決定は外務省としては充分満足なものでありませんで
したが然し七月二日の試案の精神は生きて居ると認めました、外務省
が十月四日の決定に特に重きを置きましたのは該決定に依る外務省の

裏面白紙

一
 國民政府との交渉を陸軍特に東京軍や北支隊屯軍が尊重すること云ふ事が首相及蔵相諒解の下に三省間に約せられた事であり、斯くて成立しました。對支方針を出先の各機關に徹底し且其の尊重を期せしむる爲に外務及陸海軍中央部から派員する事になり外務省からは私の部下であつた守島第一課長を、陸軍からは田村少将を又海軍からは本田大佐を中國に派遣しました。
 二然るに田村少将は大連に出先各機關の參謀長等を集めて本決定を傳達しました。此の際東京軍から新決定に對し強い反對意見が出て同少将が非常に困つたと云ふ事を中國出張から歸京した守島課長に聞きました。守島氏は岡村少将隨行の副官から此の事を聞いたそうです。又東京からの派員が驚京するかない時に華北では新決定に反する種々な事件が再び次々として起つて居るのであります。
 細い事は忘れましたが顯著な事實を述べます。十一月下旬には塘沽停戦協定に基づく非武装地帯、即ち華北の滿洲境の地帯に國民政府に對し自治を主張する冀東政府が樹立されました。外務省の見る所では此の政府なるものは東京軍と特殊の深い關係があつたのであります。又同月十一月頃の事ですが東京軍が山海關に機械化部隊を集めて華北に對し脅威を與へて居ると云ふ情報が入り外務省から陸軍の注意を喚起し

裏面白紙

一

た事があります、更に十二月の中旬には北京に冀察政務委員会が成立しました外務省の見るところでは此の機関も出先軍の特校が糸を引いて居つたのであります、尤も同委員会は南京にも連絡を執つて居りまして國民政府から中央の主權を侵蝕しない範圍で或程度の事實上の特權を許されて居つたのであります外務省は冀東政權の存立には反對でありました、殊に同政權の關稅が非常に低率であつた爲に起つた所謂華北密輸入問題は單に對華貿易の立場のみから見ても日本に取つて非常に不利でありましたから外務省は極力之に反對しました、此の問題に關し直接日東軍と交渉し又密輸入の現状を視察する爲に私は有田外務大臣の命令で一九三六年六月上司乃至七月上司滿洲及中國に出張した事があります、又冀察委員合に關しましては外務省は冀東政權に對するとは少しく異なる態度を執りました、即ち同委員合設立には外務省は何等關知しないのであります、が成立後の様子を見るに同委員合は國民政府の承認を得たものであります、南京の當局と連絡がされて居るものでありますから現地の領事等は之と接衝しました

三、擬て此所で中國側の状態はどうであつたかと云ふに、日華兩國の國交改善工作が段々進捗し一九三五年の五月には大使交換と迄進んだのであります、が皮肉な事には此の頃を轉機として再び中國側の對日空氣が段々

裏面白紙

悪化して参り十一月乃至十二月頃には余程悪いものになりました、十
 一月には日華国交改善に熱心であつた汪兆銘氏の暗殺未遂事件が起り
 十二月には汪氏の同志である外交部次長の唐有壬氏が暗殺されたと云
 ふ事件が生じました、此の中國に於ける空氣の悪化は前述しました様
 な華北に對する出先軍人の策動が重要原因の一であると思は考へまし
 た
 廣田三原則に對する中國要人の態度は贊否種々でありましたが蔣介石
 氏は三原則が外交一本で行はれれば中國側も誠意を以て應ずると云ふ
 考であつたとの事であり、又十一月中旬同氏は有吉大使に向つて
 三原則に依る交渉開始に異存ない云ふ事を言明して居るのでありま
 す、尤も此の際同氏は華北で問題が発生する様な事になれば交渉の進
 め様もないから此の點日本側の慎重なる考慮を望むと云ふ趣旨を述べ
 て居ります
 一 氏三原則の一般公表されたのは一九三六年一月二十一日の廣田外相の
 議會に於ける演説が初めてであります、然し日本政府が該原則を決定
 しましたのは前述の通り前年の十月四日でありまして同外相は其の後
 間もなく在日中國大使蔣作賓氏に對し三原則の内容を説明して居りま
 す、從つて十一月に蔣介石氏から有吉大使に前述の様な話があつた譯

裏面白紙

であります
右廣田外相の三原則公表後間もなく日本では二、二六事件となつて岡田内閣が瓦解し、之を繼いで廣田氏が内閣を組織しました
一 有田氏は廣田外相の命令で有吉大使の後任たるべく一九三五年の末に白耳義の武府を出発し東京に立寄の上一九三六年の多分二月末に上海に着きました、然るに廣田首相は自己の特に信頼する有田氏を新内閣の外相に起用し度いと云ふ意向の下に岡田氏の上海到着後一ヶ月も経たない間に再び歸朝命令を發しました、岡氏は該命令を受けた後三月十六日から同月十九日迄の間に外交部長張群氏と前後四回に亘つて會見し日華關係調整の基礎を發見すべく腹藏なき意見の交換をしました
有田氏も此の會談の結果有田氏は華北に對する軍部の策動を抑制し得ました、此の會談の結果有田氏は華北に對する軍部の策動を抑制し得るが、廣田三原則を基礎とする南京との外交交渉に依つて日華兩國間にコンプロマイズに達する見込があるとの見通を付けました、以上は有田氏の私に對する直話であります
一 六 それから有田氏は華北及滿洲を巡り四月二日外相に就任しました、岡氏が露京の途上新京に立寄りました時岡東京の責任ある上級將校は有田氏に對し同軍の意見として國民黨は排日を黨是とするから日本と

國民政府との親善は絶対に不可能である事、度田三原則の如きものを以て同政府と日華國交改善交渉を行ふも何等得る所なかるべく従つて該交渉には反対である事、華北の自治を促進する政策を執るべきである事と云ふ趣旨を述べたをうであります、私は此の事を直接有田氏から聞き更に右東軍責任者の所述を記載してある詳しい外務省の文書（法廷證七六一）も讀みました

一 有田氏は外相就任後直ちに同氏の包懐する所の對華方針を實行に移す準備として陸軍中央部と協議する事を私に命じました、それは申す迄もなく華北に對する出先軍人の策動を中止させる事に付いて陸軍中央部を説得する事を意味するのであります、又外相は協議の具體的實施の一として一九三六年一月三日の指令で陸軍中央部が北支駐屯軍に出した北支駐屯要綱を撤回するか或は之に大修正を加へる事に付いて陸軍と交渉する様私に命じました

私は三原則決定の経緯及其の後右決定が出先軍人に依つて一向尊重せられない事實に鑑み陸軍中央部説得の難事たる事は充分認識して居りました、然し有田外相の熱意にエンキヤレツチされて熱心に陸軍の關係當局と折衝しましたが之は果して難事業でありました、彼等は三月廿八日東軍責任者に依つて表明された誠な態度な思想の持主ではありません

裏面白紙

一
 でした、然し前の経験に依り東京の協議で決定された政策を出先に守
 らせる事に多分に自信を失つて居りましたから従つて假に新外相の方
 針を諒解はしても之を實行に移す事に付いて躊躇したのであります、
 有田外相から寺内陸相に對しても交渉されましたが當時の實情から云
 ふと之には余り多きを期待する事は出来ないので云ふのは古い時
 代の事は知りませんが、少くとも滿洲事變以來外務省が外交方針の實
 行に付いて陸軍中央部を説得する場合には先づ以て局長邊りを説得
 しなければ仲々目的を達する事が出来ない實情でありましたからです
 又北支處理要綱に付いては前回の廣田三原則決定の場合と同様、外務
 省主催の下に外務陸海軍及今度は大藏省も加へて此等各省の課長級位
 の委員會を作り其所で協議させる事にしました、此の委員會の陸軍側
 の委員は比較的物の保る人々でしたが然し彼等の立場は私の交渉相手
 たる局長級の人々と同様でありましたが、それで一月三日の指令を撤回
 するとか、根本的に修正するとか云ふ事には此の人間は到底同意しま
 せんでした
 八所が外務省の見るところでは現地の軍人は一月三日の陸軍指令の漠然た
 るに對し彼等の所謂華北自治工作をぞしぞし進めて行く様子でありま
 すから之を早く少しでもイエツクしなければ何所へ行くか解らない、

それで外務省はとう々々陸軍中央部が受諾し得る程度のものである事
 と國民政府との一時的國交改善交渉に對する根本的障礙を出來得る
 限り避ける事になり、此の二點に立つて陸軍側とコンプロマイズせざるを
 得ない事になりました、其の結果委員會で第二次北支處理要綱が成立
 し八月十一日迄に外務、大藏及陸海軍大臣が之を承認した次第です
 一 先右決定案に對しては有田外相は實に不満でありました、然し一月三
 日の陸軍指令と八月十一日の國省決定とを比較して見れば我々外務省
 の事務當局が後日に於ける南京政府との一般國交調整交渉を豫想し該
 交渉に對する根本的障礙を避止すべく種々苦勞した事、又右指令と決
 定とを比較すれば後者が中國に於ける列強の權益尊重に付意を用ひた
 事が解る筈であります、列へば一月三日の指令は漸進的ではあるが專
 ら自治地域の擴大及自治内容の充實を主眼として居り又日本以外の外
 國資本の流入を防止する様な事も考へて居るのであります、が八月十一
 日の決定は「自治」のタームを使はないで特に「分治」と云つて居り
 ます、それは一九三五年十二月上旬南京政府と冀察委員會との交渉で
 同委員會が「自治」の文字を使用する事は許されないが然し同委員會
 は中央の主權を毀損しない範圍内で或程度の特權を有する事になつた
 經緯をも考慮して「自治」よりは幾分程度低い「分治」と云ふこと

ムを使つた譯であります、又中國海關制度の維持、第三國人既得權益の尊重及第三國人との經濟上の協力等を定めて居ります

二〇所が八月二十四日四川省の成都で民衆が軍人の日本人（新聞記者二人、商人二人）を襲撃して二人を殺し二人に重傷を負はせた事件が起りました、次で廣東省の北海で民衆が日本人の商店を襲撃して一人の日本人が殺されましたそれから更に九月中に漢口日本租界に於ける統領軍警警察官の殺害事件、上海共同租界に於ける日本水兵殺傷事件等日本人被害事件が相次で起りました、此等事件の發生が日本人を非常に刺戟した事は勿論であります

二、外務省は當初此等の殺傷事件について國民政府と交渉し急遽解決の方針でありました、然るに輿論は此等事件は偶發事件ではなく中國特有の排日運動に深い根を有する出來事であるから之を獨立の事件として處理する事は不適當である、此の際排日問題の根本的解決を計るべきである、と主張しました又輿論は此の機會に日華間の一般的諸問題の解決を計るべき事をも主張しました、それで外務省は前述日本人被害事件と共に日華の各種の懸案に付一併國民政府と交渉を開始する事になつた譯であります

二、右交渉は九月八日以來主として兩京に於て行はれました、該交渉の

裏面白紙

二

運緯は現存して居る其の當時の外務省公表に詳しく出て居ります
 唯た此所に大体の事を述べますと九月八日から十二月末迄、日本側
 は川越大使及須磨綾領事、中国側は張群外交部長及高麗州司長との
 間に約三十回に亘つて交渉が行はれました、右交渉中十月私は有田
 外相の命に依り交渉の促進を計る爲南京に出張した事もあります、
 それで十二月に入ると頃までには種々な懸案に關する話合が大体順調
 に進みまして外務省としては交渉の前途に希望を懸けた譯であります
 す
 三 然るに偶々關東軍一部將校の内蒙に於ける策動の爲所謂緩遠事件
 が發生しました
 其の頃から中国側の交渉に對する態度が急變し緩遠事件を口實とし
 て既往の話合をも否認する様な態度を執り交渉は急に停頓してしま
 ひました、我方に於ては其の促進方に努めましたたがどうにも進まな
 いのでありまして、所が丁度其の時は翌年一月中旬の聯合開會を前
 にして南京交渉をデットロツクの儘にして置く事は政府の政治的立
 場上面白くないと云ふ考慮もありまして外務省は此の交渉に於て日
 華双方の間に完全に合意に到達して居つた成都、北海兩事件を除く

外一應該交渉を打切るの已むを得ざるに至りました、そして一九
三七年一月廣田内閣は續々取し之を前接し、茲は東亞局長を認め次
で在韓公使に轉出した次第であります

Dof Doo 2145

Exh 5

昭和二十二年（一九四七年）八月十九日於東京

供通者 桑島主計

右ハ管立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於東京

立會人 守高恒郎

149

21

150

裏面白紙

Def Doc 号2145

Exh 号

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欲セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣

言

書

(署名捺印)

桑

島

主

計

150

22

151

裏面白紙

文書ノ出所ニ由立ニ付スル説明書

自己近頃英明ハ貴族院書記官ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添付セラレタル日本語
ニ依ツテ書カレタル頁ヨリ成ル第六十七回貴族院議員會議録ト題スル書類
ハ日本政府ハ貴族院ノ保管ニ係ル公文書ノ抄本ノ正副ニシテ眞實ナル爲シ
ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月十八日 於東京

近 藤 英 明

昭和二十二年三月十八日
近藤英明
(1447 英明)

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ
同日 於 同 所

立會人 小 野 寺 五 一

151

152

Wd
Def. Doc. 2163

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ
同日於同所

立會人 小 野 寺 五 一

昭和二十二年三月十八日 於東京

近 藤 英 明

自己近藤英明ハ貴族院書記官ノ職ニ居ル者ナルニ係リ茲ニ添付セラレタル日本書
ニ依ツテ書カレタリヨリ其六十七回貴族院議員會議録ト題スル書類
ハ日本政府ハ貴族院ニ係ル公文書ノ抄本ノ正副ニシテ眞實ナルヲ
ナルコトヲ證明ス

文書ノ出所ニ由立ニ由スル證明書

裏面白紙

第六十七回帝國議會貴族院總務委員會議錄
昭和十年二月二十五日 國務大臣答復
國務大臣 廣田弘毅君

茲ニ外交ノ盛ニ付テ申上ゲマスレバ此等諸國ノ要求ノ期限が昨年ノ暮ニ屆
告シ得ル時期ニ到來シマシタノデソレハ日本ノ一ツノ大ナク外交上ノ問題
トナツテ居ツタノデアリマス從ヒマシテ幸ニ「ロンドン」ニ於テ海軍交渉ガ
歸ケルコトニ相成ツテ居リマスノデ英海軍ニ對シテ將來ノ日本ノ考テ總體會
議デ明カニシテサウシテ出來ルダケニ空氣ノ中ニ廢棄ノ通告ヲ送ゲルヤ
ウニシタイト云フ考デ、總體會議デ其廢棄ノ方法等ニ付キマシテモ列國ニ相
談ヲ要シマシテ成ルベク好イ空氣ノ下ニ本會ノ會議ニ臨ミ得ルヤウナ風ニ成
シタイト努力シタノデアリマスガ幸ニ廢棄ノ期限ニ付キマシテハ手頃
ハ總務ニ送過シタヤウニ思フノデアリマス。同ホ海軍ノ軍縮ヲ實際ニ實現
スルコトニ付キマシテハ、ドウシテモ是ハ矢張り世界ニ平和ノ空氣ガ張ツテ
居ナケレバナラヌ各國ノ間ニ色々目上不安ヲ懷ズルヤウデハ其ノ最モ保障
ノ機關デアアル軍備ト云フモノノ縮少ト云フモノハ到底出來ナイノデアリマス
ノデ、世界ノ平和ノ維持ト云シマシテハ各國間ニ夫レゾレ感情ノ衝突或ハ利

152

153

裏面白紙

吾ノ國ヲ愛スルガアリマスノデソレ等ノ國モ十分ニ意思ノ疎ヲ離リ利益ノ列
 國ルヤウニ試シタイト思ツテ居ルノデアリマス此ノ方法ト試シマシテハ列
 國此處ニ會ニ列國試シマシタト試シマシテハ先ツ極東ニ於ケル平和ノ
 維持ト云フコトニ非常ニ重キヲ置キマシテハ更ニ其ノ極ニ於ケル平和ノ
 ヤウデアリマスノデ日本ト試シマシテハ更ニ其ノ極ニ於ケル平和ノ
 分ニ其ノ試シマシテハ極東ニ於ケル平和ノ維持ト云フコトニ非常ニ重
 ノ試シマシテハ極東ニ於ケル平和ノ維持ト云フコトニ非常ニ重
 本ト支那トノ關係ト云フモノガ中心ト試シマシタ「ロシア」トノ
 出來ルダケ是等ノ方面トノ關係ノ極大キナルヲ示ルヤウニ試シマシ
 德會ニ成ハ本會ニ臨ミマス迄ニハ何トカシテ此東洋ノ平和ノ維持ヲ
 ニ示シ得ルヤウニ努力シタイト思ツテ居ルノデアリマス、同ホ是等ノ
 ノ關係ハ將ニ此處中上ゲル必要ハナイト思フ次第デアリマス。
 進ミツツアルコトヲ中上ゲタイト思フ次第デアリマス。

(W.L.)

22

一九四七年八月五日

供述書

板東國際軍事裁判所

辯護側文書第二四六六號、書證 1

(Wd)
Def, Doc, 2466

Exh, NO

辯護側文書第二四六六號、書證1

板東四郎軍政研究所

西米利加合衆國其他

討

荒木貞夫其他

宣言供述書

一九四七年八月五日

私、ジョセフ、シー、グルーは先づ宣誓を爲し、左記の如く供述致し
ます。

154

裏面白紙

155

一九三七年十一月二十四日の日本国外務大臣廣田弘毅氏との會談の席と
 廣田氏は自身より進んで次の事を述べました。
 (1) 日本軍は二、三週間の中に南京を占領するであらうが、然し實際占
 領の日時は天候の狀態に依るであらう。
 (2) 同地方に於いて日本陸軍は對抗してゐる支那軍は今や全く敗北し、
 此れ以上の抵抗は不可能であらう。然しながら支那軍將領等は其の敗
 北を容易に認めやうとせず、南京に虚報を傳えてゐる。
 (3) 廣西軍の白崇禧將軍は同軍がまだ尙ほ良好なる狀態にあつたにも拘
 らず、蒋介石に南京退去の勸告を爲し、蒋介石は今や非常に困難を立
 場にある。
 右の點は多く非公式なものでありましたが、私は、言ひ平和的解決
 が出ない限り日本軍の南京占領後情勢が如何に展開するか何
 大尉の觀察を質問しました。之に對して彼は、日本軍は南京に止まり
 防禦態勢を取りそれ以上は進出しないであらうと返答しました。
 私は右の對談内容を一九三七年十一月二十四日午後六時の電報第五
 六四號でワシントンの國務長官に報告しました。その電報の寫しは別
 紙の通りです。

ジョセフ、シー、グループ（署名）

155

156

裏面白紙

Def, Doc, #2466

辯護側文書第二四六六號

マサチユースツ

一九四七年八月六日

エセツクス、エスエス
次にジョセフ、シー、グルー氏は自身余の許に出頭し右の書証に調印
し、右文書中の陳述事項は其の如き事項、情報及び所信に相違なき事を
宣誓せり。

公 人

エドワードモーレイ（署名）

職務終了期日一九五三年十二月廿六日（印）

辯護側文書第二四六六號

受信電報



ワシントン
國務長官宛

一九三七年十一月二十四日附
東京、グレイ登
午前七時五十七分受信

第五六四號、十一月二十四日午後六時

裏面白紙

辯設側文書 第二四六六號
マサチューセッツ州
京エセツクス地方裁判所

本日私の外務大臣と會談に於て大臣は白き紙に於て次の事を語りまし
た。

(1) 日本軍は二、三週間のうちに南京を占領するであらう。然しその實際
占領の日時は天候の状況に因るであらう。

(2) 同地方に於いて日本陸軍に對抗してゐる支那軍は今や全く敗北し、
此れ以上の抵抗は不可能であらう。

然しながら支那軍將領等は、その敗北を容易に認むやうとせず、南京に
虚義を擧げてゐる。

(3) 廣西軍の自暴自棄は同軍が未だ尙ほ良好なる状態にあつたにも拘
らず蔣介石は南京退去の勸告を爲し蔣介石は今や非常に困難なる立場
に在る。

右の對談は全く非公式のものであつたので、私は、若し平和的解決が
出来ぬ場合には日本軍の南京占領後情勢が如何に展開するか同大臣
の機微を質問しました。之に對して、彼は、日本軍は南京に止まり防
禦態勢を取りそれ以上は進出しないであらうと返答しました。

グ
ル
ー
プ

157

エセツクス、エスエス

本書類受領者各位

私即ち登録裁判所にして法定の所印を備ふる東エセツクス郡所在東エセツクス地方裁判所書記ハロルドエル、アームストロングは、添附の宣誓書を其の日附の日時に提出せるエドワード、モーレイが右郡内に住し右郡の公證人であり、マサチューセツツ州の法律に依り宣誓を取扱ひ、同州内の地所、家屋、世襲財産等に関する證書、譲渡證書及び夫れ等に記録するべき他の書證の承認及び立證を掌ることを委任され宣誓し、其の權能を附與されて居る者である事、並に私は右エドワード、モーレイの筆跡を熟知して居り右筆跡に伴ふ彼の署名及び押捺の公印は眞正なるものと信じます。

一九四七年八月六日グロスターに於て、私は右に對する證明として茲に署名を爲し、右裁判所の公印を押捺するものであります。
 任務開始期日、一九四六年十二月二十六日
 満了期日、一九五三年十二月二十六日

(署名) 書記、ハロルド、エル、アームストロング (捺印)

158

139

裏面白紙

高橋

八時

十一月十七日 前著

情

廣田外務大臣

藤井代理大使

第三十六號

朱子
齊山

中山事件之結局
前回ノ上海事件ト同様北支

—

次官 大臣
東亞 亞細亞
歐亞 亞細亞
通商 通商
條約 條約
情報 情報
文化 文化
調查 調查
人事 人事
文書 文書
會計 會計
秘書官 秘書官

15-9-1

(3)

EX. 3242

Doc. P/517A

高橋

昭和10

八月四日

11/18 平

倫敦

十一月十七日

前着

午後

情

廣田外務大臣

藤井代理大使

第三六七號

往電第三五七號ニ因シ

其後支那問題ニ對シ新用報道振ハ労働堂

新聞其ノ他ニテ除キ下火ニ向ヒ居ルモ尚

一北支問題ニ因シ日本軍部側獨立工作狀況ヲ報

シテ同地方ヨリ日本ノ把握スル所トアリツアルコト

二上海方面ニ於テ陸戰隊ノ着滬等ニテ支那側

住民ノ動搖收マラザルコト

等ヲ報シ相當注意ヲ惹キ居レリ。論調トシテハ格

別ノモノナキモ十五日「ガーディアン」紙ノ今次上海

中山事件ニ結局前回ノ上海事件ト同様北支ニ

於ケル日本側工作ノ附隨的事件ナルヘシト論シタリ

(了)

大臣 次官 東亞 通商 情報 文化 調査 人事 文書 會計 秘書

電信課長

米澤

宇島

天羽

159-1

160

東亞局

4.324B2A
Loc. 1517-B

情報部

第一課長

昭和拾年十一月廿六日

大第八五號

昭和十年十一月二十六日

在中華民國

特命全權大使

有吉

明



外務大臣 廣田弘毅 殿

華北自治運動関係事件

本件ニ関スル 昭和十年十一月二十一日附「ジエス」
ド、シヤンハイ」論説ハ概要ヲ取敢電報済ナルモ
何等御参考迄ニ全文送付スルニ付御査閲相成度

159-2

最近日支間ニ解決ヲ見タル重要交渉案件

(昭和九年五月至一)

一 中日實業株式會社對交通部電話債充借款利息内第一(昭和八年五月廿日)
本借款ニ對スル利息内第一トシテ從來北平電話局ヨリ毎月一萬元ヲ支拂
ハシメ來レタカ昭和七年末ヨリ更ニ道官領テ青島局ヨリ入金方交渉ヲ
開始シ南京總領事館ニ於テ交渉ニ當リ結局昭和八年三月ニ至リ一應天
津ヨリ一萬元ヲ支拂フコトニ決定セルモ支拂テ實行セス更ニ段次ノ結
算ニ對シテ七月七日以降順當ニ入金シ居レリ
二 交通部有線電信債充借款利息内第一(昭和八年七月)
交通部有線電信債充借款利息内第一トシテ從來天津電報局ヨリ毎月五千元支拂方決定
シ同月ヨリ支拂ヲ開始セリ
三 前北京政府交通部同故高野四郎侯爵支拂(昭和八年九月十九日)
本件ニ關シテハ在支公使館及在南京總領事館ニ於テ數年ニ亘リ文部側
ニ當テ重ネ居リタルカ昭和八年九月十九日交通部長ヨリ在南京總領
事館公文ヲ以テ前交通部未拂ノ内外債及侯爵ハ額大ニシテ之カ整理消
了ヲ俟チ御フヘキモノナルモ高野遺族ノ窮狀ニ顧ミ特ニ高野ノ侯爵五
千五百三十三元三角三分ヲ繰上ケ文部フニ付遺族ニ轉交アリタキ旨金

最近日支間ニ解決ヲ見タル重要交渉案件
 一 中日實業株式會社對交通部電信局充借款利息內請一昭和八年五月計日）
 本借款ニ對スル利息內請トシテ從來北平電信局ヨリ毎月一萬元ヲ支拂
 ハシメ來レカ昭和七年末ヨリ更ニ電信局ヲ青島局ヨリ入金方交渉チ
 開始シ南京總領事館ニ於テ交渉ニ當リ結局昭和八年三月ニ至リ一議天
 津局ヨリ一萬元支拂ノコトニ決定セルモ支拂ヲ實行セズ更ニ議談ノ結
 果五月計日第一回ノ支拂ヲナシ七日以降順當ニ入金シ居レリ
 二 東京興業株式會社對交通部有線電信局充借款利息內請一昭和八年七月）
 昭和八年二月本借款中ノ一口満期トナレルニ付從來ノ利息內請増額方
 ノ交渉ヲ開始シ同年七月ニ至リ天津電信局ヨリ毎月五千元支拂方決定
 シ同月ヨリ支拂ヲ開始セリ
 三 前北京政府交通部顧問故高野四郎侯爵支拂一昭和八年九月十九日）
 本件ニ關シテハ在支公使館及在南京總領事館ニ於テ數年ニ亘リ文部省
 ニ督促ヲ重ネ居リタルカ昭和八年九月十九日交通部長ヨリ在南京總領
 事館公文ヲ以テ前交通部未拂ノ内外債及供薪ハ額大ニシテ之カ甚重
 了チ候キ物フヘキモノナルモ高野侯族ノ窮狀ニ顧ミ特ニ高野ノ供薪五
 千五百三十三元三角三分ヲ繰上ケ支拂フニ付遊族ニ轉交アリタキ旨全

裏面白紙

券添付申起來レリ

十月廿八日一 興業朝鮮銀行三銀行對交通銀行二千萬圓借款ノ利息内第一(昭和八年

利息内入トシテ六十萬圓支拂方交渉ヲ開始シ公使館ニ於テ口添ノ給
永十月廿八日ニ至リ三十萬圓ヲ入金セリ更ニ右邊額及本年度分入金方
交渉中

三 中國暴除人上海停戰協定地境通過問題ニ關スル交渉公文(昭和九年三
月廿七日一

六 昭和七年五月五日上海ニ於テ締結セラレタル停戰協定ノ第二條及同協
定第一附屬書ニ掲記セラレタル地境ヲ通過スル中國軍隊ノ移動ニ關シ
テハ昭和九年三月廿七日共同井岡委員會日支兩國委員間ニ署名ヲ了セ
ル交渉公文及該委員會ノ規定ニヨリ支那側ハ該地境ヲ通過ラ際シ其ノ部
度書面ヲ以テ通過部隊ノ兵數、名稱、通過時刻等ヲ日本側ニ豫告シ其
ノ同意ヲ得ルヲ要スルコトナレリ
六 輸入貨物原産國標記撤銷實施無期延期(昭和九年四月廿一日一)
貨物原産國標記撤銷ニ關シテハ在支有言公使ニ於テ之カ撤回又ハ實施

延期（已ムヲ得サレハ原産國語ニ依ル標記ノ外英文標記ヲ承認方）
 交渉シ來レル處迄ニ四月十八日迄迄ハ有言公使ニ同僚洞實施當方延
 期ニ決セル旨ヲ語リ四月二十一日以降各地海關ハ「追テ政府ノ命令ア
 ル迄實施ノ延期」ノ旨告示セリ
 平糶鐵道債償還交渉（昭和九年四月廿日）
 平糶鐵道局ハ願ル自己ニ有利ナル條件ニテ其ノ米商ニ對スル債務ヲ整
 理セルヤニテ東京興業及三井物産ニ對スル債務ヲモ同一條件ニテ整理
 シタキ旨申出來レルニ依リ兩社ハ昭和七年末北米二人ヲ派シテ交渉ヲ
 開始シ更ニ最近上海ニ於テ鐵道局長ト交渉ノ結果東京ノ分ハ四月廿日
 整理契約ニ調印ヲ了シ鐵道部ノ確認ヲ得ル段取トナレタ（三井ノ分ハ
 引續キ交渉中）
 本交渉ハ當省ノ指示ニ依リ米商ト同一條件ト言フガ如キハ受諾シ難シ
 ト主張シ東京ノ分ニ付キテハ殆ト我々萬原案通ノ整理案ヲ得タルノミナ
 ラス東京側ノ原借款契約ニ基ク償還優先權ヲ確保シ得タリ
 八 中日安業對交通部電話充借款電話材料供給優先權問題
 一 青島電話局擴張材料買込（昭和九年五月十一日）
 青島電話局擴張事業所要材料ニ日本品ヲ外國品ヲ購入スルコトナレ
 ルニ付中日安業ノ借款ニ伴フ材料供給優先權ヲ監視スルモノナリトテ

裏面白紙

優先權認方及日本品輸入方嚴重交渉（前記本借款利息内の交渉ト
 モ同シ主トシテ在南京總領事及在青島總領事ニ於テ交渉ニ當ル）
 スルコトトナレル處當初交通部ハ對日空氣ニ關シテ日本品輸入ヲ
 背セサリシニ拘ラス遂ニ日本電氣會社ヨリ千二百圓分材料十五萬
 圓ヲ購入スルコトナリ本年五月十一日契約締結了シ代金半額ヲ
 受取レリ
 日支無線連絡協定調印（昭和九年五月八日）
 日支間ノ無線連絡開始方ニ關シテハ昭和五、六年ノ通信問題交渉ニ際
 シ殆ト假調印ヲ爲サントスル迄ニ至リタルモ滿洲事變ノ爲中絶ノミト
 ナレルカ昭和九年二月中旬交通部電政司長ト在南京總領事ヘ通信省電
 務局長代理ノ資格ニテ交渉ヲ再開シ五月八日協定ニ調印了シ六月
 一日ヨリ通信開始ノ旨ナリ
 支口南京事件賠償金支拂再開（昭和九年五月）
 漢口南京事件賠償金ハ昭和六年四月重光公使王外交部長同ノ交換公文
 ニヨリ合計百萬五千兩ヲ同年五月以後滿洲事變ノ發生ニヨリ同年九月第五
 月分四十萬兩ヲ受領セルカ其ノ後滿洲事變ノ發生ニヨリ同年九月第五
 國分以降ノ支拂中絶シ爾來我方累次ノ督促ニ拘ラス之ガ支拂ヲ見サリ
 シ故前々本年四月十八日有吉公使駐中孫兆銘ト會見ノ際孫ヨリ本件賠

裏面白紙

Def. Doc. 52220

EEh, No.

債金ハ財政困難ノ爲ニ一八事變以來停頓シ居リタルカ五月ヨリ之カ
文部省履行スルコトニ決定セル旨言明アリ次テ同公使廿日上海ニ於テ
孔祥熙ト會談ノ際孔ヨリモ同業ノ言明アリ近ク文部省再請ノ見込ナリ

裏面白紙

164

5

165

裏面白紙

文書ノ住所竝ニ成立ニ因スル證明書

(三號)

EEh, No.

自分、~~被~~外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル爲、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ六頁ヨリ成ル最近日文(昭和九年五月頃)ト題スル書類ハ日本政府(外務省)ノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月二十三日

於東京

林

羽倉

Der. Doc. 2220

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 浦 部 隊 局

165

166

文書の内容並に成立に関する説明書

一、即ち守島伍郎は、大正七年十一月外務省の勅令に入り、外務省及
駐米、中華民国に在勤の参事官として、昭和十七年三月乃至昭和二十年五月
公使兼大使館参事官の資格に於てソ連邦に在勤し、昭和二十年五月三十
一日歸朝、同年六月二十二日退任しました。

右期間中は昭和五年十一月乃至昭和十一年三月、駐米局長（昭和九年
六月東京支局と改稱す）第一課長の任にありました。

二、茲に昭和九年五月、駐米支局第一課長たりし藤原島、駐米局長の命に
依り、外務省に到來する資料に基き、最近日支間に解決を見たる重要交渉
件（昭和九年五月第一）と題する文書を「コツビー」筆で作成し、之を原田
外相、重光次官及局長に其の参考の爲提出しました。

併し、この文書は、第一最近日支間に解決を見たる重要交渉件（昭和
九年五月第一）は、現に外務省保存公文書中に存する当該文書の一
ツビの正誤にして眞實なる寫であります。

昭和二十二年八月

日 於東京

東京品川三小町七ノ四八九ノ三

守 島 伍 郎

裏面白紙

Def, Doc, 2220

Exh, No,

右署名捺印は私の面前に於て爲されました
同日於同所

立言人

陸

澤

信

一

裏面白紙

167

8

168

E 3243

Def. Doc. 2215

Exh. 3

廣田外務大臣
第三六八號（秘）
有吉公使ヨリ左ノ通

昭和九年四月廿日南京發本省着電報

須田總領事

南京發往電第三六六號及第三六七號ノ談話ニ引續キ
諸問題モ既ニ開談サレ爾來至爲圓滿ニ交渉進行シ居ル
ノ問題ニ付テモ斯ノ如ク順次解決ノ歩ヲ進メ事實ヲ以
テスルニ於テハ事屬ノ改善ニ資スル所大ナルヘシト述
和的工作及最近米國記者ニ與ヘタル對支態度ニ關ス
ル閣下ノ一インタビュー等ニ明シ説明シタル上貴方ニ於テ我方ニ對シ何等
希望等アラハ歸朝ノ際本使ヨリ大臣ニ傳達シ篤ト相談スベキ旨告ケタルニ
二、ハ廣田外相ノ國際的和平工作ニ對シテハ自分モ大イニ敬服シテ居リ就テ
ハ此ノ機會ニ河トカ兩國關係ノ改善促進ノ途ヲ詳シタキ希望アリ實ハ之ハ全
然外交的提議ト言フ筋ノモノニ非ス相談的ニ御話シ申上クル次第ナルカト前
提シ右項係改善ノ爲ニハ此ノ際兩國間ニ一種ノ原則ヲ定メ置キ之ニ基キテ進

168

169

E 3243
Def. Doc. 2215

Exh. 3

廣田外務大臣

第三六八號（秘録）

有吉公使ヨリ左ノ通

昭和九年四月廿日南京發本省着電報

須田總領事

裏面白紙

十八日汪精衛ト會見ノ際南京發往電第三六六號及第三六七號ノ談話ニ引續キ
一、本使ヨリ日支無線聯絡問題モ既ニ開談サレ爾來至極困難ニ交渉進行シ居ル
ハ至極困難ニテ其ノ他ノ問題ニ付テモ斯ノ如ク順次解決ノ歩ヲ進メ事實ヲ以
テ兩國ノ關係復舊ヲ實證スルニ於テハ專斷ノ改善ニ資スル所大ナルヘシト述
ヘ更ニ閣下ニ任以來ノ和平的工作及最近米穀記者ニ與ヘタル對支態度ニ關ス
ル閣下ノ「インタビュー」等ニ即シ説明シタル上貴方ニ於テ我方ニ對シ何等
希望等アラハ歸朝ノ際本使ヨリ大臣ニ傳達シ篤ト相談ス、キ旨告ケタルニ
二、汪ハ廣田外相ノ國際的和平工作ニ對シテハ自分モ大イニ敬服シテ居リ就テ
ハ此ノ機會ニ河トカ兩國關係ノ改善促進ノ途ヲ講シタキ希望アリ實ハ之ハ全
然外交的提議ト言フ筋ノモノニ非ス相談的ニ御話シ申上クル次第ナルカト前
提シ右提議改善ノ爲ニハ此ノ際兩國間ニ一種ノ原則ヲ定メ置キ之ニ基キテ進

ムコト效果のナリト考ヘ居レリ、即チ「兩國ハ共存共榮スヘキモノタルコト并モ其ノ共存共榮ハ國家百年ノ計（シル）ヘキモノニシテ一時的ノモノニ非ズ更ニ例言スレハ若シ日本カ支那ヲ待ツニ英國ノ印度ニ對スルト同様に遇スルコトナク恰モ獨、奧兩國ノ如キ關係ヲ結フニ於テハ兩國ノ共榮ハ容易ニ實現セラレヘク又日本トシテモ之ニ依リ英國ノ印度ニ對スルヨリヨリ以上ノ利益ヲ收メ得ルモノト考ヘ居ル次第ナリ、又今ニ現在兩國ノ隔離セル原因ハ滿洲問題ニシテ之ニ對シ兩國ノ主義ハ根本的ニ相違シ居ル處此ノ原因問題ニ觸ルニ至シテ到底事態ノ改善困難ナル現狀ニ儘ミ茲ニ兩國ハ滿洲問題ヲ將來誠意且ツ和平的方法ヲ以テ解決ストノ原則ヲ定メ度シ即チ豫言スレハ今後日本モ武力ヲ以テ支那又支那モ亦義務等（ハ）力ヲ以テ對抗セス双方平和的方法ニテ解決ストノ趣旨ヲ定ムル次第ナリ右二原則ノ設定ニ對スル意見如何ト申出タリ

三、依テ本使ハ御話ノ中「ニ付テハ本使就任當時貴下ノ御意見モアリ本使ニ於テ全然同意ノ旨答ヘ置キタル通ニテ河レノ點ヨリ見ルモ兩國カ共存共榮ス可キモノタルコトハ何等異議アル可キ筋合ノモノニ非ザル處「ハ點ハ果シテ如何ナルコトヲ意味スルモノナリヤト不審シタル上仰々滿洲國ノ存在ハ既成ノ事實ニシテ之ヲ如何トモ變更スル餘地ナキコトハ既ニ果次本使ヨ

リ言明シタル通ナリ是ツテ此ノ事實ニ屬ルモノナルニ於テハ全然考慮ノ餘
地無シトテ一應釘ヲ刺シ置キタルニ注ハ支那側ノ立場ヨリ云ヘハ滿洲問題解
決セサル限り國民ノ感情ハ止マス例ヘハ親善モ困難ナル事態ニテ而モ國民ハ
滿洲ノ回復ヲ前提トシ居ル次第ニ付此ノ點ニ儘ミ前同ノ原則ニ依リ國民ニ
對シ據リ所ヲ示ス必要アル次第ナリトテ同種々近遠ナル論ヲ試ミ居リタルガ
四、本使ヨリ滿洲事件發生ノ原因ハ貴下モ充分承知シ居ラルル等ナルカトテ簡
單ニ日露戰後ノ經緯既往ニ於ケル獨立の事實覆家ノ不法等ニ關シ一言シタル
上此ノ際寧ロ支那カ東亞ノ大局ニ普限シ釋然トシテ既往ノ感情ヲ捨テ一步ヲ
進メテ日滿支三國共存共榮ノ方針ニ出ヅル事方ノ希望スル處ナリトノ趣旨
ヲ述ヘタルニ

五、注ニ右既往ノ經緯ニ付テハ充分ニ了解シ居レリ自分ハ大體内閣當時滿洲問
題解決ノ段々有リシニ拘ラズ遂ニ其ノ後ヲ失シタルモノト考ヘ居ルカ現在ト
ナリテハ支那國民トシテハ此ノ儘ニテ日本ト親善セヨト言フモ到底了解出來
ザル次第ナルカ例ヘハ滿洲問題ハ兩國間ニ於ケル海上ノ暗礁ト等シク之ヲ取
去ル必要有ル處今直ニ取り去ル事ハ困難ナルニ付該暗礁ヲ一時其ノ儘保留シ
置キタル儘船ヲ通航セシメントスル次第ナリ即チ右ノ如キ原則ヲ定メ置ケハ
國民モ據リ所カ出來ル次第ナリト述ヘタルニ付本使ハ更ニ右注ノ例言ヲ一應
繰返シテ念ヲ押シ即チ滿洲問題ハ解決困難ナルニ付其ノ儘保留シ置クモ右ノ

如キ原則設定ニ依リ國民指導ノ據リ所ヲ得テ親善ノ途ヲ開カントスルモノト
 解釋スル旨ヲ述ヘ右委員了解セルニ付貴國ノ次第篤ト外相ニ報告シ考慮ヲ求
 めヘキ旨答ヘタルニ尙五右大意見ハ自分ニ於テ早クヨリ考ヘ居タルモ實行
 ノ見込立タスシテ發表スルハ徒ニ反對ヲ招キ成功スル所以ニアラスト認メ今
 日迄言出スコトヲ謹々ヘ居タル次第ナルカ若シ日本側ニテ右原則決定ニ同意
 セラルルナラハ自分ノ方ニテ必ス之ヲ實行シ得ル自信アリト言明シ得右會合ニテ
 テ實現方努力ヲ請フト述ヘ尙本使隨任後早目ニ會議シ度ト希望セリ

六、尙右ニ引續キ本使ヨリ前頭御話ノ點ハ副トシ目前ノ事變ニ處スル爲兩國共
 各猜疑心ヲ去リ人心ノ平靜安定ヲ期スル必也アル次第ヲ述ヘ之カ爲ニハ支那
 カ從來ノ如ク歐米ノ力ヲ借り以夷制夷ノ政策ヲ採ルノ不可ナル次第ヲ説示シ
 尙航空機ノ導入飛行場ノ設置兩國ノ相互ニ歐米ノ援助ヲ借りタルモ右ハ素ヨリ以夷
 ヘタルニ注ハ既往ニ於テ少シク歐米方面ノ援助ヲ借りタルモ右ハ素ヨリ以夷
 制夷的ノ通旨ニアラザル之迄日本側ノ力ヲ借ラス歐米ノミト相談スルコト
 カ日本ノ不滿意ヲ買フ所以ナルコトハ了解シ居リ
 今ノ遠慮的ニ日本ト握手スルコトハ困難ナルモ今後ハ消極的ニ日本側ノ惡
 感ヲ醸成セサル誠努力スヘシト答ヘ尙再ヒ幅達事變ニ對スル我方ノ態度ニ言
 及シ日本側ニ於テ將來モ同等ニ協同シ策勵スル等ノコト無キ誠セラレタク左
 スレハ國民ヲ指導スル上ニ於テ頗ル有（效）ナリト述ヘ居タリ
 北平、瀋陽、青島ニ於テ電報セリ

裏面白紙

文書成立ニ關スル證明書

(五號)

自分林 等ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語ニ依
リ印刷セラレ 七 頁ヨリ成ル 昭和九年四月二十日 南京發本省着電 廣田大元宛
ト題スル印刷物ハ日
本政府(外務省)ノ編纂ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十一年十一月十九日

於東京

林

等

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス
同日 於 同 所

立會人 尾 戸 長 春

172

173

E 3264
Ref Doc 302

高橋

非公式聲明問題ニ付四月二十五日廣田
「リンドレー」會談ノ旨

發電昭和九年四月二十六日

米、英、美、蘇、北平、青島、南京 廣田外務大臣

福州、厦門、廣東、天津、濟南

香港、漢口

略台第四六〇號

「二十五日「リンドレー」大使來訪先ツ本國政府
ノ訓電ヲ朗讀セルカ其ノ旨左ノ通り

22-7-29 (6)
173-1
174

出所 AUTHORITY 決定
ヘル能ハサル性質ノモノナ

(二) 九ヶ國條約ハ締結各國ノ ODDITY OF THE

ヲ決定シ居レリ英國ハ右共通ノ權利ハ之ヲ長

求セサルヲ得ス尤モ特別ノ取極例ヘハ「コン

ソルシマム」協定ノ如キニ依リ彼等ノ權利カ

制限セラレタルモノ又ハ日本ノミノ SPECIAL

RIGHTS シテ他ノ列國ニ依リ認めラレタルモノニ

關シテハ此ノ限リアラス

(三) 本件聲明ハ支那ノ保全及平和ニ對スル危險ヲ

懸念スル見地ヨリ發セラレタルモノト解セラ

レ石危險防止ハ英國ノ政策ノ目的トスル所ナ

173-1

174

3264
Ref Doc 3000

高橋

非公式聲明問題ニ付四月二十五日廣田
「リンドレー」台談ノ件

發電昭和九年四月二十六日

米、英、法、比、平、青島、南京 廣田外務大臣

福州、廈門、廣東、天津、濟南

香港、漢口

略台第四六〇號

「二十五日「リンドレー」大英來訪先ツ本國政府

ノ訓電ヲ朗讀セルカ其ノ要旨左ノ通り

(一) 今向ノ聲明ハ其ノ出所 Authenticityト決定
セラレ英國ノ默認ヘル能ハサル性質ノモノナ
リ

(二) 九ヶ國條約ハ締結各國ノ equality of rights
ヲ規定シ居レリ英國ハ右共通ノ權利ハ之ヲ長
求セサルヲ得ス尤モ特別ノ取極例ヘハ「コン
ソルシマム」規定ノ如キニ依リ彼等ノ權利カ
制限セラレタルモノ又ハ日本ノミノ monopoly
Rightsトシテ他ノ列國ニ依リ認メラレタルモノニ
關シテハ此ノ限リアラス

(三) 本件聲明ハ支那ノ保全及平和ニ對スル危險ヲ
懸念ヘル見地ヨリ發セラレタルモノト解セラ
レ石危險防止ハ英國ノ政策ノ目的トスル所ナ

173-1

174

Def Doc 2020

2

ルカ如何ナル措置ヲ有サリヤニ付日本一國
ノミカ判斷シ下シ得ヘシトノ見解ナラハ英國
トシテ之ニ同意スル能ハス九ヶ國條約第一條
及第七條ニ照シ日本ハ其ノ安全ヲ害スト思考
スル他ノ締結國ノ措置ニ付其ノ注意ヲ喚起ス
ル權利アリ此ノ權利ハ日本ニ安全保障ヲ與フ
ルモノナルニ信ミ本件聲明ハ列國ノ對支共通
權利 (common rights) ラ否認シ若シクハ日
本目ヲ條約上ノ義務ヲ侵犯セントスルモノニ
アラサル趣旨ト思考ス

(四)

「サイモン」外相ハ議會ニ於ケル質問ニ答ヘ
「本件聲明ハ列國ノ支那ニ於ケル或種ノ行動
カ東洋平和若クハ日支國交乃至支那ノ保全ニ
有害ナスヘシトノ不安ニ甚キ發表セラレタル
モノノ如キ處英國ノ政策ヨリ斯カル不安ノ生
スヘキ咎無ク英國トシテハ實際右ノ如キ有害
ナル措置ヲ避ケツツアリ」ト述ヘタルカ本
週中又復同様ノ質問アルヘキニ付日本政府ニ
對シ最も友好的ナル精神ヲ以テ本件聲明ニ付
照會スヘシ

ニ尙同大使ハ石井ヲ對シ「九ヶ國條約 (第一條及第
七條) ニ依リ日本ハ東洋平和、支那保全ニ有害ナ
リト思考スル他ノ締結國ノ措置ニ付注意ヲ喚起ス

2-371

Ref Doc. 2020

3

174-1

ル權利アルニ拘ラス何故此類ノ聲明ヲ出サレタ
ルヤ(二)何カノ有害ナル言ハナリヤニ付
日本一國ノミカ判斷者タラントスルニ於テハ石
ハ九ヶ條條約ノ平等條以上ノ何モノカヲ主張セ
ラルハコトハナルヘシト云フコトナリ但シ英國
政府ハ決シテ日本カ同條約ヲ犯シタリト云ヒテ
非ラ鳴ラシ居ル次第ニハアラスト附言シタリ
三 仍テ本大臣ハ御申出ノ次第ハ爲ト研究ノ上必長
アラハ御返答致スヘシト前置シ且本件聲明ナル
モノカ何分正式ノ聲明ニ非サル事ヲ往電合第
五九號「ドルー」ニ對スル同敎說明スルト共ニ
御質問中二三ノ點ニ付御説明ヲ乞フトシ左記應
答ラナシタリ
(一)先ツ本大臣ヨリ貴國政府カ東洋平和、支那保
全ニ有害ナル何等ノ措置ヲモ取ラセストノ「
サイモン」外相ニ對シテ會ノ聲明ニ大ニ多トス然
シ乍ラ日本カ從來九ヶ條條約ヲ遵守シ來リ之
ヲ犯セルコト無ク又之ヲ犯サントスルモノニ
アラサルコトハ聯盟會議以來屢々繰返シ發言
セル所ニシテ今貴國ニ於テ疑念ヲ抱クコト
甚ダ不思義ナリ此意味ニテ貴國政府カ何故九
ヶ條條約ニ言及セラルハ又右條約ノ如何ナ
ル點カ問題トナル次第ナリヤ目分トシテハ諒

Ref Doc 2020

ス

併ニ答シマサルヲ得スト述ヘタルニ

「リ」ハ詔リ十七日ノ聲明ニ依リハ日本ハ九
ヶ國條約ニ依リ有スル列國ト共通ノ權利以上
ノ權利ヲ支那ニ付シ主張セラルルモノナルカ
如キ印象ヲ與フル次第ナク殊ニ列國ノ政策ノ
東洋平和、支那保全ニ有害ナリヤ否ヤニ付判
定權ヲ主張セラルルコトの問題ナリト述ベタ
ルニ付本大臣ハ貴大使ノ言ハルル判定權云々
ノ如キハ要スルニ策動者ノ良心の蒙モ明瞭ナ
ル判斷者ナリト申スヘク又九ヶ國條約ニ關シ
締結國共通ノ權利以上ノ權利ハ同條約ヲ破壞
セサル限り要求シ難カルヘシト答ヘタルニ

「リ」ハ首肯シタリ

(二) 次ニ本大臣ハ門戸開放、機會均等ノ原則ハ日本
ノ尊重スルトコロニシテ列國ノ Board of Trade ノ
對支通商ニハ日本トシテ何等與ナク寧ロ日本ハ今尙支那ノ
「ボーイコット」ノ爲メ列國ト均等ナル機會ヲ
與ヘラレ居ラサル實情ナルニ付日本コソ列國
以上均等、開放ノ原則ノ實施ヲ要求スルモノ
ナリ又對支投資ニ付テハ借款口ノ存スルニ拘
ラス支那ハ之ヲ閉ミサル次第ナルカ元來目下
ノ支那政情ニ鑑ミ之ニ投資スルハ「グレイ」

174-2

Ref Doc 2020

裏面白紙

外相が嘗て言ヒタル通り單ナル借金ニ終ル
 ミナラス支那ノ對有善ナル結果ヲ生スヘシト
 思フス（大使ハ英國ハ支那ニ對シ榮シテ提
 セサルヘシト附言セリ）尙近來聯軍ノ侵襲
 ルモノトカ商賈ヲ増減ニスル進退ニ入リ
 込ミ何等カノ異國ノ下ニ類ニ榮シテ居ル模
 ナル庭日本トシテハ之ヲ應ジ得サルコト當
 然ナリ將又日支間ノ關係ニモ以ミ支那
 ニ大災起ラハ國家タル日本ハ遠方ノ事ヨリモ
 重大ナル不安ヲ抱クコト應モ道理ナルニアラ
 スヤト述フ

(三)

「一」ハ貴大臣ノ御説明ニ依リ大體ノ事情ハ
 長ク了解シタリ石早速本國ニ電報ニハレト報
 フ
 本六巨ハ大體御申入ノ點點ニ對シテハ御答フ
 難シタル點々應セラルルモ尙然モ土其ノ必
 要アリ、認ミル點アラハ改メテ回答致スヘシ
 ト内閣シテキタリ

平賀死先在英大使、在米大使、在法公使、在葡大使、北
 平、天津、青島、濟南、南京、福州、厦門、廣東、香港、漢口
 英ヨリ在歐各公使及藩府へ米ヨリ經育、市俄古
 桑港、加奈陀、珠瑪、墨及伯へ尊冠アリ度又伯ヨ
 リ在前米谷公使ニ贈送アリ度

5- 175

176

文書ノ出所竝ニ成立ニ因スル證明書

(三號)

自分林君ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語ニ依ツテ當カレ二頁ヨリ成ル「一九三四年四月二十六日發外務大臣米田大使同ノ合見ニ因スル廣田外務大臣ヨリ駐米・英・滿大使駐支公使・駐北京代理公使泰・青島・南京・福州・廣東・天津・濟南・香港・漢口總領事、在廈門總理領事宛電報信合一四五九號」ト因スル合類ハ日本政府(外務省)ノ保管ニ係ル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年一月十六日 於東京 林

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於同所

立會人 尾 戸 長 春

裏面白紙

E 9245
D.D. 2021

葛橋

非公式發表問題ニ關スル件

發電昭和九年四月二十六日

在英、米、支、滿、北平、南京 廣田外務大臣

陸合第四六五號

往電合第四三五號ニ關シ

二十六日「ダール」大使來訪シ十七日非公式發表ノ

ヨリ電報接収セル旨ヲ述ヘタ

式發表ナルモノハ昨日モ御話

聖明ニ非ルノミナラス新聞記

者ノ種々ナル質問ニ對シ係官ニ於テ一々應答シタル

モノノ新聞等ニ掲載サレタルニ過キス從テ譯文等ノ

アリ續ナキ次第ナリ然ルニ二十一日頃ノ新聞ニ出テ

タル係官ノ應答（往電合第四三五號參照）ハ大體常

口政府ノ立場ヲ説明シ居レリト告ケ尙同大使ノ希望

ニ差キ右應答要領ノ譯文トシテ別電合第四六六號ヲ

交付シ置キタリ尙英日大使館ニ對シテモ級上ノ趣旨

説明ノ上右別電ヲ交付シ且英米双方ニ對シ別電ノ内

容ハ「クウート」セラレ差支ナキ旨附言セシメ置キ

タリ

本電及別電宛先 英、米、支、滿、北平、南京

別電ト共ニ英ヨリ土ヲ除ク在歐各大使及幕府ヘ轉電

アリ度別電ト共ニ米ヨリ紐育ニ轉電アリ度

177

178

非公式發表問題ニ關スル件

發電昭和九年四月二十六日

在英、米、支、滿、北平、南京

廣田外務大臣

D.D. 2021

往電合第四三五號ニ關シ

二十六日「ダルー」大使來訪シ十七日非公式發表ノ
 譯文ノ入手方本日政府ヨリ電報發到セル旨ヲ述ヘタ
 ルニ付本大臣ハ右非公式發表ナルモノハ昨日モ御話
 シタル通り何等正式ノ聲明ニ非ルノミナラス新聞記
 者ノ種々ナル質問ニ對シ僞官ニ於テ一々應答シタル
 モノノ新聞等ニ掲載サレタルニ過キス從テ譯文等ノ
 アリ發ナキ次第ナリ然ルニ二十一日頃ノ新聞ニ出テ
 タル僞官ノ應答（往電合第四三五號参照）ハ大體常
 口政府ノ立場ヲ説明シ居レリト告ケ尙同大使ノ希望
 ニ違キ右應答要領ノ譯文トシテ別電合第四六六號ヲ
 交付シ置キタリ尙英國大使館ニ對シテモ致上ノ趣旨
 説明ノ上右別電ヲ交付シ且英米双方ニ對シ別電ノ内
 容ハ「クウート」セラレ送文ナキ旨附言セシメ置キ
 タリ

本電及別電宛先

英、米、支、滿、北平、南京

別電ト共ニ英ヨリ土ヲ除ク在歐各大使及總府へ轉電
 アリ度別電ト共ニ米ヨリ紐育ニ轉電アリ度

177

178

Dof, Doc, NO2021

同 替 於 同 所

立 言 人

尾 戸 長 春

178

自分林ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル
日本語ニ依ツテ書カレ二頁ヨリ成ル非公式聲明ニ關スル廣田外務大臣
ヨリ駐米、英、滿大使、駐支公使在北京代理公使及在兩京總領事宛電
報第拾一四六五號一九三四年四月二十六日發ト題スル書類ハ日本政府
（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナル
コトヲ證明ス

昭和三十二年一月十六日

於東京

林

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

（三號）

裏面白紙

179

E 3246
Doc 2022

22
高橋

件名 「非公式發表問題ニ關スル件」

電日附 一九三四年（昭和九年）四月二十六日

宛 先 英、米、支、滿、北平各大使館並ニ南京總領事館

信 人 廣田外務大臣

同 覽 審 略 合 第 四 六 六 號（同文電報）

（手紙）
（1934年4月26日）
（東京）

ハ權益ヲ侵害シタコトモナ
頭有スルモノデナイ。實際
トソノ統一並ニ繁榮ヲ衷心
ニ云ヘバ中國ノ自覺ト自
身ニ依ツテ達成サルベキ
身ニ依ツテ達成サルベキモノ
ニ云ヘバ中國ノ自覺ト自
身ニ依ツテ達成サルベキモノ
ニ云ヘバ中國ノ自覺ト自
身ニ依ツテ達成サルベキモノ

日本ハ中國ニ於ケル他國家ノ權利ヲ侵害セント
スル意圖ヲ有スルモノデハナイ。他ノ國家ノ善意
ナル財政並ニ通商活動ハ支那ノ利益ニ資スルモノ
デアリ、之ハ日本ニトツテモ全ク歓迎スベキモノ
デアル。勿論日本ハ中國ニ於ケル門戶開放ト機會
均等ノ原則ニ賛意ヲ表スルモノデアル。日本ハ中
國關係ノ全テノ現存條約並ニ協定ヲ細心ノ注意ヲ
以テ履行シテキル。

179-1

180

E 32-46
Adj Doc 2022

22
第 1 巻

件 名 「非公式發表問題ニ關スル件」

電 日 附 一九三四年（昭和九年）四月二十六日

宛 先 英、米、支、滿、北平各大使館並ニ南京總領

事館

信 入 廣田外務大臣

同 覽 著 號 略合第四六六號（同文電報）

（別電ニテ）

日本ハ中國ノ獨立若クハ權益ヲ侵害シタコトモナ
ク、又斯カル企圖ヲ毛頭有スルモノデナイ。實際
日本ハ中國ノ領土保全トツノ統一並ニ繁榮ヲ衷心
ヨリ望ミテキルノデアル。此等ノ目的ハ、根本的
ニ云ヘバ中國ノ自覺ト自立的勢力ニヨツテ中國自
身ニ依ツテ達成サルベキモノデアル。

日本ハ中國ニ於ケル他國家ノ權利ヲ侵害セント
スル意圖ヲ有スルモノデハナイ。他ノ國家ノ善意
ナル財政並ニ通商活動ハ支那ノ利益ニ資スルモノ
デアリ、之ハ日本ニトツテモ全ク歡迎スベキモノ
デアル。勿論日本ハ中國ニ於ケル門戶開放ト均
均等ノ原則ニ賛意ヲ表スルモノデアル。日本ハ中
國關係ノ全テノ現存條約並ニ協定ヲ細心ノ注意ヲ
以テ履行シテキル。

179-1

180

Aug Dec 2022

2

然シ乍ラ日本ハ、ソノ地理的位置ノミカラ見テ
モ最モ切實ナ心ヲ有ツテキル所ノ東亞ニ於ケル
安寧秩序ノ維持ニ害アル行動ヲ何レノ國ガ如何ナ
ル口實ノモトニナスコトニ對シテモ無心デ居ル
コトハ出來ナイ。從ツテ日本ハ如何ナル第三國ト
雖モ上述ノ事情ヲ考慮スルコトナキ利己的政策ノ
遂行ノ爲ニ中國ノ諸國ニ對シテ搾取セントスルコ
トヲ默許スルコトハ出來ナイ。

179.2

高橋

(グルー氏ヨリ在スキス、ジュネーヴ駐在
アメリカ領事ブレンドンテイス、日、ギルバ
ート氏宛)

東京發信 一九三四年五月十七日

又東京亞征服トイフ日本ノ基本政策ニ關聯シテ、說明シツツ、當地ノ政界事情
ヲ簡略ニ概説シマセウ。
貴信中ニ、「日本ガ滿洲デソノ目的ヲ大々的ニ遂ゲル事ガ出來タ現在デハ、
日本人ハ出來得ル限リアラユル方面デ對日感情ヲ宥メント努力シテキルトノ
明瞭ナ印象ヲ第三者ハ受ケル」トアリマス。事實コレコソ廣田ガ外務大臣ト
シテ特ニ着手シタ任務デアリマス。從ツテ「現今日本ノ新聞紙上ニ常ニ
用ヒラレル句ヲ借りレバ、内田伯爵ノ「無償砲外交」ガ廣田氏ノ「外交
「防壁」ニ依ツテ取ツテ代ラレタノデアリマス。」

高橋

親展

(グルー氏ヨリ在スキス、ジュネーヴ駐劄
アメリカ領事ブレンティス、B、ギルバ
ート氏宛)

東京發信 一九三四年五月十七日

四月五日附ノ貴翰有難ク受領シマシタ。ソノ返信トシテ貴翰中ノ御提案ニ
從ヒ、私ハ、特ニ日本ノ國際的協力ニ對スル態度ヲ現下ノ情勢ニ關聯シ、且
又東亞征服トイフ日本ノ基本政策ニ關聯シテ、説明シツツ、當地ノ政界事情
ヲ簡略ニ概説シマセウ。
貴信中ニ、「日本ガ滿洲デソノ目的ヲ大々的ニ遂ゲル事ガ出來タ現在デハ、
日本人ハ出來ル限リアラユル方面デ對日感情ヲ宥メント努力シテキルトノ
明瞭ナ印象ヲ第三者ハ受ケル」トアリマス。事實コレソ廣田ガ外務大臣ト
シテ特ニ着手シタ任務デアリマス。從ツテ「現今日本ノ新聞紙上ニ常ニ
用ヒラレル句ヲ借りレバ、内田伯爵ノ「無價砲外交」ガ廣田氏ノ「外交
「防策」ニ次ツテ取ツテ代ラレタノデアリマス。

裏面白紙

九月、日本国民ノ感情ヲ促進スルノニ資カト示シマシタ。彼ハ昨
マス。

X
X
X
X
X
X

前合衆国大使グルーノ口誌
一三五頁ヨリノ抜萃

裏面白紙

グルー氏ヨリ在スイス、ジュネーヴ、アメリカ領事ブレンティス。B.

東京發信一九三四年五月十七日

更ニ與論並ビニ議會ヲ通ジテ民衆ハ膨大ナル軍事豫算ニ對スル驚愕ヲ示シ、國民全体ヲ必要且ツ危險キハマル興奮狀態ニ引キズリコンダ軍部ヲ責メル傾向ヲ示シマシタ。實業家、資本家ハ輸出擴張ノ利益ヲ自由ニ收獲シタイト望ンデ居マシタ。

刀シマシタ。而シテ彼ハ又誠實ニ努力シタト私ハ信就任後直チニ新聞ノ排外主義ヲ抑ヘタ點ニ明ラカニソ間ノ懸案ヲ逐一解決セントノ努力ヲ再開シタ點ニモ明ラカニアラハレテキマシタ。彼ノ意向ハ私ニ對シ更ニ明瞭ニ示サレマシタ。スナハチ私トノ會談ニ於テ廣田ハ非常ナ熱意ヲ以テ日米關係改善ニ導キ得ル手段ヲ發見シヨウトシマシタ。或ル人々ハ彼ガ小村及ビ加藤以來アラハレタ眞ニ自由主義的ナ且ツ最も強力ナ外務大臣デアルト考ヘマシタ。

前合衆國大使グルーノ日誌一三〇頁ヨリ
ノ拔萃

グル―氏ヨリ在スイス、ジュネーヴ、アメリカ領事ブレンティイス。B。
 ギルバート氏宛
 東京發信一九三四年五月十七日
 更ニ與齡並ビニ議會ヲ通ジテ民衆ハ膨大ナル軍事費算ニ對スル驚愕ヲ
 示シ、國民全体ヲ不必要且ツ危険キハマル與黨狀態ニ引キズリコンダ軍
 部ヲ賣メル傾向ヲ示シマシタ。實業家、資本家ハ輸出擴張ノ利益ヲ自由
 ニ收獲シタイト望ンデ居マシタ。
 近來不斷ニ廣田ハ、中國、ソ聯及ビ英米トノ外交交渉ニ對スル友好的
 差盤ヲ創造セント努力シマシタ。而シテ彼ハ又誠實ニ努力シタト私ハ信
 ジマス。彼ノ方策ハ就任後直チニ新聞ノ排外主義ヲ抑ヘタ點ニ明ラカニ
 示サレマシタ。又日ソ間ノ懸案ヲ逐一解決セントノ努力ヲ再開シタ點ニ
 モ明ラカニアラハレテキマシタ。彼ノ意向ハ私ニ對シ更ニ明瞭ニ示サレ
 マシタ。スナハチ私トノ會談ニ於テ廣田ハ非常ナ熱意ヲ以テ日米關係改
 善ニ導キ得ル手段ヲ發見シヨウトシマシタ。或ル人々ハ彼ガ小村及ビ加
 藤以來アラハレタ眞ニ自由主義的ナ且ツ最も強力ナ外務大臣デアルト考
 ヘマシタ。

前合衆國大使グル―ノ日誌一三〇頁ヨリ
 ノ抜萃

裏面白紙

スルヤ一ツツ
 1945年海外
 (74.10.24 報)

Def. Doc. 5206 E(19)

Exh. NO

高橋

(グルー氏ヨリ在スキス。ジエネーヴ。アメリカ領事ブレンティス。
 B.ギルバート氏宛)

東京發信一九三四年五月十七日

ソ聯トハ日本ハ現在平和ヲ保タウト努メテキマス。東京ニ於ケル情勢
 ヨリニ爾ニ兩國何レニモ戦争ノ意志ハ無キガ如ク又日本ニモ滿洲ニモ戦
 争ノ急迫ヲ思ハセルガ如キ軍備ノ徴候ハ見ラレマセン。少クトモ茲シバ
 ラクハ我々ハ不慮重大國境事件ガ突發セヌ限リ心配ハ無イト思ハレマス
 廣田ハ四ラカニ衷心ヨリ解決ヲ切望シテ東支鐵道問題、關東ルーズル決
 算問題、漁業權問題、國境問題ヲ逐一取り上ゲタガ解決ハ非常ニ遲滯シ
 ナホ今後モオソラク遲滯スルデアラウト思ハレマス。

前合衆國大使グルーノ日誌一三九頁ヨリノ抜萃

183-1

184

高橋

(グルー氏ヨリ在スキス。ジエネーヴ・アメリカ領事ブレンティス。
B. ギルバート氏宛)

東京發信一九三四年五月十七日

ソ聯トハ日本ハ現在平和ヲ保タウト努メテキマス。東京ニ於ケル情勢
ヨリ見ルニ兩國何レニモ戦争ノ意志ハ無キガ如ク又日本ニモ滿洲ニモ戦
争ノ急迫ヲ思ハセルガ如キ軍備ノ徴候ハ見ラレマセン。少クトモ茲シバ
ラクハ緩々ハ不慮重大國境事件ガ突發セヌ限リ心配ハ無イト思ハレマス
廣田ハ四ラカニ衷心ヨリ解決ヲ切望シテ東支鐵道問題、獨逸ル・ヴル
算問題、漁業權問題、領土問題ヲ逐一取リ上ゲタガ解決ハ非常ニ遲滞シ
ナホ今後モオソラク遲滞スルデアラウト思ハレマス。

前合衆國大使グルーノ日誌一三九頁ヨリノ抜萃

183-1

184

暴風雨の前の静けさ

一九三四年一月二十四日

外務大臣を招待して大使館で晩餐。

原田は常の如く誠に親密な態度であつたが、議會開會と、議會に於ける質問應答の緊張とから明らかに、非常に疲れてゐた。彼は、それが彼にとつて全く新しい、困難な作業であつたと言つてゐた。

前合衆國大使ダール氏日記より抜粋（一一六頁）

身歴

皇親文書第二(六)號B(二六)

一九三四年の海軍會議に於ける廣田の態度
一九三四年九月七日

懇暇

余は一ヶ月の帰郷を待て北京に出発するにさき立ち、外務大臣に先立ち、外務大臣に自分の動向を行ひ、余の不在中、我が大使館との意見交換を希望する。場合はネビル氏か代理となり何時にも喜んでお役に

22-2-29 (16)
1934年9月7日
(本766号)

同大臣は自らすすんで海軍會議の問題に觸れ、日本は一九三四年の末頃ワシントン條約を廢棄する決意を固めたと言明した。海軍部内では即時廢棄を希望してゐる向きも多かつたが、ワシントン條約は一締約國が廢棄すれば、他の締約國全部に關して直ちに無効となるもの故、拾月のロンドン會議後迄待つ可しと廣田氏は主張した。また廣田氏は廢棄に先立ち、他ノ締約國と同問題を論議する意向であつたが、これは他の締約國の感情を害することゝを恐れたためであり、且つ豫め相互の諒解を得ずして廢棄した際、次期海軍會議を前にして、面目からぬ空氣の生ずるのを避けんとする用意

閣議文書第二〇六號B(二六)
一九三四年の海軍省議に於ける廣田の態度
一九三四年九月七日

退暇

余は一ヶ月の退暇を経て北京に出発するにさき立ち、外務大臣に退暇の動向を行ひ、余の不任中、我が大使館との意見交換を希望するが如き問題が生ずる場合はネビル氏か代理となり何時にも喜んでお役に立つておらうと話した。

海軍省議

同大臣は自らすすんで海軍省議の問題に觸れ、日本は一九三四年の末頃ワシントン條約を廢棄する決意を固めたと言明した。海軍部内では即時廢棄を希望してゐる同省も多かつたが、ワシントン條約は一締約國が廢棄すれば、他の締約國全部に關して直ちに無効となるもの故、拾月のロンドン海軍條約迄待つ可しと廣田氏は主張した。また廣田氏は廢棄に先立ち、他ノ締約國と同問題に關する意向であつたが、これは他の締約國の感情を害することゝなることを恐れたためであり、且つ彼の相互の諒解を得ずして廢棄した際、次期海軍省議を前にして、面白からぬ空氣の主するのを避けんとする用意

裏面白紙

からであつた。同大臣は更に、威業に關する意見の交換は各國と個別的に之を行ふこととし、目下爾後大使ワシントン不在の爲、公平大使がロンドンの豫備會談におけるアメリカ代表と相手として本國の意見を述べざるを得ないと言明した。廣田氏は、海軍問題の對外的な解決に依る各黨困難は勿論相當なものではあるが、國內の對外強硬論者と相手とする際どうしても直面しなければならぬ。對内問題に比すれば、さほど困難ではないと述べた。また、この海軍問題も、特に日本海軍の青年將校が大型船隻の建造に斷乎反對を唱へ、小型船隻を可としてゐる故、各國に將來何等な造船計畫を員はせぬ様な解決を得る大きな希望を有してゐると言ふた。

グルー前合衆國大使の日記抜萃 第一四二—一四三頁

裏面白紙

185

186

高橋

辯護側文書第二〇六B(二九)

日記及公文電報の説明

昭和十年一月二十二日

昭和十年一月二十二日
高橋

Def. Doc. 206 B(29)

Exh. 3

我々の公文電報も又正確な状況を明かすには全体として又一定の期間を経て
いものなのである。其等はあまりに一方的且つ不十分な印象を與へ勝ちであ
る。併し是等の側面は歴史的には「本文」に對して若干の例證を與へる事である。
日記が後に立つ只一の事は「本文」に對して其等は軌道を與へるに違ひない。
的に言つて我々の公文電報は多分「日米關係の發展を可なりよく包含してあ
るでせう。」と云うして歴史の見地から言つて其等は軌道を與へるに違ひない。
れた此私の日記の説明は間違つた印象を與へるかも知れないのである。全般
況報告書ではその全部を包含する事は不可能なのである。それで大體で記さ
ある。例へば日米關係の發展は非常に多くの説明は更に説明乃至
記はそれ程のつぎはさうしてそれを他人に送る勇氣があるかと、本當
迅速に書き下された非常によく多くの説明は更に説明乃至
ある。例へば日米關係の發展は非常に多くの説明は更に説明乃至

186

187

辯護側文書第二〇六B(二九)

日記及公文電報の説明

昭和十年一月二十二日

此日記を讀返して見て私はどうしてそれを他人に送る勇氣があるかと、本當に疑ふのである。その日記はそれ程のつぎはぎ細工であり符を集めたのである。そして又、非常に迅速に書き下された非常に多くの説明は更に説明乃至は修飾を必要とするものである。例へば日米關係の修飾は非常に廣く此種の現況報告書ではその全部を含める事は不可能なのである。それで大體で記された此私の日記の説明は間違つた印象を與へるかも知れないのである。全般的に言つて我々の公文電報は多少、日米關係の修飾を可なりよく包含してゐる。我々が立つ只一の事は「本文」に對して若干の修飾を與へる事である。併し是等の修飾は歴史的には「本文」がなければ決して考慮されてはならぬ。いものなのである。其等はあまりに一方的且つ不十分な印象を與へ勝ちである。我々の公文電報も又正確な狀況を想ひ寫には全体として又一定の期間を経て

裏面白紙

讀まなければならぬ。例へば公文電報の若干は矛盾してゐると考へられる
 かも知れない。例へば海軍の交渉へ第一〇八七號一に關する我々の公文電報
 の中の一つ即ち大統領に送られたと言はれてゐるものは日本側は大體に於て
 海軍同率の範囲に於て絶對的に非妥協的であり、又その問題に關し日本に於
 ては完全なる結束があるとの考を基調としたものであつた。
 これは現在では絶對に眞實であるしかし、それから二週間の後、私は今一つ
 の公文電報へ第一〇二號一を書いた。その公文電報で「それはたゞ推察
 に過ぎなかつたのであり又其後に書いたのだが」日本が遂に「我々が本氣
 で現在の比率を支持する積りであり、さうして我々が締結で定められた海軍
 力迄我海軍を除々に増進し増進して行く積りであり、さうして、たとへば
 が海軍増進を意味しても、その方針を執行するうちに提議するつもりである
 事を知つたならば、日本人はそのやうな海軍増進に眞面するよりは寧ろ妥協
 考を見出すだらう。さうしてたとへば彼等が背水の陣を布いたとしても、彼等
 は兵船と政費を一定期間内に於て、たとへば條約の期限の切れる前の二年間に
 於てすら再び減へる事が出来るのである。との意味をその公文電報で傳へた
 のである。これは私がさう述べた如く、只單に推察である。併し大使館に於
 いては法律顧問、陸海軍武官を含めた以上の者が健全な推察であること
 とに同意してゐる。そのやうにして此二つの公文電報は事實に於いては矛盾

裏面白紙

してゐなかつたのである。最初のは現在のことを扱い二番目の公文電報では何かの事が若し起るとしたならば將來のことを取り扱はなければならなかつたのである。つまり我海軍を五對三の比率に増強し維持する爲の我々の決意の明瞭にして事實上の表示であつたのである。私は大綱領が若し是等二つの公文電報を見られるなら此點を相む事を希望する次第である。

元米大使グルーの日記より抜 萃

第百五十二頁より百五十三頁

裏面白紙

E 3247
Ref Doc 2015

高橋

第六十七回帝國議會ニ於ケル日外務大臣演説

(昭和十年一月二十二日)

帝國ノ海外關係ニ就キマシテハ先頃臨時議會ニ於
テ大要御説明設シマシタガ、近時帝國ト曰外自ト
ノ間ニ漸次好意關係ガ増シテシリマシタコトハ御同
座ノ至リテアリマス。世界何レノ自トモ迄々和平
親善ノ關係ヲ樹立シ、互ニ交通通商ノ進展ヲ計ル
コトハ、實ニ我國外方針ノ根本トスル所デアリマ
シテハ、今々既ニ露國ノ
力ニ依ツモノガ多イト思ヒ
マスガ、意中ニ遺憾萬口ニ於テハ迄々有無難過ジ
共容共榮ノ旨ヲ導ゲンコトヲ期待スル次第デアリ
マス。新カル際、今春四月上旬ヲ期シテ、同自
帝陛下ガ親ラ帝都ニ天皇陛下ヲ御訪問アラセラレ、
兩皇室ノ間ニ御親交ヲ重ネサセラルルハ、吾人ノ
感激當ク能ハザル所デアリマシテ、又同自自
下ヲ近ク我自ニ御歡迎申上グルノ機會ヲ得マスコ
トハ、至極ノ幸ニ光榮トスル所ト存ジマス。
帝國ノ今日大ナル關心ヲ集メテ居リマスルハ、海
軍軍備問題デアリマス。一ロンドンニ於ケル日
英、米三國ノ海軍交渉ニ就テハ、同議會ニ於テ御
説明ノ機會ヲ得タアリマス。今同ノ交渉ニ關
スル帝國政府ノ根本方針ハ、其ノ際詳細ニ申述べ

189-1

190

E 3247
Ref Doc 2013

高橋

第六十七回帝國議會ニ於ケル日本外務大臣演説

(昭和十年一月二十二日)

帝國ノ海外關係ニ就キマシテハ先頃臨時議會ニ於
テ大義御説明致シマシタガ、近時帝國ト海外ト
ノ間ニ漸次好意關係ガ増シテ参リマシタコトハ御同
意ノ参リテアリマス。世界何レノ國トモ之ヲ和平
親善ノ關係ヲ樹立シ、互ニ交通進歩ノ進歩ヲ得ル
コトハ、實ニ我々海外万箇ノ保護トスル所デアリマ
ス。先ツ諸國ニ就キマシテハ、今々此ニ就キマシ
テ其ノ完成シマシテ、此ノ後ノ進歩ニ就テハ、眞
ニ日清兩國民ノ融和力ニ就テモノガ多イト思ヒ
マスガ、就中進歩的方面ニ就テハ之ヲ有無難道シ
共容共榮ノ旨ヲ達シコトヲ期待スル次第デアリ
マス。新カル條、今春五月上旬ヲ滿シテ、同月
帝國下ガ親ラ帝國ト天皇陛下ヲ訪問アラサレ、
爾皇座ノ前ニ御進奏ヲ進メサセラルルハ、吾人ノ
感激涕零ク能ハザル所デアリマシテ、又同月皇座
下ヲ近ク親臨ニ御訪問申上グルノ機會ヲ得マスコ
トハ、全日本ノ榮ニ先榮トスル所ト云ジマス。
帝國ノ今日大ナル關心ヲ御シテ居リマスルハ、保
軍軍備問題デアリマス。一ロンドンニ於ケル日
英、米三國ノ會議ニ就テハ、百餘會ニ於テ御
説明ノ機會ヲ得タアリマス。今同ノ交際ニ就
スル帝國政府ノ根本方針ハ、其ノ條約ニ申述ベ

189-1

190

Ref. Doc 2018

2

マシタ。是レアリマシテ、後庭内軍ヲ行ヒ、攻
討兵刀ノ全廢若クハ大減額ヲ實現シ、以テ各
シテ他國ヨリノ脅威ヲ免レシムルト共ニ、又
ナル國ニ對シテモ、脅威ヲ加ハ得ザラシムル
ニ在ルノテアリマス。而シテ、大正十一年
ニ於テ署名セラレマシタ。其ノ條約ハ、今
ヤ右方條約ヲ補答レザルモノガアリマス
爲、帝國政府ニ之ガ廢止ノ意思ヲ通告シ
タリマス。其ノ結果、同條約ハ昭和十一年
十二月末日ヲ以テ、廢止セラル、コトト
ナリマス。而シテ、國ヨリ帝國政府ハ、之
ニ依ッテ進ンテ軍備擴張ヲ爲スガ如キ意
見ナキハ勿論、其ニ軍備制限ノ精神ニ基
キ新協定ノ成立ヲ期セントスルモノテアリ
マス。而シテ、此ノ協定ニ於キマシテハ、國
際間ニテ分テル諸國ガ行ハレ、各自ノ見
解モ同ク明白ナルニ至リマシタ。結果、此
ノ際各自代表ガ親シク互ニ政府ト打合セ
ラ行ヒ、是レノ交渉ノ結果ヲ總トシテ、
昨年十二月廿日ヲ以テ、一先ツ交渉ヲ停
止スルコトトナリマシタ。併シテ、交渉
停止中モ國境ハ引續キ互ニ密着ナル注意
ヲ保持シ、適當ナル時期到來スルコトニ
打合セラ送ゲルノテアリ

129-2

Ref. Doc. 2 a/5

マス。而シテ帝國政府ハ右交渉ヲ遂ニ尋ねラレ
國條自前ノ交渉時節力ニ依リ、後底内閣ト不
成不使暗ノ原因ニ三ツ公正妥協ナル新協定ヲ成
セシメ、以テ世界平和ニ貢獻セムコトヲ切望スル
モノデアリマシテ、之ガ爲め諸國ノ努力ヲ要サント
スルモノデアリマス。

元來日米兩國ハ、通商通商ノ關係ニ於テ、他ニ例
ヲ見ザルガ如キ相互依存ノ關係ニ立チ居ルノ
ミナラズ、日英兩國以テ歴史時代以來關係ニ在リ、
其ノ間ニ實上日英兩國間ニ見得ザルガ如キ如何
ナル問題モ存在セザルハ勿論也カ太平洋ヲ隔テテ
其ノ東西ニ存在スル兩國ノ間ニ於テ、何等衝突ス
ベキ原因ヲ想像シ得ナイノデアリマス。又舊同盟
關係英日トノ關係ニ就キマシテハ、帝國ノ通商
貿易範圍上同國トノ間ニ幾多新舊ノ必要アルモノ
アルハ事實デアリマスガ、世界ノ何レノ地ニ於テ
モ雙方ノ利害關係ヲ不可能トスルモノハ、考ヘ及
ブ事ガ出来マセヌノミナラズ、日英兩國ノ意思
ノ融通及相互ノ協力ハ、其ニ世界ノ平和ニ莫大ナ
ル貢獻ヲナスモノナルコトハ、諸君侯々ザル所デ
アリマス。

帝國政府ハ、如上ノ關係ヨリシテ、先ヅ英米兩國
ト關係ノ如キ精神ニ基キ、交渉ヲ進メテ次第デア
リマスガ、爾後ノ精神ハ尙進イテ之ヲ其ノ他ノ國

3
190-1

191

ref. Doc. 2018

4

「ソ」ニモ及ボシ、毎ニ國境各口トノ間ニハ常ニ警備
ノ體ヲ置ンシ、互ニ相侵迫セザルヲ旨トスルモノ
デアリマス。

「ソ」ヴァイエトニ關シトノ新條ニ當リマシテモ、全
ク右ノ精神ヲ以テ進ンデ居ル次第デアリマス。現
ニ進行中ノ北滿鐵道交渉モ、其ノ後更ニ南滿鐵道
シツツアリ、其ノ妥結ヲ見ルノ日モ、恐ラク違カ
ラザルコトト考ヘマス。之ニ依ツテ從來居々北滿
鐵道ニ於テ發生シタル紛糾ノ根柢ガ除去セラレ、
日、露、「ソ」三國ノ友好關係ガ益々強化セラ
ルルコトトナレバ關係三國共ニ、本交渉所關ノ目
的ヲ達成スル次第デアリマス。尙又帝國政府ハ、
進ンデ右以外ノ諸國ニ對シテ是ニ努メシ、以テ南滿
鐵道ノ平和的延長ヲ計ラントスルモノデアリマス。
而シテ、今後一層此ノ方針ヲ徹底スルガ爲ニハ、
獨リ我々方ノミナラズ「ソ」ヴァイエトニ關シテ
アル諸力ニ依ツコトノ大ナルハ固ヨリデアリマシ
テ、此ノ點ヨリ致シマシテ、「ソ」ヴァイエト關
ノ諸東亞ニ關シテ「ソ」ニ對シテ方口ニ於ケル軍備ニ於テ
ハ、相互信頼ヲ増進スル見地ヨリ同國政府ニ於テ
モ、十分ノ考慮ヲ拂フコトヲ望マザルヲ得ナイノ
デアリマス。

支那ノ政局ハ、近來漸々平靜ノ狀況ヲ呈シテ居リ
政府軍ト共産軍トノ地方的紛糾ノ外、特別ノ混亂

190-2

Ref Doc 2018

5
191-1

ヲ見テイ現下ノ状況ハ、嘗ニ支那ノ爲ノミナラズ
露國ノ最悪念スル東亞平和ノ爲害ダ害ブベキ現象
デアリマス。然シ乍ラ支那政局ニ於テ幾多ノ禍根
ガ伏在シテキルコトハ過去ノ歴史ニ照ラシマシテ
モ、否定シ難キコトデアリマシテ、共産軍ニ就テ
ハ江蘇、浙江、四川方面ニ於ケル其ノ主力ハ、政府軍ノ
討伐ニ依リ、幸ヒ同方面ヨリ一掃セラレタル模様
デアリマスガ、此等共産軍ハ尙其ノ餘力ヲ維持シ
ツツ、貴州、四川方面ニ於ケル既存ノ反軍ト呼應
シテ、四方異動ニ移動シテ居ルトノコトデアリマ
シテ、一方新疆方面赤化ノ報達ト相俟テ、露國政
府トシテハ、支那ニ於ケル共産黨ノ活動反共産軍
ノ防範ニ盡シ、引續キ關心ヲ持タズルヲ得ザル大
事デアリマス。又他方ニ於テハ、昨日ノ瓜分ガ
今以テ十分ニ洗滌ノ勢ニ達シテ居ラナイ状況ニア
ルノハ、露國政府ノ善後遺囑トスル所デアリマス
吾國政府ハ、東亞ニ於ケル露國トノ和親ヲ六ニ重
要視シ、此等露國ト共ニ、東亞ニ於ケル平和反共
序維持ノ重要ヲ分クコトヲ、願スルモノデアリ
マス。從テ露國政府ハ、支那ガ一日モ速カニ其ノ
安定ヲ恢復スル一方向東亞ノ大局ニ從順シ、露國ノ
眞摯ナル期待ニ合スルニ至ラムコトヲ、衷心ヨリ
希望シテ已マスノミナラズ、露國ト親シマシテモ
其ノ善隣トシテ、且東亞ノ安定ヲ爲ル地位ニ在リ

192

Ref Doc 2018

6

マツテ、之ガ管見ノ爲一層窮カシ度イト云フ方付
ラサツテ居ルノデアリマス。而シテ、從來兩國ノ
間ニ多年懸案ナリシ各種ノ問題ガ漸次解決ヲ見、
支那國民ガ次第ニ帝國ノ眞實ヲ瞭解スルノ傾向ア
ルコトハ、吾國政府トシテモ、如實ニ之ヲ認ムル
ニ當テラザルモノデアリマシテ、我方ニ於テハ、
今後益々右傾向ノ促進ニ遺憾ナキヲ期スルト共ニ
支那側ニ於テモ、右ニ對シ一層ノ協力ヲ爲サンコ
トラ望ム次第デアリマス。

以下次頁

191-2

Ref Doc 2018...

7
192-1

次ニ我國ノ通商關係ヲ恢復シマスルニ、諸外國ニ、
於テハ、依然トシテ關稅引上、輸入制限、爲替管
理、爲替準備稅等ニ依ル貿易制限政策ヲ行ヒ、特
ニ我國トノ經濟通商條約ヲ廢棄シ來ル國モアリマ
ス。斯カル情勢ハ、獨リ我國ノ爲ノミナラズ、世
界經濟恢復ノ大局カラ見マシテ、甚ダ遺憾ナ現象
デアリマスカラ、帝國政府ハ出來得ル限リ、斯ノ
如キ通商關係ヲ緩和恢復セシメ、相互ノ利益ヲ增
進スルタメ關係各國トノ間ニ、妥當ナル了解ヲ達
セル爲メ、折角努力致シテ居ル次第デアリマス。抑
モ帝國ノ如ク膨大ノ人口ヲ養ヒ、且天賦ノ資源ニ
乏シイ國ニトリマシテハ、對外通商ノ維持發展ハ
最重要ナル平和的活路デアリマシテ、今日本邦商
品ガ、世界各地ニ進出シテ居リマスノモ、多年國
民一致シテ拮据經營、此ノ活路ニ向ツテ邁進シ來
ツタ點ニ外ナラナイデアリマス。勿レ帝國ハ、
之ガ爲何等不公正ナル方針ヲ用ヒテ居ナイミナラズ、
其ノ對外發展ハ、幾多ノ原料生産國ヲ裨益スルト
共ニ、消費者タル人類大衆ノ福祉ヲ増進セシメツ
ツアルノデアリマス。尤モ、我國商ノ發展ト申シ
マシテモ、之ヲ世界通商ノ全體ニ比較シテ見マシ
タナラバ、我貿易額ハ、僅々ソノ百分ノ三程度ノ
云フニ足ラヌモデアアルノミナラズ、順位トシテ

Def. Dec 20/18

2

モ、諸ク各國中ノ七、八世ヲ占ムルニ違ギナイ次
集デアリマシテ、今後モ同様ノ努力ヲ期セナ
ケレバナラス。ア、官廳ノ在リ、幸ヒ
次第ニ各國ノ國力ニ強クシテ、ラシアル
泥テア、ス、小國ノ強クシテ、スルニ
カスルニ、ア、小國ノ強クシテ、スルニ
主張ヲ強クシテ、小國ノ強クシテ、スルニ
ヲ設サントスルニ、ア、小國ノ強クシテ、スルニ
ラ「バ」ビア、小國ノ強クシテ、スルニ
ニ、小國ノ強クシテ、スルニ
何分ニ、小國ノ強クシテ、スルニ
係上、未ダ一、小國ノ強クシテ、スルニ
イノデアリマス。小國ノ強クシテ、スルニ
以上ニ、小國ノ強クシテ、スルニ
カニシ、小國ノ強クシテ、スルニ
タ、小國ノ強クシテ、スルニ
ヲ完成シタモノト、小國ノ強クシテ、スルニ
之ヲ要スルニ、小國ノ強クシテ、スルニ
ハ、今日世界ノ現象デアリマシテ、此間ニ、小國ノ強クシテ、スルニ
小國ノ強クシテ、スルニ
ル、小國ノ強クシテ、スルニ
テスルヲ要スルノデアリマス。小國ノ強クシテ、スルニ
小國ノ強クシテ、スルニ

192-2

Ref. Doc 201f

9
193

次第デアリマシテ、茲ニ帝國ノ責任ハ、一層重キ
ヲ加フルヲ感ズルノデアリマス。然レドモ帝國ノ
進ムベキ途ハ既ニ確立シ、帝國ノ軌ルベキ外交ヲ
針ハ前述ノ通デアリマス。對外國係モ、畢竟國民
全體ノ實力ノ反映デアリマス。上ニ陛下ノ大御
心ヲ慰シ、國民一致シテ奮勵努力ヲ爲ケマスナラ
バ、如何ナル困難モ、無事之ヲ通過スルコト困難
デハナイト信ジマス。此ノ重大ナル國際時局ニ際
シマシテ、朕ハ特ニ皇國一致ノ振興ヲ期望シテ已
マヌ次第デアリマス。

裏面白紙

194

Doc. Doc, N02018

自分林氏ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナルニ、茲ニ添附セラレタル
日本語ニ依ツテ書カレ九頁ヨリ成ル第六十七番口談會ニ於ケル外務大
臣廣田弘毅氏演說一九三五年一月二十二日ト題スル書紙ハ日本政府、
(外務省)ノ保管ニ係ル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ裏面ナル寫シナル
コトヲ證明ス

昭和二十一年十二月十二日

於東京

林

書

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人

浦

部

勝

局

194

195

裏面白紙

22

昭和十年一月十三日
（加田 敬）

第六十七回帝國議會衆議院議事速記録
昭和十年一月十三日
閣議大臣答

廣田 國務大臣

要スルニ如何ナル場合ニ於キマシテモ、日本ハ出來ルタケ經濟的ニシテ、
自主的無量々滿ヲ並ヘタイト思ツテ居ルノデアリマス。隨ツテ日本ノ方カ
ラ進ンテ外國ニ向ツテ是迄強手ヲ訪テスルヤウナコトハ斷ジテナイト云フ
フノデアリマス

195-1

196

第六十七回帝國議會衆議院議事速記録

昭和十年一月十三日 閣議大臣答

廣田 國務大臣

要スルニ如何ナル場合ニ於キマシテモ、日本ハ出來ルタケ經濟的ニシテ、
自主的振興々備ヲ進ヘダイト思ツテ居ルノデアリマス。隨ツテ日本ノ方カ
ラ進ンテ外國ニ向ツテ進出強手ヲ訪スルヤウナコトハ斷ジテナイト云フ
コトヲ明言致シタイト思フノデアリマス

195-1

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、近藤英明ハ貴族院書記官ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル
日本語ニ依ツテ書カレテ頁ヨリ成ル第六十七回衆議院選舉記録ト題スル
書類ハ日本政府（貴族院）ノ保管ニ係ル公文書ノ故、正確ニシテ眞實ナ
ル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月十八日

於東京

近 藤 英 明

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立書人 小 野 寺 五 一

195-2

第六十七回帝國議會、貴族院議事速記録
昭和十年一月二十九日 國務大臣發辯

國務大臣（廣田弘毅君）

尙英米其他ニ對スル日本ノ外交ノ根本ノ考ハ何處ニアルンダ云フ御質問ニ對シマシテハ、私ハ日本ハ不幸ニシテ滿洲問題ノ爲ニ聯盟脫退ノ已ムヲ得ザルニ至ツタノデアリマスガ、是ハ聯盟ヲ脱退シタカラト云ツテモ得ザルニ至ツタノデアリマス。テ會議ヲ組織スル各國トノ國交ガ其儘斷絶スルデハナイ、從ヒマシテ私ハ日本ト致シマシテハモ密接ナ關係ヲ附ケテ行クベキダ、特ニドノ國ト結ンデドノ國ニ當ルトカ成ハドノ國ヲ排斥スル爲ニドノ國ト連絡ヲ執ルカト云フヤウナ外交ノ考方ハ寧ロ避ケテ、何レノ國トモ親交ヲ増スト云フ考方デ外交ヲヤルベキモ、萬邦協和ト云フヤウナ氣持デ、私ハ此外交ヲ一言ニシテ申シマスレバ、併ナガラ其各國ノ中ニモ自ラ日本トノ利害、關係ガ厚薄ガアリマスノデ最モ利害關係ノ多イ國トハ最モ親シイ關係ヲ付ケナケレバナラスト云フコトハ當然デアルト思ヒマス。從ヒマシテ英米の如キ日本トハ最モ大イナル關係ノアル國ニ對シマシテ

第六十七回帝國議會、貴族院議事速記録
昭和十年一月二十九日 國務大臣發辯

尙英米其他ニ對スル日本ノ外交ノ根本ノ考ハ何處ニアルンダト云フ御質
問ニ對シマシテハ、私ハ日本ハ不幸ニシテ滿洲問題ノ爲ニ聯盟脫退ノ已
ムヲ得ザルニ至ツタノデアリマスガ、是ハ聯盟ヲ脫退シタカラト云ツテ
世界カラ離レタモノデナイ、聯盟ハ一ツノ會議ノ場所デアツテ、其會議
ニ列席シナイイカラト云ツテ會議ヲ組織スル各國トノ國交ガ其儘斷絶スル
ト云フヤウナ意味ノモノデハナイ、從ヒマシテ私ハ日本ト致シマシテハ
今日世界何レノ國トモ最モ密接ナ關係ヲ附ケテ行クベキダ、特ニドノ國
ト結ンデドノ國ニ當ルトカ或ハドノ國ヲ排斥スル爲ニドノ國ト連絡ヲ執
ルカト云フヤウナ外交ノ考方ハ寧ロ避ケテ、何レノ國トモ親交ヲ増スト
云フ考方デ外交ヲヤルベキモノデアルト信ジテ居ルノデアリマス。
一言ニシテ中シマスレバ、萬邦協和ト云フヤウナ氣持テ、私ハ此外交ヲ
進ムベキモノデアルト思フノデアリマス。
併ナガラ其各國ノ中ニモ自ラ日本トノ利害、關係ガ厚薄ガアリマスノデ
最モ利害關係ノ多イ國トハ最モ親シイ關係ヲ付ケナケレバナラヌト云フ
コトハ當然デアルト思ヒマス。
從ヒマシテ英米の如キ日本トハ最モ大イナル關係ノアル國ニ對シマシテ

裏面白紙

ハ、最モ其關係ヲ好クスル方面ニ努力ヲセナクレバナナイ、是ハ私ノ
 先達テ外交演說中ニモ其意味ヲハツキリ申上ゲタ積リデアアルノデアリマ
 ス。此ノ英米トノ關係ヲ考ヘマスニ付キマシテモ、差當ツテハ海軍軍縮
 問題ト云フノガ其間ニ存在イタシテ居ルノデアリマス。此軍縮問題ノ將
 來ニ對スル私ノ考モ、其演說中ニ申述べタ通りデアリマシテ、何トカシ
 テ此軍備縮小ニ關スル協定ヲ、先ヅ英米トノ話合ニ於テ進メテ行キタイ
 從ヒマシテ今日帝國政府ノ最モ重キヲ置キマス點ハ協定成立ニ在ルノデ
 アリマシテ、從ヒマシテ協定ガ成立セナイ場合ノコトナドハ、實ハ私ハ
 頭ニ浮ベルコトスラ宜クナイト考ヘテ居ルノデアリマスノデ、將來ドウ
 シテ行クカト云フコトヲ御尋ニナリマス、無論平和的ノ工作ニ依ツテ
 進ムベキモノダトハ申上マスガ、私ハ協定ガ出來ナカッタ場合ノ措置ヲ
 今日カラ考ヘルコトハ甚ダ自ラ遺憾トスルヤウナ氣持モ致スノデゴザイ
 マス。

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、近藤英明ハ貴族院貴記官ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル
日本語ニ依ツテ書カレ貳頁ヨリ成ル第六十七回貴族院議事速記録ト題ス
ル書類ハ日本政府（貴族院）ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正確ニシテ眞
實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月十八日 於東京

近 藤 英 明

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 小野 寺 五 一

198

裏面白紙

199

第六十七回帝國議會衆議院議事速記録
昭和十年一月二十六日
國務大臣(廣田弘毅君)

自分ノ考トシテハ現ニ日本ト露西亞ト云フモノノ間ニハ管テ大ナル戦争ヲ収
シマシテ苦シイ經驗ヲ經テ居ル其ノ結果ト致シマシテ時ノ政府當局ハ「一
ツマス」條約ヲ結ンダノデアリマス、其ノ條約ヲ見マシテモ現ニ韓太ヲ五十
度ヲ以テ南北ニ別ケテ居リマスガ其ニハ防備ハ一切設備ハヒナイト云フ約
束モ出來テ居ル又朝鮮ト沿海洲ノ間ニモ防備制限ノ約束ガアルノデアリマス

（昭和十年一月二十六日）
（廣田弘毅君）

隨ヒマシナケレバナラヌト云フ信念カヲ出來タモノ
フヤウナ風ニ延ンデ行フコトガ最も大事ナ點デア
ルト思フト云フコトヲ私ハ露西亞ノ當局ニモ屢々話シタコトガアルノデアリ
マス何レ斯ウ云フ問題モ東支鐵道ノ交渉解決後ニハ徐々ニ斯ウ云フ問題ニ禍
シテ參ルコトデアルト思ヒマスノデ十分其ノ點ニ付テハ努力致シタイト思フ
ノデアリマス尙ホ其ノ外ニ色々日本ノ國際情勢等ニ付テハ非常ニ詳シク御意見

自分ノ考トシテハ現ニ日本ト露西亞ト云フモノノ間ニハ嘗テ大ナル戦争ヲ致
シマシテ苦シイ經驗ヲ經テ居ル其ノ結果ト致シマシテ時ノ政府當局ハ「ボ
ツマス」一條約ヲ結ンダノデアリマニ、其ノ條約ヲ見マシテモ現ニ韓太チ五十
度ヲ以テ南北ニ別ケテ居リマスガ其ニハ防備ハ一切設備ハヒナイト云フ約
束モ出來テ居ル又朝鮮ト沿海洲ノ間ニモ防備制限ノ約束ガアルノデアリマス
是ハ兩國ノ間ニ隨分苦シイ經驗ノ結果將來ハ從來ノ通りデハイカマカラ今度
ハ斯ウ云フ風ニ平和的ノ設備ヲシナケレバナラヌト云フ信念カラ出來タモノ
デアルト思フノデアリマス隨ヒマシテ夫レト同ジヤウナ觀念ヲ滿洲ト露西亞
邊境線土ニモ及ボスト云フヤウナ風ニ進ンデ行フコトガ最も大事ナ點デア
ルト思フト云フコトヲ私ハ露西亞ノ當局ニモ屢々話シタコトガアルノデアリ
マス何レ斯ウ云フ問題モ東支鐵道ノ交渉解決後ニハ徐々ニ斯ウ云フ問題ニ禍
シテ參ルコトデアルト思ヒマスノデ十分其ノ點ニ付テハ努力致シタイト思フ
ノデアリマス尙ホ其ノ外ニ色々日本ノ國際情勢等ニ付テハ非常ニ詳シク御意見

第六十七回帝國議會衆議院議事録
昭和十年一月二十六日
國務大臣(廣田弘毅君)
國務大臣答

裏面白紙

立テ居リマス尚ホ色々ノ點モアリマシタガ大體私カラ進ンデ答ヘスベキ點ハ此
 立デアルト思ヒマス。
 テ居リマス尚ホ色々ノ點モアリマシタガ大體私カラ進ンデ答ヘスベキ點ハ此
 念ヲ以テ申シマスレバ私ノ在任中ニ戰爭ハ斷ジテナイト云フコトヲ確信シ
 ソレカト云ツテ將來戦争ノ虞レガアルハ疑信致シテ居ルノデアリマス併ナガラ
 トハヤツテ覺クベキモノデアルト私ハ疑信致シテ居ルノデアリマス併ナガラ
 ノ方針ヲ以テ參リマス致シマシテモ矢張り根本ニ於テ軍備ノ充實ト云フコ
 今日ノ現狀ニ於キマシテハ如何ニ日本ガ國際關係ノ大局ト致シマシテハ平和
 ト致シマシテモ各國共非常ナ巨大ナル費用ヲ使ツテ軍備ノ擴張ヲ努メテ居ル
 マスト、假令何レノ國ノ間ニモ直グニ戦争又ハ紛擾ヲ起スト云フコトハナイ
 ス。無論樂觀スルコトハ出來ナイノデアリマス。各國ノ今日ノ軍備狀況ヲ見
 賞成スルノデアリマス決シテ私ハ日本人ノ前途ニ樂觀ハ致サナイノデアリマ
 ヲ御達ベニナツタノデアリマスガ私ハ一面カラ觀マスト芦田君ノ意見ニ全然

裏面白紙

Dof. Doc 2168

Kxh. No

自分近き英明ハ貴族院書記官ノ職ニ居ル者ナル經茲ニ添付ヒラレタル日本
語ニ依ツテ書カレ貳頁ヨリ成ル第六十七回衆議院議事遠記録ト題スル書類
ハ日本政府ハ貴族院ノ保管ニ係ル公文書ノ被萃ノ正確ニシテ眞實ナル爲
シナルコトヲ説明ス

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

昭和二十二年三月十八日 於東京

近 藤 英 男

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 小野寺 五一

201

3

202

裏面白紙

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、近藤英明ハ貴族院書記官ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ貳頁ヨリ成ル第六十七回衆議院昭和十年一般會計歳出ノ財源ニ充テル爲公債發行ニ關スル法律案外一件委員會議録ト題スル書類ハ日本政府（貴族院）ノ保管ニ係ル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ

日 於東京

近 藤 英 明

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同 日 於 同 所

立會人 小野寺 五 一

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、近藤英明ハ貴族院書記官ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ貳頁ヨリ成ル第六十七回衆議院昭和十年一般會計歳出ノ財源ニ充テル爲公債發行ニ關スル法律案外一件委員會議録ト題スル書類ハ日本政府（貴族院）ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月十八日 於東京

近 藤 英 明

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ
同日 於 同 所

立會人 小野寺 五 一

第六十七回帝國議會衆議院 昭和十年度
一般會計歳出ノ財源ニ充テル爲公債發行ニ關スル法律案外一件委員會
議錄

昭和十年二月二十一日 國務大臣發辯
廣田國務大臣

私就任以來既ニ一年半有餘ニ相成ツタノデアリマス、其間色々ノ問題ニ
當ツテ見マシタガ、實ハ支那ノ問題ニ付テハ殆ト手ヲ觸レナカッタコト
ハ事實デアアルノデアリマス、是ハ私ノ見マシタ世界觀カラ來ツテ居リマ
シテ、殊ニ日支ノ直接ノ關係ヲ見^マシテ、何等カ日本ガ支那ニ對シテ、
更ニ滿洲事件以後ノ空氣ヲ其儘抑ヘ付ケルノデハナイカト云フヤウナ感
ジヲ與ヘルコトハ、甚ダ迷惑ダト思ヒマシタノデ、私ハ支那以外ノ諸國
ニ於ケル工作ヲ先ヅ行ツテ、サウシテ機運ノ熟スルヲ待ツテ見タイト
云フ考ヲ持ツテ居ッタノデアリマス、或ハ其中ニ内閣ガ潰レ、バ、自分
ノ畢世ノ事業トシテ居ル對支問題モ手ヲ着ケルコトガ出來ナカッタカモ
知ラスト思フノデアリマス、併ナガラ幸ニ日本ノ志意モ支那側ノ方デ相
當ニ諒解シ給メタト思フノデアリマス、日本ノ各方面デハマダ支那ノ動
キニ對シテ相當疑惑ヲ有ツテ居ル方モアルヤウニ思ヒマスガ、少クトモ
私ノ一身ニ於キマシテハ、決シテ蔣介石ノ態度ニ微塵ノ疑惑ヲ有ツテ居
ナイノデアリマス、是ダケハ私ハ若シ是ガ誤ッタナラバ私ノ最モ重ズル

裏面白紙

東洋ニ於ケル平和ノ基礎デア
ル、日支親善ト云フモノ、
根本ガ瓦解スルモ
ノデハナイカト思フノデア
リマス、又私ノ是ダケノ信
念ハ有ユル方法ヲ以
テ支那ノ有力者方面ニハソ
レゾレ通ジテ居ルノデアリ
マス、必ズヤ私ノ過
去ノ經歷並ニ將來ノ理想ニ
對シテ、相當共鳴ヲ有ツテ
來ルモノデアルト云フコ
ハ信ジテ居リマスノデ、兎
ニ角出來ルダケノコトヲ此
際致シタイト云フコ
トヲ考ヘテ居ル次第デアリ
マス

裏面白紙

204

205

第六十七回帝國議會貴族院總算委員會會議
昭和十年二月二十五日 國務大臣答辭
國務大臣廣田弘毅君
經府條約ノ廢棄ニ際シマシテモ我々ト以シマシテハ軍縮條約其ノモノハ廢
棄シテ居リマスケレドモ華府條約ノ際ニ是ト共ニ成立致シマシタ太平洋
ノ平和機構トナツテ居リマスル所ノ日英同盟ニ代ハルベキ四國條約ノ如キ
モノハ少シモ之ヲ廢止スルノ意思ナキノミナラズ更ニ進ンデ之ヲ強化シテ
標ニ進メタイト云フ感じモ持ツテ居ルノデアリマ
ケレバ軍縮條約其ノモノノ中ニアリマス或條項ノ
保存スルコトニ少シモ異存ハ無イノデアリマス
デ是等ノ點ヲ考慮致シテ参リマシタナラバ其間ニ自然ニ政治的ニ太平洋上
ノ平和ノ機構モ出來テ來ルト考ヘマスノデ又夫レヲ作り出スヤウニモ努力
スルコトガ必要デハナイカト思ツテ居ル次第デアリマス。

第六十七回帝國議會貴族院議員會館
昭和十年二月二十五日 國務大臣答復

國務大臣廣田弘毅

華府條約ノ廢棄ニ際シマシテモ我國ト以シマシテハ軍縮條約其ノモノハ廢棄
シテ居リマスケレドモ華府條約ノ廢止ニ是ト共ニ成立致シマシタ太平洋
ノ平和機關トナツテ居リマスル所ノ日英同盟ニ代ハルベキ四國條約ノ如キ
モノハ少シモ之ヲ廢止スルノ意思ナキノミナラズ更ニ違フテ居ルノデアリマ
ス一層ノ有效ナル平和ノ機關ニ進メタイト云フ感ジモ持ツテ居ルノデアリマ
ス又若シ列國ガ共存ガナケレバ軍縮條約其ノモノ中ニアリマス或條項ノ
精神ニ照シマシテモ之ヲ保存スルコトニ少シモ共存ハ無イノデアリマス
デ是等ノ點ヲ考慮シテ參リマシタナラバ其間ニ自然ニ政治的ニ太平洋上
ノ平和ノ機關モ出來テ來ルト考ヘマスノデ又夫レヲ作り出スヤウニモ努力
スルコトガ必要デハナイカト思ツテ居ル次第デアリマス。

訂正

訂正理由	撮影ミスの為	
訂正箇所	直前の	2 コマ取消
		2 コマ再撮影
訂正年月日	平成 18 年 12 月 1 日	
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。		
撮影者	塩崎伸一郎	印
受託責任者	神奈川県足柄下郡箱根町沼210番地 富士写真フイルム株式会社 代表取締役 古森重隆	印

Def. Doc 2164

同日於同所

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

立會人

小野寺

五一

昭和二十二年三月十八日 於東京

近藤英明

自分近藤英明ハ貴族院書記官ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添付セラレタル日本
語ニ依ツテ審カレ登頁ヨリ成ル第六十七回貴族院決算委員會總檢トシタル
ル書類ハ日本政府ハ貴族院ノ保管ニ係ル公文書ノ發見ノ正確ニシテ眞實ナ
ル爲シナルコトヲ證明ス

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

205-2

2

第六十七回帝國議會貴族院議員會議
昭和十年二月二十五日 國務大臣答辭

國務大臣廣田弘毅君

華府條約ノ廢棄ニ際シマシテモ我國ト以シマシテハ軍縮條約其ノモノハ廢棄シテ居リマスケレドモ華府條約ノ廢止ニ是ト共ニ成立致シマシタ太平洋ノ平和機關トナツテ居リマスル所ノ日英同盟ニ代ハルベキ四國條約ノ如キモノハ少シモ之ヲ廢止スルノ意思ナキノミナラズ更ニ進ンデ之ヲ強化シテ一層ノ有效ナル平和ノ機關ニ進メタイト云フ感じモ存ツテ居ルノデアリマス又若シ列國ガ異存ガナケレバ軍縮條約其ノモノ中ニアリマス或條項ノ精神ニ照シマシテモ之ヲ保存スルコトニ少シモ異存ハ無イノデアリマス。是等ノ點ヲ考慮致シテ參リマシタナラバ其間ニ自然ニ政治的ニ太平洋上ノ平和ノ機關モ出來テ來ルト考ヘマス。又夫レヲ作り出スヤウニモ努力スルコトガ必要デハナイカト思ツテ居ル次第デアリマス。

205-1

高橋義次

第六十七回帝國議會貴族院豫算委員會豫録
昭和十年二月二十五日 國務大臣答辯

國務大臣 廣田 弘毅 君

「イギリス」ト言ハズ、「アメリカ」ト言ハズ、御互ニ平等ノ海軍力ヲ持ツ
テ居リマシテ、日本トノ間ニ從來比率ヲ設ケテ參ツタノデアリマス。從ヒ
マシテ此比率ノ變更又ハ廢止ト言フコトニナリマス。ト、英米共ニソコニ非
常ニ困難ナ立場ニ居ルト云フコトヲ見ナケレバナラヌ。デアリマス、特ニ
「アメリカ」トハサウ云フ關係ニアルトハ私ハ了解シテ居ナイノデアリマ
ス。

206-1

Dof. Doc 2166

Kzh. No

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書
自分、近藤英明ハ貴族院書記官ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添付セラレタル日
本語ニ依ツテ書カレ登頁ヨリ成ル第六十七回貴族院決算委員會總録ト題ス
ル書類ハ日本政府ハ貴族院ノ保管ニ係ル公文書ノ拔萃ノ正誦ニシテ眞實
ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月十八日 於東京

近藤英明

2

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ
同日於同所

立會人 小野寺 五一

206-2

第六十七回帝國議會衆議院決算委員會議錄
昭和十年三月一日 國務大臣 答辯

廣田 國務大臣

對支那關係が次第ニ好轉ノ傾向ニアルコトニ付テハ、外務省デハ餘リニソ
レヲ信用シ過ギテ居ルノデハナイカト云フ御趣旨ノヤウデアリマスガ、少
クトモ私ノ關スル限リハ、絕對ニ是ハ好轉シツ、アルコトヲ信ジテ疑ハナ

(松田 敬義)
22-1-30 (5)
1947年1月30日

トテ、私ハ信用致シテ居ルノデアリマス、獨リ蔣介石氏ノミナラズ、汪兆
銘氏其他支那ノ有力ナル方面ノ人々ニ於テ、サウ云フ考ニ轉向致シテ居ル
コトヲ私ハ信ジテ居ル、併ナガラ假令政府ノ有力ナル人ガサウ云フ氣持ニ
ナツテモ、隨分其間ニハ長イ間、日本トノ間ニ反感ヲ有ツテ居ツタ支那民
衆モ相當アルデアラウト思ヒマス、如何ニシテ政府ノ中心人物ガ、自分ノ
氣持ヲ支那全國ニ反映セシメ得ルカドウカト云フコトニ付テハ、是ハ吾々
日本側ト致シマシテハ、假ヌニ時ヲ以テシテ、其好轉ノ時機ノ一日モ速カ
ナランコトヲ期待シテ居ルベキデハナイカト思フノデアリマス、又從來支
那ト日本トノ間ニハ、隨分澤山ノ懸案ガ殘ツテ居ルコトハ仰セノ通りデア

第六十七回帝國議會衆議院決算委員會議錄
昭和十年三月一日 國務大臣 菅 謙

對支那關係が次第ニ好轉ノ傾向ニアルコトニ付テハ、外務省デハ餘リニソ
レヲ信用シ過ギテ居ルノデハナイカト云フ御趣旨ノヤウデアリマスガ、少
クトモ私ノ關スル限りハ、絕對ニ是好轉シツ、アルコトヲ信ジテ疑ハナ
イノデアリマス、隨分對支關係ト云フモノハ古イ問題デアリマシテ、其間
色々好イ時モ惡イ時モアリマシタガ、大体ニ於テ惡イ傾向ニ進ミツ、アツ
タカノヤウニ思ハレテ居ツタノデアリマスガ、最近支那ニ於キマシテハ、
其ノ從來ノ非ヲ十分ニ悟ツテ飄然考ヲ變ヘタイト云フ氣持ニナツテ居ルコ
トヲ、私ハ信用致シテ居ルノデアリマス、獨リ蔣介石氏ノミナラズ、汪兆
銘氏其他支那ノ有力ナル方面ノ人々ニ於テ、サウ云フ考ニ轉同致シテ居ル
コトヲ私ハ信ジテ居ル、併ナガラ假令政府ノ有力ナル人ガサウ云フ氣持ニ
ナツテモ、隨分其間ニハ長イ間、日本トノ間ニ反感ヲ有ツテ居ツタ支那民
衆モ相當アルデアラウト思ヒマス、如何ニシテ政府ノ中心人物ガ、自分ノ
氣持ヲ支那全國ニ反映セシメ得ルカドウカト云フコトニ付テハ、是ハ吾々
日本側ト致シマシテハ、假スニ時ヲ以テシテ、其好轉ノ時機ノ一日モ速カ
ナランコトヲ期待シテ居ルベキデハナイカト思フノデアリマス、又從來支
那ト日本トノ間ニハ、隨分澤山ノ懸案ガ殘ツテ居ルコトハ仰セノ通りデア

裏面白紙

リマシテ、從來ノ關係カラ申シマス、是等ノ懸案ガ、一ツ一ツ手ノ著ケ
 ヤウモナイ、兩國ノ不良ナル關係ニアッタノデアリマシテ、隨ヒマシテ假
 令此方デ解決シヨウト思ツテモ、向フガ到底之ニ應ジナイト云フコトガ、
 今日迄ノ實情デアッタノデアリマス、併ナガラ昨年ノ半バ位カラ、或ハ初
 メ頃カラ致シマシテ、支那ト致シマシテモ、何トカシテ從來ノ關係ヲ好ク
 シテ行キタイト云フ考ヲ有ツテ参リマシテ、ドウ云フ風ノ問題ヲ先ヅ解決
 シタラ宜イカト云フヤウナコトノ意圖モ、私ノ所ニ探リニ参ツタコトガア
 リマスノデ、私トシテハ日支兩國ノ國家間ニ存立スル重大ナル問題ハ、是
 ハ中々解決容易ナラザルモノデアルカラ、先ヅ兩國ノ人民ニ關係ノアル問
 題ノ解決ヲヤルベキデハナイカト思フ、又日本ニ對シテ特ニ或種ノ特權ヲ
 與ヘルヤウナ約束モ中々支那ノ其當時ノ事情トシテハムヅカシイデアラウ
 カラ、支那ガ諸外國ト行ヒツ、アルヤウナ事柄ハ、日本ニモ同ジヤウニソ
 レテ行ツテユク、詰リ諸外國ニ與ヘル特權ハ日本ニモ與ヘルト云フ、公平
 ナル態度ヲ執ツテ呉レルコトガ適當デアルト云フコトヲ注意致シマシテ、
 差當ツテ支那ト致シマシテハ、日本人ニ對スル各種ノ債務ノ履行、或ハ損
 害賠償金ノ支拂等、ソレ等ノモノ、解決ニ、過去數ヶ月相當好意ヲ以テ盡
 シテ呉レタト思フノデアリマス、尙ホ其他支那ト外國トノ通信ノ問題ナド
 ニ付キマシテモ、外國ニ無線電信ノ連絡ヲ許セバ、日本ニモ許スト云フヤ
 ウナ状態デ参ツテ居ルノデアリマス、其以外ノ過去ノ懸案ニ付テハ、マダ

裏面白紙

十分ニ解決ノ方向ニ著手致スマデニハ、今参ッテ居ナイノデアリマスガ、
此好轉ヲ機會ニ、オ互ニ困難トスル問題ヲ解決スルヤウニシタイト云フコ
トヲ、大體話シ合ツテ居リマスノデ、成ルベク早クサウ云フ時期ノ到來ス
ルコトヲ希望シテ居ル次第デアリマス

裏面白紙

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、近藤英明ハ貴族院書記官ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ参頁ヨリ成ル第六十七回衆議院決算委員會議録ト題スル書類ハ日本政府（貴族院）ノ保管ニ係ル公文書ノ沿革ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月十八日 於東京

近 藤 英 明

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 小野寺 五 一

210

裏面白紙

211

第六十七回帝國議會衆議院決算委員會會議錄
昭和十年三月一日 國務大臣發辯

廣田國務大臣

現在日本政府ト致シマシテハ、南京政府ヲ中心ニ公式ノ交渉ヲ致シテ來ツ
テ居ルノデアリマシテ、此南京政府ノ勢力ガ、果シテ支那各地ニ及ビ得ル
ヤ否ヤト云フコトニ付キマシテハ、是ハ支那ノ内政問題トシテ、甚ダ重大
思フノデアリマスル、併ナガラ其内政ノ事情等ヲ
タナラバ、殆ド支那ト云フモノハ、是迄ノ經驗カ
ナイデハナイカ、又支那ノ各地政權トモ連絡ヲ取
ルヤウニシテ行クト云フヤウナ、一面或ル事柄ニ依ツテハ、必要ナ事態モ
起ツテ來ルノデアルト思フノデアリマス、併ナガラ現在ノ帝國政府ノ執ツ
テ居リマス對支方針ト云フモノハ、特ニドノ政權ト云フヤウナコトハ眼中
ニ置カナイデ、從來各國モ共ニ認メテ居ル南京政府ト云フモノヲ日本ノ交
渉ノ相手トシテ、支那ト全般的ニ、兩國ノ關係ヲ好クスルコトニ致シテ來
タイト思フノデアリマス

第六十七回帝國議會衆議院決算委員會會議錄
昭和十年三月一日 國務大臣發給

廣田國務大臣

現在日本政府ト致シマシテハ、南京政府ヲ中心ニ公式ノ交渉ヲ致シテ來ツ
テ居ルノデアリマシテ、此南京政府ノ勢力ガ、果シテ支那各地ニ及ビ得ル
ヤ否ヤト云フコトニ付キマシテハ、是ハ支那ノ内政問題トシテ、甚ダ重大
ナ、困難ナ問題デアルト思フノデアリマスル、併ナガラ其内政ノ事情等ヲ
顧慮シテ日本ガ來リマシタナラバ、殆ド支那ト云フモノハ、是迄ノ經驗カ
ラ見マシテ、取付ク難ハナイデハナイカ、又支那ノ各地政權トモ連絡ヲ取
ルヤウニシテ行クト云フヤウナ、一面或ル事柄ニ依ツテハ、必要ナ事態モ
起ツテ來ルノデアルト思フノデアリマス、併ナガラ現在ノ帝國政府ノ執ツ
テ居リマス對支方針ト云フモノハ、特ニドノ政權ト云フヤウナコトハ眼中
ニ置カナイデ、從來各國モ共ニ認メテ居ル南京政府ト云フモノヲ日本ノ交
渉ノ相手トシテ、支那ト全般的ニ、兩國ノ關係ヲ好クスルコトニ致シテ來
タイト思フノデアリマス

Def, Doc#2155

Exh, NO

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、近藤英明ハ貴族院書記官ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ壹頁ヨリ成ル「第六十七回衆議院決算委員會議録」ト題スル書類ハ日本政府（貴族院）ノ保管ニ係ル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月十八日 於東京

近 藤 英 明

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 小野寺 五 一

21/-2

REF. DOC. 7068

1941. 3. 30 (日)
外務省
(秘) 44 秘文

日本、「滿洲國」及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦向讓定書

定書

昭和一〇年(一九三五年)三月二三日東京ニ於テ記名
昭和一〇年(一九三五年)三月二三日實施
昭和一〇年(一九三五年)三月二三日公布

「ソラレタル」ニ因リ

前記協定ガ前記「ソラレタル」ノ代價トシテ滿洲國政府ヨリ「ソヴィエト」
社會主義共和國聯邦政府ニ對シテ交付サルベキ領ノ或部分ニ關ス
ル決済ハ後者ニ引渡サレタル物品ニ付前者ガ支拂ヲ爲スコトニ依
リ之ヲ行フベキコトヲ規定スルニ因リ
前記協定ガ又右ニ關シテ日本國ニ在ル「ソヴィエト」社會主義共
和國聯邦通商代表部ハ日本國又ハ滿洲國ニ於テ生産又ハ製造セラ
レタル物品ヲ右兩國ノ何レカノ臣民又ハ法人ヨリ購入スベキコト
ヲ規定スルニ因リ

日本、滿洲國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間協定書

昭和一〇年（一九三五年）三月二三日東京ニ於テ記名
昭和一〇年（一九三五年）三月二三日實施
昭和一〇年（一九三五年）三月二三日公布

協定書

北滿鐵道（東支線）ニ關スル「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ權利ヲ滿洲國ニ譲渡スル爲メ滿洲國「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間協定ガ千九百三十五年三月二十三日東京ニ於テ署名セラレタルニ因リ

前記協定ガ前記譲渡ノ代償トシテ滿洲國政府ヨリ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ニ對シテ文書ハルベキ領ノ或部分ニ關スル決済ハ後者ニ引渡サレタル物品ニ付前者ガ文書ヲ爲スコトニ依リ之ヲ行フベキコトヲ規定スルニ因リ

前記協定ガ又右ニ關シテ日本國ニ在ル「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦通商代表部ハ日本國又ハ滿洲國ニ於テ生産又ハ製造セラレタル物品ヲ右兩國ノ何レカノ臣民又ハ法人ヨリ購入スベキコトヲ規定スルニ因リ

裏面白紙

前記通商代表部ト日本國又ハ滿洲國ノ臣民又ハ法人トノ間ノ取引
ガ公正且正常ニ行ハルコト肝要ナルニ因リ又
日本國政府ガ善意ノ建議ヲ以テ前記協定ノ履行ニ助力セントスルニ因リ
茲ニ日本國、滿洲國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ政府
ハ左ノ協定ヲ協定セリ

第一條

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦通商代表部ガ北滿鐵道（東支
鐵道）ニ對スル「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ權利ヲ滿洲
國ニ讓渡スル條ノ滿洲國「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間協
定第九條ニ從ヒ日本國又ハ滿洲國ニ於テ生産又ハ製造セラレタル
物品ヲ右兩國ノ臣民又ハ法人ヨリ購入スル場合ニハ日本
國及滿洲國ノ政府ハ前記協定實施ノ日ヨリ六月以内ニ購入契約ガ
締結セラルルコトヲ確保スル義務ガ公正且正常ニ行ハルヲ爲及
購入契約ガ正確ニ履行セラルルヲ爲通商代表部ニ對シ能フ限ノ便宜
及援助ヲ供與スベシ

裏面白紙

本議定書ニ於テ「日本國又ハ滿洲國ニ於テ製造セラレタル物品」
及「日本國又ハ滿洲國ノ法人」ナル語ハ夫々前記協定第九條ニ依
リ定メラレタル意味ニ使用セラルルモノトス

第二條

日本國政府及滿洲國政府ハ前記臣民又ハ法人ガ通商代表部トノ契
約ニ關スル商議ニ於テ不營ニ高キ價格ヲ要求シ以テ契約ノ締結ヲ
不可能ナラシメザル爲メ關係官憲ヲ通ジ必要ナル措置ヲ執ルノ用意
アルコトヲ宣言ス

「ソグイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ通商代表部ガ日本國又
ハ滿洲國ノ臣民又ハ法人トノ契約ニ關スル商議ニ於テ不營ニ低キ
價格ヲ要求シ以テ契約ノ締結ヲ不可能ナラシメザル爲メ通商代表部
ニ對シ必要ナル措置ヲ執ルノ用意アルコトヲ宣言ス

第三條

購入契約ノ締結ニ關スル商議ニ於テ通商代表部及日本國又ハ滿洲
國ノ臣民又ハ法人ガ物品ノ價格並ニ物品ニ對スル支拂及其ノ引渡

裏面白紙

ニ關スル他ノ條件ニ付意見ノ一致ヲ見ルニ至ラザル場合ニハ商談
ノ當事者ハ共同又ハ單獨ニテ常設調停委員會ニ對シ意見ノ不一致
ニ關シ調停ヲ申請スルコトヲ稱右委員會ハ本議定書實施後十日以
内ニ設置セラルベク右委員會ハ日本國政府ニ依リ任命セラルル一
名ノ委員、滿洲國政府ニ依リ任命セラルル一名ノ委員及「ソヴィ
エト」社會主義共和國聯邦政府ニ依リ任命セラルル二名ノ委員ヲ
以テ構成セラルベシ

調停委員會ハ右申請ヲ受理シタルトキハ其ノ公正ト認ムル意見ヲ
定メ商談ノ當事者ノ何レカ一方又ハ雙方ニ對シ右意見ニ從ヒ契約
ヲ締結スルコトヲ勸奨スベシ物品ノ價格ニ關スル申請ノ場合ニ在
リテハ委員會ハ右意見ノ決定ニ當リ差違トシテ日本國又ハ滿洲國
ノ適當ナル取引所ニ於ケル當該物品ノ價格ヲ採用シ右價格ナキ場
合ニハ輸出價格ヲ採用シ輸出價格ナキ場合ニハ各場合ニ應ジ日本
國又ハ滿洲國ノ適當ナル主市場ニ於ケル一般卸賣價格ヲ採用ス

裏面白紙

ベク右ニ掲ゲラレタル取引所ニ於ケル價格、輸出價格又ハ卸賣價格ヲ基點トシテ價格ヲ定ムルコト能ハザル物品ニ付シテハ委員會ハ當該物品ニ付シ入手シ得ラルル情報ノ全部ヲ基礎トシテ公正ナル價格ヲ定ムベシ
 電停委員會ニ依ル一切ノ事件ノ審理ハ委員會ガ申請ヲ受理シタル日ヨリ六週間以内ニ完了セラルベシ

第三條

通商代表部及日本國又ハ諸國ノ臣民又ハ法人ガ其ノ間ニ締結セル輸入契約ニ付シテ履行セラルル義務ノ履行ニ付シ意見ノ不一致ヲ來シタル場合ハ、当事者ハ共同又ハ單獨ニテ第三條第一項ニ掲ゲラルル調停委員會ニ付シ意見ノ不一致ニ付シ調停ヲ申請スルコトヲ得但シ當該契約中ニ各當事者ガ右申請ヲ爲スコトヲ得ル旨ノ規定アル場合ニ限ル
 調停委員會ハ右申請ヲ受理シタルトキハ當該契約ノ規定及意見ノ不一致ニ關係アル一切ノ事項ヲ審査シ其ノ公正ト認ムル意見ヲ定メ當事者ノ何レカ一方又ハ雙方ニ付シ右意見ニ従ヒ意見ノ不一致

裏面白紙

ヲ解決スルコトヲ勸奨スベシ
本條ノ場合ニ於ケル調停委員會ノ事件審理期間ハ第三條ノ場合ニ
同ジ

第五條

調停委員會カ所定ノ審理期間内ニ決定ニ到達シ得ザル場合又ハ到
達セル決定ガ二週間以内ニ困難ヲ除去シ得サルトキハ事件ハ意見
不一致ノ當事者ノ何レカ一方又ハ雙方ノ申請ニ依リ公正且妥當ナ
ル解決ノ爲關係締約政府間ノ商議ニ移サルベシ但シ右ハ當事者間
ニ決メ共ノ旨ノ合意アル場合ニ限ル

第六條

兩關係當事者ガ希望スルトキハ契約其ノ他ニ於テ本議定書第三條
第四條及第五條ノ規定ニ從ヒ調停委員會ニ依リ又ハ關係締約政府
間ノ商議ニ依リ到達セル決定ハ兩當事者ヲ拘束スベキ旨ヲ定ムル
取極ヲ決定スルコトヲ得ルモノトス此ノ場合ニ於テハ右決定ハ右
取極ニ依リ豫見セラルル態樣ニ於テ效力ヲ生ズベシ

裏面白紙

第七條

本議定書ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ
右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ
署名調印セリ

昭和十年三月二十三日即チ庚申二年三月二十三日即チ千九百三十
五年三月二十三日東京市ニ於テ英吉利語ヲ以テ本署三週ヲ作成ス

クズネツツオフ	ビー、アイ、カズロフスキー	シー、シ、ユーレネフ	鳥澤	大橋	丁士	廣田
(印)	(印)	(印)	(印)	忠	一	弘
					(印)	(印)

裏面白紙

22

支那共産主義ニ「ソヴィエト」社会主義
共和内閣閣議決定公文

昭和十一年（一九三五年）三月二三日東京ニ於テ
昭和十一年（一九三五年）三月二五日告示

（ソヴィエト）
（ソヴィエト）
（ソヴィエト）

「ソヴィエト」社会主義共和内閣閣議決定ノ
ラレタル北滿鐵道（東支鐵道）ニ因スル「ソ
「ソヴィエト」社会主義共和内閣閣議決定ノ
ガ表示セラレタル希望ニ因シ本大臣ハ閣下ニ左ノ如ク報告スルノ光榮
ヲ有シ

日本及滿洲國ニ在ル經濟且政治ノ關係ニ因ミ日本政府ハ前
「ソヴィエト」社会主義共和内閣閣議決定ノ結果トシテ滿洲國政府ガ「ソヴィエ
ト」社会主義共和内閣閣議決定ニ因シテ得フ利益及物品ヲ以テスル一

219

220

22

原本不明瞭

裏面白紙

支那總督ニ「ソヴィエト」社會主義
共和國對邦交條公文

昭和一〇年（一九三五年）三月二三日東京ニ於テ
昭和一一〇年（一九三五年）三月二五日告示

外務大臣ヨリ「ソヴィエト」邦大總領館ニ

以對邦交上重要事項本日「ソヴィエト」社會主義共和國對邦及對滿洲國
ノ至リ對邦ニ修リ修名セラレタル北滿鐵道（東京鐵道）ニ歸スル「ソ
ヴィエト」社會主義共和國對邦大總領館ニ對シテ對邦政府ノ對滿洲國
ガ表示セラレタル條約ニ對シテ大巨ハ下ニ左ノ如ク對邦スルノ光榮
ヲ有シ

日本國及滿洲國ニ至ズル條約及對邦ノ「ソヴィエト」社會主義共和國
ニ對シテ對邦政府ガ「ソヴィエト」社會主義共和國對邦政府ガ「ソヴィエ
ト」社會主義共和國對邦政府ニ對シテ對邦政府ガ「ソヴィエト」社會主義共和國
ニ對シテ對邦政府ガ「ソヴィエト」社會主義共和國對邦政府ニ對シテ對邦政府ガ「ソヴィエト」社會主義共和國

219

1

220

初ノ文藝雑誌ガ右ノ如ク定ニ刊行セラレタル各朝日新聞ニ送附同政府ニ依
リ正副ニ履行セラルルコトヲ保障スルコトヲ約ス
本大臣ハ後ニ同下ニ向テ電ヲ送リテ要シ候
昭和十年（千九百三十五年）三月二十三日東京ニ於テ

陸 奥

田 弘

日本「建設」

「ソビエト」社主義共産主義「邦聯令」等大家

「コンスタンチン、ユーレンボフ」

下

裏面白紙

本使ハ同答トシテ新印閣下ノ御通報ヲ了スルヲ其ニ隨致候
 本使ハ其ニ閣下ニ向テ重テ敬テ表シ候

221

「ソグアイエト」閣部大使ヨリ外務大臣宛
 以貴館上野校場至大使ハ閣下カ本使ニ太ノ如ク御通報相成ナル本日附
 書録ヲ呈領スルノ光榮ヲ有シ候

「本日」「ソグアイエト」社会主義共和国聯邦及滿洲國ノ全權委員ニ依リ
 署名セラレタル北滿鐵道（南支鐵道）ニ關スル「ソグアイエト」社会主義
 共和國聯邦及滿洲國ノ權利ヲ北滿鐵道ニ譲渡スルモノ協定ノ締結ニ關スル商
 中「ソグアイエト」社会主義共和國聯邦政府ノ爲ニ閣下ガ表示セラレタ
 ル承諾ニ隨ジ本大臣ハ閣下ニ方ノ如ク承諾スルノ光榮ヲ有シ候
 日本國及滿洲國間ニ在スル緊密且睦狀ノ關係ニ鑑ミ日本國政府ハ前
 述協定七條ニ從ヒ前記譲渡ノ結果トシテ滿洲國政府ガ「ソグアイエ
 ト」社会主義共和國聯邦政府ニ對シテ專ラ全權及協定ヲ訂結スル一
 切ノ手續並ニ協定ガ本協定ニ規定セラレタル欠損點内ニ滿洲國政府ニ依
 リ正確ニ履行セラルルヲ保障スルヲ約ス」

裏面白紙

222

DEF. DOC. #58

千九百三十五年三月二十三日東京ニ於テ

シー、シー、ユーレネフ

日本国外務大臣 廣田 弘毅 閣下

裏面白紙

Doc. No. 35

CONFIDENTIAL

Statement of Source and Authenticity

I, Masahito, Asada, Chief of Archives Section, Japanese Foreign Office, hereby certify that the document in Japanese hereto attached, consisting of _____ pages and entitled "Exchange of Notes between Governments of Japan and the Union of Soviet Socialist Republics concerning the Question of Payment" is an exact and true copy of an official document of the Japanese Foreign Office.

Signed at Tokyo on this

17th day of Sept., 1943

Masahito Asada
Signature of Official

Witness, Masahito Asada

223

224

原
本
不
明
瞭

裏
面
白
紙

支拂保障ノ效果ニ關スル日本國「ソヴィエト」
社會主義聯邦國交授公文

和一九三五年（一九三五年）三月二三日東京ニ於テ
和一九三五年（一九三五年）三月二五日告示

ト「聯邦大使宛往郵

（ソヴィエト）
（ソヴィエト）

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦及
名セラレタル北滿鐵道（東支鐵道）ニ關

スル「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ權利ヲ滿洲國ニ讓渡ス
ル爲ノ協定ノ規定ニ從ヒ滿洲國政府ガ「ソヴィエト」社會主義共
和國聯邦政府ニ對シテ得フ一切ノ支拂義務ノ滿洲國政府ニ依ル順
行ニ關シ日本日本國政府ガ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政
府ニ與ヘタル保障ノ結果トシテ本大臣ハ閣下ニ左ノ如ク通報スル
ノ光榮ヲ有シ候

滿洲國政府ニ依ル支拂ノ實行ニ關聯シ何等カノ困難生ズルガ如
キ場合ニハ日本國政府ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政

22

支拂保障ノ效果ニ付スル日本「ソヴィエト」
社会主義聯邦国交文

昭和一〇年（一九三五年）三月二三日東京ニ於テ
昭和一一〇年（一九三五年）三月二五日告示

外務大臣ヨリ「ソヴィエト」聯邦大使宛往書

ド重務上致候者本日「ソヴィエト」社会主義共和國聯邦及
洲國ノ全權委員ニ依リ署名セラレタル北緯緯道（東支道）ニ
スル「ソヴィエト」社会主義共和國聯邦ノ福利ヲ滿洲國ニ渡ス
ル爲ノ協定ノ規定ニ從ヒ滿洲國政府ガ「ソヴィエト」社会主義共
和國聯邦政府ニ對シテ有フ一切ノ支拂義務ノ滿洲國政府ニ依ル
行ニ付シ本日日本國政府ガ「ソヴィエト」社会主義共和國聯邦政
府ニ與ヘタル保障ノ結果トシテ本大臣ハ閣下ニ左ノ如ク通報スル
ノ光榮ヲ有シ候

滿洲國政府ニ依ル支拂ノ實行ニ關シ何等カノ困難生ズルガ如
キ場合ニハ日本國政府ハ「ソヴィエト」社会主義共和國聯邦政

224

225

裏面白紙

府ガ諸洲國政府ノ之ニ對シテハ一切ノ支拂ヲ全部且前記協
定ニ依リ定メラレタル各期限内ニ受ケ以テ「ソグイエト」社會
主義協和國聯邦政府ガ不困難ニ聯絡シテ對ニ何等ノ損失ヲ蒙
ラザル爲メ該事情ノ下ニ於テ必要ナル一切ノ努力ヲ爲スベシ
又大正ハ於ニ閣下ニ向テ重テ敬意ヲ表シ候 敬 具
昭和四年八月三十一日 三月二十三日東京ニ於テ

席 田 弘 毅

日本
「ソグイエト」社會主義協和國聯邦政府全權大使
「コンスタンチン、ユーレネフ」 閣下

裏面白紙

「ソヴィエト」聯邦大使ヨリ外務大臣宛來
以書翰啓上致候者本使ハ閣下ガ本使ニ左ノ如ク御通達相成タル
本日附費ヲ受領スルノ光榮ヲ有シ候

「本日「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦及滿洲國ノ全權委員
ニ依リ署名セラレタル北滿鐵道（東京鐵道）ニ關スル「ソヴィ
エト」社會主義共和國聯邦ノ權利ヲ滿洲國ニ譲渡スル爲ノ協定
ニ從ヒ滿洲國政府ガ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ニ
對シテ簽フ一切ノ文據義務ノ滿洲國政府ニ依ル履行ニ關シ本日
日本國政府ガ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ニ與ヘタ
ル保障ノ結果トシテ本大臣ハ閣下ニ左ノ如ク御通達スルノ光榮ヲ
有シ候

滿洲國政府ニ依ル支拂ノ實行ニ關聯シ何等カノ困難生ズルガ如
キ場合ニハ日本國政府ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政
府ガ滿洲國政府ノ之ニ對シテ召ヘル一切ノ支拂ヲ全部且前記協

定ニ依リ定メラレタル各期間内ニ受ケ以テ「ソグイエト」社
會主義共和聯邦政府ガ右困難ニ因聯シテ應對ニ何等ノ損失
ヲ蒙ラザル爲當該事情ノ下ニ於テ必要ナル一切ノ努力ヲ爲ス
ベシ

本使ハ回答トシテ前記閣下ノ御所轄ヲ了承スル旨茲ニ陳述致候
本使ハ茲ニ閣下ニ向テ重テ敬意ヲ表シ候

千九百三十五年三月二十三日東京ニ於テ

敬具

シー、シー、ユーレネフ

日本國外務大臣
廣田弘毅 閣下

裏面白紙

支拂保障ノ效果ニ關スル日ソ國「ソヴィエト」
社會主義聯邦國交換公文

昭和一〇年（一九三五年）三月二三日東京ニ於テ
昭和一一〇年（一九三五年）三月二五日告示

「ソ」聯邦大使宛往書

入2-2-30(5)
1935年3月25日
(7/17/35 修改)

日「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦及滿
洲名々ラレタル北滿鐵道（東支鐵道）ニ關
會主義共和國聯邦ノ權利ヲ滿洲國ニ移渡ス

ル爲ノ協定ノ規定ニ從ヒ滿洲國政府ガ「ソヴィエト」社會主義共
和國聯邦政府ニ對シテ負フ一切ノ支拂義務ノ滿洲國政府ニ依ル履
行ニ關シ本日日本國政府ガ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政
府ニ與ヘタル保障ノ結果トシテ本大臣ハ閣下ニ左ノ如ク通報スル
ノ光榮ヲ有シ候

滿洲國政府ニ依ル支拂ノ實行ニ關聯シ何等カノ困難生ズルガ如
キ場合ニハ日本國政府ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政

支拂保障ノ效果ニ關スル日米協定「ソヴィエト」
社會主義聯邦開交條公文

昭和一〇年（一九三五年）三月二三日東京ニ於テ
昭和一〇年（一九三五年）三月二十五日告示

外務大臣ヨリ「ソヴィエト」聯邦大使宛往書

以參照啓上致候諸君本日「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦及滿洲國ノ全權委員ニ依リ署名セラレタル北滿鐵道（東支線道）ニ關スル「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ權利ヲ滿洲國ニ移渡スル爲ノ協定ノ規定ニ從ヒ滿洲國政府ガ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ニ對シテ負フ一切ノ支拂義務ノ滿洲國政府ニ依ル履行ニ關シ本日日本國政府ガ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ニ與ヘタル保障ノ結果トシテ本大臣ハ閣下ニ左ノ如ク通報スルノ光榮ヲ有シ候

滿洲國政府ニ依ル支拂ノ實行ニ關シ何等カノ困難生ズルガ如キ場合ニハ日本國政府ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政

「日本國駐米
「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦特命全權大使
「コンスタンチン・ユレーネフ」
閣下

府ガ滿洲國政府ノ之ニ對シテ負ヘル一切ノ支拂ヲ全部且蘇記協
定ニ依リ定メラレタル各期間内ニ以テ「ソヴィエト」社會
主義共和國聯邦政府ガ右困難ニ關シテ必要ナル一切ノ努力ヲ爲スベシ
ラザル爲當該事情ノ下ニ於テ必要ナル一切ノ努力ヲ爲スベシ
本大臣ハ茲ニ閣下ニ向テ電テ敬告スルシ候 敬具
昭和十年ハ千九百三十五年三月二十三日東京ニ於テ

廣田 弘毅

裏面白紙

229

230

「ソヴィエト」聯邦大使ヨリ外務大臣宛來
以得輪啓上致候節者本使ハ同下ガ本使ニ左ノ如ク御通報相成タル
本日附書翰ヲ受領スルノ光榮ヲ有シ候

「本日」「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦及滿洲國ノ全權委員
ニ依リ署名セラレタル北滿鐵道ハ東支鐵道ニ附スル「ソヴィ
エト」社會主義共和國聯邦ノ權利ヲ滿洲國ニ移渡スル爲ノ協定
ニ從ヒ滿洲國政府ガ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ニ
對シテ負フ一切ノ支拂義務ノ滿洲國政府ニ依リ履行ニ關シ本日
日本國政府ガ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ニ與ヘタ
ル保證ノ結果トシテ本大臣ハ同トニ左ノ如ク通報スルノ光榮ヲ
有シ候

滿洲國政府ニ依ル支拂ノ實行ニ關聯シ何等カノ困難生ズルガ如
キ場合ニハ日本國政府ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政
府ガ滿洲國政府ノ之ニ對シテ負ヘル一切ノ支拂ヲ全部且能記協

裏面白紙

日本國外務大臣
廣田弘毅閣下

定ニ依リ定メラシタル各期間内ニ受ケ以テ「ソヴィエト」社
命主義共和國聯邦政府ガ右困難ニ關聯シテ何何等ノ損失
ヲ蒙ラザル爲メ該事情ノ下ニ於テ必要ナル一切ノ努力ヲ爲ス
ベシ

本使ハ回答トシテ前記閣下ノ御通報ヲ了承スル旨茲ニ歸途致候
本使ハ茲ニ閣下ニ向テ敬テ表シ候
敬具

千九百三十五年三月二十三日東京ニ於テ

シ！、シ！、ユー！、ネフ

REF. DOC. #133

C E R T I F I C A T E

Statement of Source and Authenticity

I, MAIASHI, Kaoru, Chief of Archives Section, Japanese Foreign Office, hereby certify that the document in Japanese hereto attached, consisting of 4 pages and entitled "Exchange of Notes between Governments of Japan and the Union of Soviet Socialist Republics concerning the Direct of the Guarantee of Payment"

is an exact and true copy of an official document of the Japanese Foreign Office.

Signed at Tokyo on this

17th day of Sept., 1946

K. Maishi
Signature of Official

Witness: Nagamura ODO

232

233

裏面白紙

ナハ

22

E 3251
Ref. Doc 1429

J. Takahashi

22-9-30 ()
Takashi
()

北滿鐵道讓渡協定調印ニ關スル廣田外務大臣及

「リトヴィノフ」「ソ」聯邦外務人民委員及

換祝電

(一)「リトヴィノフ」外務人民委員發廣田外務大

臣宛祝電(一九三五年三月二十四日着)

(邦譯文)

北滿鐵道讓渡協定調印ノ報ニ接シテ欣快ノ念ニ溢エマセ
ヌ。閣下ハ同交渉ニ親シク積極的ニ圖與シ其ノ成功
ニ貢獻セラレマシタガ、交渉ノ結了ニ際シテ衷心
下ニ對シ祝意ヲ表スルコトハ私ノ欣ハシキ義務デア
ルト思ヒマス。我々ハ兩國間ノ衝突誤解ノ原因ヲ除
去シ、眞實ニ友好的ナル關係ヲ強化セシムル爲效果
的ナル協力ヲ今後更ニ續ケ度イト思ヒマスガ、右ハ
單リ日蘇兩國民ノ利益トナルノミナラズ、延ヒテハ
所以デモアルト信ズル次第デ

ニ於テ

「ソヴィエト」聯邦外務人民委員

リトヴィノフ

廣田外務大臣閣下

ナカ

22

E-3251
Ref. Doc 1429

y. Takahashi

北滿鐵道讓渡協定調印ニ關スル廣田外務大臣及

「リトヴィノフ」「ソ」聯邦外務人民委員

換祝電

(一)「リトヴィノフ」外務人民委員發廣田外務大

臣宛祝電(一九三五年三月二十四日着)

(邦譯文)

北滿鐵道讓渡協定調印ノ報ニ接シテ欣快ノ念ニ溢エマセ
ヌ。閣下ハ同交渉ニ親シク積極的ニ關與シ其ノ成功
ニ貢獻セラレマシタガ、交渉ノ終了ニ際シテ衷心固
下ニ對シ祝意ヲ表スルコトハ私ノ欲ハシキ義務デア
ルト思ヒマス。我々ハ兩國間ノ衝突誤解ノ原因ヲ除
去シ、眞實ニ友好的ナル關係ヲ強化セシムル爲效果
的ナル協力ヲ今後更ニ續ケ度イト思ヒマスガ、右ハ
單リ日露兩國民ノ利益トナルノミナラズ、延ビテハ
亦世界平和ニ寄與スル所以デモアルト信ズル次第デ
アリマス。

莫斯科ニ於テ

「ソヴィエト」聯邦外務人民委員

リトヴィノフ

廣田外務大臣閣下

1-332

E 3251
Ref. Doc 1429

(二) 廣田外務大臣發「リトヴィノフ」外務人民委員
宛返電(三月二十五日發)

(邦譯文)

貴電深謝致シマス。北僞交渉が調結ト妥決ヲ見ルニ
至リマシタコトハ、本大臣モ亦喜シク満足トスル所
デアリマシテ、此ノ機會ニ於テ本大臣ハ閣下が同交
渉成立ノ爲確固不撓ノ努力ヲ致サレタコトニ對シ、
深甚ナル敬意ヲ表シマス。

本協定ノ成立ニ依ッテ「ソ」露兩國ノ關係ハ、益々
好ノ度ヲ加フベク、又日「ソ」露三國ノ親善關係ハ、
本協定ニ依リ其ノ新シキ發展ニ同ッテ一基礎ヲ置カ
レタモノデアリマス。三國間ノ關係榮ハ今同ノ交渉
ニ於テ發揮セラレタト同線ノ和衷協同ノ精神ヲ以テ
スルニ於キマシテハ、調結ナル解決ヲ期待シ得ベク、
之ニ依リ東亞ノ平和ハ一層強固ヲ加フベキヲ確信ス
ル次第デアリマス。

東京ニテ

外務大臣 廣田 弘毅

「ソ」露邦外務人民委員

リトヴィノフ閣下

233-2

2

3252
Def, Doc, A 2505

Exh, A

文

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書

自分休 僱 外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添付セラレタル露西
亞語ニ依テ書カレ二頁ヨリナル「東京支道協定假詞印」のソ日關係に對する意
義につき一九三五年三月十四日リトヴィノフ外務人民委員が日本通信員にな
した聲明「ト題スル文書」ハ外務省保管ニ係ルリトヴィノフ著書「ソ聯邦の對
テ眞實ナル寫ナルコトヲ證明ス

於東京

林

鑑

立會人

浦

島

勝

馬

234

235

E 3252
Def. Doc. A 2505

Exh. 4

譯文

高橋

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書

自分林 榎 ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添付セラレタル露西
亞語ニ依テ書カレ二頁ヨリナル「京支鐵道協定假調印」のソ日關係に對する意
義につき一九三五年三月十四日リトヴィノフ外務人民委員が日本通信員にな
した聲明「ト題スル文書ハ外務省保管ニ添ルリトヴィノフ著書「ソ聯邦の對
外政策」ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年一月十七日

於東京

林

立會人 清 島 勝 局

裏面白紙

234

235

(日本語譯)

東支鐵道協定假調印のソ日關係に對する意義につき、
一九三五年三月十四日リトヴィノフ外務人民委員が
在モスコイ日本通信員になした聲明

(一九三七年在モスコイ國立出版所發行のリトヴィノフ
氏著「ソ聯邦の對外政策」所載)

諸氏は予に對し、成立を見たばかりの東支鐵道協定の假調印につき評價
をなし、且つ本件が日本の利害關係を有する他の諸問題、例へば漁業條約
及び興築地帯非武装化の問題の將來に對し、及ぼすことあるべき影響につ
いて、予の意見を述べざるやう要望してゐる。

東支鐵道協定は、最も複雑な東支問題の一つを解決するものであると同
時に、ソ日關係發展上の最も大きな積極的事件と看做さるべきことにつ
いては、異論の餘地なきものと、予には思はれる。ソ聯政府は、十年以上も
前に、一九二四年の北京條約により文部に對し東支鐵道を期限前に買収す
る權利を承認し、且つ滿洲の事實上の前政府に同鐵道を譲渡すべき具體的
交渉を開始し、東支鐵道から手を引く用意を表明したが、しかし一九三一年
から變化を見るに至つた滿洲の状況下においては、同政府は、東支鐵道が

裏面白紙

ソ日兩國間紛争の絶えざる源泉となり且つソ聯政府の全隣邦との平和維持政策を困難ならしめ得るものであるとの確信に到達せざるを得なかつた。實しかして現貨は早くもこの豫想の正しかつたことを立證するに至つた。實際、滿洲における新設鐵道建設の數ヶ月以來、同鐵道と京支鐵道ソ聯管轄との間に一聯の紛争が發生し、同紛争はわが方が如何に平和を愛好するも、全關係諸國にとり極めて困難な結果を惹起すべき危険を榮らんだ。かかるが故に、予は一九三三年五月二日自國政府の名において、在モスコ日本大使大田氏に對し我方が京支鐵道を滿洲國に賣却すべき交渉を直ちに開始する用意あることを申入れた。この提議は、ソ聯政府の平和愛好の最も顯著の一つであつたと、予には思はれるが、又同提議は日本を含め全世界においてもかかる評價を受けた。

ソ聯政府は、京支鐵道の賣却を以て露京における平和強化の一手段と認め、開始された交渉においては、結局その最初の立場から著しく後退し、最大限の好意と譲歩とを表明するところがあつた。尤も漸次我方の譲歩にミットして來た日滿關係に對しても應分の評價を與へねばならぬ。交渉は約二ヶ年行はれた。この事は大なる困難の存在したことを示すものであるが、これ等困難の克服は、双方が話し合ひをつけ、所期の結果を獲得せん

裏面白紙

Def, Doc, 2505

Exh, 5

とした志向によるものとなさねばならぬ。しかしてこれ等諸困難の克服には交渉の身段附において諸原的に交渉に参加した日本外務大臣廣田氏が諒からず功績を有する。廣田氏の大使としてのソ連駐在は、疑ひもなく、ソ連兩國交渉参加者の間における相互理解の設定に貢献するところがあつた。

裏面白紙

237

238

辯護士文書二〇六一B (三四)

高橋

廣田外相との別れの會談

一九三五年七月十八日

自分は今朝、外務大臣を訪問し、自分は日本に赴任以來三年以上になつたので、今國政府より恩賜を得て明日アメリカへ向け出帆する旨を傳へた。廣田外相は又東京に留つて来る予定であると述べた。外相は必ず或程度文藝を來し、又新任大使と派遣先政に對する事情をなれる迄、不都合な空間を生ずるも送つた。外相は、時に現在に於ては大使の異動のない事が最も重要であると云つた。私は、一自分の知る限りでは、現在の所——異動する様な意向はなく、自分では東京に留つて来るものと充分期待してゐる。一旨返答した。

又、ワシントンに到着の際には勿論、大統領及び國務長官に直接報告をなし、日本の現状並びに日米兩國間の狀勢に關する自分の觀察及び所感を兩閣下に傳へるつもりである。若し貴下の方で何か御意見でもあれ

辯護士文書二〇六一B (三四)

廣田外相との別れの會談

一九三五年七月十八日

自分は今朝、外務大臣を訪問し、自分は日本に赴任以來三年以上になつたので、今國政府より休暇を與て明日アメリカへ向け出帆する旨を傳へた。そして秋の終り頃には又東京に歸つて来る予定であると述べた。外相は、「大使がかはれれば必ず或程度支障を來し、又新任大使と派遣先政府との間ではお互ひに兩者の事情になれる迄、不都合な空欄を生ずるものもあるから、私に必ず歸つて來て頂きたい」と、好意ある言葉を私に送つた。外相は、時に現在に於ては大使の異動のない事が最も重要であると云つた。私は、「自分の知る限りでは、現在の所——異動する様な意向はなく、自分では東京に歸つて來るものと充分期待してゐる。」旨返答した。

又、「ワシントンに到着の際には勿論、大統領及び國務長官に直接報告をなし、日本の現狀並びに日米兩國間の狀勢に關する自分の觀察及び所感を閣下へ傳へるつもりである。若し貴下の方で何か御意見でもあれ

裏面白紙

ば、おきまして大統領及びハル長官に御傳へしませう」と語った。廣田外相は、彼が外務大臣就任の際自分に送った聲明に言及して、次の様に答へた。「自分は、日米兩國間の友好關係維持を最大の重要事と考へてゐる。そして、この兩國關係の改善をもつて自分の外交政策の基礎となすつもりである。」と。彼は又日米關係は二年前には困難な状態にあつたけれども現在では明らかに良好であると考えて居る。そして又この良好な状態の維持を不都合とする理由は一切ない」と語った。外相の意圖する所は、この最も望ましい結果を實現する様万全を盡す點にあつた。外相は更に附言して、「自分の意見では、日本と或る他の諸外國との關係は日米關係よりかはるかに困難な又好ましくない状態にある」と語った。

此の點に關聯して、外相は又海軍の情勢を次の如く語った。「若し双方が意見の一致をみて、今年中に條約の締結を見るやうな見通しがつかない限りは、問題に強いて手を着けず、現在の平和的な情勢を維持して置く方がよいと思ふ。」と。又「一國が他國を壓迫することは、單に憤懣焦慮を齎すのみであるから最も避くべき重要事である」と述べた。日本海軍は目下の所何等の計畫もなく、當分は何事も現状維持で満足してゐる。年末迄には會議を開く必要はあらうけれども、終らしめ、あと一二年間形式的に開いて、殊更に紛争を誘起せずして、終らしめ、あと一二年間

裏面白紙

は會議を開かずしておくことも出来ると彼は考へてゐる。
廣田外相から得た印象は、日本海軍の態度は以前のやうに強硬ではない
といふことであつたが、しかしこれについて彼は右の如く文字通り言明
したのでない。たゞ、若し充分な時間の餘裕を與へられれば、相當多
くの困難な問題も圓滑に處理されるであらうといふやうな表現であつた

元米國大使ダールの日記（一五九頁―一六〇頁）の抄録

裏面白紙

財政政策の要

不取敢本件差當り當官限り極秘密止メラレ庶
下官暗一

一盤

昭和十年八月五日廣田大臣發電報
支那、北平、天津、南京宛
暗合第五五六號（極秘）

財政政策ニ關スル件

其ノ後ニ於ケル事變ノ推移ニモ順ミ先般來極秘裡ニ關係局ヲシテ取調ト共ニ
財政政策ニ關シ根本的再檢討ヲナシメツアリ不取敢別電合第555號ノ如キ
宣亞局試案（七月二日附一）ヲ提示セシメ置キタル處取調ニ於テモ右主旨ニハ
大体異存ナキヤノ模様ニテ意カラズ何トカ歸ルヘキ見込ナリ何分ノ機決定ノ
上ハ更ニ申進スヘキモ不取敢本件差當リ實官限リ極秘宮ニ止メラレ度

本電及別電宛先（以下省略）

別電暗合第五五五號（極秘）

宣亞支三門ノ提攜共助ニ依リ宣亞ノ安定ヲ確保スルハ我對外政策ノ要點ニシ
テ此ノ趣旨ニ於テ三門和親シ且必要ノ協力ヲ行フコト所望ナリ我對外政策ノ
根本モ實ニ茲ニ存ス、依テ我方ハ左記要綱ニ基キ緩急時宜ニ道スル方法ヲ以
テ右目的ノ達成ヲ期スルコトトス。

支那側ニ於テ排日運動ノ徹底の取締ヲ行フト共ニ日支兩國ハ真正平和ノ確
 保ニ向スル其ノ特殊ノ責任ニ基キ相互獨立尊重及提携共助ノ原則ニ依ル和
 親協力關係ノ設定増進ニ努メハ經濟的文化的方面ヨリ著手ス一旦更ニ進ム
 テ滿支關係ノ進展ヲ計ルコト
 右滿支關係ノ進展ハ支那側ニ於テ滿洲國ニ對シ正式承認ヲ與フルト共ニ之
 ト履行シ相互獨立尊重及提携共助ノ原則ニ依リ日滿支三國ノ新關係ヲ規
 スヘキ必要ナル取極ヲナスコトヲ以テ結局ノ目標トスルモ兼テ支那側ハ
 少ク共接滿地域タル北支及察哈爾地方ニ於テ滿洲國存在ノ事實ヲ否認スル
 コトナク反滿政策ヲ罷ムルト共ニ進ンテ滿洲國トノ關係ニ對シ上經濟的及文
 化的ノ融通提携ヲ行フコト
 外蒙等ヨリ來タル赤化脅威カ日滿支三國共ニ對シ脅威タルニ願ミ察哈爾其ノ
 他外蒙ノ接壤方面ニ於テ少ク共ニ支同ニ特ニ右脅威排除ノ見地ニ基キ合作
 ヲ行フコト

裏面白紙

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書

自分林 泰ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル
日本語ニ依ツテ書カレ二頁ヨリ成「昭和十年八月五日庚田大臣發電報」ト
ト題スル書類ハ日本政府「外務省」ノ保管ニ係ル公文書ノ謄本ノ正確ニ
シテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十一年十一月十九日 於 東京 林

印

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立 合 人 尾 戸 長 泰

昭和十年九月二十八日廣田大巨電報
支那、滿洲、北平、天津、濟南、青島、南京、漢口、福州
厦門、廣東、廣西

陸海軍第六八七號（秘密）

財政政策ニ關スル件

先般來公使ニ於ケル對支方針ニ關シ軍備ト協方シ研究中ナリシ處右研究

ノ結果ニ基キ外務省陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ハ「一、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

ニ基キ、對支方針ニ關シ、陸海軍三省奉務當局ニ於テ開會第六八八號ノ方針

裏面白紙

訂正

訂正理由

撮影ミスの為

訂正箇所

直前の

/ コマ取消

/ コマ再撮影

訂正年月日 平成 18 年 12 月 1 日

このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。

撮影者

塩崎伸一郎

印

受託責任者

神奈川県南足柄市中沼210番地
富士写真フイルム株式会社
代表取締役 古森 重隆

印

昭和十年九月二十八日廣田大相電報
支那、滿洲、北平、天津、濟南、青島、南京、漢口、福州
厦門、廣東省

附電第六八七號（電報）

先般來公報ニ於ケル對支方針ニ關シ軍部ト協力シ研究中ナリシ處右研究ノ結果ニ基キ外務省海軍省三省事務當局ニ於テ對支方針第六八八號ノ方針案ヲ作成シ關係各大臣ノ諒解事項トシテ決定方目下手続中ナリ右決定ノ上ハ更ニ電報スヘシ發官便リ絶對無誤御含意
但シ本電及別電發地陸海軍側ノ要求ニ應ジ爲交付セラレ差支ナシ
本電及別電宛先（以下省略）
別電暗合第六八八號（電報）
帝國ヲ中心トスル日滿支三國ノ提携共助ニ依リ東亞ノ安定ヲ確保シ其ノ發展ヲ許ルハ我對外政策ノ根柢ニシテ我對支政策ノ目的モ亦實ニ茲ニ存ス。右目的ヲ達成スル爲ニハ先ツ、左記要綱ニ基キ大要名分ニ即シ且發展宜シキヲ創スル方法ニ依リ支那側ヘ中央及地方政權一ヲシテ帝國及滿洲國ニ對スル關係ヲ調成セシメ以テ日滿支三國間ノ根本關係ヲ確立シ得ヘキ狀態ニ至ラシムルヲ要ス

244-1

245

(1) 文部省がシテ日言動ノ徹底的取柄ヲ行ヒ且歐米欧存政策ヨリ脱却ス
ルト共ニ對日親善政策ヲ採用シテ該政策ヲ現實ニ實行シ更ニ具體的開
題ニ對シテ提議セシムルコト
(2) 文部省がシテ滿洲國ニ對シ窮蹙ニ於テハ正式承認ヲ與ヘシムルコト必
要ナルモ差當リ滿洲國ノ獨立ヲ事實上承認シ反滿政策ヲ變メシムルノ
ミナラス少ク共榮滿地城タル北支方面ニ於テハ滿洲國トノ間ニ經濟的
及文化的ノ親善提携ヲ行ハシムルコト
(3) 外蒙等ヨリ東タル赤化勢力ノ脅威カ日滿支三國共通ノ脅威タルニ信ミ
文部省がシテ外蒙等地方ニ於テ右脅威排除ノ爲め我方ノ希望スル態度
ノ態度ニ協力セシムルコト
以上要綱所載ノ諸點カ着々實行ニ移サレ我方カ日滿兩國トノ親善提携ニ
關スル文部省ノ態度ヲ確認スルニ於テハ先ツ日支間ニ親善協力關係ノ設
定ニ關スル包括的取柄ヲ示シ次々日滿支間ノ新關係ヲ親善スルニ必要ナ
ル取柄ヲ行フモノトス

文部省ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書
(三覽)
自分、林 樸ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナルニ、茲ニ添付セラレタ
ル日本語ニ依ツテ書カレ三頁ヨリ成ル一頁三十五号九月二十八日ト題ス
ル書翰ハ日本政府(外務省)ノ保管ニ係ル公文書ノ被奉ノ正副ニシテ眞
實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十一年十一月十九日

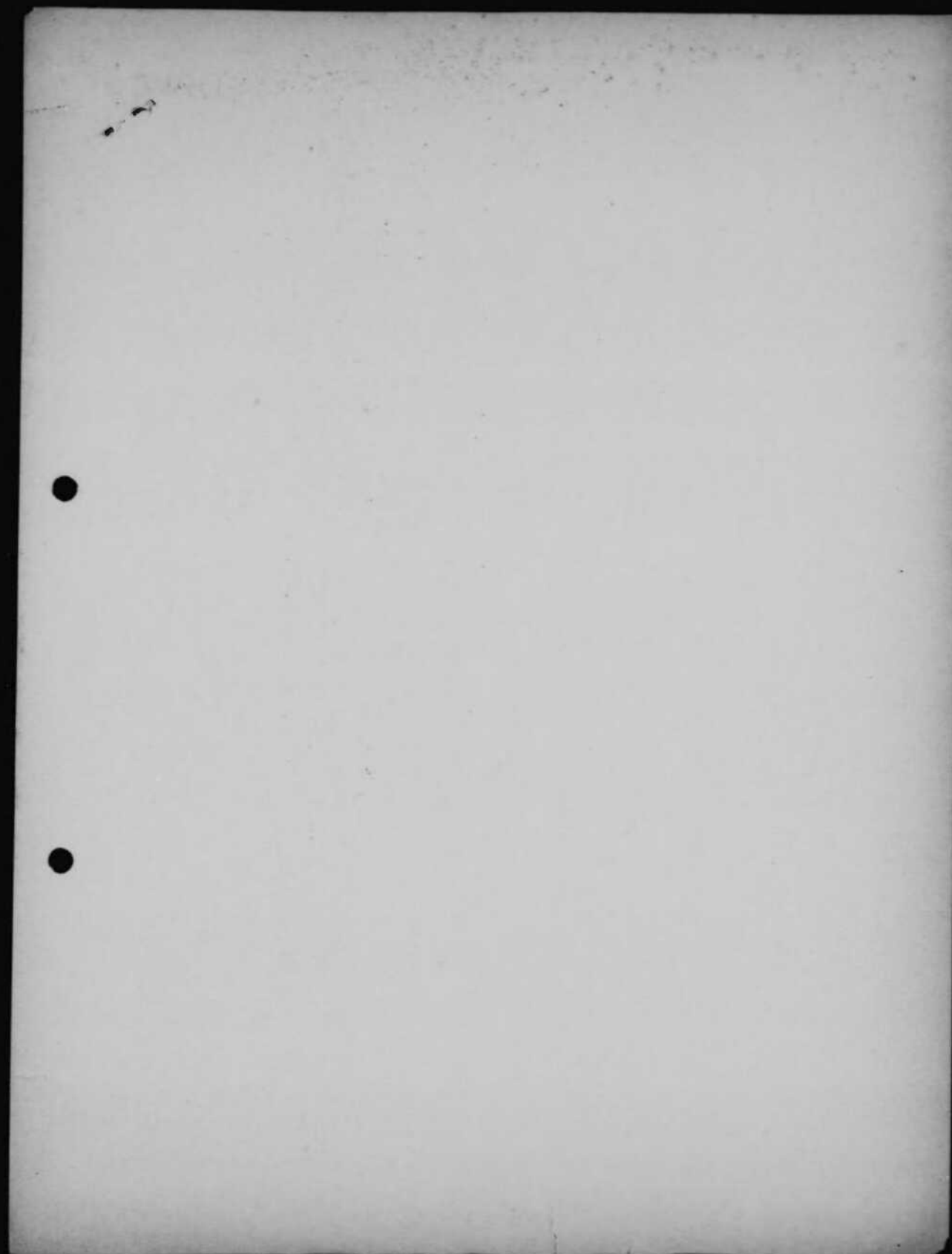
於東京

林

同日於同所

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

立會人 尾 戸 長 泰



E 3255
DocNo 42218

支那

昭和十年十月四日廣田大臣發電報
支那、滿洲、北平、天津、濟南、青島、南京、漢口、廣州、厦門、慶
東宛

略合第七一六號（極秘）

對支政策ニ關スル件

シ十月四日外務、陸軍、海軍各大臣ノ諒解事項ト
ノ通り決定シ總理大臣及大藏大臣之ヲ諒承セリ就
シ在支大使、南京、北平、天津以外ニ於テハ目下
ノ所積極的ノ運用ヲ諒期シ居ラス從ツテ右四館以外ノ公館ニ於テハ差當
リ合ノ程度ニ止メラレ度ニ關シテハ本省トノ間ニ特ニ密接ナル連絡ヲ
執ラレ度又軍側出先トモ聯繫ヲ保タレ度

本電宛先往電合第六八七號ノ通（以下省略）

246

247

E 3255
DefDoc#2218

Exh. No

支那

昭和十年十月四日廣田大臣發電報
支那、瀋陽、北平、天津、濟南、青島、南京、漢口、廣州、廈門、長
東宛

略合第七一六號（極秘）

對支政策ニ關スル件

往電合第六八七號ニ關シ十月四日外務、陸軍、海軍各大臣ノ談話事項ト
シテ往電合第六八八號ノ通り決定シ總理大臣及大藏大臣之ヲ諒承セリ就
テハ本方針ノ運用（但シ在支大使、南京、北平、天津以外ニ於テハ目下
ノ所發給的ノ運用ヲ豫期シ居ラス從ツテ右四館以外ノ公館ニ於テハ適當
リ合ノ程度ニ止メラレ度）ニ關シテハ本省トノ間ニ密ニ密接ナル連絡ヲ
執ラレ度又軍側出先トモ聯繫ヲ保タレ度

本電宛先往電合第六八七號ノ通（以下省略）

裏面白紙

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

自分林ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ一頁ヨリ成ル一九三五年十月四日廣田外務大臣發電報ト題スル書翰ハ日本政府(外務省)ノ保管ニ係ル公文書ノ發達ノ正確ニシテ眞實ナル高シナルコトヲ證明ス

昭和二十一年十一月十九日 於東京

林

2

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同所

立會人

尾 戸 長 春

昭和十年十月四日廣田大臣發電報

支那・北平、天津、濟南、青島、南京、漢口、福州、厦門、廣東宛

暗合第七二一號（通秘）

往電合第七一六號ニ關シ

今同往電合第六八八號ノ方針決定ヲ見ルニ至レルハ本年六月有吉大使大
使トシテ着任ノ際汪兆銘ヨリ支那側ニテハ日本ノ支那ニ對スル眞ノ要求
カ那邊ニアルカラ知ル必要ヲ痛感シ居ルコト此ノ際日支兩國將來ノ爲少
クトモ十年乃至二十年ノ大計ヲ撰テ親善提携ヲ計リ度キコト等ノ趣旨申
出アリ其ノ後景次文那側要人ヨリ支那トシテハ日文ノ親善提携ヲ希望ス
ルモ日本ノ對支要求カ無制限ナルヘキコトヲ恐ルトノ趣旨ノ申出アリタ
ル關係モアル次第ナリ（此等申出ハ親善ノ際引ヲ伴ヒ居ルヘキモ一方或
程度眞面目ナル懸ナルヘシ）

本電貴官限り絕對極秘トセラレ度

本電宛先（以下省略）

（原文二頁）

裏面白紙

DefDoc 2219

同日於同所

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

立會人

尾戸長春

249

昭和二十一年十一月十九日 於東京

林

2

自分林總ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル
日本語ニ依ツテ書カレ二頁ヨリ成ル一九三五年十月四日廣田外務大臣
發電報ト題スル書頭ハ日本政府（外務省）ノ承認ニ係ル公文書ノ按察
ノ正體ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

文書ノ出所ニ成立ニ關スル證明書

（三號）

裏面白紙

250

(Wd) Ref Doc 2023

發冠昭初十年十月十日

對支政策ニ關シ大臣蔣大使會談ノ件

支、滬、北平、天津、濟南、青島

南京、漢口、福州、厦門、廣東

廣田 外務大臣

暗合第七四七號 極秘級

往電第六八八號ニ關シ

先般歸國ノ上蔣介石等ト種々打合ノ上八月下旬

任後二回來訪日支關係打

アル所アリタルカ七日同

スル本大臣ノ意見ヲ求メ

タルニ付本大臣ヨリ其ノ後各方面トモ協議シ

タルガ本日ハ相談ノ結果ヲ卒直ニ御話致スヘ

シト前提シ

(一) 日本ハ東亞ノ平和維持ヲ最モ意念シ居ル處

右ハ單ニ日支兩國間ノ諒解提携ニ依リ始メ

達成セラル、次第ナリ之カ爲ニハ先ツ日支

間ニ眞ノ親善關係ヲ確立スルコト肝要ナリ

ト思考スル處日本官民ニ於テハ支那側ニテ

ハ常々歐米ノ勢力ヲ利用シテ、日本ヲ牽制

250-1

251

Ref Doc 2023.11

發電昭和十年十月十日

對支政策ニ關シ大臣蔣大使會談ノ件

支、滬、北平、天津、濟南、青島

南京、漢口、福州、厦門、廣東

廣田外務大臣

暗合第七四七號 極秘級

往電第六八八號ニ關シ

先般歸國ノ上蔣介石總ト種々打合ノ上八月下旬
歸任セル蔣大使ハ歸任後二回來訪日支關係打
聽策ニ關シ種々申出アル所アリタルカ七日同
大使來訪右申出ニ對スル本大臣ノ意見ヲ求メ
タルニ付本大臣ヨリ其ノ後各方面トモ協議シ
タルガ本日ハ相談ノ結果ヲ卒直ニ御話致スヘ
シト前提シ

(一)日本ハ東亞ノ平和維持ヲ最モ願念シ居ル處
右ハ單ニ日支兩國間ノ諒解提携ニ依リ始至
達成セラル、次第ナリ之カ爲ニハ先ツ日支
間ニ眞ノ親善關係ヲ確立スルコト肝要ナリ
ト思考スル處日本官民ニ於テハ支那側ニテ
ハ常々歐米ノ勢力ヲ利用シテ、日本ヲ牽制

250-1

Ref Doc 2023

2

スル傾向アリト察ヒ居ルヲ以テ所謂以夷
制夷ノ態度ヲ改ムルコト肝要ニシテ此ノ
際支那側ニ於テ鬱クトモ辨日亦ニ日貨排
斥、排日教育等ヲ全然止ムルト共ニ更ニ
進ンデ積極的ニ日支提携ノ實ヲ爲クル積
一層努力スルコト

(一)

日滿支三國ノ關係調整ノ爲ニハ支那側ニ
於テ此ノ際滿洲國ノ承認ヲ實行スルコト
最上ナルモ支那側トシテモ對内其ノ他ノ
關係上正式承認ヲ困難トスル事情アルヘ
キヲ以テ若シ承認困難ナルニ於テハ差當
リ滿洲國ノ獨立ヲ、既存ノ事實ヲ承認ス
ルコトナク之ガ存在ヲ事實上承認スルコ
トニ依リ少ク共黨支那邊境地方タル北支ニ
於テハ日滿支三國間ニ事實上充分ナル經
済的文化的提携ノ出來得ル様スルコト
(二) 赤化勢力ノ侵播ハ單ニ支那ニ限ツテノミ
ナラス日滿兩國延イテハ東亞全般ニ對ス
ル脅威ナルヲ以テ之ニ對抗スル爲日滿支
三國間ニ虚心坦懷、共同ノ方策ヲ相談ス
ルコト

(三)

250-1

Ref Doc 2023

ノ三點ハ日支提携ノ爲ノ絶対必要條件ニシ
テ先日御話ノ支那側三原則（日文南口ハイ）
相手國ノ國際法上ニ於ケル完全ナル獨立ヲ尊
重シ（ロ）真正ノ友誼ヲ維持シ（ハ）一切ノ事件ヲ
平和的交渉手段ニ依リ解決スルコトナル
モノモ石（一）乃至（三）ノ三條件ニ付日支間話
合出來タル後始メテ御相談ニモ應ジ得ヘリ
又其ノ效果ヲ期待シ得ルニナリト告ケタル
駐大使ハ

（一）

排日取締ニシテハ今後實際國民政府ノ局
ニ當ル者ニ付見ラレ度（陸ニ岡大使ノ外交
部長就任ヲ意味スルヤニ察セラレタリ）

（二）

滿洲國ノ獨立ヲ事實上認ムヘシトテ御意見
ニシテハ自限リニテハ返答スルヲ得サ
ルニ付何レ本國政府ヘ申進スヘシ

（三）

赤化勢力ニ對スル共同方策ノ點ニシテハ
直チニ其實行ノ必要アリヤ又其ノ方法及地
域等ニ付キテハ尙種々考究ヲ要スル點多カ
ルヘシ

尙自分ハ廿日乃至廿五日頃ニハ歸國スヘキニ付
夫レ迄ノ間ニ更ニ數回御訪問ノ上意見ノ交換

251-1

Ref Doc 2023

4

ヲナスコト、
本種宛先、文、需、北平、天津、青島、濟南
南京、漢口、福州、厦門、長沙、英、米ニ
電シ英ヲシテ土ヲ除ク在歐各大使及總府
ハ陸送シ又米ヲシテ伯ヘ電セシメタリ

251-2

Doc, Doc, NO2023

自分林等ハ外務省ニ課長ノ職ニ居ル者ナル筈、茲ニ添附セラレタル
日本語ニ依ツテ書カレ五頁ヨリ成ル支那大使トノ會見ニ關スル口外
務大臣ヨリ駐滿支大使在北京一等書記官天津濟南青島南京漢口蘇州廣
東各總領事及厦門領事宛電報綜合一七四七號昭和十二年十月十日發ト
題スル書類ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ複製ノ正確ニ
シテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年一月十七日 於東京

林

署

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

（三號）

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人

浦

部

勝

局

252

253

裏面白紙

Def Dec No 1333

昭和十年十月二十五日 後上海發電
同年同月同日 後本省着

廣田外務大臣

有 吉 大 使

253-30 (8)
253-30 (8)
(253-30 (8))

ニ對シ先日甘寧ノ際蔣介石及汪兆銘ヨリ閣下ノ蔣作
シ相談ヲ受ケタル由ヲ告ケ其ノ際
ニハ軍事事項モ包括セラレ居ル處是等ノ提案カ一括
シテ廣田外務大臣手ヲ經テ提議セラレタルハ外交ノ常道化ヲ意味スルモ
ノトシテ重要視スヘク此ノ際支那側モ誠心誠意ヲ以テ之ヲ迎ヘ置滿チ
ル協定ニ達スル極努力スル必要アリト語リタルコト
〔提案第一項〕ノ以夷制夷云々ノ點ニ付支那ノ現状ハ既ニ利用スヘキ資
モ無ク又利用ノ必要モ無シ等ノ話出テ
〔第二項〕ノ經濟提携及第三項ノ協同赤化防止ハ例シモ專門的事項トシテ
原則決定後專門家ノ具體的研究取極ニ俟ツヘシトノ話アリ又

253-1

254

昭和十年十月二十五日 後上海發電
同年同月同日 後本省着

廣田外務大臣

有吉大 便

附第八六三號（極秘級）

二十四日黃郛ハ有野ニ對シ先日卷寧ノ際蔣介石及汪兆銘ヨリ瀋下ノ蔣作
實ニ對スル提案ニ關シ相談ヲ受ケタル由ヲ告ケ其ノ際

（一）蔣ハ今則ノ提案中ニハ軍事事項モ包括セラレ居ル處是等ノ提案カ一括
シテ廣田外務ノ手ヲ經テ提議セラレタルハ外交ノ常道化ヲ意味スルモ
ノトシテ重シ視スヘク此ノ際支那側モ誠心誠意ヲ以テ之ヲ迎ヘ置南ナ
ル協定ニシテ其ノ據努力スル必要アリト語リタルコト

（二）提案第一項ヨリ以テ利便云々ノ點ニ付支那ノ現狀ハ既ニ利用スヘキ與
モ無ク又利便ノ必要モ無シ等ノ話出テ

（三）第二項ノ經濟提携及第三項ノ協同赤化防止ハ何レモ專門的事項トシテ
原則決定後專門家ノ具體的研究取極ニ俟ツヘシトノ話アリ又

253-1

254

Ref No #/333

(四) 右赤化防止ノ共同工作ノ範圍ニ付特ニ蔣ヨリ心當リヲ達ヘヨトノ賛同ヲ受クタルモ如何ナル事項ヲ限度トスルヤヲ日本側ニ相談スルコト然ルヘキ旨答ヘ置キタル

題内話シ更ニ黄ハ同人諸君後ノ思付ナリトテ右門ノ協同工作トシテ日本軍ヲ入シテ支那軍隊ト合作スルカ如キコトハ相互ニ不經濟不利害ナルノミナラス外國軍隊ヲ入レテ赤化ノ同趣ヲ發覺ストノ國民的反對ヲ生スルニ付對策實行ヲ練ス總シテ此ノ種協同工作ハ例ヘハ武器ヲ融通又ハ作戦參謀ヲ合作トスフカ如キ表面ニ現ハレサル事項ヲ秘密ニ取極ムルコトガ緊要ナルヘキヲ達シタル趣ナリ何等御參考主ヘ出所其ス他取極主ニ在リアリタル

北平ニ駐京ハ電セリ

253-2

昭和十年十一月十四日午後南京發信
同年同月十五日前本省着

廣田外務大臣

須磨總領事

暗第一二五七號（部外秘）

果大往實ニ依リ御承知ノ通り北支問題に絡ミ國民政府部内ノ對日意見俄然
硬化シ來リ多少ハ共產黨其ノ他ノ不逞分子ノ策動モアルベキカ蓬兆銘狙撃
事件、上海ニ於ケル諸事件等ノ發生ハ偶然ニアラサルモノト觀置クコト我
ルヘシト存ヤラルル一方支那側トシテハ例ヘハ北支等
態ヲ生スルニ於テハ聯露派、玉碎派、歐米派等ヲ驅ツ
ンニ陷ルノ危險鮮シトセズ然ルニ過般本官北支出張
般廟露御決定ノ方針三項ヲ越エテ何等カノ事態ヲ發生
スルコトナキヲ保ヤサル勢アリ而モ此ノ形勢ハ不幸ニモ突如發派セラレタ
ル幣制新計畫ニ纏ハル英國側ノ對支援助ニ依リ促進セラレントスル懼充分
ナリト認メラルル節アリ（數日前ヨリ我方機械化兵團山海關ニ集中セリト
ノ極秘傳込アリ）處置ノ如何ニ依リテハ帝國ニトリ容勿ナラサル局面トモ
ナルヘキニ就テハ勿論既ニ御氣付ノ次第トハ存スルモ北方ニ於テモ嚴ニ廟
議ニ副フ様萬事御手配相成様致度ク國民政府ノ形勢ニモ鑑ミ右實稟ス
支、天津へ轉信セリ

254-1

255

昭和十年十一月十四日午後南京發着
同年同月十五日前本省着

廣田外務大臣

須磨總領事

暗第一二五七號（部外秘）
累次往來ニ依リ御承知ノ通り北支問題に絡ミ國民政府部内ノ對日意見俄然
硬化シ來リ多少ハ共產黨其ノ他ノ不逞分子ノ策動モアルベキカ蓬兆銘狙撃
事件、上海ニ於ケル諸事件等ノ發生ハ偶然ニアラサルモノト觀置クコト我
方對策トシテ必要ナルヘシト存チャルル一方支那側トシテハ例ヘハ北支等
ニ於テ之レ以上ノ事態ヲ生スルニ於テハ聯露派、玉碎派、歐米派等ヲ驅ツ
テ「デスベレーション」ニ陷ルノ危險鮮シトセズ然ルニ過般本官北支出張
中ノ見聞ニ依レハ先般廟議御決定ノ方針三項ヲ越エテ何等カノ事態ヲ發生
スルコトナキヲ保ヤサル勢アリ而モ此ノ形勢ハ不幸ニモ突如發表セラレタ
ル幣制新計畫ニ纏ハル英國側ノ對支援助ニ依リ促進セラレントスル^ハ充分
ナリト認メラルル節アリ（數日前ヨリ我方援械化兵團山海關ニ集中セリト
ノ極秘傳達アリ）處置ノ如何ニ依リテハ帝國ニトリ容勿ナラサル局面トモ
ナルヘキニ就テハ勿論既ニ御氣付ノ次第トハ存スルモ北方ニ於テモ嚴ニ廟
議ニ副フ様萬事御手配相成様致度ク國民政府ノ形勢ニモ鑑ミ右稟ス
支、天津へ轉着セリ

254-1

255

文書ノ出所故ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

自分林登ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日
本語ニ依ツテ審カレ二頁ヨリ成ル電報第一二五七號在南京須磨總領事館
廣田外務大臣宛ト題スル書類ハ日本政府ハ外務省一ノ保管ニ係ル公文書
ノ振替ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年一月十七日

於東京

林

登

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人

尾

戸

長

春

254-2

Ref Doc # 979

番一二九一號ノ一（返信）
有百大使ヨリ

昭和十年十一月二十一日 後東京發
全年 月 全日 後本省發
震田外 新大百

須
圖
圖
圖
圖

談ニ引續キ本使ヨリ談ニ廣田外相ノ提議シタル國
 ノ原則ニ對スル買下ノ意見如何ト質シタルニ露ハ
 則ニ對シ自分ハ全然同意ニシテ之ニ對シ何等ノ對
 件ノ意ナリト復ニ説明セリ一ヲモ有セス直ニ日本
 側ノ希望ヲモ聞キ具體的相談ニ入り遂ニ實行ニハリ
 腹ク決心シ居レリ
 唯北支ニ於テ事態發生スルカ如キコトアラハ本同意
 以結局相談ニ付サ
 ル事態ニ陷ルヘキニ付北支ノ現狀ニ對シ日本側ノ
 慎重ナル考慮ヲ希望
 ン後ト述ヘタリ

1

E 32 57

Ref Doc # 979

22

昭和十年十一月二十一日 東京發電
全年 月 全日 後本當番

廣田外務大臣

書一二九一號ノ一 (返秘)

有言大使ヨリ

須、酒、紙、紙、事

一、往電第一二九〇號會談ニ引續キ本使ヨリ廣田外相ノ提議シタル國
交改善ニ關スル三項ノ原則ニ對スル貴下ノ意見如何ト質シタルニ蔣ハ
返メテ率直ニ右三原則ニ對シ自分ハ全然同意ニシテ之ニ對シ何等ノ對
策ハ唐ハ對案トハ條件ノ意ナリト云フニ説明セリ。ヲモ有セズ直ニ日本
側ノ希望ヲモ爾キ具體的相談ニ入り廻ニ實行ニハリ廣ク決心シ結レリ
唯北支ニ於テ事態發生スルカ如キコトアラハ本問題で結局相談シ得リ
ル事態ニ臨ルヘキニ付北支ノ現狀ニ對シ日本側ノ真意ナル考慮ヲ希望
シ彼等ト通ヘタリ

255

1

256

裏面白紙

Ref. Box 979

三派テ本使ヨリ貴国ニ依レハ北支ノ紛争ヲ無事ニ收拾セラルルヲ望ム
 源件トシテ三原則ノ實行期ヲ決定セントスル意圖ナリヤト質シタル
 二時ハ調停條件トスルト云フカ知キ意味ニアラサルモ元來今回ノ日本
 國境ノ三原則ハ同意カ北支ト密接ナル關係ヲ有シ居リ従テ若シ北支
 ニ事端發生スルカ知キコトアラハ三原則中ノ第二及第三項ハ自然實行
 シ得ルコトトナルヘシト述ヘタルニ言（續ク）

裏面白紙

Doc #977

昭和十一年十一月二十一日後南京電
全 年 全 月 全 日 後 本 省 籍

廣 國 外 務 大 臣

廣 國 外 務 大 臣

第一二九一號ノ二（五）

三本使ハ此ノ通即チ自分ニ要請シ今日與元ニ北支問題ニ付注意ヲ喚起シ
貴方ノ意圖ヲ求メタル所以ナリト告グ更ニ然ラハ三原則ノ實行方法ニ
付テハ後日相談スヘシト通ヘ次テ之ニ關聯シテ本使ヨリ張領有令ノ實
施及借款説、日支航空連絡問題等ニ言及シ夫々別電ノ如キ會談ヲ遂ケ
又最近發生ノ上海水兵事件及日本通商保護等事ニ付テハ抗日空氣
ニ對スル取調方ヲ要求シ併セテ前記三原則カ達カニ實達セラルルニ於
テハ日本側ノ疑念モ無クナリ願交ノ促進ニ役果アルヘシト通ヘタルニ
對シハ抗日運動等ハ決シテ起ルコトナシ自分ハ禁ヨリ非日ニアラス衷心
日支ノ親善ヲ希望シ后リ又支那ヲ愛スル文部ノハ決シテ抗日等ノ行動

257

3

258

裏面白紙

Doc # 979

支、北平、天津へ電報
ニ因ツルコトナキニ河安心アリタシト台ヘタリ

258

4

259

裏面白紙

文書の出所並に成立に關する説明書

私、即ち赤松祐之は明治四十四年六月乃至昭和六年六月外務省官吏であり昭和六年六月外務省より退職の後昭和六年七月乃至昭和十四年十二月社団法人日本國際協會の理事長 Secretary-General of the International

Association of Japan

でありました。

別添日本語に依つて書かれ、はしがき二頁、目次十九頁及本文五百二十八頁より成る四六版の「赤松祐之著、昭和十年の國際情勢」と題する書本國際協會の主宰でありました時に同會の會に依り

の著作を命じたのであります。

私は當時日本國際協會に於て入手し得ました限りの正確なる資料に依り本書を著作しました。

本書は昭和十一年六月十四日日本國際協會から同協會の日本國際協會發售第百六十九號として發行されました。

以上説明致します。

昭和二十二年八月二十一日 於東京

259-1

文書の出所並に成立に關する説明書

私、即ち赤松祐之は明治四十四年六月乃至昭和六年六月外務省官吏であり昭和六年六月外務省より退職の後昭和六年七月乃至昭和十四年十二月社団法人日本國際協會の理事長 Secretary-General of the International

Association of Japan

でありました。

別添日本語に依つて書かれ、はしがき二頁、目次十九頁及本文五百二十八頁より成る四六版の「赤松祐之著、昭和十年の國際情勢」と題する書籍は私が右の如く日本國際協會の理事でありました時に同會の會に依り著作したものであります。

日本國際協會は當時日本國民の間に國際問題を正確忠實に記述した書籍の刊行に對する欲求が増加して居ると認め、右欲求に應ずる爲めに本書の著作を命じたのであります。

私は當時日本國際協會に於て入手し得ました限りの正確なる資料に依り本書を著作しました。

本書は昭和十一年六月十四日日本國際協會から同協會の日本國際協會叢書第六十九號として發行されました。

以上説明致します。

昭和二十二年八月二十一日 於東京

259-1

右署名捺印は私の面前に於て爲されました。

同日於同所

立
合
人

守

島

佐

郎

東京都目黒区中日橋三ノ九九〇
赤松祐之

269-2

高懸

今回、日支兩國政府が、最短の時間と最も簡單な手續とに依り、相互に特派する使節を同時に昇格せしめ、多年の懸案を圓滿解決し得たのは、實に欣幸に堪へぬ。同時に廣田外相の努力と誠意に依り、日支兩國間の國交を改善し、一時期を劃するに至つたのは、國民政府當局の、感佩措く能はざ

新たに大使に任ぜられた有吉氏は、過去に於て日支兩國の國交に貢献した功績が顯著なものがあつた。同氏の任命は國民政府の深く歡迎する所である。

高橋

新たに大使に任ぜられた有吉氏は、過去に於て日支兩國の外交に貢献した
功績が顕著なものがあつた。同氏の任命は國民政府の深く歓迎する所であ
る。

日支大使交換當時の支那外交部公表（赤松
裕之著「昭和十年の國際情勢」第九五頁）
今回、日支兩國政府が、最短の時間と最も簡單な手續とに依り、相互に特
派する使節を同時に昇格せしめ、多年の懸案を圓滿解決したのには、實に特
欣幸に堪へぬ。同時に廣田外相の努力と誠意に依り、日支兩國間の外交を
改革し、一時の困難を創するに至つたのは、國民政府當局の、感佩措く能はざ
る所である。

裏面白紙

Def. Doc. 2270

Exh. 5

右
證
明
ス

昭和二十一年十二月五日

本文書ハ昭和十一年六月十四日日本國際協會ヨリ發行セル拙著「昭和十年の國際情勢」第九五頁ヨリノ正確ナル抜萃ナリ

東京郵目黒真中目黒三ノ九九〇

赤 松 裕 之

裏面白紙

261

2

262

高橋

證 明 書

自分、林君は外務省文書課長の職に居る者なる處外務省の保管に属する公文書中に日華間大使交渉問題に關し一九三五年五月十七日國民政府外交部の發したる聲明（總務課文書第二二七〇號参照）の内容を示す公文書の存在せざる事を證明す。

昭和二十二年九月二十三日

於東京外務省

22-9-20(9)
高橋 文書課長
(12月9日 署名)

林

印

右署名捺印は自分の面前においてなされたり

同日於同所

立會人

浦部

勝

印

262

263

高橋

證 明 書

自分、林君は外務省文書課長の職に居る者なる是外務省の保管に係る公文書中に日華間大使交際問題に關し一九三五年五月十七日國民政府外交部の發したる聲明へ總務課文書第二二七〇號参照の内容を示す公文書の存在せざる事を證明す。

昭和二十二年九月二十三日

於東京外務省

林

印

右署名捺印は自分の面前においてなされたり

同日於同所

立會人

前 部 勝 印

262

263

裏面白紙

22

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

自分吉井道教ハ復員部第二復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添
附セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ八頁ヨリ成ル昭和十年海軍軍縮會議
ニ與フル訓令ト題スル書類ハ日本政府(復員
局長公文書ノ抄萃ノ爲ニシテ眞實ナル寫シナ

昭和十一年三月
吉井道教
(24回ヲ以テ)

於東京

吉井道教

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

齋藤壽

25

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

自分吉井道敷ハ復員廳第二復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添
附セラレタル日本語ニ依ツテ書カレハ頁ヨリ成ル昭和十年海軍軍縮會議
録備考ニ於ケル青森代表ニ與アル訓令ト應スル書類ハ日本政府(復員
廳第二復員局)ノ保管ニ係ル公文書ノ抄本ノ寫本ニシテ眞實ナル寫シナ
ルコトヲ證明ス

昭和二十二年五月十九日

於 東京

吉 井 道 敷

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同所

齋 藤 壽

263

264

裏面白紙

昭和十年海軍軍縮會議建議書交渉ニ於ケル
帝國代表ニ與フル訓令

一帝國が本年五月英海軍縮用年入ニ係ル海軍軍縮建議書交渉ノ開始ニ同意セル所以ノモノハ今次海軍軍縮會議が重大事項ニシテ且汪餘曲折ノ豫想セラシルニ鑑ミ右交渉ニ依リ關係國民ノ環論ヲ無用ニ輕微化セシムルヲ避クルト同時ニ關係代表ト充分ナル意見ノ交換ヲ行ヒ各國係國ノ立場及主張ヲ明カナラシメ以テ帝國主張ノ貫徹ヲ促ルト共ニ帝國國防ノ安固ヲ期シ得ル範圍ニ於テ同會議ノ目的達成ヲ容易ナラシメントスルニ在リ

1

ニ今次建議書交渉ノ進展ヲ促ムベキニ鑑ミ帝國政府ハ閣下ノ御努力ニ期待スル處大ナルモノアル點右折衝ニ當リテハ後援根本方針其ノ他本訓令ノ趣旨ヲ遵セラシメ又海軍専門學識ニ關シテハ首席海軍専門委員ノ意見ヲ徵セラレ度シ
尙交渉ノ根據ナルベキニ鑑ミ其ノ折衝ニ關シテハ閣下ノ裁量ニ依リ訓令ノ範圍内ニ於テ迅速且適切ナル措置ヲ採リ交渉ニ善處セラルベシ

264-1

265

ニ手續上ノ問題ニ關シテハ既ニ主要關係國ト一應意見ノ交換アリタル
 皇本年十月頃ヨリ再臨セラルベキ豫備交渉ニ於テハ未解決ノ事項ニ
 付テモ我方主張ヲ貫徹スルニ努メラレ度シ
 英國政府ニ於テ所請海軍正艦ノ實質問題ノ討論方ヲ再三我方ニ希望
 シ來レルモ英國政府ニ關シテハ必ズシモ然ラズシテ從來英國當路者
 ノ在米當路大使ニ說明セル所ト倫敦ニ於テ英國代表者ノ我方ニ述べ
 タル所トノ間ニハ相當距離アリト認メラルルニ付テハ閣下ハ豫備交
 渉再開ノ希望ニ於テ英國政府ニ於テモ實質問題ニ付充分ナル討論ヲ
 行フノ意アルコトヲ明確ニセラレ以テ交渉方法ニ進歩ナキヲ期セラ
 レタシ尤モ英國政府トシテハ米國艦ニ於テ萬一實質問題ニ付討論ヲ
 行フノ準備ナキ場合ニ於テモ英艦ト適宜右交渉ヲ行フコト達支ナ
 キモ英國が事ヲ交渉ヲ指導シ從テ我立場ヲ不利ナラシムルガ如キコ
 トナキ様留意スルヲ要ス
 今大將軍閣下總務長官ニ於テ英國政府ハ第六次所載根本方針ニ則リ
 兵力ニ關スル公正妥當ニシテ帝國國防ノ安固ヲ期スルニ足ル新協定
 ヲ遂グルノ素地ヲ作り將來厥ルベク國民負擔ノ緩和ヲ圖リ且各國間
 ノ平和親交ヲ増進センコトヲ期スルモノナリ而シテ既存海軍軍備割
 限條約實施期満了後我方ニ不利ナル拘束ヲ持續シ又ハ帝國國
 防ヲ不安ナラシムルガ如キ協定ヲ締結スルガ如キコトハ帝國ノ到底
 容認シ能ハザル所ナルヲ了シ置カレ度シ
 大將軍閣下所載ニ關スル左記英國政府ノ根本方針ハ我方ノ極メテ重要
 視スル所ナルヲ以テ先ヅ以テ我が根本方針ヲ提示シ關係國特ニ英米
 ラシテ之ヲ承認セシムルニ全力ヲ盡サントシ
 英國政府ノ根本方針左ノ如シ
 帝國ハ國家安全ノ爲必要トスル限度ノ軍備ヲ有スルノ權利ハ各國齊
 シク之ヲ享有シ各國國防ノ安全感ヲ害スルコトナク不脅威不侵略ノ
 原則ヲ確立セントスルモノニシテ大海軍國間ニ於ケル軍備ノ方法ト
 シテ各國ノ保有シ得ベキ兵力量ノ共通最大限度ヲ規定スルヲ根本義
 トス
 而シテ之ガ協定ニ當リテハ軍備ノ増減ヲ受導スル爲右限度ヲ小ナラ

265-1

ニ手續上ノ問題ニ關シテハ既ニ主要關係國ト一應意見ノ交換アリタル
 皇本年十月頃ヨリ再臨セラルベキ豫備交渉ニ於テハ未解決ノ事項ニ
 付テモ我方主張ヲ貫徹スルニ努メラレ度シ
 英國政府ニ於テ所請海軍正艦ノ實質問題ノ討論方ヲ再三我方ニ希望
 シ來レルモ英國政府ニ關シテハ必ズシモ然ラズシテ從來英國當路者
 ノ在米當路大使ニ說明セル所ト倫敦ニ於テ英國代表者ノ我方ニ述べ
 タル所トノ間ニハ相當距離アリト認メラルルニ付テハ閣下ハ豫備交
 渉再開ノ希望ニ於テ英國政府ニ於テモ實質問題ニ付充分ナル討論ヲ
 行フノ意アルコトヲ明確ニセラレ以テ交渉方法ニ進歩ナキヲ期セラ
 レタシ尤モ英國政府トシテハ米國艦ニ於テ萬一實質問題ニ付討論ヲ
 行フノ準備ナキ場合ニ於テモ英艦ト適宜右交渉ヲ行フコト達支ナ
 キモ英國が事ヲ交渉ヲ指導シ從テ我立場ヲ不利ナラシムルガ如キコ
 トナキ様留意スルヲ要ス
 今大將軍閣下總務長官ニ於テ英國政府ハ第六次所載根本方針ニ則リ
 兵力ニ關スル公正妥當ニシテ帝國國防ノ安固ヲ期スルニ足ル新協定

254-2

シメ且ツ攻撃的兵力ハ之ヲ極力縮減シ防禦的兵力ハ之ヲ整備シ以テ
 各國ヲシテ攻ムルニ難ク守ルニ不安ナカシムルヲ基礎トセザルベカ
 ラズ之ガ爲高年度軍備縮ハ他ニ比シ一層大ナル犠牲ヲ提供スベキハ勿
 論ナリ

七 前記根本方針ノ要義ニ照準シ必要ニ應ジ右根本方針ヲ前提トシテ左
 記合ミノ上具體的諸問題ニ關スル交渉ヲ開始セラルベシ

一 主力艦ハ會議討議トシテ之ガ全廢ヲ主張スルヲ得

二 航空母艦ハ之ガ全廢ヲ主張ス

三 主力艦、航空母艦存置ノ場合ニ於テハ右兩艦種及甲級巡洋艦ハ乙
 級巡洋艦、驅逐艦及水雷艦ト共ニ一括シテ總噸數ヲ以テ制限ス
 此ノ場合主力艦、航空母艦及甲級巡洋艦ニ付キテハ極力之ヲ縮減
 シ艦數毎ニ各國ニ對シ相當量ヲ定メ帝國及米國ニ對シ右制當ハ同
 量トス

四 主力艦、航空母艦ヲ全廢スル場合亦之ニ準ズ

五 帝國政府ハ成ル可ク早キ時機ニ於テ新協定兵力ニ到達スルコトヲ

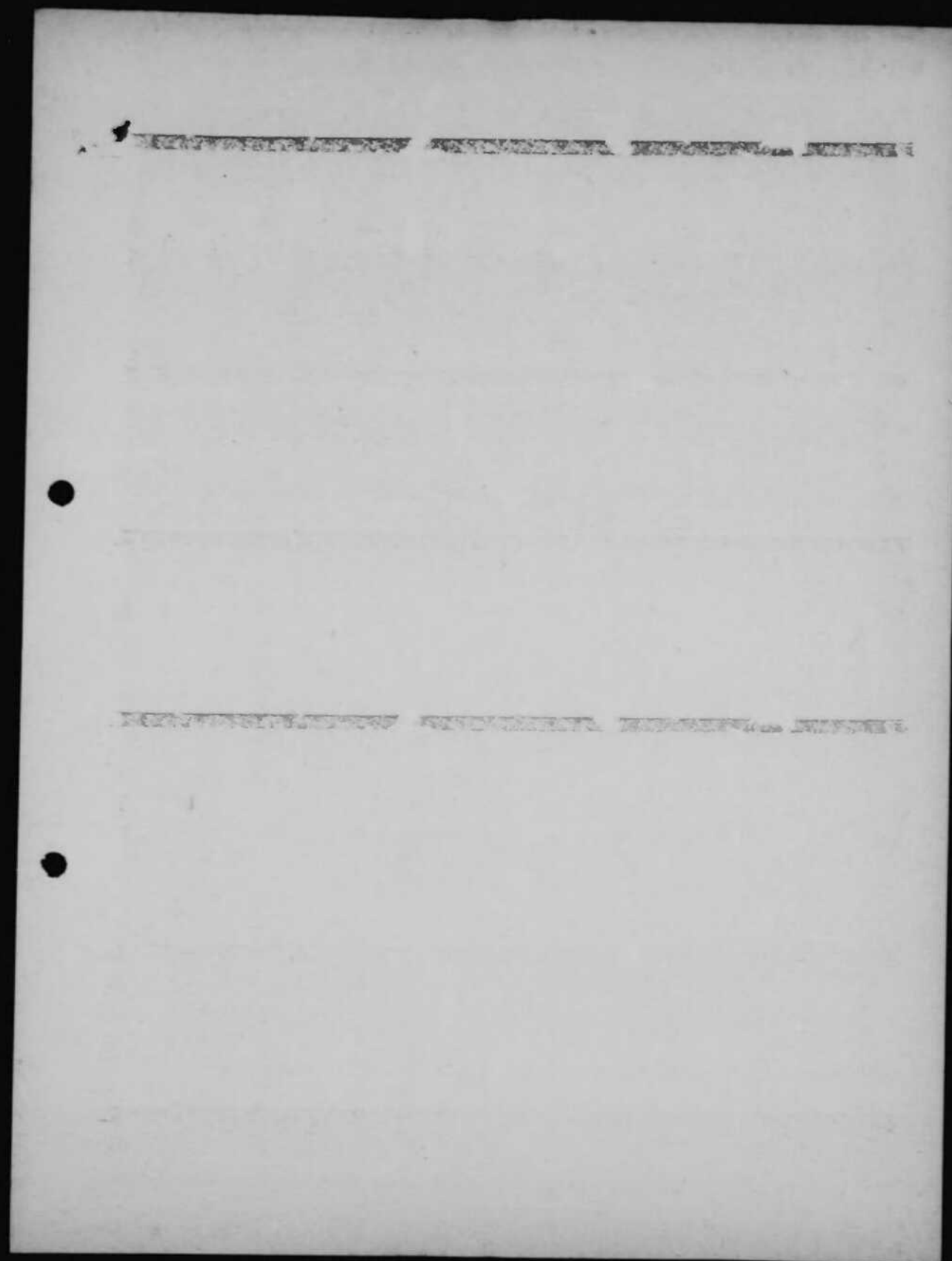
要求スルモノナルモ要スレバ右協定兵力ノ内容ニ應ジ一定期間内
 ニ逐次該兵力ニ到達スルヲ目途トシ協定スルコトヲ考慮シ得

六 餘艦交渉ノ情況如何ニ依リテハ中途ニテ交渉打切り本會議ニ持越シ
 又ハ本會議不開催ニ導カントスル事竊ニ立到ルヤモ知レザル處今又
 交渉終止ノ體面如何ハ爾後ノ國際情勢ニ影響スルコト甚大ナルモノ
 アルベキガ故ニ之等ノ場合ニ於テ我方會議討議ノ大局上ニ不利ヲ招
 來セシメザル機轉ニ警戒セラルベシ

七 佛伊兩國間ノ兵力均等問題ハ未ダ解決ヲ見ズシテ今日ニ至レル次第
 ニテ我方今次ノ主張ト照準シ帝國ノ右二國ニ對スル立場ハ極メテ機
 微ナルモノトナルベキニ付交渉ノ中心ヲ先ヅ英米兩國ニ置キ我方主
 張ガ現下我が國民ノ意氣ナル要望トナリ居ル點ニ出ヅルモノナルコ
 トヲ充分説明シ英米ヲシテ了解セシムルヲ努メ又佛伊側ニ對シテハ
 狀況ニ應ジ我方主張ノ主要目的國ガ英米二國ニ在ル旨ヲ説明シ佛伊
 兩國間ノ關係ニ付テハ直接關係國ノ間ニ適當ナル妥結點ヲ見出サル
 ルコトニ付何等ノ異議ヲ有セザル旨ヲ可然説明シ置カレ度シ

右ニ對シ要領中ニモ如キハ相當の色ヲ示スモノト豫想セラル
ルニ英國側ノ一部ニ於テハ華府條約ノ存續ニ異論アルモノノ如
クハ力ヲ盡シ止運告後二年ニハ條約完全部ニ關シ同條約ノ廢止ヲ見ルニ
至ルベキモノナルガ故ニ寧ロ爾後ノ交渉ヲ友好的緊密ニ進展セ
ルニ努ムルニ當ルルニ關シ各國共同シテ昭和十一年末日迄ニ本條約ヲ
廢止シテ交渉ノ關係ヲ維持セラルベシ
但シ右交渉ノ關係が我々提議ヲ應諾セザル場合若ハ其ノ諾否
ノ懸念ヲ明カニセザル場合ニハ帝國政府ハ本件ニ關シ帝國獨自ノ見
解ニ依リ本年末迄ニ廢止通告ヲ爲スベキハ勿論ナリ
一日本側ハ條約ノ存續ニ對シ互ハ事項及不別令ノ懸念ニ據リ幾キ事項ニ關シ
一テハ其ノ關係ヲ維持セラルベシ

大英海軍提議制限ニ關スル華府條約ハ今次海軍軍縮條約交渉ニ對スル帝
國ノ主張ニ鑑ミ昭和十一年末限リ之ヲ廢止スル帝國政府ノ方針ナル
處我方ニ於テハ之ガ廢止ヲ爲スモ海軍軍縮條約ニ關スル協定ヲ爲サ
ザルコトヲ欲スルニハ非ズシテ關係各國ニ公正妥當ナル新協定ヲ達
スルコトヲ世界平和ノ確立ニ貢獻セントスルモノナリ然レテ今次條約交渉
ニ於テ先ヅ以テ我方根本方針ヲ提示スルト共ニ右方針ニ照ラシ華府
條約廢止ハ之ヲ廢止スルノ已ムナキニ到ルベキコトヲ關係國代表者
ニ印象セシムルヲ適當ナリト認ム就テハ我方今次ノ主張が現下國民
ノ愛護ナル要望ニ基クモノニシテ帝國政府トシテハ早晩同條約廢止
通告ヲ爲スコトニ決定シ居ル次第ナルモ他方帝國ハ已來將ル限リ友
誼的且效果のニ條約交渉ヲ行ハムト欲シ廢止通告ハ之ヲ延擱ヘ居ル
實情ニシテ此ノ關係條約ノ合意ニ依リ今年中ニ之ガ廢止通告ノ手
續ヲナシ次デ各國地方シテ新條約ノ成立ニ努ムルノ形式ヲ採ルニ於
テハ條約ノ廢止ニ安スルノ效果ヲカラザルベキコトヲ適宜關係國代
表ニ說明セラレ居居面ヲ右ニ導ク誠努力相成度シ



(Wd)

Def Dc No. 1846

發電昭和十一年一月十二日 後

軍 縮 全 程

軍縮會議全程ニ對スル同調

廣田外務大臣

(略) 増第一三號(舊學館長符號級)

電第五四號ニ關シ

貴全權等ノ御努力ヲ深謝ス

一、大日本委員會其ノ他ニ於テ貴全權ハ帝國政府ノ根本方針ハ共通最大

ハニテ

ニテ

ニテ

進攻的の艦船ノ全廢若クハ極度ノ縮減ニ關スル豫テノ主張ヲ懇切

ニ說明シ帝國政府ハ右根本方針ニ基ク公正妥當ナル軍縮條約ノ締結

ヲ熱望スル以外他意ナキコトヲ聲明シテ我方ノ軍縮事業ニ對スル誠

意ヲ披瀝スルノ方法ヲ盡グレ度シ而モ猶我方根本主張貫徹セザル場

合ニハ帝國政府ハ會議ニ殘留シテ達達通報案、質的制限案ヲ討議ス

268-1

發露昭和十一年一月十二日 後

軍 縮 全 程

廣田 外務大臣

軍縮會議全程ニ對スル同調

(略) 増第一三號(經略館長將略)

貴軍第五四號ニ關シ

貴全權等ノ御努力ヲ深謝ス

一、次同ノ委員會其ノ他ニ於テ貴全權ハ帝國政府ノ根本方針ハ共通最大
限度ヲ設定スルト共ニ攻撃的兵力ハ益々減少方面ニ互リ之ヲ縮減シ以
テ不脅威不侵略ノ原則ヲ確立スルニ在ルコト並ニ共通最大限度案ト
不離ノ關係ニ在ル我黨底的減少案即チ航空母艦、主力艦及甲級巡洋
艦等攻撃的艦船ノ全廢若クハ極度ノ縮減ニ關スル豫テノ主張ヲ懇切
ニ說明シ帝國政府ハ右根本方針ニ基ク公正妥當ナル軍縮條約ノ締結
ヲ熱望スル以外他意ナキコトヲ聲明シテ我方ノ軍縮事業ニ對スル誠
意ヲ披瀝スルノ方法ヲ盡グレ度シ而モ猶我カ根本主張貫徹セザル場
合ニハ帝國政府ハ會議ニ殘留シテ連續通報案、質的制限案ヲ討議ス

夢ト垢新ヲ聞クルコト差支ナシ
 四 國ヲ除ク會議ヲ開催スルニ於テハ之ニ對シテ「オプザーバー」
 シヲ出スコトニハ同意セラレ差支ナシ但シ人選ニ關シテハ決定ヲ指示スベシ

269-1

ベキ意思ナク窮極ノトコロ會議脫退ハ已ムヲ得ザル所ナリ
 二 右ニ依リ帝國提案ニ對シ篤ト各國全權ノ再考ヲ促スト共ニ之ガ採決
 ヲ強フルコトナク他方後三。潛水艦使用制限等ノ取極ニハ異存ナ
 キコトヲ明ニシ以テ成ル可ク早目ニ關係五國間ニ潛水艦使用制限等
 協定可能ナルモノヲ取決メ尙關係國間ニ軍備競争ヲ爲サズト言フガ
 如キ共同宣言ヲ屬シテ本會議ヲ終了セシムル據誘導シ爾餘ノ問題ニ
 付キ各國ノ希望スル場合ニハ帝國ノ參加セザル新ナル會議ニ譲ルガ
 如キ形式ヲ採ラシムルニ於テハ局面收斂上得策ナリト思考セララル
 三 英國側ニ於テハ倫敦條約第四條第二十二條ノ潛水艦使用制限ニ關ス
 ル條項ヲ獨立ノ協定トシテ存置セシメタキ案實チ有スル處同條ノ規
 定ハ我方ニ於テモ之ヲ獨立ノ協定トナスニ異議ナク又要スレバ軍府
 條約中第十四條（商船ノ武装ニ關スル制限）、第十七條（戰爭中他
 國ノ爲ニ建造中ノ軍艦使用禁止）、第十八條（電燈ノ處分方法ニ關ス
 ル協定）ノ諸條項ハ其ノ趣旨ヲ存置スルコトニ我方トシテ異議ナキ所
 ナルヲ以テ之等諸條項ヲ並列シ新ナル協定トナスコトニ付キ門係國代

268-2

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

自分吉井道敷ハ復員廳第二復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添
附セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ三頁ヨリ成ル軍需會議全種ニ對スル
同訓ト題スル書類ハ日本政府ハ復員廳第二復員局ノ保管ニ係ル公文書
ノ抄奉ノ正確ニシテ真實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年五月二十八日 於東京

吉井道敷

4

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 齋藤 壽

263-2